

大鹿村地域防災計画

令和 7 年 3 月

大鹿村防災会議

目 次

第1編 総 則	1
第1節 計画作成の趣旨	2
第2節 防災の基本方針	3
第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	5
第4節 防災面からみた大鹿村の概要	13
第5節 想定地震とその被害	16
第6節 防災ビジョン	21
第2編 風水害対策編	23
第1章 災害予防計画	24
第1節 風水害に強いむらづくり	24
第2節 災害発生直前対策	30
第3節 情報の収集・連絡体制計画	32
第4節 活動体制計画	34
第5節 広域相互応援計画	37
第6節 救助・救急・医療計画	41
第7節 消防・水防活動計画	45
第8節 要配慮者支援計画	49
第9節 緊急輸送計画	57
第10節 障害物の処理計画	60
第11節 避難の受入活動計画	61
第12節 孤立防止対策	70
第13節 食料品等の備蓄・調達計画	73
第14節 給水計画	75
第15節 生活必需品の備蓄・調達計画	77
第16節 危険物施設等災害予防計画	79
第17節 電気施設災害予防計画	81
第18節 上水道施設災害予防計画	83
第19節 通信・放送施設災害予防計画	84
第20節 災害広報計画	86
第21節 土砂災害等の災害予防計画	88
第22節 建築物災害予防計画	92
第23節 道路及び橋梁災害予防計画	94
第24節 河川施設等災害予防計画	96
第25節 ため池災害予防計画	97
第26節 農林産物災害予防計画	98
第27節 二次災害の予防計画	100

第 28 節	防災知識普及計画	103
第 29 節	防災訓練計画	109
第 30 節	災害復旧・復興への備え	112
第 31 節	自主防災組織等の育成に関する計画	114
第 32 節	企業防災に関する計画	116
第 33 節	ボランティア活動の環境整備	118
第 34 節	財政調整基金積立及び運用計画	121
第 35 節	風水害対策に関する調査研究及び観測	122
第 36 節	観光地の災害予防計画	123
第 37 節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	124
第 2 章	災害応急対策計画	125
第 1 節	災害直前活動	125
第 2 節	災害情報の収集・連絡活動	140
第 3 節	非常参集職員の活動	155
第 4 節	広域相互応援活動	173
第 5 節	ヘリコプターの運用計画	178
第 6 節	自衛隊の災害派遣	182
第 7 節	救助・救急・医療活動	187
第 8 節	消防・水防活動	192
第 9 節	要配慮者に対する応急活動	197
第 10 節	緊急輸送活動	201
第 11 節	障害物の処理活動	204
第 12 節	避難受入及び情報提供活動	206
第 13 節	孤立地域対策活動	224
第 14 節	食料品等の調達供給活動	227
第 15 節	飲料水の調達供給活動	230
第 16 節	生活必需品の調達供給活動	232
第 17 節	保健衛生、感染症予防活動	234
第 18 節	遺体の捜索及び対策等の活動	237
第 19 節	廃棄物の処理活動	238
第 20 節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	240
第 21 節	危険物施設等応急活動	241
第 22 節	電気施設応急活動	244
第 23 節	上水道施設応急活動	246
第 24 節	通信・放送施設応急活動	248
第 25 節	災害広報活動	250
第 26 節	土砂災害等応急活動	255
第 27 節	建築物災害応急活動	258

第 28 節	道路及び橋梁応急活動	260
第 29 節	河川施設等応急活動	262
第 30 節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	263
第 31 節	ため池災害応急活動	267
第 32 節	農林産物災害応急活動	268
第 33 節	文教活動	270
第 34 節	飼養動物の保護対策	273
第 35 節	ボランティアの受入体制	274
第 36 節	義援物資及び義援金の受入体制	276
第 37 節	災害救助法の適用	278
第 38 節	観光地の災害応急対策	280
第 3 章	災害復旧計画	281
第 1 節	復旧・復興の基本方針の決定	281
第 2 節	迅速な原状復旧の進め方	282
第 3 節	計画的な復興	284
第 4 節	資金計画	287
第 5 節	被災者等の生活再建等の支援	288
第 6 節	被災中小企業等の復興	293
第 7 節	被災した観光地の復興	295
第 3 編	震災対策編	297
第 1 章	災害予防計画	298
第 1 節	地震に強いむらづくり	298
第 2 節	情報の収集・連絡体制計画	302
第 3 節	活動体制計画	303
第 4 節	広域相互応援計画	303
第 5 節	救助・救急・医療計画	303
第 6 節	消防・水防活動計画	303
第 7 節	要配慮者支援計画	303
第 8 節	緊急輸送計画	303
第 9 節	障害物の処理計画	303
第 10 節	避難の受入活動計画	304
第 11 節	孤立防止対策	312
第 12 節	食料品等の備蓄・調達計画	312
第 13 節	給水計画	312
第 14 節	生活必需品の備蓄・調達計画	312
第 15 節	危険物施設等災害予防計画	312
第 16 節	電気施設災害予防計画	312
第 17 節	上水道施設災害予防計画	312

第 18 節	通信・放送施設災害予防計画	312
第 19 節	災害広報計画	312
第 20 節	土砂災害等の災害予防計画	312
第 21 節	建築物災害予防計画	313
第 22 節	道路及び橋梁災害予防計画	315
第 23 節	河川施設等災害予防計画	316
第 24 節	ため池災害予防計画	316
第 25 節	農林産物災害予防計画	316
第 26 節	積雪期の地震災害予防計画	317
第 27 節	二次災害の予防計画	319
第 28 節	防災知識普及計画	320
第 29 節	防災訓練計画	324
第 30 節	災害復旧・復興への備え	324
第 31 節	自主防災組織等の育成に関する計画	324
第 32 節	企業防災に関する計画	324
第 33 節	ボランティア活動の環境整備計画	324
第 34 節	財政調整基金積立及び運用計画	324
第 35 節	災害対策に関する調査研究及び観測	325
第 36 節	観光地の災害予防計画	325
第 37 節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	325
第 2 章	災害応急対策計画	326
第 1 節	災害情報の収集・連絡活動	326
第 2 節	非常参集職員の活動	326-6
第 3 節	広域相互応援活動	326-7
第 4 節	ヘリコプターの運用計画	326-11
第 5 節	自衛隊の災害派遣	326-11
第 6 節	救助・救急・医療活動	326-11
第 7 節	消防・水防活動	326-11
第 8 節	要配慮者に対する応急活動	326-11
第 9 節	緊急輸送活動	326-11
第 10 節	障害物の処理活動	326-11
第 11 節	避難受入及び情報提供活動	327
第 12 節	孤立地域対策活動	341
第 13 節	食料品等の調達供給活動	341
第 14 節	飲料水の調達供給活動	341
第 15 節	生活必需品の調達供給活動	341
第 16 節	保健衛生、感染症予防活動	341
第 17 節	遺体の捜索及び対策等の活動	341

第 18 節	廃棄物の処理活動	341
第 19 節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	341
第 20 節	危険物施設等応急活動	341
第 21 節	電気施設応急活動	341
第 22 節	上水道施設応急活動	342
第 23 節	通信・放送施設応急活動	342
第 24 節	災害広報活動	342
第 25 節	土砂災害等応急活動	342
第 26 節	建築物災害応急活動	342
第 27 節	道路及び橋梁応急活動	342
第 28 節	河川施設等応急活動	342
第 29 節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	342
第 30 節	ため池災害応急活動	342
第 31 節	農林産物災害応急活動	342
第 32 節	文教活動	342
第 33 節	飼養動物の保護対策	342
第 34 節	ボランティアの受入体制	342
第 35 節	義援物資及び義援金の受入体制	343
第 36 節	災害救助法の適用	343
第 37 節	観光地の災害応急対策	343
第 3 章	災害復旧計画	345
第 1 節	復旧・復興の基本方針の決定	345
第 2 節	迅速な原状復旧の進め方	345
第 3 節	計画的な復興	345
第 4 節	資金計画	345
第 5 節	被災者等の生活再建等の支援	345
第 6 節	被災中小企業等の復興	345
第 7 節	被災した観光地の復興	345
第 4 章	東海地震に関する事前対策活動	346
第 1 節	総則	346
第 2 節	東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制	347
第 3 節	災害情報の収集・連絡活動	348-2
第 4 節	災害広報活動	348-2
第 5 節	避難受入及び情報提供活動	348-2
第 6 節	食料品等、飲料水、生活必需品の調達供給活動	348-2
第 7 節	救助・救急・医療活動及び保健衛生、感染症予防活動	348-2
第 8 節	文教活動	348-2
第 9 節	消防・水防活動	348-2

第 10 節	防災関係機関の講ずる対策	349
第 11 節	自主防災活動	351
第 12 節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	352
第 13 節	道路及び橋梁応急活動	352
第 14 節	緊急輸送活動	352
第 15 節	他の機関に対する応援の要請	353
第 16 節	村が管理する施設等の対策	354
第 17 節	事業所等対策計画	356
第 18 節	その他の計画	357
第 5 章	南海トラフ地震臨時の運用（南海トラフ地震防災対策推進計画）	358
第 1 節	総則	358
第 2 節	南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制	361
第 3 節	情報の収集伝達計画	364
第 4 節	広報計画	365
第 5 節	災害応急対策をとるべき期間	367
第 6 節	避難対策等	368
第 7 節	住民の防災対応	370
第 8 節	企業等対策計画	371
第 9 節	防災関係機関のとるべき措置	373
第 10 節	関係機関との連携協力の確保	375
第 11 節	地震防災上必要な教育及び広報に関する防災知識の普及計画	376
第 12 節	円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	379
第 13 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	382
第 14 節	防災訓練計画	383
第 4 編	その他災害対策編	385
第 1 章	雪害対策	386
第 1 節	災害予防計画	386
第 1 款	雪害に強い地域づくり	386
第 2 款	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	390
第 3 款	観測・予測体制の充実	391
第 2 節	災害応急対策計画	392
第 1 款	災害直前活動	392
第 2 款	除雪等の実施と雪崩災害の防止活動	393
第 3 款	避難受入活動に当たっての雪崩災害等に対する配慮	395
第 2 章	航空災害対策	397
第 1 節	災害予防計画	397
第 1 款	情報の収集・連絡体制の整備	397

第2款 災害応急体制の整備	398
第2節 災害応急対策計画	399
第1款 情報の収集・連絡・通信の確保	399
第2款 活動体制の確立	400
第3款 捜索、救助・救急及び消火活動	401
第4款 関係者等への情報伝達活動	401
第3章 道路災害対策	404
第1節 災害予防計画	404
第1款 道路交通の安全のための情報の充実	404
第2款 道路（橋梁等を含む。）の整備	405
第3款 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	405
第2節 災害応急対策計画	407
第1款 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保	407
第2款 救急・救助・消火活動	408
第3款 災害応急対策の実施	408
第4款 関係者への情報伝達活動	409
第5款 道路（橋梁等を含む。）の応急復旧活動	410
第4章 危険物等災害対策	413
第1節 災害予防計画	413
第1款 危険物等関係施設の安全性の確保	413
第2款 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	414
第2節 災害応急対策計画	416
第1款 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	416
第2款 災害の拡大防止活動	416
第3款 危険物等の大量流出に対する応急対策	418
第5章 大規模な火事災害対策	421
第1節 災害予防計画	421
第1款 災害に強いむらづくり	421
第2款 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	422
第2節 災害応急対策計画	426
第1款 消火活動	426
第2款 避難誘導活動	427
第3節 災害復旧計画	428
第1款 計画的復興の進め方	428
第6章 林野火災対策	430
第1節 災害予防計画	430

第1款 林野火災に強い地域づくり	430
第2款 林野火災防止のための情報の充実	431
第3款 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	432
第2節 災害応急対策計画	434
第1款 林野火災の警戒活動	434
第2款 発災直後の情報の収集・連絡体制	435
第3款 活動体制の確立	435
第4款 消火活動	436
第5款 二次災害の防止活動	437
第3節 災害復旧計画	439
第7章 原子力災害対策	441
第1節 総則	441
第2節 災害に対する備え	443
第3節 災害応急対策	445
第4節 災害からの復旧・復興	449
第5節 核燃料物質等輸送事故災害への対応	450
別紙 各計画担当一覧	451

第 1 編 総 則

第 1 節 計画作成の趣旨

第 1 節 計画作成の趣旨	1 計画の目的
	2 計画の推進及び修正
	3 長野県地域防災計画との関係
	4 計画の周知徹底
	5 大鹿村受援計画を踏まえた防災計画の作成等

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含め、大鹿村の地域に係る災害について、災害予防、災害応急対策、災害復旧対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

2 計画の推進及び修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、適宜検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正し、常に有効な防災業務の遂行を図るものとする。

また、この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各関係機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

各関係機関は、本計画に関係ある事項について、計画修正案を大鹿村防災会議に提出するものとする。

3 長野県地域防災計画との関係

この計画は、長野県地域防災計画を基準として、共通する計画については、県の計画を準用し、その範囲内において作成したものである。

4 計画の周知徹底

本村職員、関係各機関は、本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する教育及び訓練を実施して、本計画の習熟に努めるとともに、広く住民に対し周知徹底を図り、地域防災計画に寄与するものとする。

5 大鹿村受援計画を踏まえた防災計画の作成等

この計画は、大規模災害時において国や県及び他市町村等から広域的な人的・物的応援を円滑に受け入れ、被災者に迅速に届けるために、後方支援を行う防災拠点の設置や受援業務及び担当部署の明確化など具体的な受援体制を構築するために策定した「大鹿村受援計画」とともに防災対応を実施する。

第2節 防災の基本方針

第2節 防災の基本方針

1 基本方針

2 計画の構成

1 基本方針

この計画は、大鹿村村域の防災に関し、国・地方公共団体及び、その他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防、災害応急、災害復旧及び、その他の必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものであり、計画の樹立並びに推進に当たっては、下記の諸点を基本とする。

(1) 防災活動拠点の整備

核となる施設や設備の整備を始め、活動体制や組織づくり等の運営を積極的に支援する。

(2) 防災情報の周知及び収集・伝達体制の確立

住民のおかれた環境を知らせるため、大鹿村の災害危険箇所の周知と啓発を図るとともに、防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民に提供できるようにする。

(3) 避難場所の指定、誘導と収容体制の整備

地区公民館、小・中学校、公園空地等の避難地の確保と管理、避難誘導及び収容体制等を含めた避難地の検討並びに整備体制の充実を図る。

(4) 防災意識の高揚と組織体制の整備

住民に対する防災知識の普及・広報活動を積極的に行うとともに、防災訓練を実施し、防災意識の高揚と地域の自主防災活動への参加を促す。

(5) 要配慮者対策

高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の家庭や地域ぐるみによる的確な把握や災害時の情報伝達、救助体制、避難場所の周知、誘導等これらの防災体制の確立を図る。

(6) 活動体制の整備

災害の発生及びおそれのあるとき、職員の非常参集や情報収集連絡体制の確立、関係機関との緊密な連携に努める。

(7) 緊急輸送体制の整備

災害発生時の緊急通行車両の通行を確保すべく、緊急交通路の選定と確保及び国・県の選定する緊急交通路との連携を強化する。

(8) 地震防災対策

地震による災害から住民の生命、身体及び財産を確保するため、各施設等の整備に当たっては、大鹿村国土強靱化地域計画や地震防災対策特別措置法等に基づき、地震災害に対処するための事業の実施を推進する。

(9) 広域連携

阪神・淡路大震災及び東日本大震災、熊本地震等の大規模地震のほか、台風、集中豪雨等の大規模風水害等の教訓から、広域で発生した災害に対して、近接自治体間の相互協力・支援体制の構築を図る。

(10) 男女共同参画の視点

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

2 計画の構成

この計画は、大鹿村で過去に発生した災害及び本村の地勢、気象、その他地域の特性から想定される災害に対し、以下の事項について定めたものである。

(1) 第1編 総則

本計画策定の趣旨、基本方針、防災関係諸機関の処理すべき事務又は業務の大綱、前提条件等について定める。

(2) 第2編 風水害対策編

ア 第1章 災害予防計画

災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するため、また効果的な災害応急・復旧のために、平素において実施すべき諸施策及び施設の整備等についての計画とする。

イ 第2章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合においてこれを防御し、又は応急救助を行う等、災害の拡大を防止するための計画とする。

ウ 第3章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害により被害を受けた施設の原形復旧にとどまらず、災害に強い都市を再構築するための計画とする。

(3) 第3編 震災対策編

ア 第1章 災害予防計画

災害予防計画は、地震による災害の発生を未然に防止するため、また効果的な地震災害応急・復旧のために、平素において実施すべき諸施策及び施設の整備等についての計画とする。

イ 第2章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、地震が発生した場合においてこれを防御し、又は応急救助を行う等、地震災害による被害の拡大を防止するための計画とする。

ウ 第3章 災害復旧計画

災害復旧計画は、地震災害により被害を受けた施設の原形復旧にとどまらず、地震災害に強い都市を再構築するための計画とする。

エ 第4章 東海地震に関する事前対策活動

東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時に実施する地震防災応急対策について必要な事項を定めた計画とする。

オ 第5章 南海トラフ地震臨時の運用（南海トラフ地震防災対策推進計画）

南海トラフ地震に関連する情報等の発令時の、情報の流れと実施する地震防災対策、そして事前の対策について必要な事項を定めた計画とする。

(4) 第4編 その他災害対策編

その他災害対策編として、下記のとおり、雪害対策、航空災害対策、道路災害対策、危険物等災害対策、大規模な火事災害対策、林野火災対策、原子力災害対策について、各の発生時に、住民を災害から守るために実施する対策について必要な事項を定めた計画とする。

ア 第1章 雪害対策

イ 第2章 航空災害対策

ウ 第3章 道路災害対策

エ 第4章 危険物等災害対策

オ 第5章 大規模な火事災害対策

カ 第6章 林野火災対策

キ 第7章 原子力災害対策

第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 各機関等の責務

2 各機関の事務又は業務の大綱

1 各機関等の責務

(1) 大鹿村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、大鹿村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 長野県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

(3) 南信州広域連合飯田広域消防本部

飯田広域消防本部は、本村を含む構成市町村の消防機関として、非常災害時には、消防法に基づく権限により自主的な防災活動を実施するとともに、村及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体等と相互に協力し、防災活動を実施する。

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大鹿村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、村及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、村及び県の活動が円滑に行われるようにその業務に協力する。

(6) 公共的団体及び防災上必要な施設の管理者

日頃から災害予防体制の整備を図るとともに、災害には災害応急措置を実施する。また、村、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(7) 住民

住民は、日頃から大規模災害に備え、村、県、その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

2 各機関の事務又は業務の大綱

大鹿村及び大鹿村の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び村内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて大鹿村の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
大鹿村	・大鹿村防災会議、大鹿村災害警戒本部、大鹿村地震災害警戒本部及び大鹿村災害対策本部に関すること ・防災施設の新設、改良及び復旧に関すること等整備に関すること ・水防その他の応急措置に関すること ・被災施設の応急措置及び復旧に関すること ・村域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること ・警報の伝達及び避難指示等に関すること ・被災者に対する救助及び救護措置に関すること ・災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること ・防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること ・自衛隊の災害派遣要請の県（南信州地域振興局）への求めに関すること ・その他村の所掌事務についての防災対策に関すること ・村内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること
長野県	・長野県防災会議に関すること ・防災施設の新設、改良及び復旧に関すること ・水防その他の応急措置に関すること ・県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること ・被災者に対する救助及び救護措置に関すること ・災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること ・その他県の所掌事務についての防災対策に関すること ・市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること ・自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
消防団		・ 消防施設・消防体制の整備に関すること ・ 防災に関する訓練、教育、広報に関すること ・ 消防及び救助活動に関すること ・ 災害情報の収集・伝達に関すること ・ 水防活動に関すること
南信州広域連合 飯田広域消防本部		・ 消防施設等の新設、改良等整備に関すること ・ 防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること ・ 災害情報等に関する伝達、災害の情報及び被害調査に関すること ・ 避難指示等に関すること ・ 消防及び救急活動に関すること ・ 水防活動に関すること ・ 構成市町村災害対策本部・消防団との連携・協調・情報収集に関すること ・ 被災者の救出に関すること
飯田警察署		・ 災害関連情報の収集、情報共有に関すること ・ 被災者の避難誘導、救出、救助活動に関すること ・ 交通規制に関すること ・ 行方不明者の捜索及び遺体の検視に関すること ・ 犯罪の予防、取締りに関すること
指定 地方 行政 機関	関東管区警察局	・ 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること ・ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること ・ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること ・ 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
	関東財務局 (長野財務事務所)	・ 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること ・ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること
	関東信越厚生局	・ 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること ・ 関係機関との連絡調整に関すること

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 行政 機関	関東農政局 (長野県拠点)	●災害予防対策 ・ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事 ・農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関する事 ●応急対策 ・農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事 ・災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事 ・災害時における生鮮食料品等の供給に関する事 ・災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事 ・土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関する事 ●復旧対策 ・災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事 ・災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事
	中部森林管理局	・国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関する事 ・林野火災の予防及び発生時の応急措置に関する事 ・災害応急対策用材の供給に関する事
	関東経済産業局	・生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 ・被災商工鉦業者の業務の正常な運営の確保に関する事 ・被災中小企業の振興に関する事
	中部経済産業局	・電気の供給の確保に必要な指導に関する事
	関東東北産業保安監督部	・火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関する事 ・鉦山における災害防止及び災害時の応急対策に関する事
	中部近畿産業保安監督部	・電気の保安に関する事。
	北陸信越運輸局	・災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関する事
	東京管区气象台 (長野地方气象台)	・地震情報、「南海トラフ地震に関連する情報」等の通報 ・気象等の観測及びその成果の収集、発表 ・気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説 ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発 ・災害防止のための統計調査

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 行政 機関	信越総合通信局	・ 災害時における通信・放送の確保に関すること ・ 非常通信に関すること ・ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の、臨機の措置に関すること ・ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること
	長野労働局 (飯田労働基準監督署)	・ 事業場における産業災害の防止に関すること ・ 事業場における自主的防災体制の確立に関すること
	中部地方整備局 (天竜川上流河川事務所) (飯田国道事務所) (天竜川ダム統合管理事務所) 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)・リエゾン	● 災害予防 ・ 所管施設の耐震性の確保 ・ 応急復旧用資機材の備蓄の推進 ・ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ・ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定 ・ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 ● 応急・復旧 ・ 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 ・ 防災関係機関との連携による応急対策の実施 ・ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 ・ 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報の伝達 ・ 所管施設の緊急点検の実施 ・ 緊急を要すると認められる場合の申合せに基づく自主的な応急対策の実施 ● 警戒宣言時 ・ 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達 ・ 地震災害警戒体制の整備 ・ 人員・資機材等の配備・手配 ・ 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力 ・ 道路利用者に対する情報の提供 ・ 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること ・ 災害時における応急復旧活動に関すること
	中部地方環境事務所	・ 有害物質の漏えい及び石綿の飛散防止に関すること。 ・ 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。
	関東地方測量部	・ 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 ・ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。 ・ 地殻変動の監視に関すること。
陸上自衛隊 第13普通科連隊 松本駐屯部隊		・ 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること ・ 災害時における応急復旧活動に関すること

第1編 総 則

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関	日本郵便(株) 信越支社	・災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱及び援護対策等に関する事 ・災害時における窓口業務の確保に関する事
	東日本電信電話(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	・電気通信設備の保全に関する事 ・災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関する事
	日本銀行(松本支店)	・金融機関の支払に対する現金の準備に関する事 ・損傷通貨の引換えに関する事
	日本赤十字社 長野県支部	・医療、助産等の救助、救護に関する事 ・地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関する事 ・義援金の募集に関する事
	国立病院機構 (関東信越グループ)	・医療、助産等救助、救護に関する事
	日本放送協会 (長野放送局)	・災害情報等広報に関する事 ・気象予報及び、災害情報等広報に関する事 ・放送網の復旧に関わる事
	日本通運(株) (長野支店)	・災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関する事
	中部電力パワーグリッド(株)	・電力施設の保全、保安に関する事 ・電力の供給に関する事
指定地方公共機関	信南交通(株) 伊那バス(株) (公社)長野県バス協会	・災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関する事
	(公社)長野県トラック協会飯田支部	・災害時における貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関する事
	放送事業者	・気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事
	長野県情報ネットワーク協会	・気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事
	(一社)飯田医師会 (一社)飯田下伊那歯科医師会 飯伊地区包括医療協議会	・災害時における医療、助産等救護活動の実施に関する事
	薬剤師会等	・災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関する事
	(一社)長野県LPガス協会	・液化石油ガスの安全に関する事
	(一社)長野県建設業協会 (社福)長野県社会福祉協議会	・災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関する事 ・災害ボランティアに関する事 ・災害派遣福祉チーム(DWAT)に関する事。

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	みなみ信州農業協同組合 (JAみなみ信州)	・ 村、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること ・ 農作物の災害応急対策の指導に関すること ・ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること ・ 農業生産資材及び農家生活資材確保、あっせんに関すること ・ 農作物の需要調整に関すること
	飯伊森林組合	・ 村、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること ・ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること ・ 木材の供給と物資のあっせんに関すること
	下伊那漁業協同組合	・ 村、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること ・ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること ・ 共同施設の災害応急対策及びその復旧に関すること
	大鹿村商工会	・ 村、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること ・ 被災組合員に対する融資、あっせんの協力に関すること ・ 災害時における物価安定の協力に関すること ・ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること
	病院等医療施設の管理者	・ 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること ・ 災害時における入院者の保護及び誘導に関すること ・ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること ・ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること
	社会福祉施設の管理者	・ 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること ・ 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること
	金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること
	危険物施設及び 高圧ガス施設の管理者	・ 安全管理の徹底に関すること ・ 防護施設の整備に関すること
	青年団、赤十字奉仕団等	村、県が行う災害応急対策の協力に関すること
自主防災組織	自主防災班	・ 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること ・ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配給及び避難所内の運営業務等協力に関すること ・ 被災者状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること ・ 自主防衛活動の実施に関すること

第1編 総 則

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
その他	災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者(スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客(貨物)運送事業者、建設業者等)	・ 災害時における事業活動の継続的实施及び村が実施する防災に関する対策への協力に関すること
	住民	・ 食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関すること

第4節 防災面からみた大鹿村の概要

第4節 防災面からみた大鹿村の概要

1 大鹿村の概要

2 大鹿村の災害履歴

1 大鹿村の概要

(1) 自然条件

大鹿村は長野県の南西部に位置し、面積 248.35k m²を有している。村域は、中央構造線が鹿塩川、青木川沿いに南北に走り、これより西側が伊那山地、東側が赤石山地に区分される山岳地である。

山地地形は地質構造に支配されており、災害もこれにより違いがある。

伊那山地側では、鹿塩マイロナイトと呼ばれる断層によって圧砕された岩質であるため、大規模崩壊が発生しやすく、昭和 36 年には大西山の崩壊が発生している。

これに対し、中央構造線東側では、「三波川・みかぶ帯」と呼ばれる圧力によって変成した岩質であり、地すべり地帯を形成する。地すべり地帯は山地斜面が比較的緩やかであり、地すべりによる粘土の生成が作物の育成に適しているため、古くからの集落はここに分布する。一部地域には蛇紋岩と呼ばれる、鳶ヶ巣崩壊地に代表される崩壊しやすい岩質が分布する。

さらに東側の赤石山地は、秩父帯・四万十帯と呼ばれる海底で堆積した岩質であり、隆起量が大きいため山地斜面は不安定である。そのため大規模崩壊・重力性地すべり地等が発生しやすい。

これらの山地間を小渋川、青木川、鹿塩川などが渓谷をつくりながら流れ、大河原、落合付近で合流して西に向かい、小渋川ダムを経て天竜川へ達する。河川沿いや山麓部には山地から供給された土砂が堆積している。これらの土砂は、土石流等土砂災害の発生源となる。河川沿いは狭く流域面積が広いため、降水が集中し洪水氾濫が起こりやすい。

大鹿村村域内には、中央構造線、小渋断層などの地質の弱線が分布している。これらは、破碎帯の発達により土砂の供給源となるため、地盤災害と天然ダム形成、土石流の発生の原因となりうる。大鹿村村域内の中央構造線は、活断層であり、地震の発生源でもある。

この他にも周辺には多くの活断層があり、さらに東海地震の震源域から 100 km 圏内に位置しているため、地震の被害を受けやすい地域であるといえる。

(2) 社会的条件

ア 人口

大鹿村の人口は、869 人、455 世帯、高齢化率 45.1%（令和 6 年 12 月 31 日）である。

イ 建物

昭和 40 年以前の建物が全体の半数以上を占めている。これらの建物は老朽化が進んでいると考えられ、地震の強い揺れや強風に対して十分な強度がないことが予想される。

また、急傾斜地に隣接する建物も多く、ここでは土砂災害の危険性がある。

2 大鹿村の災害履歴

地震災害履歴、風水害履歴について以下に示す。

大鹿村の地震災害履歴

年代（西暦）	月	規模	被害内容
永享 5 年（1433）	9	M7≦	相模湾付近が震源の地震。天龍村坂部では、地割れができた。
明応 7 年（1498）	8	M8.4	東海沖の巨大地震で、下伊那でも被害があったと考えられる。
天正 13 年（1586）	11	M7.8	天正地震。複数震源の直下型巨大地震で、下伊那でも土砂災害があった。
寛文 2 年（1662）	5	M7.6	琵琶湖付近が震源の直下型地震で、信濃でも被害があった。
元禄 16 年（1703）	11	M8.0	元禄地震。相模湾が震源。伊那谷でも倒壊家屋あり。
宝永 4 年（1707）	10	M8.4	東南海沖震源の最大級の地震。飯田の被害は歴史上最大。落石等多数発生
享保 3 年（1718）	7	M7.0	遠山地震。南信濃村付近が震源。山崩れ、跳び石で死者 50 余。中央構造線の活動
享保 10 年（1725）	7	M6.5	諏訪・高遠付近が震源。遠山地震と同様に中央構造線の活動による。
安政元年（1854）	11	M8.4	安政東海地震。飯田で死者 34 人。32 時間後に安政南海地震発生
明治 24 年（1891）	10	M8.0	濃尾地震。最大級の直下型地震。飯田でも地面の亀裂など。山崩れ多数
大正 12 年（1923）	9	M7.9	関東大震災。飯田地方で壁に亀裂
昭和 19 年（1944）	12	M7.9	東南海地震。飯田は震度 4。落石で飯田線が不通になった。

※M=マグニチュード

（資料：大鹿村防災アセスメント調査報告書より抜粋）

大鹿村の風水害履歴

年代（西暦）	月	被害内容
明治元年（1868）	5・8	大洪水。辰年の荒れ。
明治 2 年（1869）	7	大風雨。
明治 14 年（1881）	7	大洪水。
明治 15 年（1882）	10	大洪水。塩湯の大半を流失。
明治 17 年（1884）	7	大洪水。
明治 18 年（1885）	7	暴風雨。
明治 20 年（1887）	10	暴風雨。
明治 22 年（1889）	7	大風雨。
明治 23 年（1890）	3	大洪水。
明治 27 年（1894）	8	大風雨。
明治 29 年（1896）	7	大洪水。被害甚大。
明治 31 年（1898）	9	大洪水。釜沢の湯が流れる。死者あり。塩湯流失。
明治 32 年（1899）	10	大風雨。
明治 33 年（1900）	11	大風。倒壊家屋あり。
明治 35 年（1902）	7	大洪水。
明治 38 年（1905）	6・7	洪水暴風雨。大山知事下伊那地方水害視察。
明治 43 年（1910）	8	大洪水。この年、島川原記念碑を建てる。

年代（西暦）	月	被害内容
大正 12 年(1923)	7	大洪水。鹿塩川大荒れ。
昭和 13 年(1938)	7	大洪水。
昭和 18 年(1943)	9	集中豪雨。桶谷地区で流失戸数 8 戸など。
昭和 20 年(1945)	10	大洪水。死者 2 名。地すべり、崩壊多数。
昭和 27 年(1952)	7	深ヶ沢で大被害。全倒壊家屋 12 戸。
昭和 36 年(1961)	9	「36（さぶろく）災害」未曾有の大災害。北川集落全流失。大西山大崩壊。死者・行方不明者 55 名。全壊・流失家屋 228 戸。
昭和 45 年(1970)	6	大洪水。
昭和 57 年(1982)	8	大洪水。特に山林が大被害。
昭和 58 年(1983)	9	大洪水。
昭和 63 年(1988)	9	大洪水。
平成 30 年（2018）	7	豪雨災害。
平成 30 年（2018）	9	台風 21・24 号災害。
平成 31 年（2019）	1～4	雪害。
令和元年（2019）	7	豪雨。
令和 2 年（2020）	6・7	豪雨。観測地点「大鹿」の 6 月としての、日最大 1 時間降水量（39.5mm）及び日降水量（180.5mm）は観測史上 1 位。水道施設に被害。
令和 2 年（2020）	7	「令和 2 年 7 月豪雨」。観測地点「大鹿」の、年を通しての日最大 10 分間降水量（mm）（21.5mm）及び月降水量の多い方から（mm）（889mm）、また、7 月としての日最大 1 時間降水量（45mm）は観測史上 1 位。被害額は 12 億円を超える。
令和 3 年（2021）	5	大雨。被害額は 109,980 千円（農林水産業施設 6,300 千円、公共土木施設 58,680 千円、農地被害 45,000 千円）となった。
令和 3 年（2021）	7	大雨。村内の公共土木施設に 2,000 千円の被害が生じた。
令和 3 年（2021）	8	大雨。被害額は 159,366 千円（農林水産業施設 50,733 千円、公共土木施設 23,633 千円、その他被害 85,000 千円）となった。
令和 4 年（2022）	8	大雨。8/17、18 の 2 日間の観測地点「大鹿」の総降水量は、58.5 ミリを観測し、村内の公共土木施設に 7,000 千円の被害が生じた。
令和 5 年（2023）	6	大雨。6 月 1 日 0 時から 6 月 3 日 24 時までの観測地点「大鹿」の総降水量は、246.5 ミリを観測した。6 月 2 日の日降水量 2100mm は統計開始以来の極値を更新した。

（資料：大鹿村防災アセスメント調査報告書及び各年「長野県の災害と気象」）

第5節 想定地震とその被害

第5節 想定地震とその被害

1 想定地震

2 被害想定結果

長野県に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

平成25、26年度の2か年で実施した県地震被害想定の結果及び中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の被害想定結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とするものである。

1 想定地震

長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえ、県内の主要都市の被害が甚大となると考えられる地震を想定した。

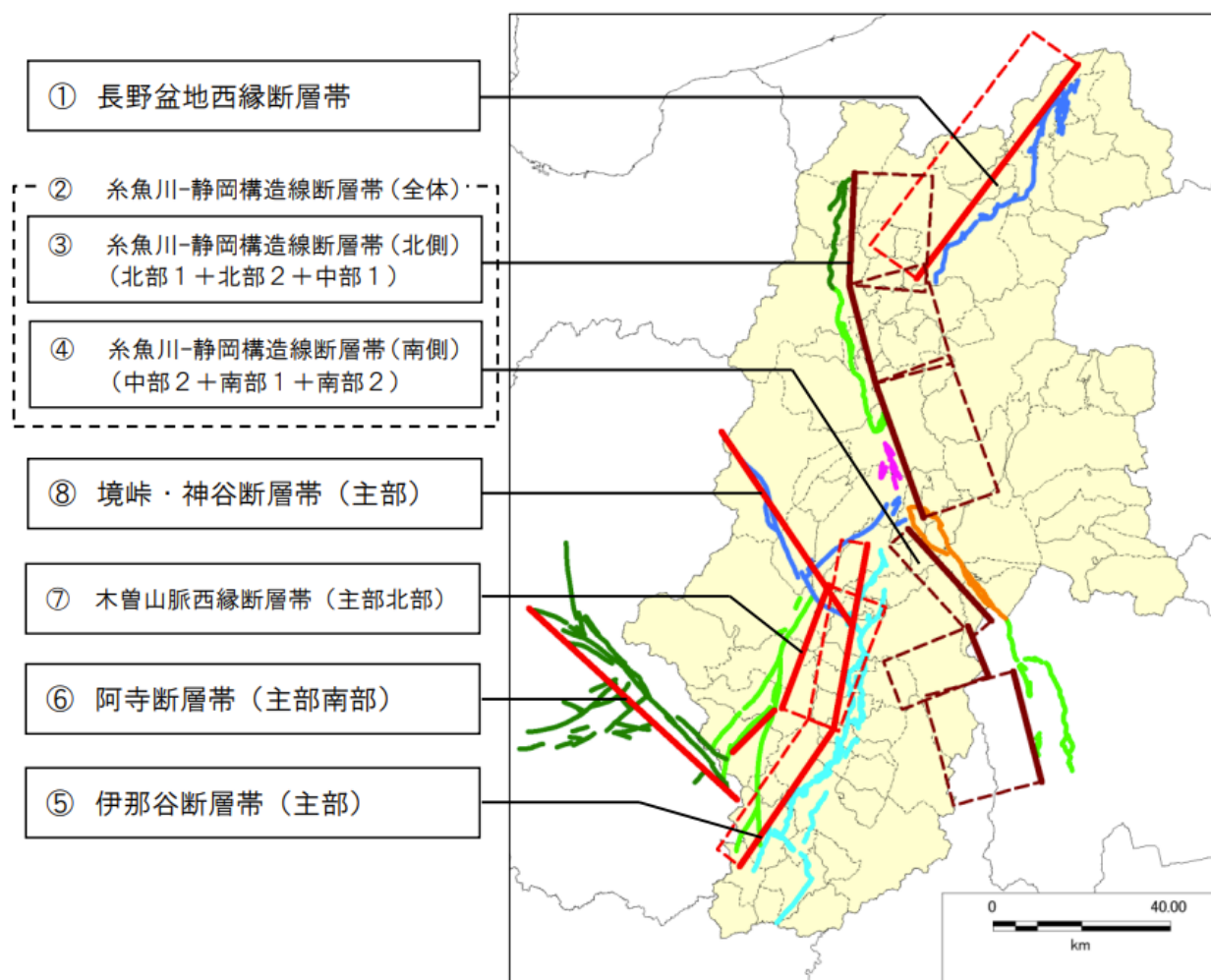
想定地震の諸元

地震名		長さ (km)	マグニチュード		想定ケース※
			Mj	Mw	
長野盆地西縁断層帯の地震	①	58	7.8	7.1	4 ケース
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	全体 ②	150	8.5	7.64	1 ケース
	北側 ③	84	8.0	7.14	
	南側 ④	66	7.9	7.23	
伊那谷断層帯（主部）の地震	⑤	79	8.0	7.3	4 ケース
阿寺断層帯（主部南部）の地震	⑥	60	7.8	7.2	2 ケース
木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震	⑦	40	7.5	6.9	2 ケース
境峠・神谷断層帯（主部）の地震	⑧	47	7.6	7.0	4 ケース
想定東海地震	⑨		8.0	8.0	1 ケース
南海トラフ巨大地震	⑩		9.0	9.0	基本、陸側ケース

※陸型地震については、破壊開始点や強震動生成域の位置により複数ケースを想定したほか、海溝型地震（南海トラフ巨大地震）では国の設定した基本ケース、陸側ケースを想定した。

県内主要活断層帯の地震の震源断層モデルと主要活断層帯の位置図

(第3次長野県地震被害想定調査報告書より引用)



2 被害想定結果

(1) 地震被害想定の結果（大鹿村）

想定地震の諸元

（長野県 平成 27 年 3 月公表）

項目		小項目	内陸型地震							海溝型地震			
			長野盆地 西縁断層 帯の地震 (ケース 3)	糸魚川- 静岡構造 線断層帯 の地震 (全体)	糸魚川- 静岡構造 線断層帯 の地震 (北側)	糸魚川- 静岡構造 線断層帯 の地震 (南側)	伊那谷断 層帯(主 部)の地 震(ケー ス3)	阿寺断層 帯(主 部)の地 震(ケー ス1)	木曽山 脈西縁 断層帯 (主 部)の地 震(ケー ス1)	境峠・ 神谷断 層帯 (主 部)の地 震(ケー ス1)	想定東 海地震	南海ト ラフ巨 大地震 (基本ケー ス)	南海ト ラフ巨 大地震 (陸側ケー ス)
最大震度			3	6 弱	3	6 強	5 強	4	5 弱	4	6 弱	6 強	6 強
建物被害 (棟)	液状 化	全壊	0	0	0	0	0	0	0	0	*	*	*
		半壊	0	0	0	0	0	0	0	0	*	*	*
	揺れ	全壊	0	*	0	*	0	0	0	0	0	0	*
		半壊	0	*	0	*	0	0	0	0	*	*	60
	断層 変位	全壊	0	0	0	0	0	0	0	0			
		土砂 災害	0	*	0	*	*	0	0	0	*	*	10
	火災	半壊	0	10	0	10	*	0	0	0	*	*	40
		焼失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	全壊・焼 失	0	*	0	*	*	0	0	0	*	*	10
半壊		0	10	0	10	*	0	0	0	*	*	100	
人的被害 (人)	死者 数	建物倒壊	0	*	0	*	*	0	0	0	*	*	*
		(うち) 屋内収容 物	0	*	0	*	*	0	0	0	*	*	*
		土砂災害	0	*	0	*	*	0	0	0	*	*	*
		火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ブロック 塀等	0	*	0	*	*	0	0	0	*	*	*
		合計	0	*	0	*	*	0	0	0	*	*	*
	負傷 者数	建物倒壊	0	*	0	*	*	0	0	0	*	*	10
		(うち) 屋内収容 物	0	*	0	*	*	0	0	0	*	*	*
		土砂災害	0	*	0	*	*	0	0	0	*	*	*
		火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ブロック 塀等	0	*	0	*	*	0	0	0	*	*	*
		合計	0	*	0	*	*	0	0	0	*	*	10
	重傷 者数	建物倒壊	0	*	0	*	*	0	0	0	*	*	*
		(うち) 屋内収容 物	0	*	0	*	*	0	0	0	*	*	*
		土砂災害	0	*	0	*	*	0	0	0	*	*	*
		火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ブロック 塀等	0	*	0	*	*	0	0	0	*	*	*
		合計	0	*	0	*	*	0	0	0	*	*	*
	自力脱出困難 者数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

項目	小項目		内陸型地震								海溝型地震		
			長野盆地西縁断層帯の地震（ケース3）	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（全体）	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（北側）	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（南側）	伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース3）	阿寺断層帯（主部南部）の地震（ケース1）	木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震（ケース1）	境峠・神谷断層帯（主部）の地震（ケース1）	想定東海地震	南海トラフ巨大地震（基本ケース）	南海トラフ巨大地震（陸側ケース）
避難者（人）	被災1日後	合計	0	*	0	*	*	0	0	0	*	*	20
		避難所	0	*	0	*	*	0	0	0	*	*	10
		避難所外	0	*	0	*	*	0	0	0	*	*	10
	被災2日後	合計	0	10	0	20	*	0	0	0	*	10	80
		避難所	0	10	0	10	*	0	0	0	*	*	40
		避難所外	0	10	0	10	*	0	0	0	*	*	40
	被災1週間後	合計	0	10	0	10	*	0	0	0	*	*	50
		避難所	0	*	0	*	*	0	0	0	*	*	20
		避難所外	0	*	0	*	*	0	0	0	*	*	20
	被災1か月後	合計	0	*	0	*	*	0	0	0	*	*	30
		避難所	0	*	0	*	*	0	0	0	*	*	10
		避難所外	0	*	0	*	*	0	0	0	*	*	20
要配慮者（人）	避難所避難者における要配慮者数	1日後	0	*	0	*	*	0	0	0	*	*	*
		2日後	0	*	0	*	*	0	0	0	*	*	10
		1週間後	0	*	0	*	*	0	0	0	*	*	10
		1か月後	0	*	0	*	*	0	0	0	*	*	*
			0	*	0	*	*	0	0	0	*	*	*
ライフライン（被災直後）	上水道	断水人口（人）	0	290	0	330	120	0	0	0	200	250	980
	下水道	機能支障人口（人）											
	都市ガス	供給停止戸数（戸）											
	電力	停電軒数（軒）	0	210	0	240	90	0	0	0	150	180	490
物資不足（1日後）	食料	過不足量（食）	0	△5	0	△7	△1	0	0	0	△1	△3	△47
	飲料水	過不足量（リットル）	0	△145	0	△210	△40	0	0	0	△82	△124	△867
	毛布	過不足量（枚）	550	547	550	546	550	550	550	550	550	549	524

※「*」：わずか

※人的被害は観光客を考慮した場合を示す。表中の括弧（ ）は、観光客を考慮した場合としない場合の差を示す。各数値は1の位で四捨五入しており、合計は必ずしも合わない場合がある。

※「断層変位」は地震に伴い活断層の変位が地表に現れたことによる被害数を想定したもので、「揺れ」による全壊被害の内数とする。

※「物資不足」では△が不足量を、正の数は需要量を上回る主要需要量や給水可能量を示す。

各被害の条件・定義一覧

大項目		建物被害（棟）	人的被害（人）	避難者（人）	要配慮者（人）	物資不足（1日後）
内陸型地震	長野盆地西縁断層帯の地震（ケース3）	冬18時、強風時	冬深夜、強風時	冬18時、強風時	冬18時、強風時	冬18時、強風時
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（全体）	冬18時、強風時	夏12時、強風時	冬18時、強風時	冬18時、強風時	冬18時、強風時
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（北側）	冬18時、強風時	冬深夜、強風時	冬18時、強風時	冬18時、強風時	冬18時、強風時
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（南側）	冬18時、強風時	夏12時、強風時	冬18時、強風時	冬18時、強風時	冬18時、強風時
	伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース3）	冬18時、強風時	夏12時、強風時	冬18時、強風時	冬18時、強風時	冬18時、強風時

大項目		建物被害 (棟)	人的被害 (人)	避難者 (人)	要配慮者 (人)	物資不足 (1日後)
海溝型地震	阿寺断層帯（主部南部） の地震（ケース1）	冬18時、 強風時	冬深夜、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時
	木曾山脈西縁断層帯（主部 北部）の地震（ケース1）	冬18時、 強風時	夏12時、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時
	境峠・神谷断層帯（主部） の地震（ケース1）	冬18時、 強風時	夏12時、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時
	想定東海地震	冬18時、 強風時	冬深夜、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時
	南海トラフ巨大地震 （基本ケース）	冬18時、 強風時	冬深夜、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時
	南海トラフ巨大地震 （陸側ケース）	冬18時、 強風時	冬深夜、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時	冬18時、 強風時

（2）東海地震の被害想定結果（長野県全体）

（中央防災会議 平成15年3月公表）

ア 人的被害（死者：人）

発生	予知情報	建物倒壊	斜面崩壊	火災	合計
5時	予知情報なし	約70	約50	約20	約100
	予知情報あり	約20	—	—	約30
12時	予知情報なし	約20	約30	—	約60
	予知情報あり	—	—	—	約10
18時	予知情報なし	約40	約30	約50	約100
	予知情報あり	—	—	約10	約20

※「—」：わずか

イ 建物被害（全壊棟数：棟）

発生	予知情報	揺れ	液状化	斜面災害	火災	合計
5時	予知情報なし	約1,300	約900	約600	約1,500	約4,200
	予知情報あり	約1,300	約900	約600	—	約2,800

※「—」：わずか

（3）南海トラフ巨大地震（東海・東南海・南海地震の連動地震）の被害想定結果（長野県全体）

（中央防災会議：平成24年8月公表）

ア 人的被害（死者：人）

発生	建物倒壊	急傾斜地崩壊	火災	合計
夏12時	約20	—	—	約20
冬18時	約30	約10	—	約40
冬深夜	約50	約10	—	約50

※「—」：わずか

※東海地方が大きく被災するケース、地震動：陸側ケース、風速8m/s、早期避難率低

イ 建物被害（全壊棟数：棟）

発生	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	火災	合計
基本ケース	—	約600	—	—	約600
陸側ケース	約700	約1,500	約90	約10	約2,400

※「—」：わずか

※東海地方が大きく被災するケース、地震動：陸側ケース、風速8m/s

第6節 防災ビジョン

未曾有の大災害となった平成23年3月の東日本大震災を始め、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震と大規模地震の発生により、住民の避難・退避生活の長期化、産業・経済の停滞、風評被害等が発生している。

風水害等災害においては、平成29年7月の九州北部豪雨を始め、「平成30年7月豪雨」、「令和2年7月豪雨」や令和元年9月の台風15号、19号等の頻発した台風による被害が発生しており、これらの大災害を踏まえて、国においては、災害対策基本法の改正が行われている。

令和3年5月の災害対策基本法改正では、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を目的として、避難勧告・避難指示の一本化等避難情報の在り方の見直し、自治体による避難行動要支援者の個別避難計画の作成を努力義務化、災害発生のおそれ段階での対応や広域避難の取組等を盛り込んだ。関連した防災基本計画の修正では、新型コロナウイルス感染症対策として、避難所での感染症対策、避難所開設運営訓練の実施、パーティション等の備蓄の促進、コロナの自宅療養者に対する情報共有等が新たに記載された。また福祉避難所の運用や流域治水、防災教育、女性の視点を踏まえた防災対策等について修正がなされている。

また、平成24年度以降毎年のように防災基本計画の修正が行われている。

長野県においても、昭和36年6月に死者・行方不明者136人、浸水戸数18,488戸に及ぶ大災害となった三六災害や、平成18年7月豪雨においては、天竜川水系の上伊那、諏訪地域では死者12人のほか、住家、道路、河川等に甚大な被害が発生しており、令和元年東日本台風災害においては、県下で死者23人、負傷者150人、住家の全壊920棟、半壊2,496棟、一部損壊3,569棟となり、長野県地域防災計画においても、平成28年度以降令和3年度に至るまで毎年計画を修正している。

県が実施した「長野県地震対策基礎調査報告書」（平成27年3月公表）によると、南海トラフ地震を含め11パターンの地震被害を想定しているが、本村には我が国で最も大きな断層である中央構造線が位置しており、伊那谷断層帯を震源とする地震や糸魚川静岡構造線断層帯の地震、南海トラフ巨大地震等の影響が大きいとされ、村内における震度分布、建物被害、出火被害、人的被害等が示されている。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、人命だけは何としても守るとともに、我が国の経済社会が致命傷を負わないようハード・ソフト両面からの総合的な対策の実施による防災・減災の徹底を図ることを目的として、平成25年11月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に改正され同年12月に施行されている。法律の対象地震は東南海・南海地震から南海トラフ地震に改正され、科学的に想定し得る最大規模の地震である南海トラフ巨大地震を含め、南海トラフ沿いで発生する様々な地震を考慮して地震防災対策を推進することとなった。南海トラフ地震防災対策推進地域は1都2府26県707市町村が指定され、長野県においては本村を含む県南の市町村が指定されている。

災害の発生を防ぐことは不可能であることから、これらの大規模災害による教訓や国・県等の取組を踏まえ、大鹿村においても災害時の被害を最小化し被害の迅速な回復を図っていくため、「減災」を防災の基本的考え方とし、たとえ被災したとしても「いのち」が失われないことを最重視し、様々な対策を組み合わせることで災害に備えていく必要がある。

一たび大規模災害が発生すると、被害の拡大を防ぐには個人や家族の力だけでは限界があり、特に災害発生初期には、公的な支援が届くのに時間もかかるため、このような場合には、日頃顔を合わせている隣近所の人たちが集まって、互いに協力しあいながら、防

第1編 総 則

災活動に取り組むことが重要となっている。

村や県、国等の「公助」による災害応急活動だけでは住民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、住民、事業所、自主防災組織、団体等の様々な主体による「自助」・「共助」の取組を連携させ、災害に備えていくものとする。

第 2 編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 風水害に強いむらづくり

基本方針	・村は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、地域の特性に配慮しつつ、風水害に強いむらづくりを実施 ・「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。		各課
主な取組	・交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進を図る等風水害に強い村土を形成 ・総合的風水害対策の推進等による風水害に強いむらの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保を図る等風水害に強いむらづくりを推進 ・気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努めるものとする。	実施機関	

第1節 風水害に強いむらづくり		1 風水害に強い村土づくり
		2 風水害に強いむらづくり

1 風水害に強い村土づくり

（1）現状及び課題

本村は、急しゅんな地形、もろい地質のため、急勾配の河川、広範囲の地すべり地帯が存在するなど、風水害による大きな被害が懸念されることから、災害に強い安全な村土の形成に取り組む必要がある。

（2）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）総合的、広域的な計画の策定に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から村土及び住民の生命、身体、財産を保護することを十分配慮するものとする。

（イ）基幹的な交通・通信施設等の整備については、代替性を確保するための道路ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。

（ウ）住宅、学校や診療所等の公共施設の構造物、施設の安全性の確保に努めるものとする。

（エ）風水害に強い村土の形成を図るため、次の事項に十分配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進するものとする。

① 河川改修等により洪水の発生を軽減する。

② 土石流、地すべり、崖崩れ、雪崩などを防ぐため、治山・砂防施設の設置を推進

- するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。
- ③ 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林の整備・保全を推進する。
- ④ 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観に配慮するものとする。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。
- (カ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

2 風水害に強いむらづくり

(1) 現状及び課題

本村を含む飯伊地域の山間丘陵地域では、国道沿いに集落が点在しており、これを結ぶ道路網は山間を走り、川に沿い多くの橋梁と狭幅員な道路によって構成されている。こうした地勢により、道路は急しゅんな地形を切り開いて建設されているため、大規模な災害が発生すれば道路寸断により、孤立する地区が発生する可能性が高い。これは、飯伊地域の共通の課題であり、近隣市町村との協力が必要である。

災害時の救助・消防活動や救援物資の輸送など応急対策を迅速に実施するため、必要に応じて複数のルートを選択できる災害に強いネットワークを強化する必要がある。

また、ライフライン等への依存度の増大により風水害等災害の及ぼす被害は多様化しており、風水害に強いむらづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 風水害に強いむらの形成

- ① 治水・防災・むらづくり・建築を担当する各課室の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。
- 特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- ② 村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。
- ③ 土砂災害警戒区域の指定を受けた場合、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定避難所、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努めるものとする。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。

※指定緊急避難場所は、本村において指定されていない（令和7年3月現在）。これは地形や地質の状況により、災害対策基本法及び同法施行令で定める指定基準を満たす「指定緊急避難場所」の指定が村内全域で困難であることによる。今後、

早い時期の指定緊急避難場所若しくはそれに準ずるものの指定を目指すため、本計画では「指定緊急避難場所」の文言を残している。

- ④ 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置をとるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、村が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- ⑤ 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努めるものとする。
- ⑥ 危険な盛土が確認された場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。
- ⑦ 道路防災対策等を通じて強靱で安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。
- ⑧ 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。
- ⑨ 次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いむらを形成するものとする。
 - a 溢水、湛水等による災害発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害のリスクを避ける土地利用の推進
 - b 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう分かりやすい水害リスク情報の提供
 - c 河川について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠、河川内整備等の建設等
 - d 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて、実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
 - e 浸水想定区域の指定のあったときは、村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
 - f 浸水想定区域内の要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものについて、施設の名称及び所在地について村地域防災計画に定める。
 - g fのとおり、名称及び所在地を定めた施設については、村は、村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。
 - h 浸水想定区域をその区域に含む場合は、村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

- i 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な村土利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の推進
- j 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。
- k 土石災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進
特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤（えんてい）等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施
- l 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定避難所、指定緊急避難場所、避難路等の防災施設及び診療所、高齢者施設等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
- m 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発表、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進
- n 山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策の推進。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進
- o 農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
- p 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進

(イ) 風水害に対する建築物等の安全性

- ① 浸水等風水害に対する安全性の確保に当たっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえるものとする。
- ② 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。
- ③ 住宅を始めとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。
- ④ 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。
- ⑤ 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努めるものとする。

(ウ) ライフライン施設の機能の確保

- ① ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。
- ② ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

- ③ コンピューターシステムやバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(エ) 災害応急対策等への備え

- ① 次章以降に掲げる災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防止力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。
- ② 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。
- ③ 指定避難所、指定緊急避難場所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。
- ④ 防災機能を有する道の駅「歌舞伎の里大鹿」を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

※道の駅「歌舞伎の里大鹿」 所在地：大鹿村大字大河原 390

路線名：国道 152 号

整備手法：単独型

駐車場面積：1,700 m²

- ⑤ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。
- また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。
- ⑥ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。
- ⑦ 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- ⑧ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。
- ⑨ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
- ⑩ 平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 風水害に強いむらの形成

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

(イ) ライフライン施設の機能の確保

- ① ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。
- ② ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、

代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

- ③ ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。
- ④ コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

NTT東日本が実施する事項

ア 建物・鉄塔及び端末機器等の耐震対策

(ア) 震度7でも通信機能の維持が最低限できるように、建物・耐震診断を実施し、耐震性の低いものについて耐震補強を実施する。

(イ) 事務室設置のシステム等端末設備類の耐震性についても、震度7に耐えられるよう補強する。

イ 電気通信設備の停電対策

予備エンジンの配管設備を含めた予備電源装置の耐震確保と液式鉛蓄電池をシール蓄電池に随時更新し、停電対策強化を図る。

(ウ) 災害応急対策等への備え

- ① 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。
- ② 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。
- ③ 指定避難所、指定緊急避難場所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。
- ④ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。
また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。
- ⑤ 民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定の締結や、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。
- ⑥ 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- ⑦ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、震災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

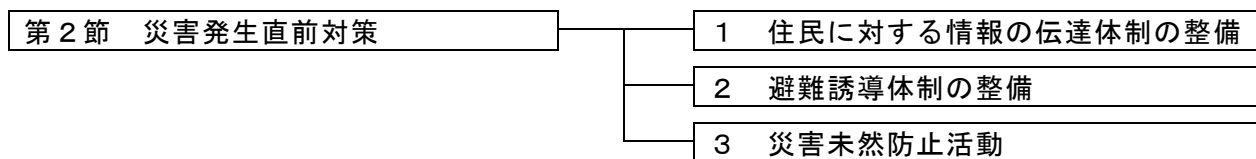
ウ 【建築物の所有者等が実施する計画】

(ア) 風水害に対する建築物等の安全性

- ① 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第2節 災害発生直前対策

基本方針	・風水害の発生のおそれがある場合、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備	実施機関	各課
主な取組	・気象警報、注意報等の住民に対する伝達体制を整備 ・住民の避難誘導体制を整備 ・災害の未然防止活動を行うための体制を整備		



1 住民に対する情報の伝達体制の整備

- (1) 村が行う気象情報、警報等の伝達は、本計画第2編第2章第1節「災害直前活動」のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備を図るものとする。
- (2) 長野地方気象台等は、気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する体制の整備を図る。

2 避難誘導体制の整備

- (1) 風水害により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成する。
- (2) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (3) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (4) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。
- (5) 土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。
- (6) 避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
- (7) 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断した河川等については、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があること

から、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

国及び県は、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

- (8) 土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報をもとに避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、住民に速やかに周知するものとする。
- (9) 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

3 災害未然防止活動

- (1) 県は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。
- (2) 県及び村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。
- (3) 県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。
- (4) 河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行うものとする。
 - ア 所管施設の緊急点検体制の整備
 - イ 応急復旧のための体制の整備
 - ウ 防災用資機材の備蓄
 - エ 水防活動体制の整備（水防管理者）
 - オ ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）
 - カ 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備
- (5) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

第3節 情報の収集・連絡体制計画

基本方針	・災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要 ・村、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てる。	実施機関 総務課
主な取組	・防災関係機関は情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。 ・村は、防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムを構築 ・情報伝達手段の多ルート化を推進	

第3節 情報の収集・連絡体制計画	1 情報の収集、連絡体制の整備
	2 情報の分析整理
	3 通信手段の確保

1 情報の収集、連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。村は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、県、防災関係機関との連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、自主防災組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておくものとする。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- (ウ) 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした村内におけるネットワークの整備について研究するものとする。
- (エ) 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。
- (オ) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。
- (カ) 雨量情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。
- (キ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。
- (ウ) 村に情報連絡員を派遣するため体制の整備に努めるものとする。

2 情報の分析整理

県と連携し、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの

作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努めるものとする。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

3 通信手段の確保

(1) 現状と課題

災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図るものとする。

(イ) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所へ設置するよう努めるものとする。

(ウ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努める。

(エ) 風水害時を想定した非常通信訓練を行うものとする。

(オ) 衛星携帯電話、移動無線、公共安全LTE（PS-LTE）等の移動系応急対策機器の整備を図るものとする。

(カ) 東日本電信電話(株)等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。

第4節 活動体制計画

基本方針	- 風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要 - このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等、災害時における活動体制を整備	各課 実施機関
主な取組	- 職員による配備活動体制の整備、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進 - 村防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。 - 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等の防災中枢機能を確保 - 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。 - 業務継続計画の策定等により、業務継続性を確保	

第4節 活動体制計画	1 職員の参集・活動体制
	2 組織の整備
	3 防災中枢機能等の確保
	4 複合災害への備え
	5 業務継続性の確保

1 職員の参集・活動体制

(1) 現状及び課題

災害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 発災後、職員の安全確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行うものとする。

(イ) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行うものとする。
その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

なお、南海トラフ地震防災対策推進地域においては、過去の発生の事例から、南海トラフを震源とする地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差において連続発生することが考えられるため、本村においても必要な応急対策要員等の配置を行うものとする。

(ウ) 災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

(エ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

(オ) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行うものとする。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

なお、南海トラフを震源とする地震については、過去の発生事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差において連続発生することが考えられるため、必要な応急対策要員等の配置を行うものとする。

(イ) 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

(ウ) ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす災害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

現在、村、県にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運用により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

災害対策基本法第16条に基づき、防災会議を設置し、村の地域特性及び災害特性に対応した村地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

県の地域を管轄し、又は県の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、村、県及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

ウ【河川管理者が実施する計画】

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす村の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 大鹿村国土強靱化地域計画や地震防災対策特別措置法等に基づき防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行うものとする。

(イ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討するものとする。

(ウ) 災害時に拠点となる施設等の浸水対策を検討する。

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

(エ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

イ【関係機関が実施する計画】

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

ア【村及び関係機関が実施する計画】

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

ア【村及び関係機関が実施する計画】

(ア) 災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

(イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

(ウ) 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第5節 広域相互応援計画

基本方針	・災害発生時において、その規模及び被害の状況から、村及び被災公共機関等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、他市町村、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施 ・相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意	総務課
主な取組	・防災関係機関相互の連絡体制を整備 ・県内全市町村による、相互応援体制を確立 ・県内外消防本部による、消防相互応援体制を確立 ・公共機関及びその他事業者等による、相互応援協定の締結を推進・促進 ・村と県が一体となって他都道府県の被災地を応援する体制を整備 ・防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、防災拠点を確保	実施機関

第5節 広域相互応援計画	1 防災関係機関相互の連携体制整備 2 県内全市町村間の相互応援協定 3 県内外消防本部間の消防相互応援体制 4 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定 5 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備 6 広域防災拠点の確保 7 三遠南信災害時相互応援協定 8 飯伊ブロック

1 防災関係機関相互の連携体制整備

(1) 現状及び課題

村は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。

(2) 実施計画

ア【村及び関係機関が実施する計画】

- (ア) 地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。
- (イ) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。
- (ウ) 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討するものとする。
- (エ) 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

(オ) 緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。

(カ) 村は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整えるものとする。

(キ) 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の推進に努めるものとする。

2 県内全市町村間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

県内 77 市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されており、村は飯伊ブロックに属している。

今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図るものとする。

(イ) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(ウ) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的の実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

(エ) 「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

村と調整を図り、相互応援体制の確立を図るものとする。

3 県内外消防本部間の消防相互応援体制

(1) 現状及び課題

大鹿村を管轄する飯田広域消防本部は、「長野県消防相互応援協定」に加盟し、南信地域に属している。

また、大規模災害時に上記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合、全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、「緊急消防援助隊」が平成 7 年 6 月 30 日に発足し、その活動の指針となる「緊急消防援助隊運用要綱」が制定された。

平成 15 年 6 月に「消防組織法」が改正され、平成 16 年 4 月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。

この法律及び協定に基づき、消防相互応援体制を確立し、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図ることが重要である。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 消防団は、協定に基づく応援などが迅速かつ的確に実施できる体制を整備するものとする。

- (イ) 消防団は、消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施などが図れるよう、平常時から連携強化を図るものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 飯田広域消防本部は、県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努めるものとする。
- (イ) 飯田広域消防本部は、村と調整を図り、県内消防本部間の連携強化、消防相互応援体制を整えるものとする。

4 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

公共機関及びその他事業者間においては連携強化に努めているが、相互応援協定の締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制を整備する必要がある。

5 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

(1) 現状及び課題

県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。

(2) 実施計画

ア 【村及び県が実施する計画】

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。

6 広域防災拠点の確保

(1) 現状及び課題

大規模災害時において、国及び他県等から広域的な人的、物的支援を円滑に受け入れ、被災市町村に迅速かつ確実に送り届けるため、長野県広域受援計画を策定し、広域防災拠点の具体的な施設の選定（資料編参照）や運用について広域防災拠点計画を定めた。

この広域防災拠点計画は、県内の情勢の変化や、広域防災拠点施設の整備状況の変化等を踏まえ、継続的に更新していくものとする。

(2) 実施計画

ア 大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画を策定する。

イ 村は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

7 三遠南信災害時相互応援協定

三遠南信災害時相互応援協定締結都市との共催で住民啓発、訓練等の各種防災関連事業を実施し、職員の相互理解を深め、協力関係の充実を図るものとする。

(1) 初動体制確立事業

毎年4月1日現在の構成市町村事務局名簿の策定と配布を行い、初動体制の確立を図る。

(2) 広報活動事業

各都市が計画する防災講演会、イベント、防災訓練への出席案内を行う。

(3) 応援要請訓練事業

防災の日に合わせて、机上応援要請による情報伝達訓練を行う。

(事前に「ブロック代表都市」の1市から応援要請を「総代都市」が受理し、「総代都市」は各「ブロック代表都市」へ応援要請を行い、これを受けて各「ブロック代表都市」がそれぞれの各都市へ応援要請を行う。)

(4) 情報収集活動事業

「ブロック代表都市」間の地理を平常時に習熟し、災害時の応援に役立てるために、「ブロック代表都市会議」においてそれぞれの街並みの紹介を図上で行う。

「ブロック代表都市」の災害対策本部ルートについて、現地踏査をそれぞれが実施する。

(5) 自主防災組織等の派遣受け入れ事業

「ブロック代表都市」内の自主防災組織強化のために派遣、受入を図り、交流と研修を深め、併せて社会人口の交流に努める。

(6) 復旧・復興報告事業

各都市に発生した1年間の重大な災害歴の報告を「ブロック代表都市」が行い、教訓を地域防災計画に役立たせる。

8 飯伊ブロック

(1) 飯伊広域防災協議会（仮称）の設置推進

飯伊ブロックにおける広域防災体制の連携強化を図るため、以下の事項等について企画、調整等を行う広域防災協議会（仮称）の設置を推進する。

- ア 広域防災マスタープランの修正について
- イ 市町村が連携して行うべき防災対策について
- ウ 広域防災訓練の実施について
- エ 他の自治体への災害救援活動や見舞金支給について
- オ 共同研究体制の整備について
- カ その他防災対策上必要な事項

(2) 防災訓練の共同実施

日常の防災対策の広域的連携の一層の強化と災害時の広域応援活動が円滑に行えるよう、飯伊ブロックの市町村が共同して以下の訓練及び点検を実施するよう努めるものとする。

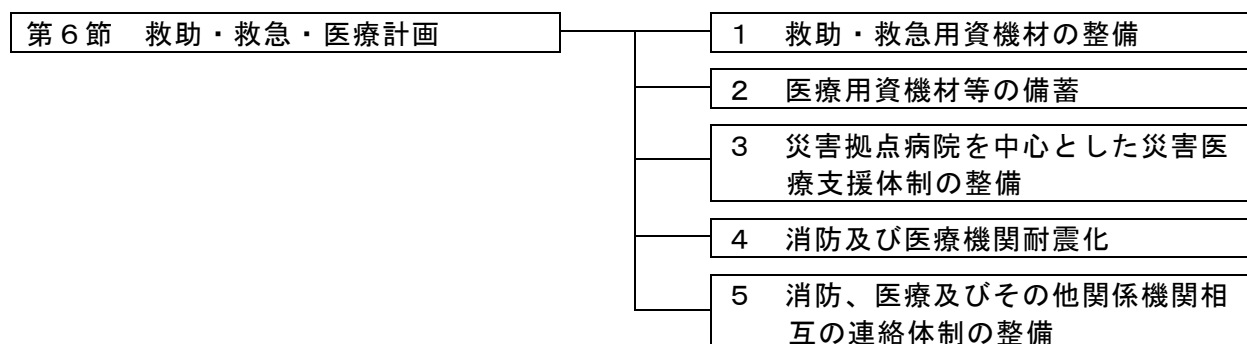
- ア 現行計画の机上訓練
- イ 情報収集、通信訓練等の分野別訓練
- ウ 初動時参集可能者等、職員の災害対応力の定期的な点検
- エ 共同設置した備蓄物資、資機材等の点検
- オ 訓練実施後の問題点の検証の実施

(3) 防災啓発活動の共同実施

防災に関する体験・展示施設を備えた防災教育施設の設置や防災講演会などの防災啓発活動を共同で実施し、住民の防災意識の普及啓発に努めるものとする。

第6節 救助・救急・医療計画

基本方針	・救助、救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制を整備 ・地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図り、施設の災害対応機能を強化 ・医療機関の被害状況、患者受け入れ状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制を整備	実施機関	保健福祉課
	・災害等緊急時に備え、救助・救出用資機材を整備 ・医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制を整備し、備蓄状況の把握方法、備蓄施設の耐震化等を検討 ・災害拠点病院を中心とした災害医療体制を整備 ・関係施設の耐震診断等を実施促進、災害拠点病院の災害支援体制強化のため段階的に施設・設備を整備 ・災害時における被害状況把握、患者の受入体制、被災状況等、消防機関・医療・その他関係機関の情報共有が円滑に行える連絡体制を整備		



1 救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

村においては、救助救急車両の整備及び運行は南信州広域連合飯田広域消防本部が行っており、村としては、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施が必要である。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受先を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 消防団詰所、公民館等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。

(イ) 平常時から住民に対して、救助・救急資機材を使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班当たりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進めるものとする。(日本赤十字社)

(イ) 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進めるものとする。(日本赤十字社)

(ウ) 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命搜索救助システムを導入す

るものとする。(自衛隊)

2 医療用資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制、医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす診療所における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 医療資機材、医薬品等の備蓄、調達についてあらかじめ計画を策定するものとする。

また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図るものとする。

(イ) 診療所等における医療品等の備蓄を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)飯田医師会、災害拠点病院等は、機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行うものとする。

(イ) 長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、次に掲げる事項を行うものとする。

① 災害時における医療品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の確保に努めるものとする。

② 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図るものとする。また、公安委員会への規制除外車両事前届出等により、医療品等の輸送手段の確保を図るものとする。

③ 使用施設の災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 現状及び課題

関係機関と連携して、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。また、大規模災害時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、広域搬送拠点となる適当な場所を選定し、災害拠点病院への傷病者の搬送を行うための体制整備に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 災害拠点病院を中心に、各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行うものとする。

(イ) 県が準備する、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班・災害時小児周産期リエゾン(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。)による支援体制について理解を深め、必要時の依頼方法等について確認する。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)飯田医師会、(一社)長野県歯科医師会、飯田下伊那歯科医師会、(公社)長野県看護協会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行うものとする。

(イ) 長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行うものとする。

(ウ) 災害派遣医療チーム(DMAT)等が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム(DMAT)等から中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性

疾患患者の搬送引継ぎについて、合同訓練を通じ、円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの確保に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。

- (エ) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。

4 消防及び医療機関耐震化

(1) 現状及び課題

消防団詰所等消防施設は、災害時、応急活動等の最前線であり、倒壊等の事態は避けなければならないことから、早急に耐震診断等を行うとともに、その結果により、適切な対策を速やかに実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 耐震診断等の結果により、耐震化工事の必要な消防施設等については、計画的かつ速やかに当該工事を実施するものとする。その際、「防災基盤整備事業」の活用を図るものとする。

- (イ) 大鹿村立診療所の設備等の点検整備を行う。

イ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、災害が生じた場合、患者の安全を確保すると同時に、被災者の治療等の後方医療機関としての役割を担うこととなるため、常に施設の点検整備を行い、耐震化に努めるものとする。

- (イ) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会は、関係医療機関に対し、施設の耐震化を図るよう指導を行うものとする。

5 消防、医療及びその他関係機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受け入れ状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、消防本部消防計画における救助・緊急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画作成への協力を行うものとする。

- (イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。

- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

第2編 風水害対策編
第1章 災害予防計画

する。

(エ) 関係機関の協力を得て、消防訓練を毎年1回以上実施するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

(イ) (一社)長野県医師会は、他都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（E M I S）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

第7節 消防・水防活動計画

基本方針	・大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項において、あらかじめ計画を策定 ・また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるよう、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項についてあらかじめ計画を策定	実施機関	消防本部 総務課 産業建設課
主な取組	・消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を策定 ・資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を策定		

第7節 消防・水防活動計画	1 消防計画
	2 水防計画

1 消防計画

(1) 現状及び課題

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した消防本部消防計画作成への協力を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その最新化を推進するものとする。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層を始めとした団員の入団促進を図るものとする。また、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。

また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図るものとする。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、耐震性貯水槽の整備、河川・農業用水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図るものとする。

(ウ) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行うものとする。

(エ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

び研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模災害等発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。

(オ) 火災予防

① 防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取り扱い、消火器具等の常備及びその取扱方法等、感震ブレーカー設置等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。

② 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、診療所、工場等の防火対象物の管理権限者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導するものとする。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図るものとする。

(カ) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。

また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定めるものとする。

(キ) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立するものとする。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

イ【住民及び自主防災組織が実施する計画】

(ア) 出火防止、初期消火活動等

住民は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取り扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水のくみ置きの実施、感震ブレーカーの設置等、平常時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取り扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努めるものとする。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努めるものとする。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図るものとする。

(イ) 救助・救急活動

住民同士等により、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防

機関等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

2 水防計画

(1) 現状及び課題

本村の河川は、土石流の発生及び堤防の決壊等が予想される。これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施するものとする。

(ア) 水防組織、水防団、消防団の確立・整備

(イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄並びに排水対策の事前確認ほか次に掲げる事項

① 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認

② 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備

(ウ) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備

(エ) 平常時における河川、遊水地等の水防対象箇所の巡視

(オ) 河川ごとの水防工法の検討

(カ) 居住者への立ち退きの指示体制の整備

(キ) 洪水時等における水防活動体制の整備

(ク) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結

(ケ) 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成

(コ) 村地域防災計画において、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。

(サ) (コ)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備

なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の（セ）～（ツ）の事項を実施するものとする。

(シ) 水防機関の整備

(ス) 水防計画の策定

(セ) 水防協議会の設置

(ソ) 水防訓練の実施（年1回以上）

・水防技能の習熟

・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発

・災害時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練

(タ) 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努めるものとする。

(チ) 要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 防災備蓄基地等の整備及び水防用・応急復旧資器材並びに排水対策用の移動式ポンプの備蓄を図るとともに、緊急時において当該資材の確保に当たり、関係業界団体の協力が得られるよう努めるものとする。

(イ) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携により、水防技能の

第2編 風水害対策編
第1章 災害予防計画

習熟と、沿川住民の水防思想の普及啓発を図るため、水防演習等訓練を実施するものとする。

ウ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の事項を実施するものとする。

- (ア) 浸水想定区域内に位置し、村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。
- (イ) 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置し、村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について村長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

第 8 節 要配慮者支援計画

基本方針	・近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害時には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。 ・このため、村及び県、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。 ・また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講ずる必要がある。	実施機関	保健福祉課 教育委員会
	・要配慮者支援計画による支援体制計画を構築 ・在宅要配慮者の状況把握に努め、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。 ・要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行い、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。 ・外国籍住民や外国人旅行者等の観光客が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定避難所、指定緊急避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。 ・土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。		

第 8 節 要配慮者支援計画	1 要配慮者支援計画の作成
	2 在宅者対策
	3 要配慮者利用施設対策
	4 外国籍住民、外国人旅行者等、観光客対策
	5 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

1 要配慮者支援計画の作成

(1) 現状及び課題

災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。要配慮者のうち避難行動要支援者については、村に名簿作成が義務づけられており、村では、平成 25 年 4 月改定の「大鹿村災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、平常時からの避難支援体制を構築していく。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成

村は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援につい

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

ての全体的な考えを整理し、平成 25 年 4 月に「大鹿村災害時要援護者避難支援プラン」を改定している。また、村地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため、庁内の関係部署と連携し、早期に避難行動要支援者名簿を作成するよう、努めるものとする。

- a 避難支援等関係者となる者（以下「避難支援等関係者」という。）は、以下に掲げる者とする。
 - (a) 村住民課
 - (b) 木曽広域消防本部
 - (c) 民生・児童委員
 - (d) 社会福祉協議会
 - (e) 避難行動要支援者が居住する地区の自治会及び自主防災組織等
 - (f) 木曽警察署
 - (g) 自衛隊
 - (h) 協力が得られる企業・団体
- b 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある要配慮者で、次の要件に該当する方とする。
 - (a) 加齢や疾病により行動機能に支障のある高齢
 - (b) 身体障害者のうち自分で避難をすることが困難な者
 - (c) 知的、精神障害児・者のうち自分で避難をすることが困難な者
 - (d) 難病患者、人工透析患者
 - (e) 乳幼児
 - (f) 臨月や自力で避難が困難な妊産婦
 - (g) 自ら避難することが困難な者であって、特に支援を要する者
 - (h) 外国籍住民を含むコミュニケーション等の支援が必要な者
 - (i) 上記以外で自治会等が支援の必要があると認めた者
- c 名簿に記載すべき事項は、以下の項目とする。
 - (a) 氏名、生年月日、性別
 - (b) 居住場所（住所）
 - (c) 電話番号、その他の連絡先（メールアドレス等）
 - (d) 避難支援等を必要とする理由
 - (e) 緊急連絡先（同居家族等）
- d 名簿作成に必要な個人情報の入手方法は、次のとおりとする。
 - (a) 本人または家族による手上げ方式で登録を行う。
 - (b) 本人または家族が、自ら避難行動要支援者情報への登録に同意した者の情報の登録を行う。
- e 名簿の更新に関する事項は、次のとおりとする。
 - (a) 避難行動要支援者情報は、保健福祉課により、年 1 回見直し（点検）を実施し、更新、追加、削除を行う。
 - (b) 避難行動要支援者の地域外への転出など異動が住民登録等により確認された場合は、名簿から削除する。
 - (c) 新たに村に転入してきた避難行動要支援者に該当する者を、本人または家族の同意を得て名簿に登載する。
- f 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために村が求める措置及び村が講ずる事項は、次のとおりとする。
 - (a) 避難行動要支援者情報を共有する団体等は、管理責任者を定め、村に提出する。

- (b) 避難行動要支援者情報は、紙媒体のほか情報共有システム等で共有する。
- (c) 避難行動要支援者情報は、施錠可能なロッカー等に保管する。
- (d) 支援団体等との間で避難行動要支援者情報を共有するときは、個人情報保護のため「避難行動要支援者情報に関する覚書」を取り交わす。
- (e) 避難行動要支援者及び家族が、村と支援団体等が避難行動要支援者情報を共有することを望まない場合は、避難行動要支援者の情報から当該の情報を削除する。
- (f) 避難行動要支援者情報を更新する場合は、古い情報を回収し破棄する。
- g 避難行動要支援者名簿の提供
名簿情報を提供するに当たっては、避難行動要支援者の生命を守る観点から、災害時は本人の同意を得ることなく、避難支援に必要な情報を民生児童委員、社会福祉協議会、自治会及び自主防災組織、消防本部、警察機関等の避難支援等関係者へ提供する。
また、日常的に、地域の避難支援等関係者が見守り・声掛け等の支援を行う必要がある場合には、避難行動要支援者の同意を得たうえで、地域の避難支援等関係者に限り提供する。情報の提供に際しては、避難支援等関係者に対し情報の保護に努めるよう研修等を行い、適正に情報を管理するよう周知徹底を図る。
- h 災害時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「大鹿村災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、高齢者等避難を適時適切に発令するとともに、避難行動要支援者の個々の態様に配慮し、防災無線や広報車、木曽広域ケーブルテレビ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）、ラジオ、テレビ放送等の活用など、複数の手段による情報伝達を行う。
また、避難行動要支援者には、「自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力が無い者又は困難な者」・「危険を知らせる情報を受け取ることができない者又は困難な者」が含まれることから、電話、戸別訪問など複数の伝達方法を確保し、災害時は直接的に伝達する。
- i 避難支援等関係者の安全確保のため、平常時から、避難支援等関係者が、自治会等地域全体を通じて、災害時の支援における自らの安全確保を決めておくよう周知を図るとともに、災害時には、本人及び家族の安全を最優先とするよう周知徹底を図る。
- j 避難行動要支援者の移送計画
 - (a) 村は、社会福祉協議会等の協力を得て、村内の社会福祉施設、要配慮者利用施設の被害状況を収集し、受入可能数を把握する。
 - (b) 他市町村の社会福祉施設への入所及びショートステイなどは、飯田保健福祉事務所を通じて県に要請する。
 - (c) 村は、実態調査の結果に基づき、避難行動要支援者の移送先を選定する。
 - (d) 避難行動要支援者の移送については、原則家族が行う。
- k 居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（概ね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努める。
- (イ) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成
村は、大鹿村地域防災計画に基づき、防災担当部署や福祉担当部署など関係課室の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（おおむね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努めるものとする。
- (ウ) 個別避難計画作成の努力義務

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

村は、大鹿村地域防災計画に基づき、防災担当部署や福祉担当部署など関係課室の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、作成に当たっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。

加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(エ) 要配慮者支援計画の作成

村は、地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら災害時住民支援合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努めるものとする。

(オ) 避難行動要支援者の移送計画

村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(カ) 個別避難計画の事前提供

村は、大鹿村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、長野県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(キ) 避難行動要支援者への配慮

村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(ク) 地区防災計画との調整

村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

2 在宅者対策

(1) 現状及び課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、浸水被害、土砂災害等の災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を始め、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携の下に行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 指定避難施設の整備

村は、災害時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

(イ) 防災教育・防災訓練の実施

村は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(ウ) 応援体制及び受援体制の整備

村は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

(エ) 避難所における要配慮者支援体制の整備

村は、災害時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備するものとする。

(オ) 緊急通報装置等の整備

村は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進するものとする。

(カ) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

村は、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努めるものとする。

(キ) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

村は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。

(ク) 支援協力体制の整備

村は、福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、NPO・ボランティア等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する社会福祉施設の利用者の安全確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細やかな災害予防対策を講ずる必要がある。

入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要となる。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討することが

必要である。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 非常災害時の整備

村及び県は、社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導するものとする。

(イ) 防災設備等の整備

村は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導するものとする。

(ウ) 組織体制の整備

村は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(エ) 防災教育・防災訓練の実施

村は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や、防災訓練の充実強化を図るよう指導するものとする。

(オ) 応援体制及び受援体制の整備

村は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備えて、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができるよう体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導するものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくは施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかけるものとする。

(カ) 医療機関の防災マニュアル作成

村及び県は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全確保が円滑に行われるよう指導するものとする。

(キ) 医療機関の相互応援体制整備

村及び県は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導するものとする。

(ク) 要配慮者利用施設の避難確保計画等確認

村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(ケ) 旅館等の確保

村は、要配慮者の避難先として、宿泊施設等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努めるものとする。

イ【要配慮者利用施設が実施する計画】

(ア) 非常災害時の体制整備

社会福祉施設等においては、村及び県の指導の下に、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

(イ) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、村及び県の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うものとする。

(ウ) 組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、村及び県の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。

(エ) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設においては、村及び県の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(オ) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、村及び県の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（小型リフト付車等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくは宿泊施設等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかけるものとする。

また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、村から要請があった場合、積極的に協力するものとする。

(カ) 日本赤十字社長野県支部、（一社）長野県医師会、（一社）飯田医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整するものとする。

(キ) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

(ク) 医療機関においては、村、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、

円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

4 外国籍住民、外国人旅行者等、観光客対策

(1) 現状及び課題

外国籍住民については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。

このため、外国籍住民に配慮した指定避難所、指定緊急避難場所及び避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるような防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 外国籍住民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

村は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図るものとする。

(イ) 指定避難所、指定緊急避難場所及び避難経路の周知

村は、外国籍住民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進するものとする。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

村は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍住民等の参加推進などを通じて、外国籍住民等に対する防災知識の普及を図るものとする。

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

村は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

(オ) 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進するものとする（観光客安全対策推進会議の事業を推進する。）。)

(カ) 外国籍住民等の状況把握及び支援体制の整備

村内における外国籍住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導體制等外国籍住民等に対する支援体制の整備を図るものとする。

(キ) 観光客の安全対策の推進

観光関連事業者（旅館等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するよう努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定避難所、指定緊急避難場所及び避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国籍住民等や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備を図るものとする。

(イ) 医療機関においては、外国籍住民、外国人旅行者に対する応急救護体制の整備を図るものとする。

5 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、村防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施するものとする。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく村長へ報告するものと

する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 村は、土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援するものとする。

(イ) 村は、村地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。

また、村は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行うものとする。

(ウ) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

村は浸水想定区域の指定があったときは、村地域防災計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

また、村は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行うものとする。

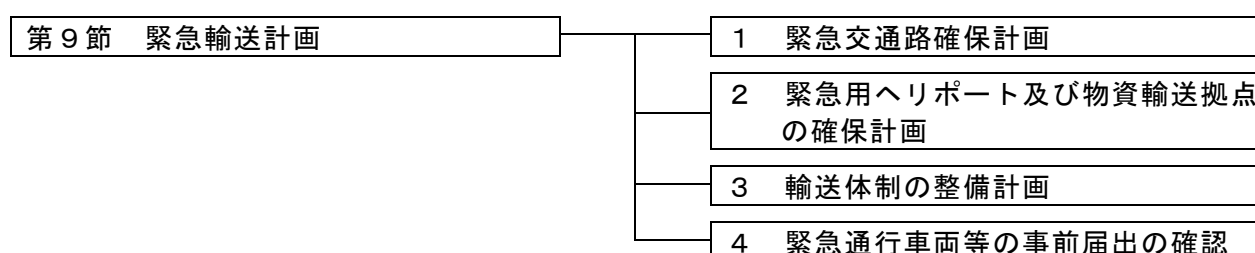
イ【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】

土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

なお、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、村防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに避難訓練を実施するものとする。また、計画を作成・変更したときは遅滞なく村長へ報告するものとする。

第9節 緊急輸送計画

基本方針	・大規模災害が発生したときは、救急救助活動、消防活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平常時から確立し、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立	実施機関	総務課 産業建設課
	・緊急交通路の確保に関する計画を策定 ・ヘリポート、輸送拠点などを事前に選定 ・各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を樹立 ・緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、災害時の迅速な運用に備える。		



1 緊急交通路確保計画

（1）現状及び課題

本村の道路は、狭あいだで屈曲区間や橋梁が多いなど、緊急交通路として複数確保が困難な状況にあることから、防災対策を推進・促進するとともに、災害時は適切な交通規制によって、効率的な運用を図らなければならない。また、緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両の移動等を速やかに行うよう体制を整備する必要がある。

（2）実施計画

ア【村が実施する計画】

村は、警察署と協議の上、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定するものとする。この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

各機関が管理する道路について災害に強い道路交通網の整備を推進するとともに、それぞれの計画に基づき、総合的な交通網整備を推進するものとする。

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

（1）現状及び課題

大規模な風水害が発生したときには、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあつては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

（2）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）村は、最低1か所以上の「物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポート」を確保、指定するものとする。なお、ヘリポートの所在地等は、資料編を参照のこと。

このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となり得るスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となり得る場所を選

定するものとする。

(イ) 自らが被災した場合はもちろん、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなり得る「物資輸送拠点」を指定するものとする。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮するものとする。

(ウ) 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

災害時に利用可能なヘリコプターを保有・管理する機関は、緊急用ヘリポート予定場所の実地調査を推進するものとする。

3 輸送体制の整備計画

(1) 現状及び課題

大規模な風水害が発生したときには、物資輸送拠点までの幹線輸送と輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 関係する輸送事業者と連絡を密にし、災害時の協力体制を確保しておくものとする。

(イ) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(ウ) 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図るものとする。
なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

(エ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のため、従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことができることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出の確認を受ける。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 北陸信越運輸局は、次の事項を推進するものとする。

- ① 災害発生時の緊急輸送活動のため、平常時から輸送能力を把握する。
- ② 緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点等を把握する。
- ③ 緊急輸送ネットワークの形成を図るため、関係事業者及び地方公共団体と連携を強化する。
- ④ 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ体制の整備に努める。

(イ) (公社)長野県トラック協会は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。

(ウ) (公社)長野県トラック協会、(公社)長野県バス協会、(一社)長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合等の関係機関は、要請に基づき速やかに緊急輸送体制が確立できるよう、事業者等に対して、活動要領を徹底しておくものとする。

4 緊急通行車両等の事前届出の確認

(1) 現状及び課題

被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、緊急通行車両の確認及び規制除外車両の事前届出事務の確認を済ませておくものとする。

第10節 障害物の処理計画

基本方針	・災害の発生により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。	実施機関	産業建設課
主な取組	・応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制を整備 ・障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議		

第10節 障害物の処理計画

1 障害物の処理計画

1 障害物の処理計画

(1) 現状及び課題

放置車両や立ち往生車両を含む障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備するものとする。

(イ) 緊急輸送道路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 道路上の障害物の処理等を行うに必要な資機材の備蓄計画を策定し、必要な資機材の備蓄を図るとともに、迅速に資機材の調達及び供給ができるよう民間保有の主要な災害復旧用資機材及び応急用主要機械等を地域別に把握する。また、資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておくものとする。

(イ) 部内規定の定めるところにより、巡回の強化を図るものとする。

ウ【住民が実施する計画】

自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止するものとする。

第 11 節 避難の受入活動計画

基本方針	- 風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合には、居住者や滞在者等は速やかに安全な場所に避難することが必要 - このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。 - 避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。 そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。	実施機関	総務課 教育委員会 保健福祉課
主な取組	- 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。 - 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。 - 住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。 - 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。		

第 11 節 避難の受入活動計画	1 避難計画の策定等 2 避難場所の確保 3 避難所の確保 4 住宅の確保体制の整備 5 学校における避難計画 6 在宅避難者等の支援

1 避難計画の策定等

（１）現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設においては、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

（イ）村が避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

者等と協力し計画を策定するよう努めるものとする。

(ウ) 村及び県は指定避難所、指定緊急避難場所及び避難路などの避難計画を策定する場合は協力して行うものとする。

(エ) 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導するものとする。

(オ) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

① 村は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

② 村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。

(カ) 県及び村は地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。

また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努めるものとする。

(キ) 村は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の対応に関する情報を提供するものとする。

(ク) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

また、ちゅうちょなく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

① 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法

② 高齢者等避難を発する判断基準及び伝達方法（避難指示、高齢者等避難については、本計画第2編第2章第12節「避難受入及び情報提供活動」を参照）

③ 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類

④ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

⑤ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

⑥ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

a 給食措置

b 給水措置

c 毛布、寝具等の支給

d 衣料、日用品の支給

e 負傷者に対する救急救護

f 指定避難所の管理に関する事項

g 避難受入中の秩序保持

H 避難住民に対する災害情報の伝達

i 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底

j 避難住民に対する各種相談業務

k 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(a) 平常時における広報

○ 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

○ 住民に対する巡回指導

○ 防災訓練等

(b) 災害時における広報

○ 広報車による周知

- 避難誘導員による現地広報
- 住民組織を通じた広報

なお、村は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、緊急安全確保を講ずべきことにも留意するものとする。

(ケ) 避難行動要支援者対策

村は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(コ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) それぞれの施設管理者は、避難計画を村及び県の指導に基づき作成し、避難の万全を期するものとする。

(イ) 村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。

(ウ) 要配慮者利用施設の管理者は、村及び県の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、村、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等により、村、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。

(エ) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、村から避難指示を行う際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行うものとする。

ウ【住民が実施する計画】

(ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。

- ① 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか
 - a 指定緊急避難場所への立ち退き避難
 - b 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立ち退き避難
 - c 「屋内安全確保」(その時点にいる建物内において、より安全な部屋等への移動)
- ② 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか(テレビ、ラジオ、インターネット等)
- ③ 家の中でどこが一番安全か
- ④ 救急医薬品や火気などの点検
- ⑤ 幼児や高齢者の避難は誰が責任を持つか
- ⑥ 指定避難所、指定緊急避難場所及び避難路はどこにあるか
- ⑦ 避難するとき、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか
- ⑧ 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所をどこにするか
- ⑨ 昼の場合、夜の場合の家族の分担

- (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。
- (ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

エ【企業等において実施する計画】

(ア) 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

2 避難場所の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 村は、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定した指定避難所については、資料編に掲げるとおりとする。

(イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）等の各災害現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の解放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。

なお、指定緊急避難場所となるオープンスペースについては、必要に応じ、火災のふく射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

(ウ) 村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。

(エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。

(オ) 村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 管理施設について、村の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。

(イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平常時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(イ) 指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(ウ) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

(エ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

(オ) 福祉避難所について、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。

(カ) 前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(キ) 村は、学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に村教育委員会や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(ク) 村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定避難所、指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。

(ケ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の整備に努めるものとする。

なお、設備の整備に当たっては、電力等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。

また、避難所の感染症対策については、本計画第2編第2章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、感染症患者が発生した場合の対応や旅館等の活用等、平常時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携し、検討するよう努めるものとする。必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(コ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マ

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

- ット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。
- (サ) テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。
- また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。
- (シ) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとし、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。また、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。
- (ス) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人一人の状況に即した避難支援体制を確立する。
- また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
- なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- (セ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。
- (ソ) 公有地はもとより、民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。
- (タ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和4年3月改定)、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。
- (チ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
- 特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。
- (ツ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- (テ) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- (ト) 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (ナ) 村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (ニ) 村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

指定避難所一覧（収容可能人数は1人当たり4㎡必要として計算）

（令和7年3月現在）

名称	所在地	災害種別			収容能力(人)	電話
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震		
大鹿小学校体育館	大河原 476-10	○	○	○	411	39-2020
公民館鹿塩地区館	鹿塩 2610			○	84	39-2200
大鹿中学校体育館	鹿塩 2952	○		○	362	39-2220
大鹿村交流センター	大河原 391-2	○		○	113	39-2100
道の駅 「歌舞伎の里大鹿」	大河原 390	○		○	37	39-2844
（参考：東部地区館）	鹿塩 1229-3	○	○	○	29	
合計（5か所） （東部地区館以外）					1,007	

福祉避難所一覧（収容可能人数は1人当たり4㎡必要として計算）

（令和7年3月現在）

名 称	所在地	収容能力(人)	電話
ふれあいセンターあかいし	大河原 476-8	46	39-2865

※上記福祉避難所は、「救護所」として開設される場合があるため、開設時に機能訓練室及び昼寝室を救護所として確保し、各機能の利用に配慮する。

指定緊急避難場所一覧

（令和7年3月現在）

名 称	所在地	想定収容人数	対象となる災害					
			洪水	崖崩れ	地震	火事	内水氾濫	火山
下青木集会所	大河原	78	○	○	○	—	—	—
母子健康センター （診療所2階）	大河原 354	50	—	○	○	—	—	—
東部地区館	鹿塩 1229-3	100	—		○	—	—	—
上蔵集会所	大河原 2013	58	—	○	○	—	—	—

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）管理施設について、村の指定避難所の指定に協力するものとする。

（イ）要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

4 住宅の確保体制の整備

（1）現状及び課題

住宅の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要になる。

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

このため村及び県は相互に連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借り上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。
- (エ) 災害救助法が適用された場合における入居者の決定等、住宅供給方法等については、県と相互に連携した体制の整備を図るものとする。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備するものとする。
- (カ) 周辺市町村が被災し、要請をしてきた場合、利用可能な公営住宅等の情報を提供するものとする。

5 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

災害が発生した場合、小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）においては、児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

(ア) 防災計画

- ① 学校長は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成に当たっては、村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。
- ② 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに教育委員会（以下「村教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
- ③ 防災計画には、おおむね次の事項を定めておく。
 - a 風水害対策に係る防災組織の編成
 - b 風水害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
 - c 村教委、村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
 - d 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
 - e 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
 - f 児童生徒等の帰宅と保護の方法
 - g 児童生徒等の保護者への引渡し方法
 - h 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
 - i 児童生徒等の救護方法
 - j 初期消火と重要物品の搬出の方法
 - k 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む。）の点検方法

- l 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
 - m 防災訓練の回数、時期、方法
 - n 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
 - o 風水害時における応急教育に関する事項
 - p その他学校長が必要とする事項
- （イ）施設・設備の点検管理
- 学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。
- ① 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
 - ② 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
 - ③ 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。
- （ウ）防火管理
- 風水害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。
- ① 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
 - ② 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。
- （エ）避難誘導
- ① 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
 - ② 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては以下の事項に留意する。
 - a 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
 - b 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
 - c 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
 - d 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。

6 在宅避難者等の支援

（１）現状及び課題

以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じるおそれがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）

イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）

加えて、在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害するおそれが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

住家被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。

第 12 節 孤立防止対策	1	通信手段の確保
	2	災害に強い道路網の整備
	3	孤立予想地域の実態把握
	4	自主防災組織の育成
	5	避難所の確保
	6	備蓄

イ 複線化の推進

を図ることが必要である。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

村は、村道の災害予防対策を推進するものとする。また、道路に面した工作物、立木等の所有者・管理者に対して、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう適切な管理を求める。

3 孤立予想地域の実態把握

(1) 現状及び課題

大規模な災害が発生すれば交通手段の寸断等で住民生活が困難又は不可能になることにより孤立地域が発生する可能性が高く、あらかじめ孤立集落を把握する必要がある。その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を平常時から把握し、孤立地域発生時に備えるものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握しておくものとする。

(イ) 平常時の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておくものとする。

(ウ) 観光地にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておくものとする。

イ【住民が実施する計画】

各地域においては、地区内の要配慮者について平常時から把握するよう努めるものとする。

4 自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関が直ちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要となるものと予想される。

人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 全地区における組織結成を推進するものとする。

(イ) 災害時の活動要領について、教育指導を行うものとする。

(ウ) 活動用資機材の整備充実を行うものとする。

イ【住民が実施する計画】

孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努めるものとする。

5 避難所の確保

(1) 現状及び課題

孤立が予想される地域ごとに最低1か所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、災害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

第2編 風水害対策編
第1章 災害予防計画

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地域の解消と、老朽施設の更新について、地区を指導するものとする。

6 備蓄

(1) 現状及び課題

備蓄計画については、本計画第2編第1章第13節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実に鑑み、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

孤立が予想される集落単位での食料品等の備蓄に配慮するものとする。

イ【住民が実施する計画】

(ア) 孤立が予想される地域の住民は、平常時から備蓄を行うものとする。

(イ) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

基本方針	・大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間、可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うことを原則 ・大鹿村国土強靱化地域計画や地震防災対策特別措置法等に基づき、村は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定し、必要量を定め、食料を備蓄	総務課 産業建設課
主な取組	・住民が発災直後から最低でも3日分、可能な限り1週間分程度を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発。また、食料の供給について、関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制を強化 ・協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制を整備 ・初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。 ・平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。	実施機関

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

2 食料品等の供給計画

1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

食料の調達については、災害救助用米穀の供給は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、知事の要請により農林水産省から供給される。

また、県内外の米穀販売事業者との間で災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取り扱いに関する協定を結んでいる。

一方、生鮮農畜産物やその他の食料品についても、緊急時の食料品等の調達体制の整備が必要である。

食料の備蓄・調達については、住民は、自助の観点から自らが主体となって食料等を確保する必要があるが、防災の第一次的責任を有する村は、それぞれの地域の実情等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄・調達の必要量、方法等について計画を策定し、実施していく必要がある。

方法については、現物備蓄にあっては、指定避難所以外での配布も想定し、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が附属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、近年の災害における被災者要望は、弁当やおにぎりといった備蓄になじまない食料が多いことを踏まえ、流通備蓄の確保に努める。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 平成25、26年度に実施した県の地震被害想定の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、村の実情等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が附属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新するものとする。必要

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下で定めるものとする。

- (イ) 他の地方公共団体との災害時の相互救援協定の締結を図るものとする。
- (ウ) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行うものとする。
- (エ) 村と県の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。
- (オ) 住民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発するものとする。また、周知啓発に当たっては、自主防災組織の活用も図るものとする。
- (カ) 県と同様に、食料品等の調達体制の整備に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 農林水産省

- ① 農林水産省は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章のIの第11の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき対応するものとする。
- ② 政府所有米穀の適正な備蓄を行うとともに、備蓄数量を常時把握しておくものとする。

(イ) 米穀販売事業者

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取り扱いに関する協定書」に基づき供給を行えるよう体制を整備するものとする。

(ウ) 卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、その他の市場から被災卸売市場に対し、優先的に供給される体制について卸売市場間で協定を締結するものとする。

ウ【住民が実施する計画】

自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても災害時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。

また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。

エ【企業等において実施する計画】

企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行うことが望ましい。

2 食料品等の供給計画

(1) 現状及び課題

備蓄食料や関係業者との協定による調達食料を、住民へ円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

備蓄食料については、地域の特性、人口等に応じ、村の食料備蓄の供給計画により避難所等に速やかに供給する体制を整備する。

(2) 実施計画

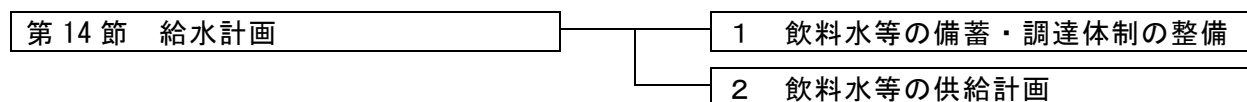
ア【村が実施する計画】

(ア) 備蓄食料及び協定等により調達した食料を住民に供給するための体制を整備するものとする。

(イ) 食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が附属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶碗、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努めるものとする。

第14節 給水計画

基本計画	・給水源は、配水池及び浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制は稼動できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等にろ水器を設置し製造を実施 ・被災していない市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動により飲料水を確保 ・このほか、村は、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進め、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。	実施機関	産業建設課
主な取組	・水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備推進・促進、関係業者との協定の締結等、飲料水の備蓄・調達体制を整備 ・給水車、給水タンク等の整備推進・促進を図るとともに、関係業者との協定の内容を確認し、飲料水の供給体制を整備		



1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

（1）災害時の給水量の検討

最小限必要な飲料水として、1人1日3リットル、生活用水が、1人1日16リットルの合計19リットルを7日分（混乱期3日、復旧期4日と想定した日数。）確保するものとする。

（2）【村が実施する計画】

- ア 配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行うものとする。
- イ 住民が実施する事項への支援を行うものとする。
- ウ 県が実施する事項に対する協力を行うものとする。
- エ 予備水源、予備電源の確保を行うものとする。
- オ プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行うものとする。

（3）【住民が実施する計画】

- ア 風呂の残り湯の活用を習慣づける。
- イ ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。
- ウ ポリタンク等給水用具の確保を行う。
- エ 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

2 飲料水等の供給計画

（1）現状及び課題

県下の水道事業者（公営）には、給水車等の給水用器具類が整備されており、緊急時にはこれらの用具により飲料水の供給を行う。また、村での供給が困難な場合には災害相互応援により他市町村が支援する。しかし、大規模災害等により被災が広範囲にわたった場合には、相互応援（県水道協議会策定）が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。

（2）実施計画

ア【村が実施する計画】

- （ア）給水車の運行計画の策定等給水体制の確立を図るものとする。
- （イ）給水源の確保、供給量の見直しを行うものとする。
- （ウ）被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行うものとする。

第2編 風水害対策編
第1章 災害予防計画

(エ) 給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行うものとする。

第 15 節 生活必需品の備蓄・調達計画

基本計画	・災害時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等による生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る。 ・災害時の主な生活必需品 ○寝具（タオルケット、毛布等） ○衣類（下着、靴下、作業着等） ○炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等） ○身の回り品（タオル、生理用品、紙オムツ等） ○食器等（はし、茶わん、ほ乳びん等） ○日用品（せっけん、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー等） ○光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等） ・必要量 ○人口の5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定し備蓄・調達体制を整備	実施機関	保健福祉課 産業建設課
主な取組	・村は、地域の実情に応じて備蓄・調達体制の整備を図るとともに、住民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性を普及啓発		

第 15 節 生活必需品の備蓄・調達計画

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

2 生活必需品の供給体制の整備

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

（１）現状及び課題

災害時の生活必需品の確保については、住民自ら行うことが有効であり、住民の防災意識を高め、最低限の必需品については、緊急用品として準備するよう、普及啓発に努めるとともに、各機関においても必要最小限の生活必需品については、備蓄を図る必要がある。

また、生活必需品の調達には、流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）村は、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図るものとする。

（イ）住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図るものとする。

（ウ）生活必需品に関する備蓄は、主に以下の場所に行っていくものとする。

備蓄場所

施設名称	所在地
大鹿村防災倉庫	大河原 476-8（ふれあいセンターあかいし倉庫）

イ【関係機関が実施する計画】

関係機関にあっては、必要な生活必需品の備蓄を図るものとする。

ウ【住民が実施する計画】

災害に備えて、本節に掲げた生活必需品のほか、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄を図り、避難に備え

第2編 風水害対策編
第1章 災害予防計画

非常持ち出し袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）等の準備を行うものとする。

2 生活必需品の供給体制の整備

（１）現状及び課題

災害発生直後、村は直ちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

（２）実施計画

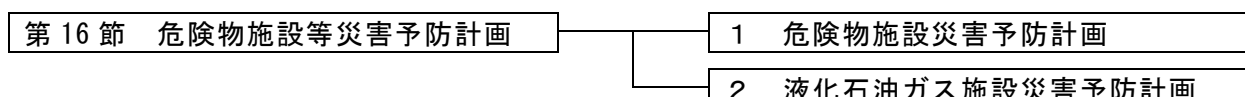
ア【村が実施する計画】

（ア）輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整するものとする。

（イ）輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努めるものとする。

第 16 節 危険物施設等災害予防計画

基本方針	・災害により危険物等（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、災害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止	実施機関	総務課
主な取組	・危険物施設における災害発生及び拡大防止計画を確立		



1 危険物施設災害予防計画

（１）現状及び課題

消防法に定める危険物施設においては、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の災害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）規制及び指導の強化

- ① 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化するものとする。
- ② 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図るものとする。
- ③ 立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施するものとする。
 - a 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況
 - b 危険物施設における貯蔵、取り扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

（イ）自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導するものとする。

（ウ）防災資機材の整備促進

村は、危険物施設の管理者に対し、災害時における災害の拡大防止対策に必要な資機材の整備、備蓄の促進について指導するものとする。

（エ）相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を推進し、効率ある自衛消防力の確立について指導するものとする。

（オ）県警察との連携

危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、県警察に対してその旨連絡し、連携を図るものとする。

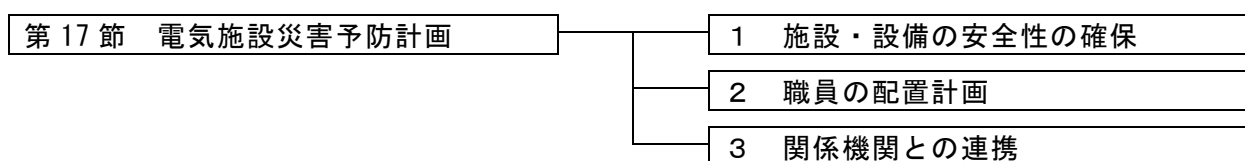
2 液化石油ガス施設災害予防計画

液化石油ガス一般消費先について、耐震自動ガス遮断器の設置、容器の転倒防止措置などの地震対策を推進するよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、指導を一層徹底する必要がある。

また、地震時においては、消費者の適切な措置が不可欠であるため、消費者啓発も一層重点的に実施する必要がある。

第17節 電気施設災害予防計画

基本方針	・電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギーであることから、 ○災害に強い電気供給システムの整備促進 ○災害時を想定した早期復旧体制の整備 を重点に、予防対策を推進	実施機関	総務課 電力会社
主な取組	・施設・設備の安全性を促進 ・災害時の職員の配備計画を樹立 ・関係機関との連携について、平常時から体制を確立		



1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保するものとする。

(2) 実施計画

ア【中部電力パワーグリッド株式会社が実施する計画】

発電設備、変電設備、送電設備（架空送電線、地中送電線）、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐災害設計を行うものとする。また、倒木による停電防止計画を策定する。

2 職員の配置計画

(1) 現状及び課題

通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確立するものとする。

(2) 実施計画

ア【関係機関が実施する計画】

電力会社において非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立しておくものとする。

3 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。

災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておくものとする。

また、停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

村は、電力会社との連携を図るものとする。

第2編 風水害対策編
第1章 災害予防計画

イ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 電力広域的運営推進機関の指示に基づく需給調整を行い、大規模停電を防ぐため、平常時から訓練等の対策を進めるとともに、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関係業者と契約して体制を整備しておくものとする。
- (イ) 中部電力(株)は、県企業局との間で、電力供給の円滑化、設備の保安管理並びに発電所の合理的な運用等について、協定しておくものとする。
- (ウ) 村及び県、地域振興局に対する情報提供体制を整え、平常時より連携を強化するものとする。
- (エ) 県、村、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

第 18 節 上水道施設災害予防計画

基本方針	- 水道施設・設備の安全性の確保については、施設の災害に対する強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにする必要がある。 - 施設・設備の更新時に十分考慮し、通常のメンテナンス体制の充実を図る。	実施機関	産業建設課
主な取組	老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性を確保		

第 18 節 上水道施設災害予防計画

1 水道施設・設備の整備及び安全性の確保

1 水道施設・設備の整備及び安全性の確保

(1) 現状及び課題

水道事業については、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とはいえないのが現状である。

また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により、(公社)日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

(2) 実施計画

ア 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図るものとする。

イ 配水系統の相互連絡のブロック化を図るものとする。

ウ 他水道事業者との緊急時連絡管の整備推進を図るものとする。

エ 復旧資材の備蓄を行うものとする。

オ 避難所、病院等の災害時の拠点となる施設の情報を反映した水道管路図等の整備を行うものとする。

カ 予備電源の確保を図る。

第 19 節 通信・放送施設災害予防計画

基本方針	・災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど、社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう予防措置をとる。	総務課 放送事業者 実施機関
主な取組	・各機関は緊急時における通信手段を確保、整備 ・村は通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段を整備 ・電気通信事業者は通信施設の風水害対策、迅速な情報収集体制を確立 ・放送機関は通信施設の風水害・停電対策、災害時の運用体制を確立 ・警察機関は通信機器の風水害対策、情報収集体制を強化	

第 19 節 通信・放送施設災害予防計画	1 緊急時のための通信確保
	2 防災行政無線通信施設災害予防
	3 電気通信施設災害予防
	4 道路埋設通信施設災害予防

1 緊急時のための通信確保

(1) 現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又は輻輳の発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

各機関において、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

2 防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

村と県及び防災関係機関相互間の災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を図るため、地上系防災行政無線及び衛星系防災行政無線を整備している。今後も設備の老朽化に伴う更新を計画的に行う必要がある。通信施設については、次の災害予防対策を行っている。

- ア 無線局には、非常用電源装置として発動発電機を設置している。
- イ 各無線局の空中線は、風速 60 メートルに耐えられるよう設置している。
- ウ 中継局は、浸水対策として高床式としている。
- エ 中継局は、雷対策として耐雷トランスを設置している。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

村は整備推進を図るほか、住民への情報伝達手段として有効な同報系並びに防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える移動系防災行政無線の整備を図る

ものとする。

また、I P通信網やケーブルテレビ網等の活用を図り、通信施設については、風水害などに備えた災害予防対策を図るものとする。

3 電気通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

従来の災害対策に包括された中で実施し、水害が予測される電気通信設備等について耐水化構造化（防水扉設置等）を実施する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

村は、東日本電信電話(株)等の電気通信事業者との連携を図るものとする。

イ【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画】

非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとする。

また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施するものとする。

(ア) 被災状況の早期把握

村及び県等防災関係機関との情報連絡体制の強化を図るものとする。

(イ) 通信システムの高信頼化

- ① 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とするものとする。
- ② 主要な交換機を分散設置するものとする。
- ③ 通信ケーブルの地中化を推進するものとする。
- ④ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置するものとする。

4 道路埋設通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

架空の通信ケーブルは、台風などによる強風により倒壊するおそれがあり倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障を来す。このため架空から地中化を進める必要がある。

(2) 実施計画

ア【道路管理者が実施する計画】

道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝又は、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図るものとする。

第 20 節 災害広報計画

基本方針	・災害時に有効な広報活動を迅速に行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのために、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を実施 ・放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制を整備	実施機関	総務課
主な取組	・被災者及び住民等への情報の提供体制を整備 ・報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法を確認		

第 20 節 災害広報計画	1 被災者及び住民等への情報の提供体制
	2 報道機関への情報提供及び協定

1 被災者及び住民等への情報の提供体制

(1) 現状及び課題

災害時には、被災者及び住民等からの問合せ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、村、県、関係機関及び報道機関等は適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。

これは、被災者及び住民等に対して的確な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問合せに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図ることが必要である。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 被災者及び住民等からの問合せに対する専用の窓口や、専用電話・FAX・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図るものとする。

(イ) CATV等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図るものとする。

(ウ) Lアラート（災害情報共有システム）、エリアメール、村のホームページ、ソーシャルメディア等を利用し、整備を検討するものとする。

(エ) Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

(オ) 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行うものとする。

(カ) (オ)のほか、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努めるものとする。

(キ) 東日本電信電話(株)等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

イ【報道機関等が実施する計画】

報道機関及び通信事業者は、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、村と体制の整備・確認を行うものとする。

ウ【電気事業者が実施する計画】

停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

エ【電気通信事業者が実施する計画】

通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。また、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

オ【関係機関が実施する計画】

関係機関は、住民等に対して交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報提供を行うため、村と体制の整備・確認を行う。

2 報道機関への情報提供及び協定

(1) 現状及び課題

災害時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。

また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とするものとする。

(イ) 災害時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておくものとする。

第 21 節 土砂災害等の災害予防計画

基本方針	・ 本村は、地形、地質から土砂災害等が発生する危険性が高く、風水害・地震に起因する土砂崩落、地すべり等による被災が懸念される。 ・ 土砂災害を防止するため、国、県、村等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、大鹿村国土強靱化地域計画や地震防災対策特別措置法等に基づき、総合的かつ長期的な対策を講ずる。 ・ 特に近年要配慮者利用施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域等については、特に万全の対策が必要 ・ 近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。	実施機関	産業建設課
主な取組	・ 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を行い、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。 ・ 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わない。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築 ・ 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等について防災対策を推進 ・ 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定		

第 21 節 土砂災害等の災害予防計画	1 地すべり対策
	2 山地災害危険地対策
	3 土石流対策
	4 急傾斜地崩壊対策
	5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策
	6 土砂災害警戒区域の対策

1 地すべり対策

(1) 現状及び課題

本村は、地質構造の特異性から多くの地すべりの危険箇所が分布しており、当該地区は地すべり等防止法に基づく地すべり防止地域に指定されている。

地すべり防止区域（林務）は、3 か所（平成 28 年度現在）指定されている。

地すべり防止区域（農政）は、8 か所（令和 3 年 4 月現在）指定されている。

地すべり危険地（農政）は 5 か所（平成 31 年 3 月現在）指定されている。

地すべり防止区域（土木）は 6 か所（令和 3 年 3 月現在）指定されている。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（大鹿村ハザードマップ [平成 24 年 8 月作成]）を配布しその他必要な措置をとる。
- (ウ) 地すべり災害の発生するおそれがある場合に迅速かつ適切な高齢者等避難、又は避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行うものとする。
- (イ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずるものとする。

ウ【住民が実施する計画】

大鹿村ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

2 山地災害危険地対策

(1) 現状及び課題

山腹崩壊危険地区は 25 か所（令和 3 年 4 月 1 日現在）ある。

崩壊土砂流出危険地区は 83 か所（令和 3 年 4 月 1 日現在）ある。

(2) 実施計画

ア【関係機関が実施する計画】

国有林野内等国が直轄で所掌する山地災害危険地区については、必要に応じて見直しを行い、対策を要する箇所について、治山施設整備及び森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

3 土石流対策

(1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。

土砂災害警戒区域（土石流）は 36 か所（平成 28 年 3 月現在）ある。

砂防指定地（砂防法）は 46 か所（令和 3 年 3 月現在）指定されている。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（大鹿村ハザードマップ [平成 24 年 8 月作成]）を配布しその他必要な措置をとる。
- (ウ) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難又は避難

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 直轄で所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い施設の現況を把握するものとする。

(イ) 土石流による災害を未然に防ぐための予警報システムの整備を図るとともに、土石流監視装置の整備を図るものとする。

ウ【住民が実施する計画】

大鹿村ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

崖崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、事前措置として平素から危険予想箇所の把握と防止パトロールを強化する必要がある。

また、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊による災害の防止に努めるものとする。

急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法）は、20 か所（令和3年3月現在）指定されている。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（大鹿村ハザードマップ〔令和6年3月作成〕）を配布しその他必要な措置をとる。

(ウ) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、又は避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

(エ) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

農業用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、村に緊急連絡ができるようにするものとする。

ウ【住民が実施する計画】

大鹿村ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策

(1) 現状及び課題

要配慮者利用施設がある地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 村は、土砂災害ハザードマップ等の配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、その名称・所在地及び、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておくものとする。

6 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状及び課題

土砂災害警戒区域は、371 か所指定されている（令和3年3月現在）が、未指定箇所については、県に協力しながら速やかな指定が行われる必要がある。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は281 か所指定されている。

このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 村は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努めるものとする。
- (イ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとるものとする。
 - ① 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
 - ② 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (ウ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとるものとする。
 - ① 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。
 - a 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
 - b 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路
 - c 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - d 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地
 - e 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
 - f 救助に関する事項
 - g その他警戒避難に関する事項
 - ② 村は、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関する上で必要な事項を記載した、大鹿村ハザードマップを平成24年8月に作成しており、引き続き住民等への周知を図る。
- (エ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行うものとする。

イ【住民等が実施する計画】

- (ア) 住民は、平常時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく村長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日頃から土砂災害関連情報を収集する。さらに土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。やむを得ず新築等を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について村、県に助言を求めるものとする。

第 22 節 建築物災害予防計画

基本方針	・強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。	実施機関	総務課 産業建設課
主な取組	・強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物、転倒物の防止対策を講ずる。 ・出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。 ・文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。		

第 22 節 建築物災害予防計画	1 建築物の風害対策
	2 建築物の水害対策
	3 文化財の風水害予防

1 建築物の風害対策

(1) 現状及び課題

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を最小限に抑えるため、構造耐力上の安全性を確保し適切な管理を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行うものとする。
- (イ) 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行うものとする。
- (ウ) 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行うものとする。
- (エ) 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及啓発を図るものとする。
- (オ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

イ【建築物の所有者等が実施する計画】

- (ア) 屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行うものとする。
- (イ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。

2 建築物の水害対策

(1) 現状及び課題

出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じ盛土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保を講ずる必要がある。

また、出水、崖地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域については、建築等の制限を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 出水による崖地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の制定に努めるものとする。
- (イ) 崖地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図るものとする。
- (ウ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。

イ【建築物の所有者等が実施する計画】

出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛土等の必要な措置をとるものとする。

3 文化財の風水害予防

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

国・県指定文化財は、ほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じた保全を図り、併せて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合があるため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

(ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。

(イ) 防災施設の設置推進とそれに対する助成を行うものとする。

(ウ) 区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。

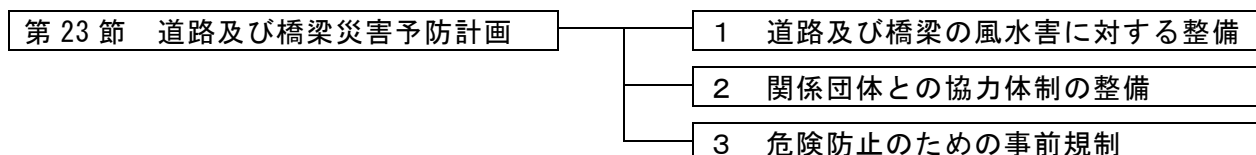
イ【所有者が実施する計画】

(ア) 防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。

(イ) 建造物内にある文化財の把握に努めるものとする。

第 23 節 道路及び橋梁災害予防計画

基本方針	・風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備に当たってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。 ・機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を実施 ・被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平時より連携を強化	実施機関 産業建設課
主な取組	・道路及び橋梁の風水害に対する安全性を確保 ・被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整備 ・危険防止のための事前規制を実施	



1 道路及び橋梁の風水害に対する整備

(1) 現状及び課題

風水害により、道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路附帯施設・橋梁の破損、倒木による電柱等の破損、冠水等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として各道路管理者並びに警察等関係機関は道路・道路施設及び橋梁について風水害に対する強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

それぞれの施設の整備計画により風水害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 道路管理者並びに警察等は、あらかじめ特別警報発令時などにおいて通行規制が必要な道路及び橋梁について検討し、情報共有を図るものとする。
- (イ) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備は、風水害対策を必要とする道路施設については、社会資本整備重点計画等に基づき計画的に整備を進めるものとする。
- (ウ) 緊急輸送道路のネットワークにおいて、風水害応急対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路について広域的な応急対策等を考慮し、各道路管理者と総合的な調整を行うものとする。
- (エ) 道路施設の点検に基づく補強及び緊急輸送道路としての機能の確保を図るよう努めるものとする。
- (オ) 発災により予測される危険性及び緊急輸送道路としての機能維持について現場点検の実施に努め、緊急を要するものから逐次必要な対策を実施するものとする。
- (カ) 「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」を準用して、既存の橋梁のうち、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次橋脚等の補強対策を概成させるものとする。

また、点検等により道路構造物の状況把握を行うとともに、対策を必要とするものについては、緊急を要するものから逐次整備を進めるものとする。

- (キ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

風水害により、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、応急復旧は、各道路管理者並びに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として、被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関と相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。

また、村、各道路管理者及び関係機関は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 村は、関係機関との協力体制を整備するものとする。

(イ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、村の協定等に協力するものとする。

(イ) 大規模災害時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておくものとする。

3 危険防止のための事前規制

(1) 現状及び課題

気象・水象情報の分析により、道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

(2) 実施計画

ア【道路管理者が実施する計画】

(ア) 道路管理者並びに警察等は、あらかじめ特別警報発令時などにおいて通行規制が必要な道路及び橋梁について検討し、情報共有を図るものとする。

また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(イ) 道路管理者並びに警察等は相互に連携協力し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、迅速な通行規制を実施するものとする。

(ウ) 事前の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関等が情報共有できる体制の整備に努める。

第 24 節 河川施設等災害予防計画

基本方針	河川管理施設の災害は、多くの人命・財産を失うなど多大なる社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い安全確保に努める。	実施機関	産業建設課
主な取組	- 過去の災害の実績、現況の流下能力、災害時の社会的影響等を勘案し優先度の高い箇所から改修等を実施 - 堤防や河道の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全性を確保するよう維持的な対策を講ずる。 - 出水時の的確な情報収集や情報提供に実施		

第 24 節 河川施設等災害予防計画	1 河川施設災害予防

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

河川改修や維持工事を鋭意進める一方、過去の災害の実績や堤防の状況等を勘案し、重要水防区域の指定や水位情報の提供など、効率的な水防活動や住民への注意を促すための対策を講じている。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

それぞれの施設整備計画により河川管理施設の整備を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

改善の必要性があると認められた施設について整備を図るものとする。

第 25 節 ため池災害予防計画

基本方針	・下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が豪雨等により被災した場合には、受益農地の営農に支障を来すばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。 - このため、適切な維持管理や監視体制についてため池管理者を指導するとともに、豪雨に対する安全性の低い施設について防災工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。	実施機関	産業建設課
主な取組	・緊急時の迅速な避難行動につなげる対策として、ハザードマップの作成及び公表により、地域住民に分かりやすい防災情報を提供する。 ・施設機能の適切な維持・補強に向けた対策として、ため池の防災工事を推進するとともに、農業用水として利用されなくなったため池は、所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。 ・豪雨に対する対策として、豪雨時に空き容量を確保するため、営農に影響しない範囲で、ため池の低水位管理に取り組む。		

第 25 節 ため池災害予防計画

1 ため池災害予防

1 ため池災害予防

(1) 現状及び課題

村内には、2か所の農業用ため池が存在し、村や個人により維持管理されている。これらは築造以来長い年月がたっており、下流に人家等があるため池が決壊した場合には、甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、適切な維持管理や防災工事が必要である。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、変更が生じた場合は、県に報告するものとする。
- (イ) ため池管理者等との緊急連絡網を作成するものとする。
- (ウ) 豪雨が予想される場合には、事前に点検を実施するものとする。
- (エ) ため池ハザードマップを作成し、住民に周知するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

- (ア) ため池管理者は、非常事態が発生した場合、直ちに村に緊急連絡ができるよう、災害に備えた監視体制を組織化するものとする。
- (イ) ため池サポートセンターは、ため池管理者と連携し、定期的に点検を実施するとともに、村に点検結果を報告するものとする。

第 26 節 農林産物災害予防計画

基本方針	- 風水害による農林水産関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス・養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜・水産物の斃死（へいし）被害なども予想される。 - 被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進	実施機関 産業建設課
	- 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業農村支援センター等と連携し、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。 - 長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び村森林整備計画に基づき森林の整備を実施	

第 26 節 農林産物災害予防計画	1 農産物災害予防計画
	2 林産物災害予防計画

1 農産物災害予防計画

（１）現状及び課題

県では、風水害による農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業農村支援センター等を通じ予防技術の周知徹底を図っている。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

村は、南信州農業農村支援センター、農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）村と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。

（イ）必要に応じ、集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等を実施し、施設の安全性を確保するものとする。

（ウ）新たな施設の設置に当たっては、中央構造線ほか活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努めるものとする。

ウ【住民が実施する計画】

（ア）生産施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性を確保するものとする。

（イ）新たな施設の設置に当たっては、中央構造線ほか活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努めるものとする。

2 林産物災害予防計画

（１）現状及び課題

県では、風水害による立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあつては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置に当たっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。

（イ）県と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

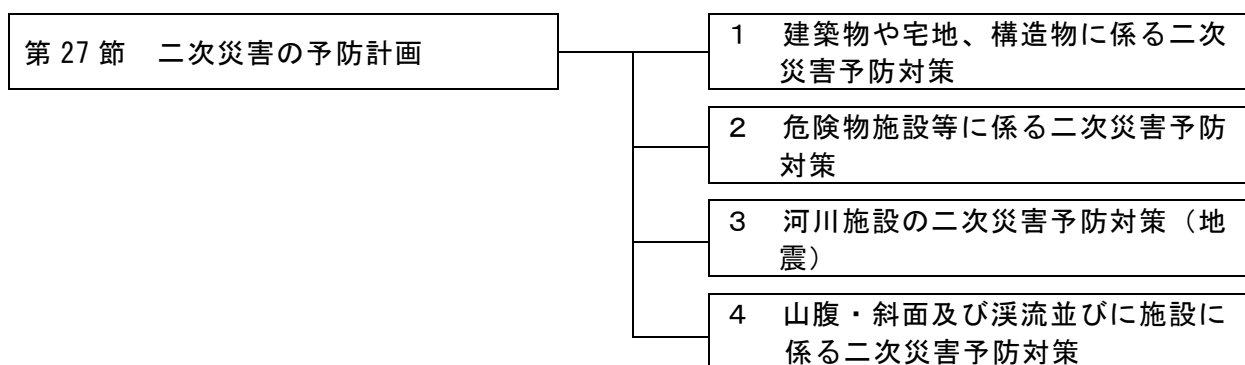
- (ア) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。
- (イ) 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施するものとする。
- (ウ) 関係業界は、県、村と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

ウ【住民が実施する計画】

- (ア) 村等が計画的に行っている森林整備に協力するものとする。
- (イ) 施設の補強等対策の実施に努めるものとする。

第 27 節 二次災害の予防計画

基本方針	・災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うために、関係機関の平常時からの体制整備が不可欠 ・風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。 ・倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。	実施機関	総務課 産業建設課
主な取組	・構造物に係る二次災害防止のための措置を実施 ・危険物等に係る二次災害防止のための措置を実施 ・災害発生時の流木発生を予測した対策を検討 ・土砂災害警戒区域等の把握、緊急点検体制を整備		



1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

（１）現状及び課題

[建築物や宅地関係]

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、被災建築物や宅地の危険度を判定できる資格者の養成を行う必要がある。

[道路・橋梁関係]

地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

（２）実施計画

[建築物や宅地関係]

ア【村が実施する計画】

被災時に危険度判定を行う判定士の受入体制を整備するものとする。

[道路・橋梁関係]

ア【村が実施する計画】

村はそれぞれの計画の定めるところにより整備するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

関係機関はそれぞれの計画の定めるところにより整備するものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

（１）現状及び課題

[危険物関係]

消防法の定める危険物施設における災害時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

[液化石油ガス関係]

液化石油ガス一般消費先における地震用安全器具の設置、容器の転倒防止措置の徹底など、地震対策の促進について液化石油ガス販売事業者等に対する指導を徹底する。また、消費者が適切な措置をとれるよう、消費者に対する啓発も必要である。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア【村が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (イ) 立入検査実施等の指導の強化
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (エ) 自衛消防組織の強化についての指導
- (オ) 近隣の危険物取扱事業者との協定締結の推進等の指導

イ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防災管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- (イ) 危険物施設の耐震性の向上
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備
- (エ) 自衛消防組織の強化促進
- (オ) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

[液化石油ガス関係]

ア【液化石油ガス販売事業者等が実施する計画】

- (ア) 災害時に、容器の転倒によるガスの漏えい事故が発生することのないよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底するものとする。
- (イ) 災害時の燃焼器具の転倒及び燃焼器具への物の落下による火災の発生、ガスメーター下流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する対震自動ガス遮断器（マイコンメーターSを含む。）を設置するものとする。
- (ウ) 災害時の容器周辺の配管等からの大量ガス漏れを防止するため、一般消費先に対するガス放出防止器の設置を促進するものとする。
特に、学校・診療所等の公共施設、地すべり・土砂崩れ等の発生のおそれのある地区及び高齢者世帯等を優先するものとする。
- (エ) 災害時の適切な処置について、一般消費者に対して周知するものとする。

3 河川施設の二次災害予防対策（地震）

(1) 現状及び課題

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、洪水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性がある。

今後、さらに河川施設の整備を進めていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 河川管理施設の耐震性を向上させるものとする。
- (イ) 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておくものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

改善の必要があると認められる施設について整備を図るものとする。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生するおそれのある箇所（土砂災害警戒区域等）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるような体制を整備しておく必要がある。

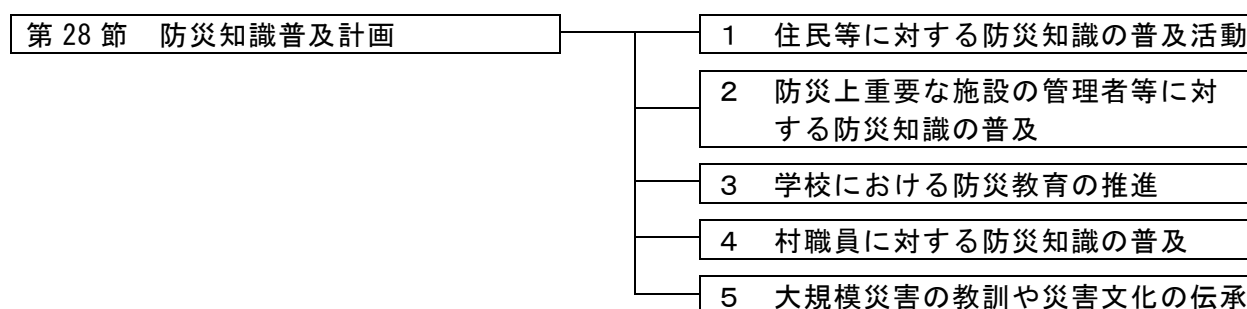
(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 情報収集体制の整備
- (イ) 警戒避難体制の整備

第 28 節 防災知識普及計画

基本方針	・「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、村、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要 ・広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠 ・災害時における行動を経験から学ぶことは困難 ・村、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。	実施機関	総務課
主な取組	・住民等に対する実践的な防災知識の普及啓発活動を実施 ・防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識を普及 ・学校における実践的な防災教育を推進 ・村職員等に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。 ・過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝承		



1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、災害時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組や、広報活動がなされているが、引き続き、ハザードマップ・防災マップの更新・配布、マイ・タイムライン（台風の接近等によって、風水害が起こる可能性があるときに、住民一人一人の生活環境等に合わせて、「いつ」「何をするか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画をいう。以下同じ。）の普及等、より実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等を利用して、次の事項の啓発活動を行う。

- ① 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油
- ② 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策や、飼

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備

- ③ 警報等や、避難指示等の意味や内容
 - ④ 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
 - ⑤ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
 - ⑥ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、旅館等の避難場所、避難経路等の確認
 - ⑦ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - ⑧ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
 - ⑨ 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
 - ⑩ 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
 - ⑪ 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
 - ⑫ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
 - ⑬ 正確な情報入手の方法
 - ⑭ 要配慮者に対する配慮
 - ⑮ 男女のニーズの違いに対する配慮
 - ⑯ 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
 - ⑰ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ⑱ 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
 - ⑲ 各地域における指定避難所、指定緊急避難場所及び避難路に関する知識
 - ⑳ 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動
 - ㉑ 避難生活に関する知識
 - ㉒ 平常時から、住民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法
 - ㉓ 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
 - ㉔ 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
- (イ) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (ウ) ハザードマップ等を更新・配布し、徹底した情報提供を行う。
- なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるものとする。
- また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
- ① 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退

き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、ホームページ等での情報提供も行うものとする。

- a 土砂災害に関する情報の伝達方法
- b 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項
- c その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項

② 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行うものとする。

(エ) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

(オ) 自主防災組織における、ハザードマップ等の作成に対する協力について指導推進するものとする。

(カ) ハザードマップ等の配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。併せて被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも周知するものとする。

(キ) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

(ク) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立ち退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図るものとする。

(ケ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(コ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(サ) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進するものとする。

(シ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

イ【自主防災組織等が実施する計画】

ハザードマップ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載する上からも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区防災マップ等の作成に参画するものとする。

ウ【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

エ【住民等が実施する計画】

住民は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下のような確認活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

(ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認

(イ) 災害の状況に応じた避難行動の確認

① 指定緊急避難場所への立ち退き避難

② 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立ち退き避難

③ 「屋内安全確保」(その時点にいる建物内において、より安全な部屋等への移動)

(ウ) 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段の確保(テレビ、ラジオ、インターネット等)

(エ) 災害時の連絡方法等(連絡方法や避難ルールの取決め等)の確認

(オ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認

(カ) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認

(キ) 備蓄食料の試食及び更新

(ク) 負傷の防止や避難路確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(ケ) 地域の防災マップの作成

(コ) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

オ【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

カ【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当(救急法)の講習会を実施するものとする。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、診療所及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館等不特定多数の者が利用する施設管理者の災害時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

村が管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して災害時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災知識の普及徹底を行うものとする。

イ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、災害時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

小学校、中学校(以下この節において「学校」という。)において児童生徒(以下この節において「児童生徒等」という。)が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。

そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行った上で、学校における防災訓練等を実践的なものにするとともに、学級活動等を通して、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 学校においては、大規模災害にも対処できるように村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。
- (イ) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。
- (ウ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。
 - ① 防災知識一般
 - ② 避難の際の留意事項
 - ③ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
 - ④ 具体的な危険箇所
 - ⑤ 要配慮者に対する配慮
- (エ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 村職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とはいえない。そこで、防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- 各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係職員以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。
- (ア) 自然災害に関する一般的な知識
 - (イ) 自然災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - (ウ) 職員等が果たすべき役割
 - (エ) 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (オ) 今後自然対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑(災害に関する石碑やモニュメント等)の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承

第2編 風水害対策編
第1章 災害予防計画

する取組を支援するものとする。

イ【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第 29 節 防災訓練計画

基本方針	・災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動をすることが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは困難 ・災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要 ・発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。 ・村、県、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との連携体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施	実施機関	各課
主な取組	・年 1 回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施 ・実践的な訓練にするため訓練内容に配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映		

第 29 節 防災訓練計画	1 防災訓練の種別
	2 実践的な訓練の実施と事後評価

1 防災訓練の種別

(1) 現状及び課題

村では、防災訓練の内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 防災訓練

村は県との共催で防災関係機関、住民、企業、その他関係団体と連携し、下記により防災訓練を実施する。

(ア) 実施時期

県と調整し決定する。

(イ) 実施場所

訓練効果を考慮し、災害発生のおそれのある地域において実施する。

(ウ) 実施方法

村、県、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び住民が参加して、あらかじめ災害の想定を行い、予想される事態に即応した応急活動を実施する。

イ 地震防災訓練

村、県、防災関係機関は、連携体制の強化を目的として、南海トラフ地震等大規模災害を想定した総合防災訓練を行う。

(ア) 実施時期

水防月間（5月1日～5月31日）や防災週間（8月30日～9月5日）等に合わせ
て実施するものとする。

(イ) 実施場所

訓練効果を考慮した場所で、実施するものとする。

(ウ) 実施方法

村は、自主防災組織、企業等の参加を得て、県に準じ各種の訓練を実施するものとする。

訓練シナリオに気象警報や緊急地震速報を取り入れる等、実践型の防災訓練を実施
するよう努める。

ウ その他の訓練

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

下記の訓練については、総合防災訓練で実施するほかにも必要に応じて、関係機関と連携して、別途実施するものとする。

(ア) 水防訓練

水防管理者及び県は、水防協力団体等の協力を得て、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行うものとする。

(イ) 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行うものとする。

(ウ) 災害救助訓練

災害救助実施機関及び県は、救助・救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊き出し等の訓練を行うものとする。

(エ) 通信訓練

防災関係機関及び県は、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、信越地方非常通信協議会等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達訓練及び防災相互波による感度交換訓練等を行う。

(オ) 避難訓練

村及び警察等避難訓練実施機関は、災害時における避難指示、高齢者等避難の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び診療所、集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施するものとする。

(カ) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

村及び県は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。

非常参集訓練については、抜き打ち的に実施するものとする。

(キ) 情報収集及び伝達訓練

村及び県は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により、情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

また非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施するものとする。

(ク) 広域防災訓練

村及び県は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施するものとする。

(ケ) 複合災害を想定した訓練

村及び県は、地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

エ 【住民が実施する計画】

住民は、村、県等が実施する訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

オ 【企業等が実施する計画】

(ア) 企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(イ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者等は、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

(ウ) 村地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について村長に報告するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 現状及び課題

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに次回以降の訓練の参考にするため訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

(2) 実施計画

ア【訓練の実施機関において実施する計画】

(ア) 実践的な訓練の実施

① 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定（地震の場合は規模を含む。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、災害時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

② 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

③ 避難行動要支援者避難個別計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努めるものとする。

④ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努めるものとする。

(3) 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第30節 災害復旧・復興への備え

基本方針	・災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制整備に努める ・災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備	実施機関	各課
主な取組	・災害廃棄物の発生への対応体制を整備 ・復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備 ・災害復旧用資材の供給体制を整備 ・罹災証明書の発行体制を整備		

第30節 災害復旧・復興への備え	1 災害廃棄物の発生への対応
	2 データの保存及びバックアップ
	3 罹災証明書の発行体制の整備

1 災害廃棄物の発生への対応

(1) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努めるものとする。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図るものとする。

(イ) 災害廃棄物対策指針等に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。

(ウ) 災害時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(エ) 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

2 データの保存及びバックアップ

(1) 現状及び課題

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また、消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、村において保管している公図の写しの被災を回避するための手段を講じるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

3 罹災証明書の発行体制の整備

(1) 実施計画

罹災証明書の公付が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。

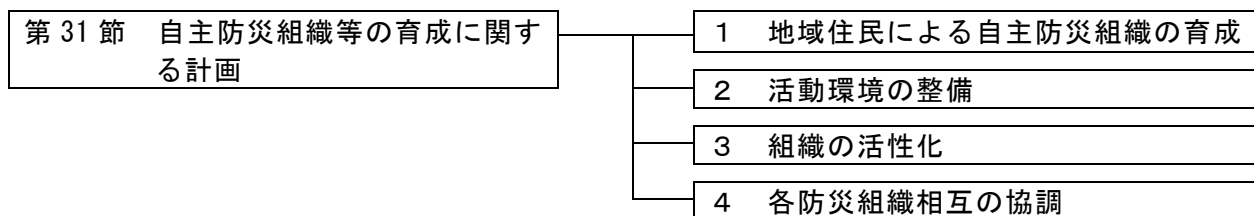
ア【村が実施する計画】

村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部署を定め、住家被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第31節 自主防災組織等の育成に関する計画

基本方針	・災害時に、被害の防止又は、軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。 ・地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応等が期待される。 ・自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が今日的な社会環境の中で果たす役割は大きい。 ・今後、積極的に自主防災組織の強化育成を図る。	実施機関 総務課
	主な取組 ・組織化を促進 ・自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保 ・リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を実施 ・防災組織相互の応援体制の確立のための指導を実施	



1 地域住民による自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

本村においては、自主防災組織数は27（令和7年3月現在）であり、全ての自治会が自主防災組織を組織している。

組織化の促進、自主防災意識のかん養を図っていくこと、また、組織化されていても十分な活動ができない自主防災組織の活性化に向けた支援、助言が必要である。

また、学校、診療所等の施設、事業所等においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。さらに、様々な防災活動団体との連携を図っていくほか、防災活動を通じて要配慮者等に対する避難体制の整備、支援策の充実を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

村は、引き続き防災知識の普及啓発活動と合わせて組織の充実への働きかけを行うとともに、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林漁業者、家事専従者等及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図るものとする。

イ【自主防災組織が実施する計画】

自主防災組織の活動内容については、次のようなものがあげられるが、その詳細については各地域の実態を踏まえ各組織で独自に決定するものとする。

自主防災組織の活動内容

平常時の活動	災害時の活動
(ア) 情報の収集伝達体制の整備	(ア) 出火防止・初期消火の実施
(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施	(イ) 地域内の被害状況等の情報収集
(ウ) 火気使用設備器具の点検	(ウ) 負傷者の救出・救護の実施及び協力
(エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理	(エ) 住民に対する避難指示の伝達
(オ) 地域内の状況把握	(オ) 避難誘導
(カ) 避難場所・避難体制の確認	(カ) 給食・給水及び救援物資等の配分

2 活動環境の整備

(1) 現状及び課題

自主防災組織がより有効な活動をするため、活動環境の整備推進を図っていく。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

村は、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進めるものとする。

3 組織の活性化

(1) 現状及び課題

災害時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施する必要がある。また、災害対応においては、救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しているが、意思決定の場への女性の参画は少ないことから、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを認識し、リーダーとしての活躍や女性の意思決定の場への参画を推進する必要がある。

併せて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも進めていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 自主防災組織のリーダー等に対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施し、青年層、女性など多様な主体の組織への参加を促進し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図るものとする。

(イ) 県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができ体制づくりを進める。

(ウ) 自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（内閣府 2013）」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努めるものとする。

また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込むものとする。

4 各防災組織相互の協調

(1) 現状及び課題

災害時に連携のとれた活動を行えるように、日頃から、自主防災組織間の連絡応援体制を確立しておく必要がある。

また、自主防災組織の活動実態を把握するとともに、地域コミュニティの防災体制についても充実する必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導するものとする。

(イ) 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、災害時に機能する組織づくりを推進するものとする。

(ウ) 自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

第 32 節 企業防災に関する計画

基本方針	・災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められる。 ・各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組合せによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要	実施機関 総務課
主な取組	・施設・設備の点検を定期的に実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。 ・災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上を実施	

第 32 節 企業防災に関する計画

1 災害に対する企業の事前準備

1 災害に対する企業の事前準備

（１）現状及び課題

大規模災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏えいなどは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止することや、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民とともに積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。

（イ）中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取り組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

（ウ）企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

イ【企業が実施する計画】

（ア）企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に確認し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。

（イ）社屋内外の耐震化・安全化を推進し、強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制するとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害

- からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、村、県等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。
- ウ 組織力を生かした地域活動への参加、防災住民組織との協力等地域社会の安全性向上への貢献に努めるものとする。
- エ 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努めるものとする。
- オ 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。
- カ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。
- キ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

自衛消防組織の活動内容

平常時の活動	災害時の活動
(ア) 防災訓練	(ア) 出火防止・初期消火
(イ) 従業員の防災教育	(イ) 避難誘導
(ウ) 消防用設備等の維持管理	(ウ) 負傷者の救出・救護
	(エ) 地域の応急対策活動への協力

第 33 節 ボランティア活動の環境整備

基本方針	・大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、村、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持ったボランティア、NPO・NGO及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受け入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。 ・ボランティアが、必要なときに、必要なところで、必要な活動を行えるよう、県・市町村、社会福祉協議会、NPO等が連携して環境整備を図ることが必要である。	総務課 保健福祉課
主な取組	・ボランティアの事前登録を、社会福祉協議会（市町村災害ボランティアセンター）、日本赤十字社長野県支部等において実施 ・ボランティア活動の環境整備を推進 ・平常時からボランティアの支援の在り方やボランティアとの連携の方法などについて検討し、災害時に速やかに始動できる体制を構築 ・長野県災害時支援ネットワーク等の災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）（以下「災害中間支援組織」という。）及び県内外の専門性の高いNPO等との平時からの官民連携体制を構築 ・災害中間支援組織、NPO等との連携を図るため、連絡協議会等を設置 ・ボランティアコーディネーターの養成を推進	実施機関

第 33 節 ボランティア活動の環境整備	1 ボランティアの事前登録 2 ボランティア活動の環境整備 3 ボランティア団体間の連携等 4 ボランティアコーディネーターの養成

1 ボランティアの事前登録

（１）現状及び課題

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国籍住民への情報伝達のための通訳等多種多様である。

こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

村社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努めるものとする。

イ【村社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等が実施する計画】

災害時における多様な被災者のボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図るものとする。

2 ボランティア活動の環境整備

(1) 現状及び課題

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、災害時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築するものとする。

また、災害時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織である長野県災害時支援ネットワークと平時から相互に協力し、その機能強化に努める。

(イ) ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・NPOの三者連携により、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時におけるボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(ウ) 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(エ) 社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。

また、災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、地域防災計画に明記するとともに、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

イ【社会福祉協議会が実施する計画】

災害ボランティアセンターの設置等について、平時から県・村との連携により、その体制確保に努めるものとする。

3 NPO・ボランティア団体間の連携等

(1) 現状及び課題

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い、総合的、効果的な活動が行えるよう、連携の強化を図っていくことが必要である。

(2) 実施計画

ア【村及び村社会福祉協議会が実施する計画】

長野県災害時支援ネットワーク、県内外の専門性の高いNPO等と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。

イ【長野県災害時支援ネットワークが実施する計画】

医療・福祉・家屋保全・ペット・外国人等の災害時における課題・分野ごとのNPO等との平時からの連携体制の構築に努めるものとする。

4 ボランティアコーディネーターの養成

(1) 現状及び課題

災害時における被災者のボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。

こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない。

(2) 実施計画

ア【村、村社会福祉協議会、日本赤十字社（長野県支部）、長野県災害時支援ネットワーク等が実施する計画】

ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力してボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努めるものとする。

第 34 節 財政調整基金積立及び運用計画

基本方針	・災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図る。	実施機関	総務課 会計管理者
主な取組	・災害により生じた経費を補てんする等のための基金の積立を実施		

第 34 節 財政調整基金積立及び運用計画

1 財政調整基金の積立及び運用

1 財政調整基金の積立及び運用

(1) 現状及び課題

村は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）の規定により、資金積立基金条例（昭和 39 年長野県条例第 15 号）を定めて財政調整基金を設置し、財政調整基金を設置し、その運用に当たる。

(2) 実施計画

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図るものとする。

第 35 節 風水害対策に関する調査研究及び観測

基本方針	・台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように県内に被害をもたらしており、ときには大きな被害が発生している。 ・国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているが、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策を実施	実施機関	総務課
主な取組	・村・県・各関係機関が協力し、風水害に関する情報収集整理等を実施		

第 35 節 風水害対策に関する調査研究及び観測	1 風水害対策に関する調査研究及び観測

1 風水害対策に関する調査研究及び観測

(1) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 村は、地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントの実施を検討し、その結果を計画の中で明らかにするものとする。

(イ) 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、村内のデータの累積に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 各機関がそれぞれ行った風水害対策に関する調査研究のデータについて、必要があれば、村、県への提供について協力するものとする。

(イ) 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力するものとする。

第 36 節 観光地の災害予防計画

基本方針	- 観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制を整備 - 近年増加している外国人旅行者について防災対策を一層充実	実施機関	産業建設課
主な取組	村、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進 - 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害時の防災環境づくりを実施		

第 36 節 観光地の災害予防計画	1 観光地での観光客の安全確保
	2 外国人旅行者の安全確保策

1 観光地での観光客の安全確保

(1) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 観光地での災害時の村、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。
- (イ) 観光施設の管理者等に働きかけ、災害時の観光客への避難体制を整備するものとする。
- (ウ) それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行うものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 観光施設の管理者は、観光客の安全対策として、観光客が安全かつ迅速に避難できる場所及び経路の確保、災害時の安全確保を推進するものとする。
- (イ) 観光施設の管理者は、孤立に備えた通信手段、資機材、食料等の備蓄に努めるものとする。

2 外国人旅行者の安全確保策

(1) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 災害時に外国人旅行者へ避難所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進するものとする。
- (イ) 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行うものとする。
- (ウ) 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導體制の整備や非常用電源の確保を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進するものとする。
- (イ) 多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備、非常用電源の確保を図るものとする。

第 37 節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

基本方針	・住民及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、自治体と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」の策定について村地域防災計画に定める。	実施機関	総務課
主な取組	・住民等の提案により地区防災計画の作成を図り、地域の防災力を向上		

第 37 節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	1 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

1 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 現状及び課題

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、村が活動の中心となる村地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とがあいまって地域における防災力の向上を図るものである。

なお、地区防災計画は、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地区の特性に応じて、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的としており、地区居住者等がより主体的に、計画策定段階から積極的に参加することが求められる。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

村地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう村内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

また地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

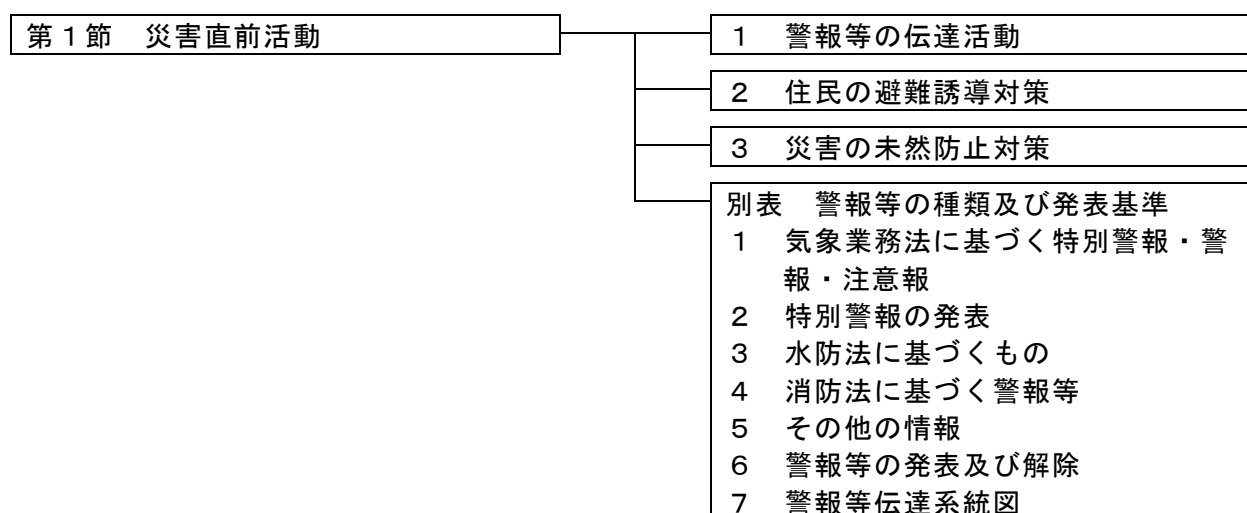
イ【住民及び事業所を有する事業者が実施する計画】

村内の一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村防災会議に提案するなど、当該地区と村が連携して防災活動を行うものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

基本方針	・風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要	実施機関	各班
	主な活動 ・気象に関する情報を迅速かつ適切に伝達 ・住民に対して適切な避難誘導を実施 ・災害を未然に防止するための活動を実施		



1 警報等の伝達活動

(1) 基本方針

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するために重要である。

関係機関は、「警報等伝達系統図」により気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。

(2) 実施計画

[特別警報発表時の対応（下記内容以外は〔特別警報以外の気象警報等発表時の対応〕と同じ。）]

ア【村が実施する対策】

県、消防庁、東日本電信電話(株)から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知ったときは、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとるものとする。

なお、周知に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、村防災行政無線（戸別受信機を含む。）、エリアメール、Ｌアラート（災害情報共有システム）、ＣＡＴＶ、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、村ホームページ等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努めるものとする。

[特別警報以外の気象警報等発表時の対応]

ア【村が実施する対策】

（ア）村は、各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹

第2編 風水害対策編
第2章 災害応急対策計画

底する。また放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補てんに努めるものとする。

(イ) 住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達するものとする。

イ【長野地方気象台等が実施する対策】

長野地方気象台等の気象警報・注意報等の発表機関は、「警報等の種類及び発表基準」により注意報・警報等を発表する。

なお災害等が発生した地域で災害発生に関わる条件が変化した場合は、警報等の発表基準の引下げを関係機関と協議の上、実施するものとする。

ウ【放送事業者が実施する対策】

各放送事業者は、長野地方気象台から気象警報・注意報等の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮の上、速やかに放送を行うものとする。

エ【その他防災関係機関が実施する対策】

その他の防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達について、それぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知するものとする。

オ【住民が実施する対策】

以下のような異常を発見した者は、直ちに村長又は警察官に通報するものとする。

(ア) 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象

(イ) 水象関係

河川水位の異常な上昇

[土砂災害警戒情報発表時の対応]

ア【村が実施する対策】

県から土砂災害警戒情報発表の通知を受けたときは、速やかに避難指示を発令するなど住民の避難行動へつなげる。また避難情報の周知を図る。

イ【長野地方気象台等が実施する対策】

県との協定に基づき、報道各社へ土砂災害警戒情報の発表・解除について伝達するものとする。

ウ【放送事業者が実施する対策】

長野地方気象台から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮の上、速やかに放送を行うものとする。

2 住民の避難誘導対策

(1) 基本方針

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施するものとする。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予

測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(イ) 避難行動要支援者については高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行うものとする。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

(ウ) 住民に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

(エ) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、緊急安全確保を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

(オ) 災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。

(カ) 住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、村防災行政無線、エリアメール、Ｌアラート（災害情報共有システム）、ＣＡＴＶ、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する的確迅速な伝達に努めるものとする。

(キ) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努めるものとする。

(ク) 指定避難所、指定緊急避難場所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配布、ホームページでの掲載など必要な措置を講じるものとする。

(ケ) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(コ) 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(サ) 災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

(シ) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

(ス) 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

イ 【住民が実施する対策】

避難の際には、出火防止措置をとった上、食料、日常品等の備蓄物資を携行するもの

とする。

ウ【要配慮者利用施設の管理者が実施する対策】

(ア) 要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努めるものとする。

(イ) 災害が発生するおそれのある場合は、村、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施するものとする。

3 災害の未然防止対策

(1) 基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【水防管理者（村長）が実施する対策】

水防管理者は、水防計画に基づき、河川護岸等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施するものとする。

イ【河川管理者・農業用排水施設管理者が実施する対策】

河川管理者、農業用排水施設管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、水門等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を村及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させるものとする。

ウ【道路管理者が実施する対策】

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。

エ【住民が実施する対策】

住民は、災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を村長又は警察官に通報するものとする。

オ【水防団及び消防機関が実施する対策】

出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、地方公共団体と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りの禁止又はその区域からの退去等の指示を実施するものとする。

別表 警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

(1) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速などの予測値を時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき 79 の区域に分け発表している。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により重大な災害が発生するおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象として河川の増水や氾濫、堤防の損傷決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

特別警報・警報 ・注意報の種類		概要
注意報	大雨 注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水 注意報	河川の上流域での降雨や融雪等等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪 注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風 注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪 注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	濃霧 注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷 注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥 注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	雪崩 注意報	「雪崩」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷 注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪 注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪 注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜 注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物へ被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	低温 注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬期の水道管凍結破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

特別警報基準

種類	概要
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表に当たっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

ア 大雨特別警報（浸水害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の（ア）又は（イ）を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね 30mm 以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表。

（ア）表面雨量指数として定める基準値以上となる 1 km 格子が概ね 30 個以上まとまって出現。

（イ）流域雨量指数として定める基準値以上となる 1 km 格子が概ね 20 個以上まとまって出現。

イ 大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる 1km 格子が概ね 10 個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね 30mm 以上の雨）がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。

ウ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域予報円がかかる地域）における、暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

エ 雪を要因とする特別警報の指標

府県予報区程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

オ 50 年に一度の積雪深と既往最深積雪深の値

50年に一度の積雪深と既往最深積雪深

令和 5 年 11 月 1 日現在

地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪深 (cm)
飯田	45*	81

注 1) “*” が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

注 2) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

注3) 特別警報は、府県程度の広がりでも50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

大鹿村の警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在
発表官署 長野地方気象台

府県予報区		長野県		
一次細分区域		南部		
市町村等をまとめた地域		下伊那地域		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	11
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	136
	洪水		流域雨量指数基準	小洪川流域=28.9、鹿塩川流域=16.2、塩川流域=11
			複合基準※1	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風		平均風速	17m/s
	暴風雪		平均風速	17m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	8
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	95
	洪水		流域雨量指数基準	小洪川流域=23.1、鹿塩川流域=12.9、塩川流域=8.8
			複合基準※1	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度20%で実効湿度55%※2	
	雪崩		1. 表層雪崩：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、又は積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層雪崩：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、又は日降水量が15mm以上	
	低温		夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下（高冷地で13℃以下）が2日以上続く場合 冬期：最低気温-11℃以下（高冷地で-17℃以下）	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下	
	着氷		著しい着氷が予想される場合	
	着雪		著しい着雪が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組合せによる基準値を表している。

※2 湿度は飯田特別地域気象観測所の値

2 特別警報の発表

気象庁は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して「特別警報」を発表する。村は、下表の例のように、避難指示の判断材料などに活用するほか、直ちに住民に対し、村防災行政無線、エリアメール、Lアラート（災害情報共有システム）、CATV、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等、消防団や自主防災組織による伝達周知の措置等により周知を図る。

特別警報等発表時における村や住民の対応例

村の対応	住民の行動	気象警報等の種類					
		大雨		暴風	大雪	暴風雪	
		(土砂災害)	(浸水害)				
・ 担当職員の連絡態勢確立 ・ 気象情報や雨量の状況を収集 ・ 注意呼びかけ ・ 警戒すべき区域の巡回	・ 気象情報に気をつける ・ テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報を入手 ・ 窓や雨戸など家の外の点検 ・ 避難所の確認 ・ 非常持出品の点検	大雨注意報		強風注意報	大雪注意報	風雪注意報	
・ 警報の住民への周知 ・ 避難所の準備、開設 ・ 必要地域に「高齢者等避難」発令 ・ 応急対応態勢確立 ・ 必要地域に「避難指示」発令 ・ 避難の呼びかけ	・ 避難の準備をする ・ 危険な場所に近づかない ・ 日頃と異なったことがあれば、役場などへ通報 ・ 暴風警報については、安全な場所に退避	土砂災害警戒情報	大雨警報 (土砂災害)	大雨警報 (浸水害)	暴風警報	大雪警報	暴風雪警報
・ 特別警報が発表され非常に危険な状況であることの住民への周知 ・ 必要地域に「緊急安全確保」発令 ・ 直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ	・ 直ちに命を守る行動をとる（避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる）		大雨特別警報 (土砂災害)	大雨特別警報 (浸水害)	暴風特別警報	大雪特別警報	暴風雪特別警報

3 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。(本村において該当する河川はない。)

種類	情報名	概要
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害が既に発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

種類	情報名	概要
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 「高齢者等避難」の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

（2）避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。（本村において該当する河川はない。）

区分	発表基準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。

（3）水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。（本村において該当する河川はない。）

区分	発表基準
水防警報	水位が氾濫注意水位に達し上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。

4 消防法に基づく警報等

（1）火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台が長野県知事に対して行う通報をいう。

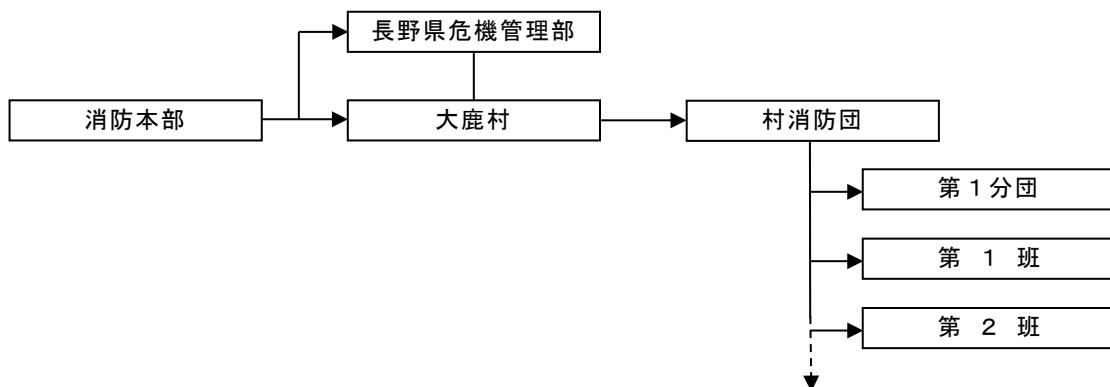
区分	発表基準
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。

（2）火災警報

消防法に基づき、一般に火災の警戒を促すために発表する警報をいう。

区分	発表基準
火災警報	前項（火災気象通報）の発表基準に準じる。

火災警報発令系統図



警報発令時の掲示板

ただ今火災警報発令中です

1. 山林・原野等の火入れはできません。
2. 花火はできません。
3. たき火はできません。
4. 屋外でたばこは吸わないようにしましょう。
5. 残り火・取灰・火の粉を消しましょう。

消防本部

5 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等

警報の危険度分布（キキクル）等の概要

警報の危険度分布等の概要

種類	概要
大雨警報 (土砂災害)の 危険度分布 (土砂キキクル)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。
大雨警報(浸水害) の危険度分布 (浸水キキクル)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の 危険度分布 (洪水キキクル)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
危険度分布(キキクル)の色が持つ意味	「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 「危険」(紫): 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 「警戒」(赤): 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。

種類	概要
	「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(2) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(長野県北部・中部・南部)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、村長による避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる自治体を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、危険度分布(キキクル)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布(キキクル)で確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(長野県北部・中部・南部)単位で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は発表からおおむね1時間である。

6 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

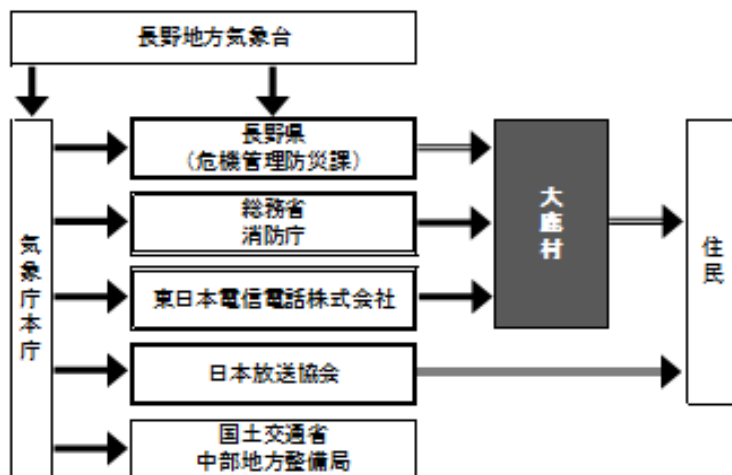
なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられるものとする。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表からおおむね1時間である。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域
天竜川上流洪水予報 洪水注意報 洪水警報 (本村に対象河川はない)	長野地方気象台 国土交通省天竜川 上流河川事務所 } 共同	国土交通大臣が定めた河川 (「洪水予報指定河川」という。)
水防警報 (本村に対象河川はない)	国土交通省天竜川 上流河川事務所	国土交通大臣が指定した河川 (「国の指定河川」という。)
	関係建設事務所	知事が指定した河川 (「県の指定河川」という。)
火災気象通報	長野地方気象台	県全域
火災警報	村長	村域
避難判断水位到達情報、 氾濫危険水位到達情報	国土交通省天竜川 上流河川事務所 飯田建設事務所	国土交通大臣、 知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 長野県建設部砂防課 } 共同	県全域
記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域
竜巻注意情報	気象庁	県全域
全般気象情報	気象庁	全国
関東甲信地方気象情報	気象庁	関東甲信地方
長野県気象情報	長野地方気象台	長野県

7 警報等伝達系統図

(1) 注意報・警報及び情報

ア 系統図



注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

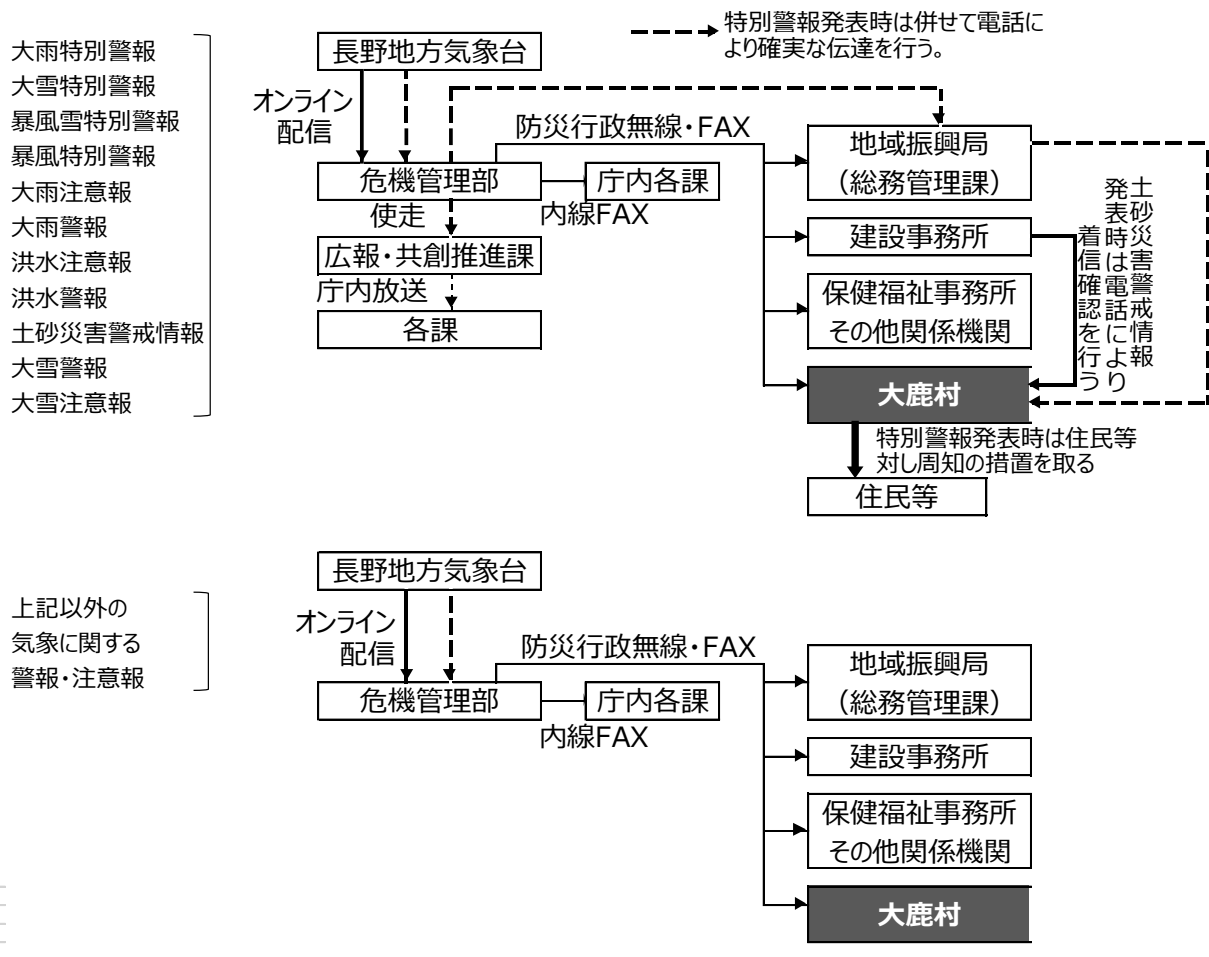
注2 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(2) 通信途絶時の代替経路

機関名	長野県防災行政無線	
長野県（危機管理部）	電話	8-231-5208～5210
	F A X	8-231-8739
NHK長野放送局	電話	8-231-8840
	F A X	8-231-8841
北陸地方整備局（千曲川河川事務所）	電話	8-231-8-299-8-84-741-284
	F A X	8-231-8-299-8-84-741-359

機関名	加入電話 F A X
東日本電信電話(株)	電話番号：03-6713-3834（平日 9:30－17:30） FAX 番号：03-6716-1041

(3) 伝達系統図



第2節 災害情報の収集・連絡活動

基本方針	・災害（地震災害も含む。）が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を実施。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次による。	実施機関	各班

第2節 災害情報の収集・連絡活動	1 緊急地震速報の伝達
	2 報告の種別
	3 緊急災害情報の収集
	4 初動期災害情報の収集
	5 被害状況の調査と調査責任機関
	6 被害状況等報告内容の基準
	7 災害情報の収集・連絡系統
	8 通信手段の確保

1 緊急地震速報の伝達

（1）伝達体制及び通信施設、設備の充実

緊急地震速報の伝達を受けた村及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達ができるように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

（2）実施計画

ア【村が実施する計画】

伝達を受けた緊急地震速報を住民及び来庁者に直ちに伝達するため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努めるものとする。

イ【放送事業者が実施する対策】

緊急地震速報の伝達を受けた放送事業者は、直ちに住民等への伝達に努めるものとする。

2 報告の種別

（1）概況報告

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき又はその他の異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは、直ちにその概況を報告するものとする。

（2）被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をするものとする。

（3）被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告するものとする。

3 緊急災害情報の収集

緊急災害情報は大規模地震等、予知が困難な突発型の災害が発生した場合に災害発生からおおむね1時間以内に把握する情報と位置づける。被害を大局的に把握し、迅速な広域応援、自衛隊派遣要請の要・不要の判断等に用いることを第一の狙いとする。

（1）本部（又は本部事務局）は、次表「緊急災害情報」に示すような概略的な災害情報を

防災行政無線(移動系)より収集する。

緊急災害情報

収 集 事 項	主 な 収 集 元
☐ 人的被害 ☐ 公的施設被害 ☐ 火災状況 ☐ 住家被害状況 ☐ 地盤の変化	☐ 村役場庁舎周辺情報 ☐ 村内各地区情報 ☐ 広域消防本部・消防団情報 ☐ 自主防災組織・住民提供情報
☐ 気象地震情報	☐ テレビ・ラジオ・インターネットのモニター ☐ 長野県震度情報ネットワーク
☐ 他市町村被害情報	☐ 広域消防本部情報 ☐ 他市町村発信情報（県防災行政無線・消防無線県内波）

- (2) 閉庁時については、各職員が指定参集場所に向かう途中で記録する。
 (3) 各地区においては、住民・自主防災組織と協力して地区内の被害情報を集約し、本部に報告するものとする。
 (4) 収集した情報は、概況速報（資料編一様式）を用いて報告する。

4 初動期災害情報の収集

初動期災害情報は、大規模災害が発生した場合に、緊急性の高い応急活動の速やかな実施と迅速な広域応援、自衛隊派遣要請の要・不要を判断するための情報とする。

そのため混乱した状況にある中であっても、情報の正確性を高めるよう努めるものとする。

(1) 初動期災害情報の内容

初動期災害情報の収集内容を目的別に以下に示す。

- ア 人命救助に係る情報の収集
- イ 火災・延焼に係る情報の収集
- ウ 自衛隊災害派遣要請に係る情報の収集
- エ 広域応援要請に係る情報の収集

(2) 初動期災害情報の収集先

初動期災害情報の収集先とその内容は、以下のとおりである。

初動期災害情報の収集先と内容

情 報 収 集 先	情 報 の 内 容
1) 警察情報	☐ けが人・生き埋め・死者数の概括情報 ☐ 道路交通情報・交通規制情報
2) 消防情報	☐ 火災・延焼情報 ☐ 危険物漏えい情報 ☐ ガス漏れ情報 ☐ 救急・救助活動情報
3) 建設事務所情報	☐ 河川被害情報 ☐ 道路・橋梁被害情報 ☐ 崖崩れ、崩壊危険箇所情報
4) 職員参集時収集情報	☐ 建物倒壊・火災等 居住地区及び参集ルート周辺の被害情報 ☐ 避難等、住民行動情報 ☐ 避難所開設情報

5) 各地区情報	☐ 地区内の災害情報 ☐ 避難等、住民行動情報 ☐ 避難所開設情報
6) ライフライン情報	☐ 電気・ガス・上水道・N T T等各事業者からの被害情報と復旧情報
7) 庁内各部及び各班情報	☐ 各部及び各班が収集した被害情報 ☐ 各部及び各班の初動対応状況
8) 他市町村被害情報	☐ 他市町村の被害概況情報 ☐ 広域幹線道路等の被害情報

5 被害状況の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

村は、被害が甚大である等、村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

また、村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、村域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	村	県関係現地機関
人的及び住家の被害	村	地域振興局
高齢者等避難・避難指示 ・緊急安全確保等避難状況	村	地域振興局
社会福祉施設被害	施設管理者	保健福祉事務所
農・畜・養蚕・水産業被害	村	農業農村支援センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・水産試験場・農業協同組合
農地・農業用施設被害	村	地域振興局・土地改良区
林業関係被害	地域振興局・村・森林管理署	森林組合
公共土木施設被害	建設事務所・砂防事務所・村・地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	建設事務所・砂防事務所	
都市施設被害	村	建設事務所
水道施設被害	村	地域振興局
廃棄物処理施設被害	村・施設管理者	地域振興局
感染症関係被害	村	保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所

調査事項	調査機関	協力機関
商工関係被害	村	地域振興局・商工会議所・商工会
観光施設被害	村	地域振興局
教育関係被害	設置者・管理者・村	教育事務所
村有財産被害	村	
公益事業関係被害	通信・電力等関係機関	地域振興局
警察調査被害	警察署	村・警備業協会
火災即報	村	
危険物等の事故による被害	村	
水害等速報	水防関係機関	

6 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

被害の認定基準

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者又は、遺体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

被害種類	認定基準
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊に該当しないが土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
罹災世帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

7 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況報告様式は、資料編による。

(2) 連絡系統

緊急を要する等の場合は、村は直接県関係課に報告し、その後において南信州地域振興局に報告する。また、県庁舎の被災により県との情報連絡がとれない場合は、直接消防庁に連絡を行う。

(3) 連絡の実施事項の概要

ア 被害報告等

(ア) 前記「5 被害状況の調査と調査責任機関」において村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、(1)で定める様式及び(2)で定める連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。

(イ) 村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は南信州地域振興局長に応援を求めるものとする。

(ウ) 県庁舎被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

(エ) 各職員が被害を知ったときは、直ちに上司に報告し、応急対策活動が時機を失することのないように努める。

8 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1) 基本計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 災害情報の共有並びに通信手段確保のため、村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図るものとする。

(イ) 災害情報の共有並びに通信手段確保のため、可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図るものとする。

(ウ) 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

イ【電気通信事業者が実施する対策】

- (ア) 災害時における県、村及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行うものとする。
(イ) 速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するよう努めるものとする。

(2) 実施計画

電話や県防災行政無線は、比較的取り扱いが容易であるが、施設の被災や輻輳により、不通になることも予想される。その場合は、村保有あるいは民間の無線設備、伝令等あらゆる手段を尽くして通信・連絡手段を確保するものとする。

ア 有線電話の利用

(ア) 災害時優先電話（指定電話）

村及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

(イ) 利用方法

特別な事情がある場合を除き、あらかじめ電話取扱局の登録を受けた番号の加入電話により行う。

- ① 局番なしの「102番」にかけ、オペレーターを呼び出す。
- ② オペレーターに「非常通話」又は、「緊急通話」であることを告げる。
- ③ 登録された電話番号と機関名を告げる。
- ④ 非常・緊急の内容、相手等を伝え、オペレーターが接続したならば通話を行う。

※ あらかじめNTTにおいて、災害時優先電話として登録済みの電話から発信のみ可能。

緊急電話の種類

区 分	内 容
非常通話	災害の予防・救援、交通・通信・電力供給確保、治安維持のために必要な事項を内容とする手動接続の通話で、他の市外電話、緊急通話に優先して接続する通話である。
緊急通話	非常通話以外の公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする手動接続通話で、接続順位は非常通話に次ぐ扱いとなる。

(ウ) 優先利用の条件

「非常電話」「緊急電話」による通信は、以下の要件を備えたものでなければならない。

- ① 発信者が村長であること。
- ② 受信者は他の地方公共団体の長、又は災害関係機関の長であること。
- ③ 通信の内容が、災害に関係した緊急措置を求めるものであること。

イ 無線通信の確保

(ア) 災害時に利用可能な無線通信

村が保有又は協定を締結している無線通信施設等は次表「主な無線通信施設等一覧」のとおりである。

第2編 風水害対策編
第2章 災害応急対策計画

主な無線通信施設等一覧

種 別	連絡番号・周波数等		備 考
長野県衛星専用電話機 1-231-2503			
長野県衛星用一斉受令機 1-231-8741			
☐ 村防災行政無線	☐ 固定系 同報無線	屋外子局 (本局と通信可)	20 か所 (参照：資料編「屋外 子局等一覧」)
	☐ 移動系 153.77MHZ	役場・教育委員会 は固定型	参照：資料編「移動系 無線一覧」
		車載型 携帯型	
☐ 消防無線電話	☐ 消防署専用波 152.77MHZ ☐ 県内専用波 152.81MHZ		H25～デジタル無線機 も設置
☐ 衛星電話	固定系 (N T T 発信専用)		総務課裏
	移動系 (docomo) 090-5501-8790 移動系 (docomo) 080-8760-4762		総務課物品庫 診療所物品庫
☐ アマチュア無線	☐ アマチュア無線		

(イ) 非常無線通信の利用

① 利用方法

次の事項を明示し、当該施設等に依頼する。

- a 通信を必要とする理由
- b 通信の宛先
- c 通信文
- d その他必要事項

② 通信文

電報頼信紙等に次の順序により記載する。

- a 用紙の余白の冒頭に「ヒゼウ（非常）」と必ず記入する。
- b 宛先の住所、氏名（職名）及び電話番号
- c 本文（200 字）以内
- d 用紙の余白末尾に発信人住所、氏名（職名）を記入する。

③ 本文

通信本文は要点を明確にし、次の事項を内容とする。

- a 災害の種類
- b 災害発生の日時
- c 災害の状況

(ウ) 長野県防災行政無線衛星電話

県が設置した「防災衛星電話」は、親電話を総務課に配置し、子電話を宿直室に配置し、災害時には一斉指令の受令ができる。専用衛星電話機により、防災衛星電話に所属する県下全機関相互の一般通話が可能である。

(エ) 大鹿村防災行政無線

大鹿村防災行政無線は、災害時において、固定系、移動系を以下のように区別して活用する。

① 固定系（同報無線）

防災情報、地震等の警戒宣言発令、災害発生時の緊急通報、応急活動の連絡等の伝達

② 移動系

緊急連絡、災害現場の情報収集・指令伝達、避難場所で連絡等

(オ) 通信の制約に対する対応策

① 使えないとき

当然、代替の通信手段によることとなるが、最悪の場合には、伝令を派遣して連絡する。

② 混雑しているとき

混雑している時間は意外に短いので、話し中・混信中には、一旦送信をやめ、どうしても緊急を要するときには、冒頭に「至急」「至急」と呼び他の局に空けてもらうようにする。

③ 聞き取りが困難なとき

周囲が騒がしくて聞き取りが困難なときは、自分が移動して対応する。また、電波が弱くて聞き取りが困難なときも、適当な場所に移動する。無線機は1 m移動しただけで受信状態が大きく変化することもある。

(カ) 通信の統制

災害時には各種通信の混乱が予想される。そのため、それぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

① 通信の統制の原則

携帯・可搬用無線機からの通信は、全て本部に対して行うものとし、下記の項目に基づき行うものとする。

a 重要通信の優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）

b 統制者の許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る）

c 子局間通信の禁止の原則（子局間通信が必要な場合は、統制者の許可を得る）

d 簡潔通話の実施の原則

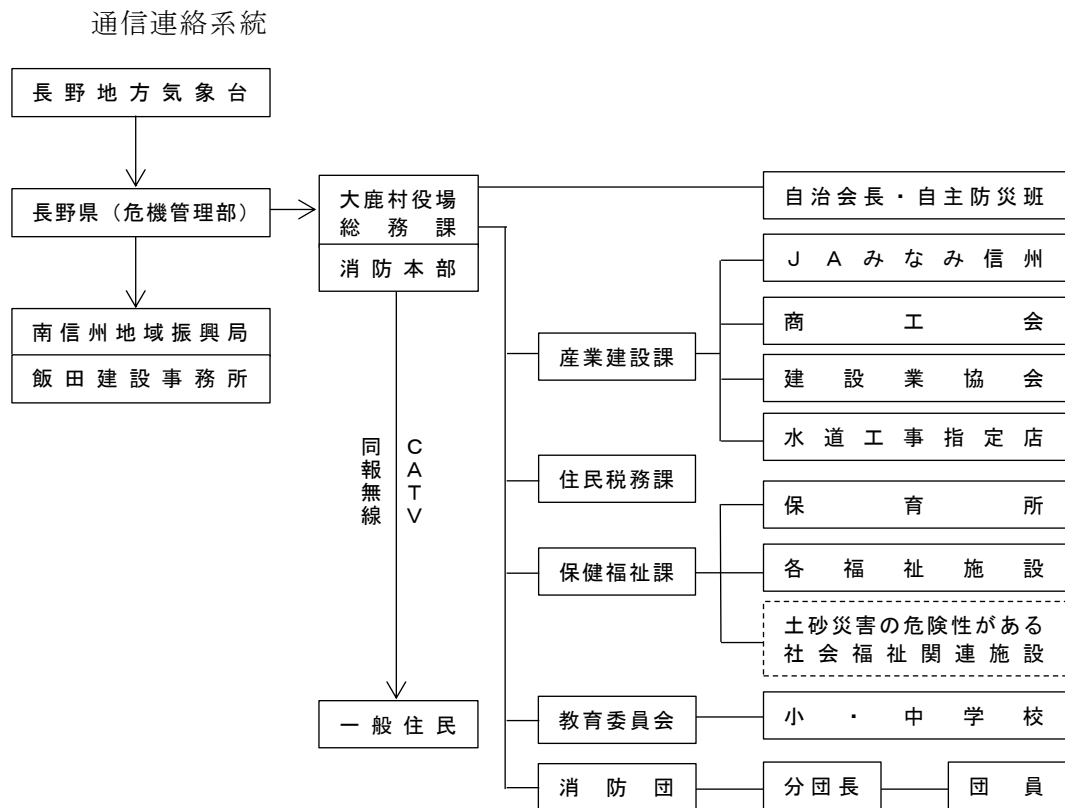
e 専任通信担当者の設置（各子局には担当者を常駐させる）

ウ 通信連絡系統

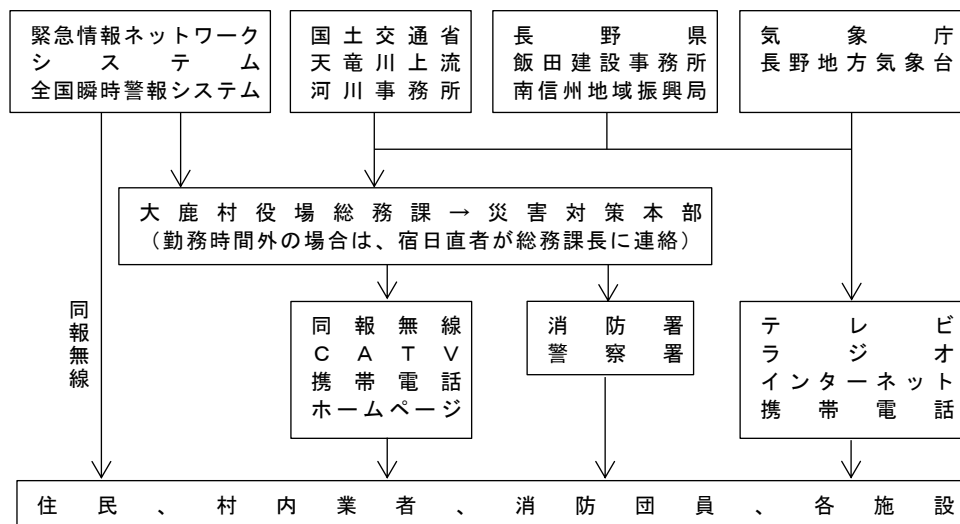
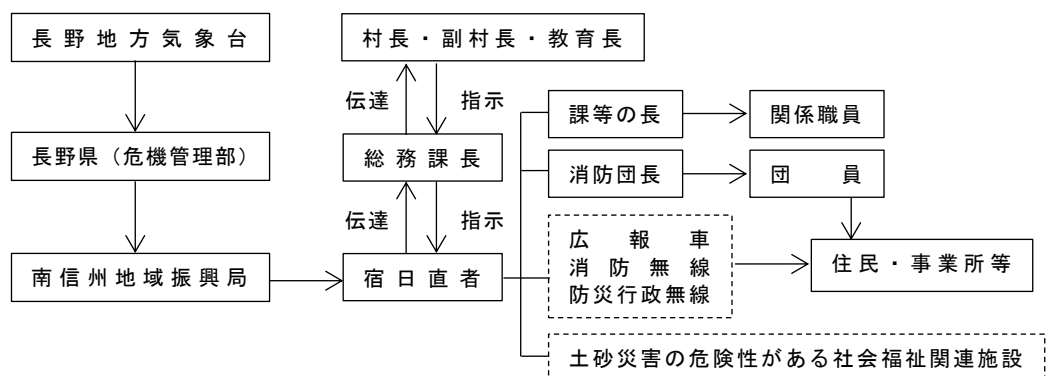
災害時の村本部を中心とする災害時の通信連絡系統は、次図「通信連絡系統」のとおりである。

第2編 風水害対策編
第2章 災害応急対策計画

(ア) 勤務時間内における伝達系統図



(イ) 勤務時間外における伝達系統図

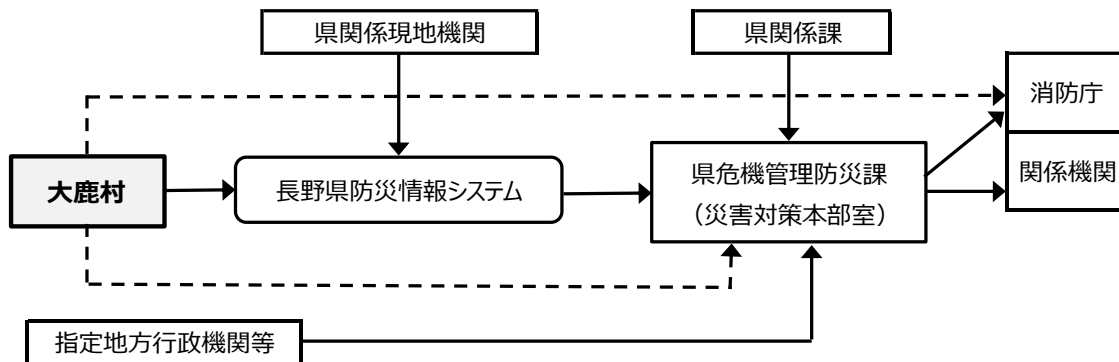


別記 災害情報収集連絡系統

(1) 概況速報 長野県防災情報システム クロノロジーを使用

(消防庁への速報は消防庁第4号様式(その1)(表21の2))

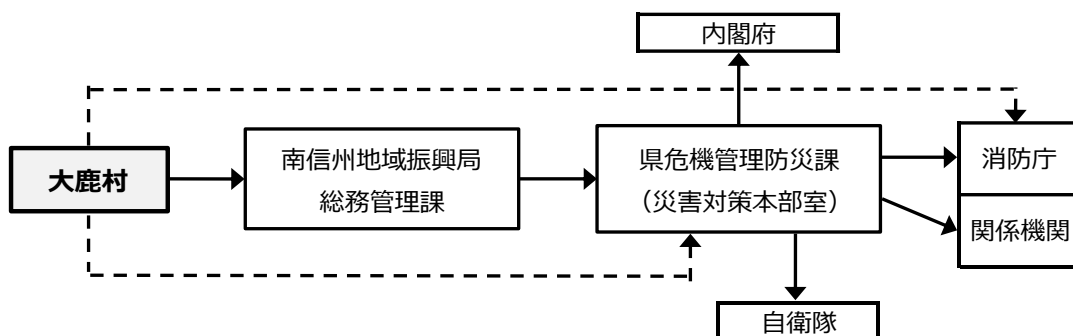
市町村は人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。県危機管理防災課は人的被害についてクロノロジーに入力があった場合、関係機関に口頭・電話等で連絡する。



(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式2号又は消防庁第4号様式(その2)

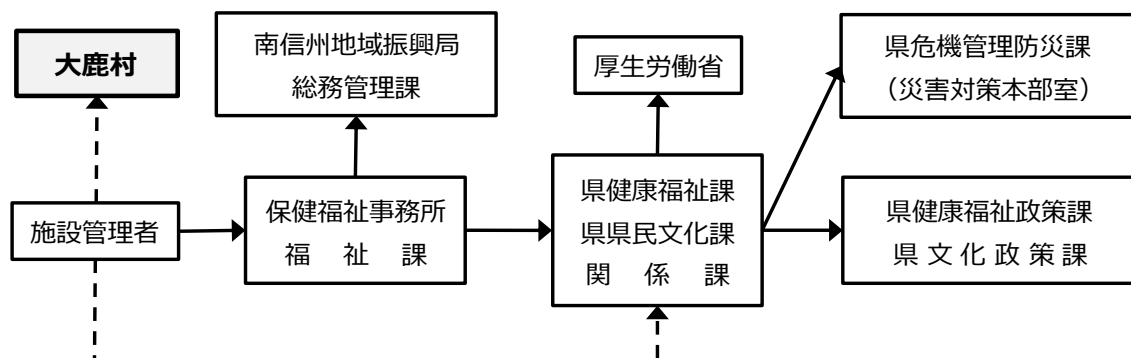
高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告

様式2-1号又は長野県防災情報システムにより報告



行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡するものとする。

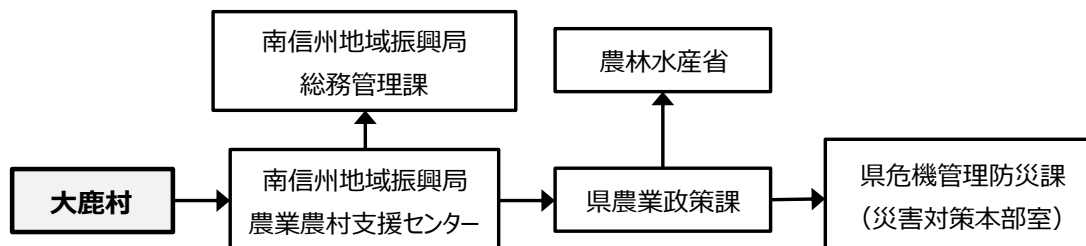
(3) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号



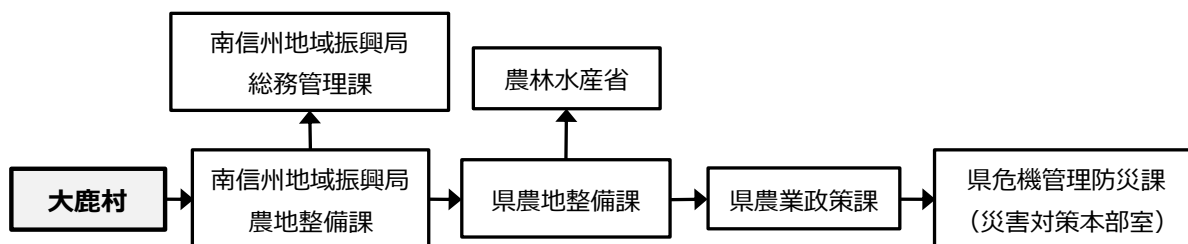
第2編 風水害対策編
第2章 災害応急対策計画

(4) 農業関係被害状況報告 様式5号

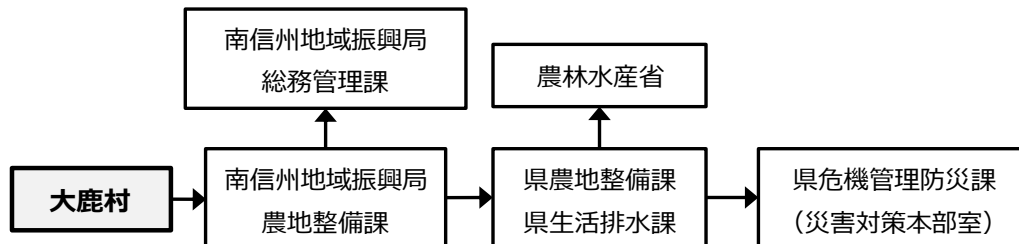
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



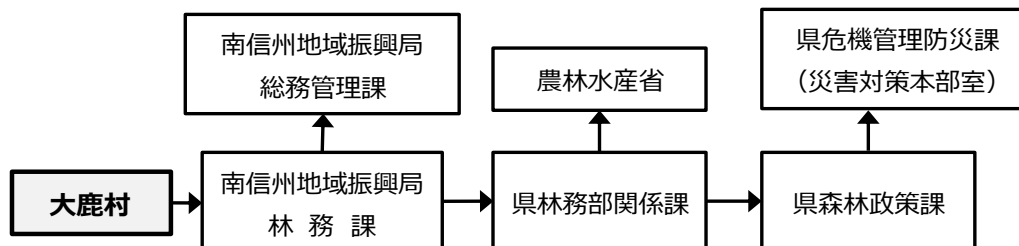
イ 農地・農業用施設被害状況報告 (農業集落排水施設を除く)



ウ 農業集落排水施設被害状況報告

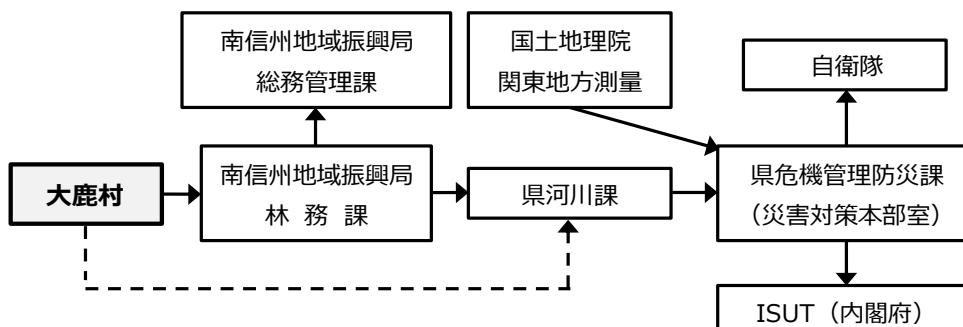


(5) 林業関係被害状況報告 様式6号

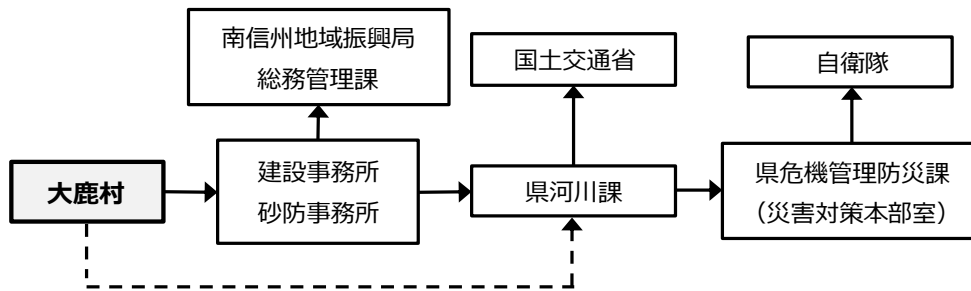


(6) 土木関係被害状況報告

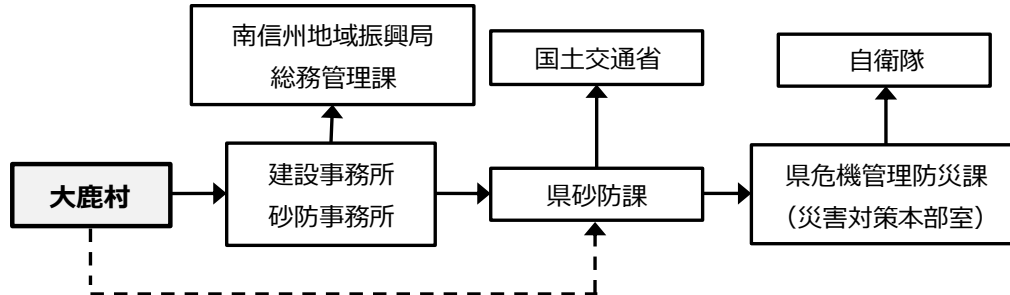
ア 県管理河川の氾濫箇所 地図又はGIS (地理情報システム) による



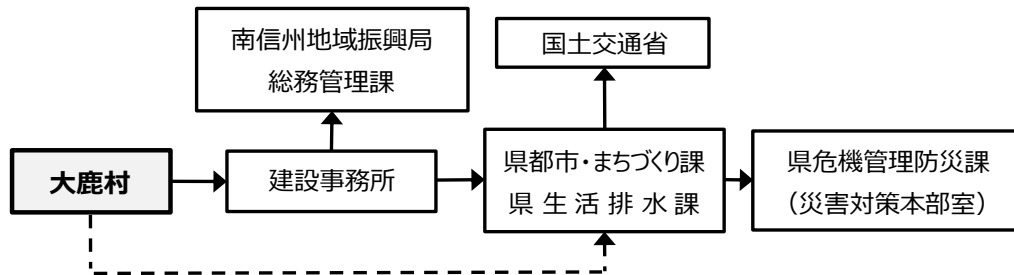
イ 公共土木施設被害状況報告等 様式7号



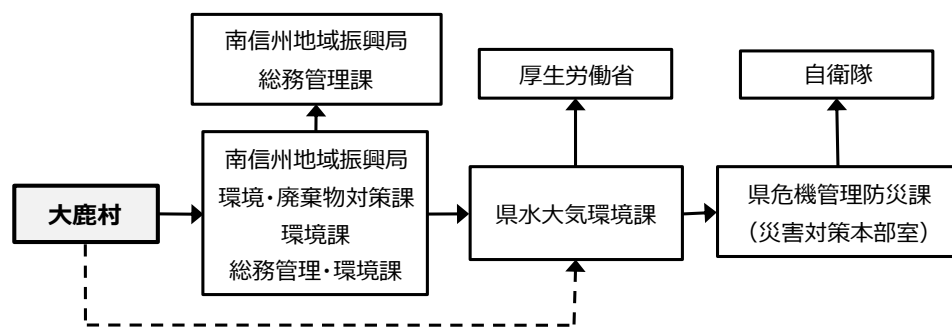
ウ 土砂災害等による被害報告 地図若しくはGIS又は様式7



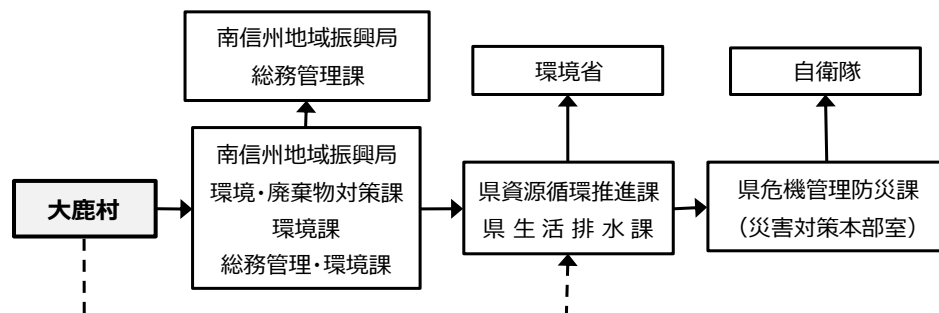
(7) 都市施設被害状況報告



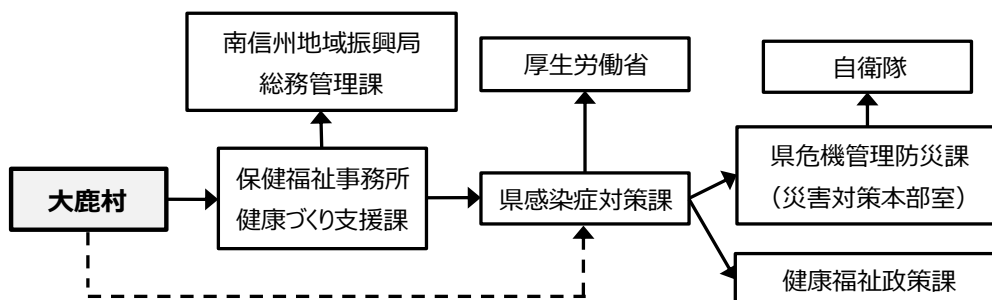
(8) 水道施設被害状況報告 様式9号



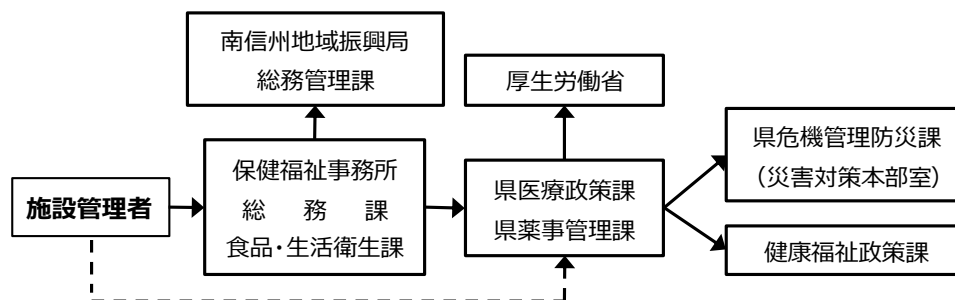
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式10号



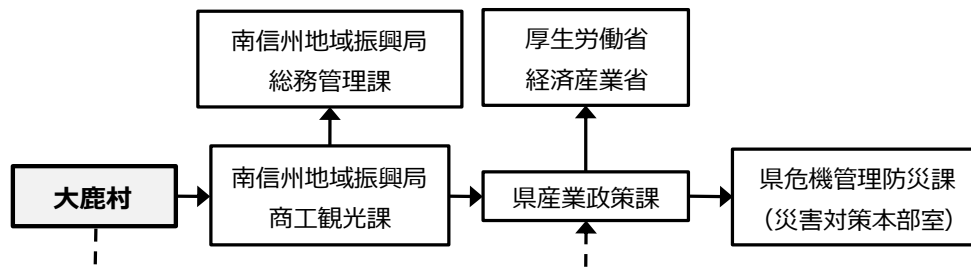
(10) 感染症関係報告 様式 11 号



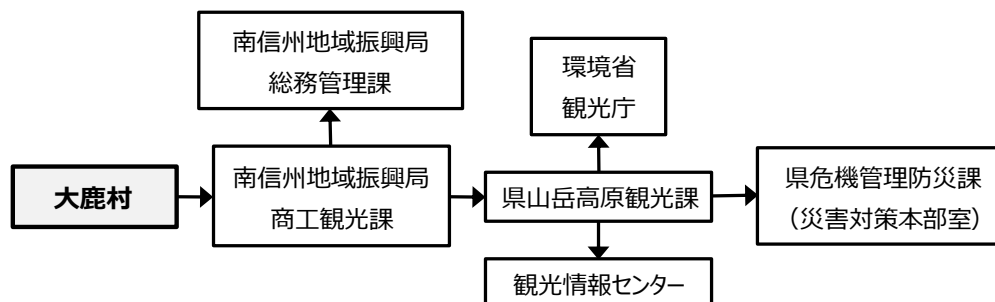
(11) 医療施設関係被害状況報告 様式 12 号



(12) 商工関係被害状況報告 様式 13 号

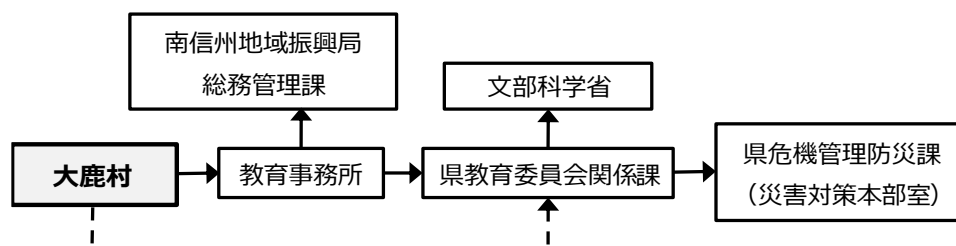


(13) 観光施設被害状況報告 様式 14 号

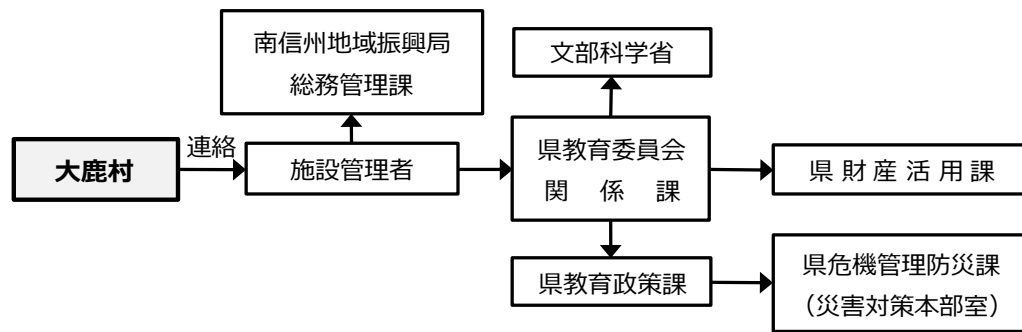


(14) 教育関係被害状況報告 様式 15 号

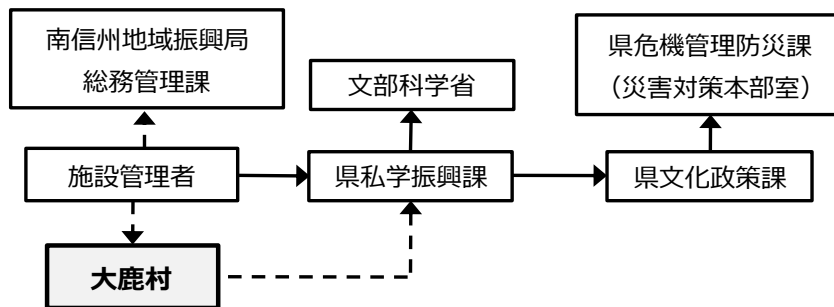
ア 村施設



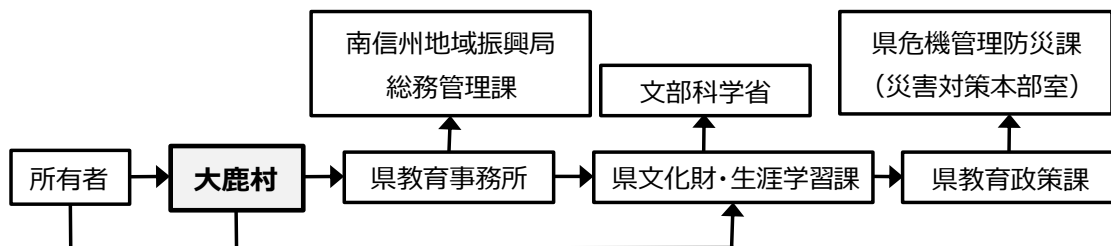
イ 県施設



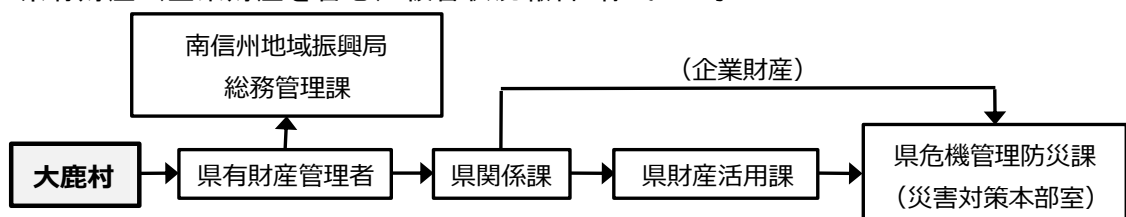
ウ 私立施設



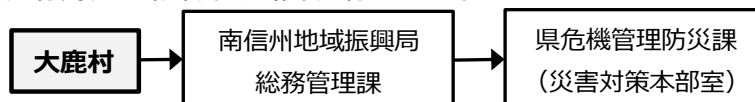
エ 文化財



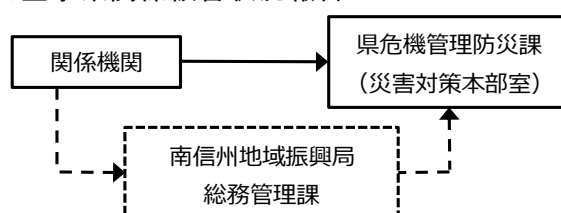
(15) 県有財産（企業財産を含む）被害状況報告 様式 16 号



(16) 村有財産の被害状況報告 様式 17 号



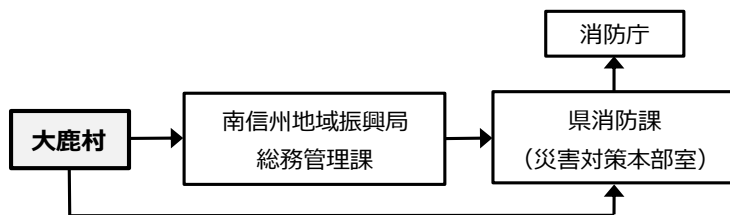
(17) 公益事業関係被害状況報告



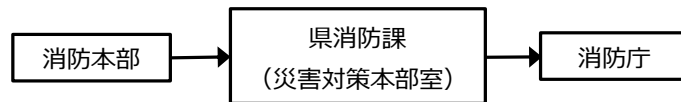
注：破線は地域振興局への連絡系統が確立されている公益事業関係機関からの報告の場合

第2編 風水害対策編
第2章 災害応急対策計画

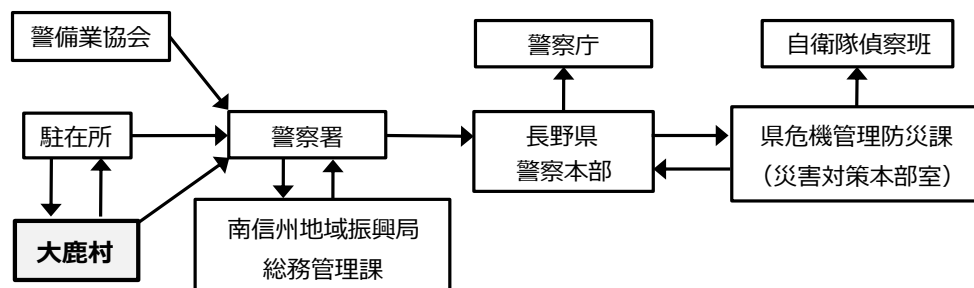
(18) 火災即報 様式 19 号



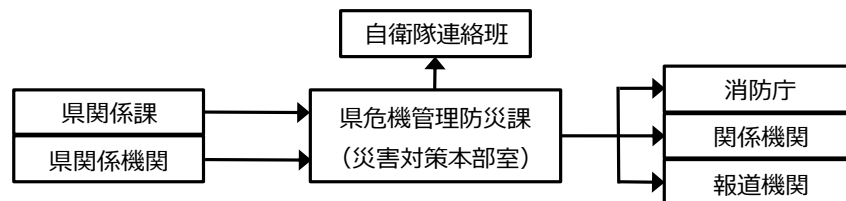
(19) 火災等即報（危険物に係る事故）



(20) 警察調査被害状況報告 様式 20 号



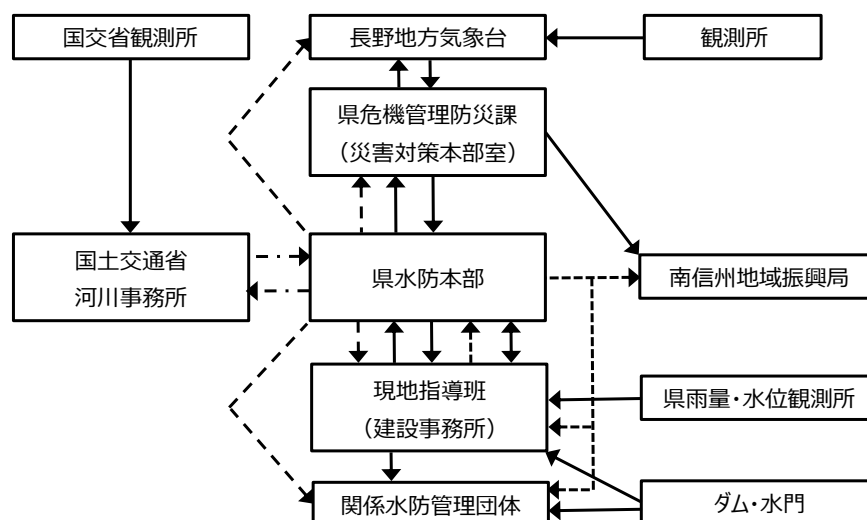
(21) 被害状況総合報告



注：県関係課及び関係機関から危機管理防災課への報告は（２）から（18）までの報告によるものであること。

(22) 水防情報

雨量・水位の通報



- はオンライン配信又はNTTファクシミリ等による伝達を示す。
-→ はファクシミリによる伝達を示す。
- は長野県水防情報システムを示す。
- - - - -→ 統一河川情報システムを示す。
-→ は長野県HP「長野県河川水位情報」による補助的伝達系統である。

第3節 非常参集職員の活動

基本方針	・村域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するために、法令及び地域防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期する。 ・この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能の全てをあげて災害応急対策活動に協力する。 ※なお、本節の記載内容については、風水害等災害時の配備体制のほか、地震災害時の配備体制についても記載する。	実施機関	各班 関係機関
主な活動	・災害発生のおそれがあるとき、又は災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を実施するとともに、災害の状況により、村災害対策本部を設置		

第3節 非常参集職員の活動	1 責務
	2 災害対策本部の設置
	3 本部の組織及び運営
	4 災害警戒本部
	5 勤務時間外の職員動員計画
	6 地震災害初期対応計画
	7 災害救助法が適用された場合の体制

1 責務

村域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、地域防災計画（県・大鹿村）及び受援計画（県・大鹿村）の定めるところにより、必要に応じ、他市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

2 災害対策本部の設置

村長は、災害時に組織をあげて機動的な防災活動をするため、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部（以下「本部」）を設置する。

（1）設置基準

ア 大鹿村村域に大規模な災害が発生した場合及び大規模な災害が発生するおそれがあるとき。

イ 大鹿村に震度5弱以上の地震が発生したとき。（第2配備指令発令時）

ウ 災害応急対策を実施するため、特に本部の設置を必要とするとき。

なお、総務課長は、第1配備指令が発令された場合には、災害警戒本部（「4 災害警戒本部」参照）を設置する。

（2）本部設置決定権者

ア 本部設置の決定は、村長が行うものとする。

イ 村長不在のときは、副村長、教育長の順で代行する。

ウ 3者がいずれも不在のときは、上席職員で決定するものとする。

（3）設置場所

ア 本部は、原則として村役場内に設置する。ただし、庁舎が被災し機能を確保すること

第2編 風水害対策編
第2章 災害応急対策計画

ができないときには、代替施設（大鹿村交流センター）に設置する。

イ 本部が設置されたときは、大鹿村役場正面玄関に大鹿村災害対策本部の標識を掲げ、併せて本部員室、災害相談窓口の設置場所を明示するものとする。

（４）本部廃止基準

村長は、下記に掲げる項目から災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、本部を解散する。

ア 災害救助法による応急救助が完了したとき。

イ 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき。

ウ 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。

エ 被害数値がおおむね確定したとき。

オ その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき。

（５）本部設置及び廃止の通知

ア 本部を設置し又は廃止した場合には、直ちにその旨を以下の表により通報・通知する。

本部の通知及び廃止の通知方法

通知先	通知の方法
庁内各課	庁内放送
県知事	県防災行政無線 電話
飯田警察署長	県防災行政無線 電話
飯田広域消防本部	消防無線 電話
その他防災関係機関	防災行政無線 電話
住民	防災行政無線
報道機関	電話又は文書
隣接市町村長	県防災行政無線 電話等

イ 本部は、関係機関に対し、設置の通知と併せて、本部連絡員（関係機関連絡員）の派遣を要請する。

３ 本部の組織及び運営

（１）大鹿村災害対策本部の組織

本部の組織は、大鹿村災害対策本部設置条例の定めるところによるが、特に大規模地震時においては、災害の局面及び災害応急活動の進捗に合わせ、機動的に対応する必要があることから、一般災害体制と緊急活動体制の二つに区分する。

ア 一般災害体制

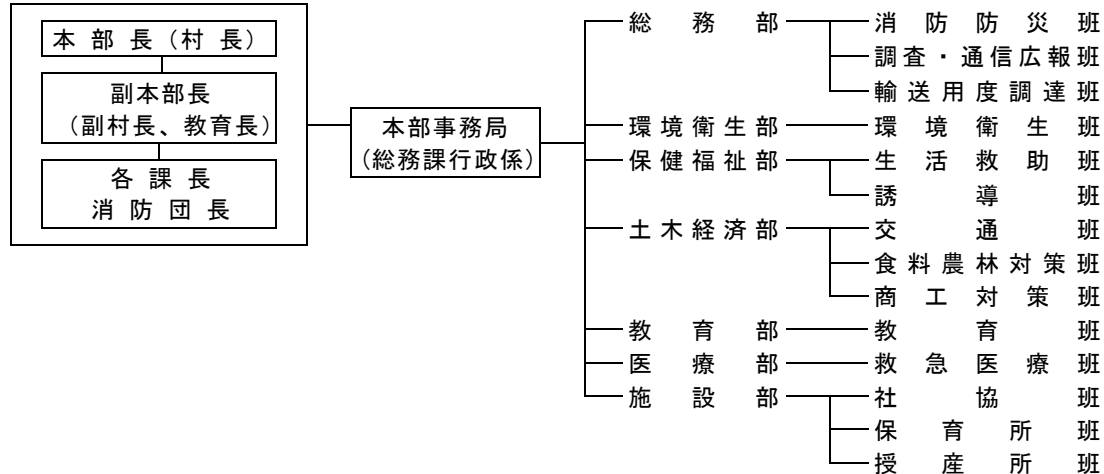
イ 緊急活動体制

（２）一般災害体制

大規模地震等、全村的災害を除くものに対応するため、本来の行政組織を主体にし、機能別に編成する体制。

なお、風水害等が全村的に拡大し、住民の生命、安全にかかわる活動を強力に行う必要があると本部長が認めたときは、緊急活動体制に移行することができる。

災害対策本部一般災害体制組織図



(3) 緊急活動体制

通常時			災害対策本部体制			
	部	責任者	班	班長		
1	総務課 行政係 消防団	⇒	総務部	総務課長	消防防災班	行政係長
2	総務課 企画財政係 リニア対策室	⇒			調査・通信広報班	企画財政係長
3	会計室	⇒		会計管理者	輸送用度調達班	
4	住民税務課 住民係 税務係 管理係	⇒	環境衛生部	住民税務課長	環境衛生班	住民係長 税務係長 管理係長
5	保健福祉課 福祉係 保健医療係※ 社協事務局※	⇒	保健福祉部	保健福祉課長	生活救助班	福祉係長 保健医療係長 社協事務局長
6	地域包括支援センター 在宅介護支援センター	⇒			誘導班	地域包括支援センター長
7	産業建設課 建設水道係	⇒	土木経済部	産業建設課長	交通班	建設水道係長
8	産業建設課 農林振興係 農業委員会事務局	⇒			食料農林対策班	農林振興係長 農業委員会事務局
9	産業建設課 商工観光係	⇒			商工対策班	商工観光係長
10	教育委員会事務局	⇒	教育部	教育長	教育班	事務局職員
11	診療所 保健福祉課 保健医療係※	⇒	医療部	診療所医師	救急医療班	保健医療係長
12	社協事務局※	⇒	施設部	授産所長	社協班	社協事務局長
13	保育所	⇒			保育所班	保育所班
14	授産所	⇒			授産所班	授産所班

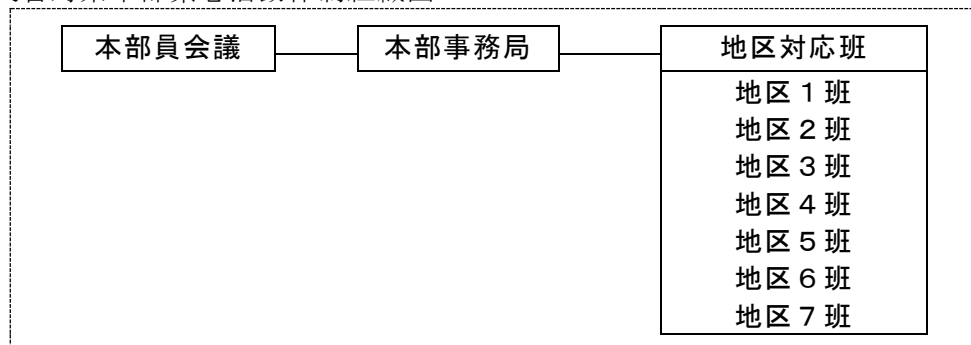
※は重複

第2編 風水害対策編
第2章 災害応急対策計画

地震等全村的な大規模な災害に対しては、災害活動の緊急性を考慮した緊急活動体制を敷くとともに、災害発生直後から居住地区を基本に応急活動を行う地区対応班を組織し、住民と連携して住民の生命と安全確保に重点をおいた活動を展開することとする。

なお、大規模災害時の初動対応については、別途定める「大鹿村役場職員大規模災害時初動マニュアル」に基づく応急対応を行うものとする。

災害対策本部緊急活動体制組織図



ア 設置基準

震度 5 弱以上の地震が発生したとき、避難、人命救助、火災処理、給水等、住民の生命、安全にかかわる重点活動を実施するために発足する体制とする。

イ 体制の移行について

発災直後の重点活動が終了若しくは、軌道に乗った時点で本部長の指示により、段階的に一般災害体制に移行する。

ウ 地区対応班について

(ア) 本部長は、災害時の初動活動体制を強化するため、発災直後の地区対応に当たる職員を派遣する。

(イ) 地区対応班となる職員は、あらかじめ村長から指名された者とする。

(ウ) 地区対応班は、本部の指示があるまで、班長の指示に従い、各地区内において消防団及び自主防災組織と連携して住民の救護及び避難対応に当たるものとする。

① 災害情報の収集、受理及び住民への伝達に関する活動

② 被害情報の収集及び本部への報告に関する活動

③ 負傷者の救出・救護に関する活動

④ 消火・水防活動等、被害拡大の防御に関する活動

⑤ 避難誘導等、住民の安全確保に関する活動

⑥ 避難所の早期開設及び管理運営に関する活動

(エ) 地区対応班員の任務は、以下により解かれるものとする。

① 地区対応班の活動体制が確立して災害活動が軌道に乗り、本部が一般体制に移行した場合

② 本部長から一般体制の活動に戻るよう指示があった場合

③ その他本部長が必要と認めた場合

エ 組織の編成

この体制で設置される各課の班編成については、職員がそろわないことも予想されるので、地区対応班の任務を最大限果たし得るよう要員の弾力的運用を図るものとする。

(4) 職務・権限

ア 本部長

村長を本部長とする。

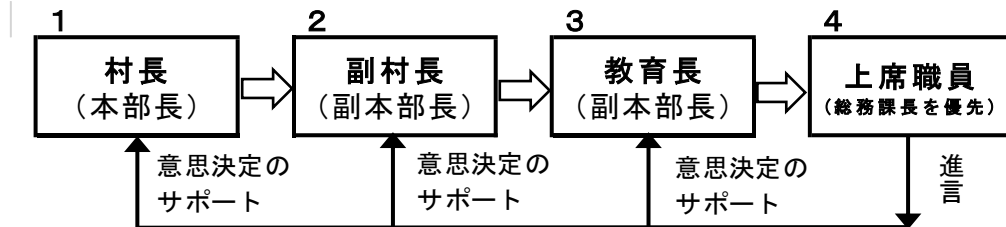
本部長は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督するとともに、災害応急対策実施上の重要事項について決定する。

なお、村長が事故や不在時等の非常時については、副村長、教育長の順に指揮を執る

ものとし、3者がいずれも不在のときには、総務課長を最優先として上席職員で代行するものとする。

村長不在及び連絡がとれない場合の意思決定者

(上位者不在等の場合は、左方から右方へ順次決定権を移行する)



イ 副本部長

副村長及び教育長を副本部長とする。

副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

ウ 本部員

本部員は、各課長、会計管理者、授産所長、教育委員会事務局長及び消防正副団長の職に当たる者をもって充てる。

本部員は、所属の各部を指揮監督する。また、本部長及び副本部長とともに、本部員会議を構成し、災害予防及び災害応急対策実施上の重要事項について協議する。

なお、本部員が事故や不在時等の非常時については、あらかじめ本部員が指名するものが本部員の職務を代理する。

エ 部及び班の編成

本部の下に部を置き、部内に班を設置する。

部及び班の名称・事務分掌は、「大鹿村災害対策本部組織及び事務分掌」のとおりとする。

オ 職員の服装

本部長、副本部長、本部員、班長、班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用するものとする。

(5) 本部員会議

本部の最高意志決定機関として、本部員会議を設置する。

ア 会議の運営

本部員会議は、本部長、副本部長、本部員全員をもって構成する。

本部員会議は、本部員2名の参集をもって会議の開催をすることができることとする。

本部員会議は、本部連絡員を通じて本部長が必要の都度招集し、開催する。

本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、本部に申し出る。

部長である本部員は、それぞれの分掌事務について会議に必要な資料を提出しなければならない。

本部長は必要と認められるときは、防災関係機関を会議に出席させるものとする。

イ 協議事項

本部員会議の協議事項は、本部長、副本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

(ア) 本部の配備体制及び解除の決定に関すること。

(イ) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。

(ウ) 避難指示等に関すること。

(エ) 避難所の開設及び閉鎖に関すること。

(オ) 自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関すること。

(カ) 災害対策経費の処理に関すること。

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

(キ) 災害救助法の適用に関すること。

(ク) その他災害対策の重要事項に関すること。

- ① 本部の非常事態体制の切り替え及び廃止
- ② 重要な災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針
- ③ 災害対策に要する経費
- ④ その他

なお、本部員会議を招集・開催するいとまがないときは、在庁又は連絡可能の最上位意思決定者において専決する。

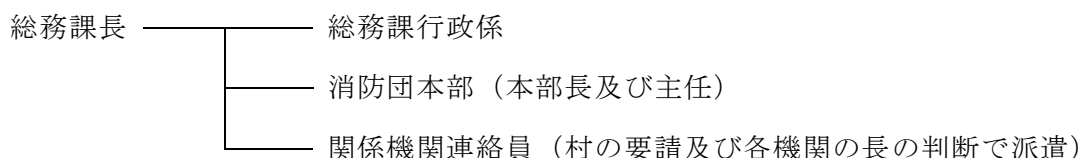
ウ 決定事項の周知

会議の決定事項のうち、関係職員に周知を要するものについては、本部員又は本部連絡員が速やかにその徹底を図るものとする。

(6) 本部事務局

本部長は、本部の設置と同時に本部運営及び応急対策活動を円滑に行うため、本部事務局を総務課内に設置する。

ア 本部事務局の組織



イ 総務課行政係の任務

(ア) 本部事務局の統括

(イ) 本部員会議の庶務

(ウ) 情報収集・伝達

- ① 電話、駆け込み、県防災行政無線、村防災行政無線、アマチュア無線からの情報受信、受理
- ② 入手情報の集約、区分、決済、掲示・地図への記入
- ③ 有線放送、同報無線、車両等による住民への広報
- ④ 県への速報等の報告
- ⑤ マスコミ、関係機関への情報提供、発信

ウ 消防団本部の任務

(ア) 消防団の指揮・監督

(イ) 消防無線による情報収集と総務課行政係職員への報告

エ 関係機関連絡員の任務

本部からの要請又は各機関の長の判断により、本部連絡員を派遣する。派遣の際は、連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属機関との連絡に当たる。

(7) 災害対策現地本部

土石流、地すべり、崖崩れ、大火災など局地的な大災害が発生し、本部長が必要と認めたときは、災害現地に災害対策現地本部（以下「現地本部」）を設置することができる。

ア 組織及び運営

(ア) 現地本部長

現地本部長は、本部長が指名する者をもってこれに当たる。

現地本部長は、現地本部員を指揮監督する。

イ 所掌事務

(ア) 応急対策の実施及び現地での応急対策活動に係る関係機関との連絡・調整

(イ) 本部に被災実態の把握と応急対策の実施状況の報告

(ウ) その他、本部長の特命事務

(8) 本部の運営上必要な資機材等の確保

本部事務局は、本部が設置されたときは、本部の運営上必要な次の措置を速やかに講

ずるものとする。

ア 本部開設に必要な資機材等の準備

- ・副統制台（防災行政無線）の設置
- ・大鹿村災害対策図板（各種被害想定図を含む。）の設置
- ・被害状況図板・黒板等の設置
- ・住宅地図等その他地図類の確保
- ・災害対応用臨時電話、FAXの確保
- ・パソコン、コピー機等OA機器の確保
- ・携帯ラジオ・テレビの確保
- ・村内土木建築業者名簿その他名簿類の確保
- ・災害処理票その他の書式類の確保
- ・ハンドマイク・懐中電灯・その他の必要資機材の確保

イ 通信手段の確保

以下の機器を準備するとともに、情報連絡に関する計画に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、機器の準備及び応急復旧を行い、通信手段の確保に努める。（本計画第2編第2章第2節「災害情報の収集・連絡活動」参照）

ウ 非常用発電設備の確保

停電の場合、非常用発電設備の点検を行い、電源の確保を図る。

非常用発電施設

場所	電力	燃料種別	容量	連続稼動時間
本庁舎	44KW	軽油	190 リットル	約 14 時間

（9）本部組織及び事務分掌

大鹿村災害対策本部組織及び事務分掌

部・局	部・局の長	事 務 分 掌
本部長	----	本部を統轄し、部員を指揮、監督する。
副 本部長	----	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは職務を代行する。 （順位は、第一に副村長、第二に教育長、第三に総務課長とする。）
本部員	----	本部長の命を受け、本部の事務に従事するほか各班の指揮をとる。
本部 事務局	◎総務課長 ○行政係長	1 本部の設置に関すること 2 本部員の招集に関すること 3 本部員会議に関すること 4 各種情報の収集、警報の受理、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関すること 5 自衛隊、長野県、政府機関、公共機関等に対する応援の要請に関すること 6 受援体制の確保、広域避難に関すること 7 災害救助法の適用申請に関すること 8 県災害対策本部との連絡に関すること 9 職員及びその家族の安否集約 10 各部との連絡調整に関すること 11 消防との連絡に関すること 12 本部長命令、その他指令の伝達に関すること

第2編 風水害対策編
第2章 災害応急対策計画

			事 務 分 掌
各部・班共通事項			1 各部・班の動員配備に関すること 2 災害対策本部及び各部・班間、所管する関係機関の連絡調整に関すること 3 所管する施設の被害調査及び応急対策に関すること(指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査報告すること) 4 所管する施設の避難所開設・運営への協力に関すること 5 罹災証明、罹災者名簿、被災者台帳作成への協力に関すること 6 部・班内職員の安否確認、参集人員の把握及び本部への報告 7 他班の応援に関すること 8 本部長及び各部長の命ずる応急対策に関すること
部	部 長	班及び 班長班員	事 務 分 掌
総務部	◎総務課長	消防防災班 ○行政係長 消防本部長 消防主任	1 本部の連絡、調整、渉外に関すること 2 本部長への情報報告、指令伝達に関すること 3 本部の応急措置、企画立案に関すること 4 防災会議に関すること 5 罹災証明、罹災者名簿、被災者台帳作成の統括に関すること 6 消防団、関係機関、団体への協力又は派遣の要請に関すること 7 村議会に関すること 8 要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関すること 9 他の部に属さない事項に関すること
		調査・通信広報班 ○企画財政係長 企画財政係 リニア対策室	1 被害状況の調査、集計に関すること 2 気象予警報等の伝達、報告に関すること 3 災害情報の収集及び伝達に関すること 4 通信機関との連絡に関すること

	◎会計管理者	輸送用度調達班 ○会計室	1 災害対策の予算及び賃金の調達に関すること 2 義援金、見舞金の収納保管に関すること 3 救助法による物資の購入に関すること 4 その他、必要物資の購入に関すること 5 物資の輸送に関すること 6 車両調達（緊急輸送車両を含む）に関すること 7 災害対策従事職員の給与、食事、宿泊、健康管理等に関すること
環境 衛生部	◎住民税務課長	環境衛生班 ○住民係長 住民係 ○税務係長 税務係 ○管理係長 管理係	1 被災地の消毒、感染症対策、伝染病予防対策に関すること 2 避難所における炊き出しの実施に関すること（赤十字奉仕団） 3 衛生関係施設の被害調査及び応急対策に関すること 4 災害時の合併浄化槽及びし尿対策に関すること 5 被災建築物、被災宅地の応急危険度判定に関すること 6 応急仮設住宅の建設、入居者選定に関すること 7 罹災証明の作成発行に関すること 8 災害廃棄物処理対策に関すること 9 災害時のペット対策に関すること 10 仮設トイレの確保に関すること 11 遺体の処理、埋葬に関すること 12 その他保健衛生に関すること
保健 福祉部	◎保健福祉課長	生活救助班 ○福祉係長 福祉係 ○保健医療係長 保健医療係 ○社協事務局長 事務局員	1 災害救助法又は同法に準ずる救助措置に関すること 2 物資集積所の管理及び救援物資の受領、保管、配布及びボランティア対応に関すること 3 義援金、見舞金の配分に関すること 4 社会福祉施設等の被害調査及び応急措置に関すること 5 避難所の開設・運営の統括に関すること 6 要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関すること

第2編 風水害対策編
第2章 災害応急対策計画

		誘導班 ○地域包括支援センター長 地域包括支援センター 在宅介護支援センター	1 診療所における患者の避難誘導に関すること 2 要配慮者の状況調査に関すること 3 避難行動要支援者の安否確認、避難支援等に関すること 4 福祉避難所に関すること
土木 経済部	◎産業建設課長	交通班 ○建設水道係長 建設水道係	1 道路情報の収集・伝達・被害調査に関すること 2 道路・地すべり・崖崩れ等に対する応急対策に関すること 3 土木資機材に関すること 4 河川の巡視、水位の把握等水防対策に関すること 5 上水道施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること 6 飲料水の確保及び供給に関すること
		食料農林対策班 ○農林振興係長 農林振興係 ○農業委員会事務局	1 食料品及び生活必需品の調達に関すること 2 農林業に関する被害調査の取りまとめに関すること 3 農林業施設等の応急対策に関すること 4 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関すること
		商工対策班 ○商工観光係長 商工観光係	1 観光施設に関する被害調査の取りまとめに関すること 2 観光施設に関する応急措置に関すること 3 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関すること
教育部	◎教育長	教育班 ○事務局職員	1 教育関係施設に関する被害調査の取りまとめに関すること 2 教育関係施設に関する応急措置に関すること 3 罹災児童・生徒に対する学用品等の調達供与に関すること 4 児童生徒の避難等に関すること 5 児童生徒の安全対策、健康管理に関すること 6 その他、学校災害に関すること
医療部	◎診療所医師	救急医療班 ○保健医療係長 保健医療係 看護師 診療所事務員	1 救急治療等、医療全般に関すること 2 医薬品、衛生材料の調達に関すること 3 救護所の設置に関すること 4 医師会及び他の医療機関との連絡調整に関すること

施設部	◎授産所長	社協班 ○社協事務局長 社協事務局 職員	1 通所者の安全確保に関すること 2 施設に関する被害状況調査と応急対策に関すること 3 その他、必要な対策に関すること
		保育所班 ○保育所長 保育所職員	1 保育園児の安全確保に関すること 2 施設に関する被害状況調査と応急対策に関すること 3 上記事項終了後、生活救助班へ合流に関すること
		授産所班 ○授産所長 授産所職員	1 通所者の安全確保に関すること 2 施設に関する被害状況調査と応急対策に関すること 3 上記事項終了後、生活救助班へ合流に関すること

班	事 務 分 掌
地区対応班 (災害初期のみ)	・負傷者の救出・救護に関する活動 ・避難誘導等、住民の安全確保に関する活動 ・災害情報の収集、受理及び住民への伝達に関する活動 ・被害情報の収集及び本部への報告に関する活動 ・避難所の早期開設及び管理運営に関する活動

災害対策本部組織における各職員の人員配備は、別に定める組織図によるが、参集人員数・事態の推移等を勘案し、柔軟かつ適切な人員支援を行うものとする。

特に初動対応期においては、人命の救出・救助、安全確保、また、火災等の被害を最小限にとどめるための体制を確立し、総力戦で災害に対処する。

次に示す活動は、通常業務の中で対応していく。

- ア 農作物、家畜、農業用施設の災害対策に関すること
- イ 被害農家の災害融資、種苗、生産飼料等のあっせんに関すること
- ウ 商工業の災害対策に関すること
- エ 被災商工業者に対する融資に関すること

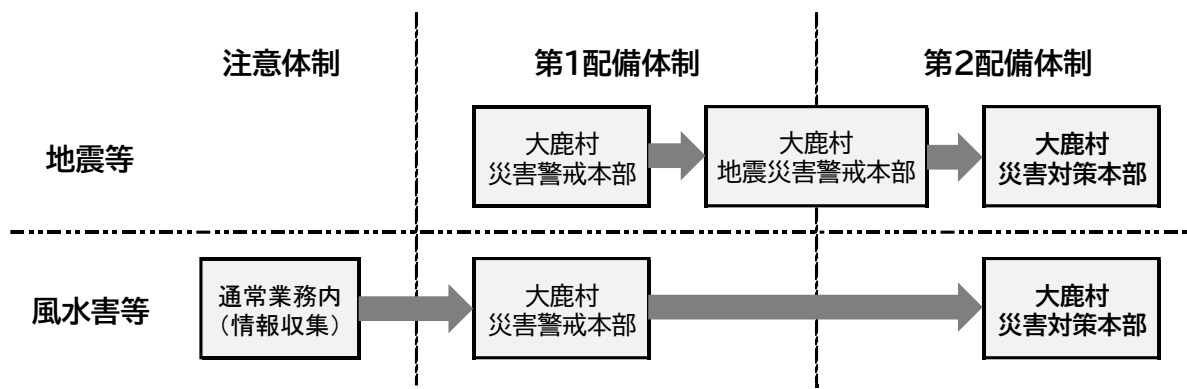
4 災害警戒本部

(1) 災害警戒本部、地震災害警戒本部の設置基準

村内において相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急対策活動が必要とする場合は、大鹿村災害対策本部条例の定めるところにより、村長は、「大鹿村災害対策本部」若しくは「大鹿村災害警戒本部」、「大鹿村地震災害警戒本部」を設置する。

また、災害が大規模なものとなり、県や国が現地対策本部等を設置した場合には、連携を十分に保ち、災害対策に当たるものとする。

ア 各本部体制の移行



※災害状況により、段階を経ずに、地震災害警戒本部、災害対策本部を設立する場合がある。

イ 配備動員基準

(ア) 地震発生時

村長は、大鹿村及びその周辺地域で災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 の規定により、災害応急対策を実施するため村長が必要と認めるときは、本計画の定めるところにより本部を設置する。また、被害状況の把握及び状況に応じた災害応急対策に対処するため、職員に対し以下の配備指令を発令する。

種類	本部	動員基準	配備職員	活動内容
第 1 配備体制	災害警戒本部 設置	震度 4	各課課長 総務課行政係長 教委事務局長 授産所長 会計管理者	1 気象情報及び地震情報の収集 2 被害状況の把握 3 必要な応急対策の実施
	地震災害警戒本部 設置	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。	消防団長 ※状況に応じ、 地区担当職員、 その他職員を招集	1 南海トラフ地震臨時情報の収集及び伝達 2 住民等に密接に関係のある事項の広報 3 地震防災応急対策の準備
第 2 配備体制	地震災害警戒本部 設置	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）若しくは同（巨大地震注意）が発表されたとき。	全職員 消防正副団長	1 南海トラフ地震臨時情報の収集及び伝達 2 南海トラフ地震臨時情報の内容等の広報 3 後発地震に対して注意する措置の実施 4 地震防災応急対策の準備 5 準備行動の開始
	災害対策本部 設置	（次の事項の 1 以上に該当する場合） 1 大鹿村に震度 5 弱以上の地震が発生したとき。又はこれに準ずる地震により災害が予想されるとき、若しくは周辺で被害が発生したとき。 2 住民に対し避難指示が発令されたとき。 3 大鹿村村域に大規模な災害が発生した場合及び大規模な災害が発生するおそれがあるとき。 4 村長が配備を指示したとき。		1 被災状況等の収集及び伝達 2 災害対策本部各部・班事務分掌事項を実施 3 大規模災害に対処する応急対策の実施

第2編 風水害対策編
第2章 災害応急対策計画

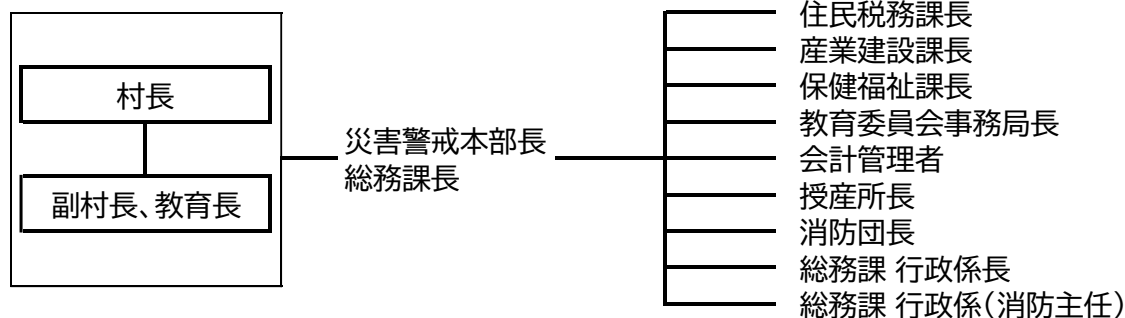
(イ) 風水害等発生時の配備動員基準

種類	本部	動員基準	配備職員	活動内容
注意体制	通常業務内 (本部ではない)	1 気象警報（大雨等）が発表され、被害の発生が予測されるとき。	時間外の場合、 宿日直者の他、 保安要員 〔総務課長 行政係長 産業建設課長〕	1 気象情報の収集及び伝達
第1配備体制	災害警戒本部設置	(次の事項の1以上に該当する場合) 1 気象警報（大雨等）が発表され、被害の発生が予想されるとき。 2 土砂災害警戒情報が発表され、被害の発生が予想されるとき。 3 住民に対し高齢者等避難が発令されたとき。 4 災害の発生のおそれがあるとき（小規模）。	各課課長 総務課行政係長 教委事務局長 授産所長 会計管理者 消防団長 ※状況に応じ、 地区担当職員、 その他職員を招集	1 気象情報の収集及び伝達 2 土砂災害警戒情報の収集及び伝達 3 災害情報の収集及び伝達 4 避難所設置の準備 5 災害対策本部設置の準備
第2配備体制	災害対策本部設置	(次の事項の1以上に該当する場合) 1 大鹿村に大雨、暴風、大雪、暴風雪の各特別警報が発令されたとき。 2 大鹿村若しくは隣接市町村に記録的短時間大雨情報が発令されたとき。 3 住民に対し避難指示が発令されたとき。 4 大鹿村村域に大規模な災害が発生した場合及び大規模な災害が発生するおそれがあるとき。 5 村長が配備を指示したとき。	全職員 消防正副団長	1 被災状況等の収集及び伝達 2 災害対策本部各部・班事務分掌事項を実施

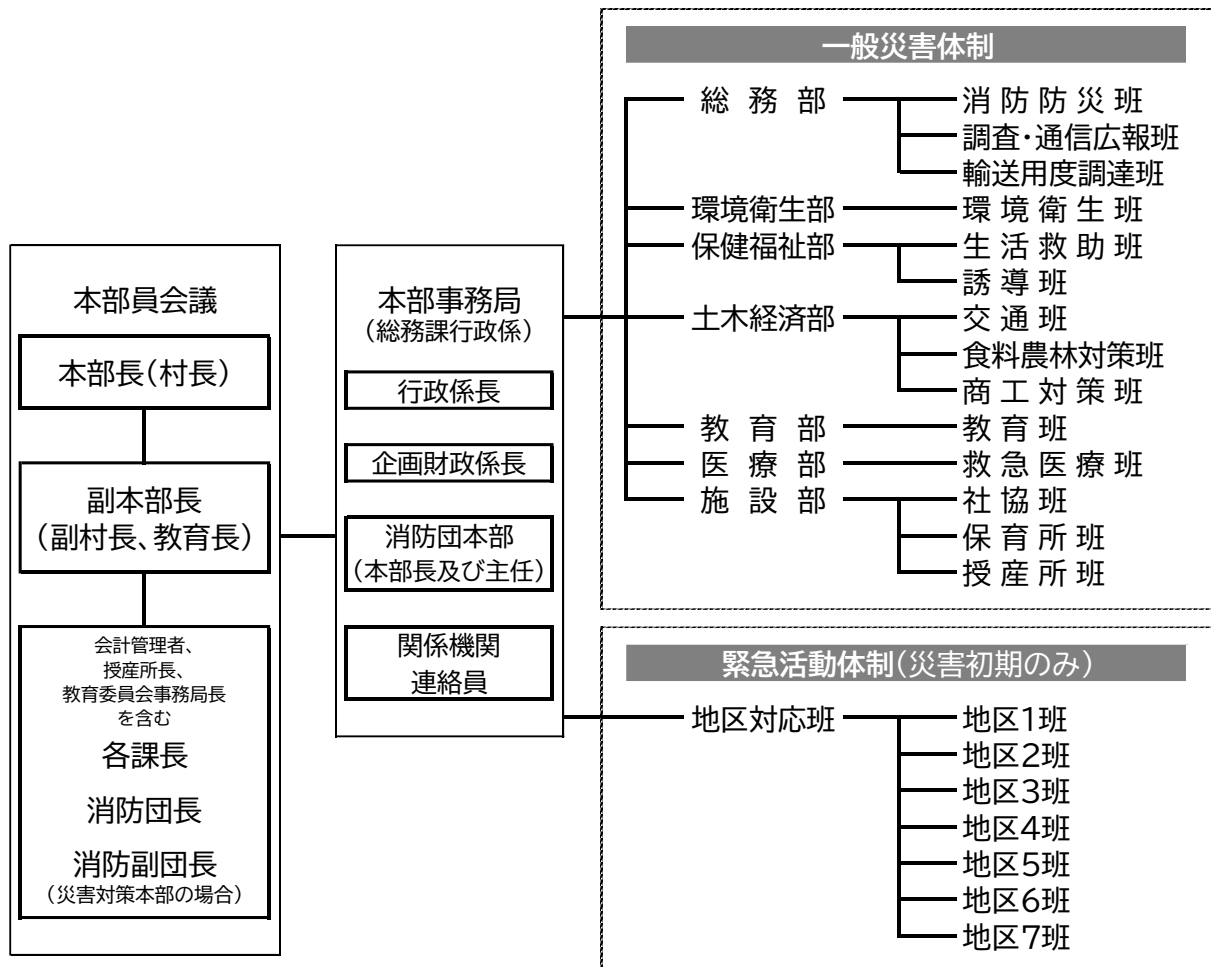
(2) 組織体制

ア 本部組織

第1配備体制：災害警戒本部体制



第2 配備体制：災害対策本部及び地震災害警戒本部



(3) 配備指令の様式

- ア 全職員に適用される場合
「全村第○配備指令」と発令
- イ 限定する課(班)の職員のみ適用される場合
「○○課(班) 第○配備指令」と発令
- ウ 地震時の配備指令については、震度4以上が発表されたと同時に自動発令されるものとする。

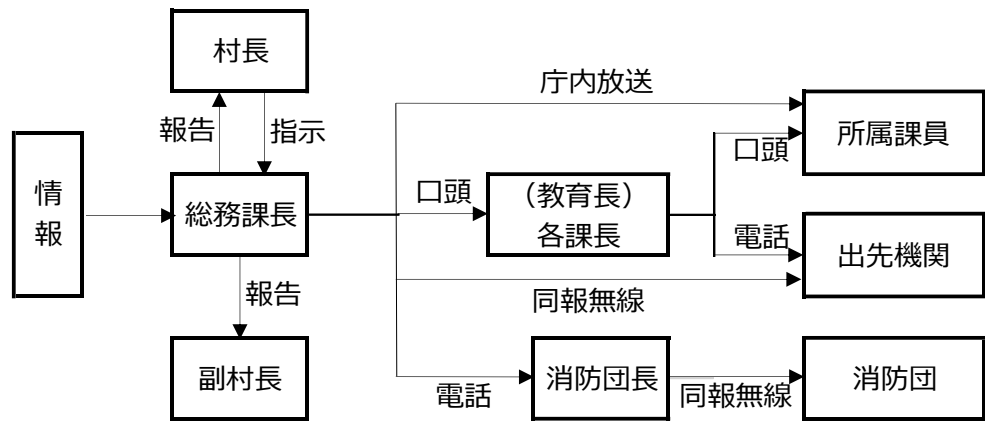
(4) 配備指令の解除

村長は、災害の発生、継続、拡大の危険がなくなつたと認めるときには、配備指令を解除するものとする。

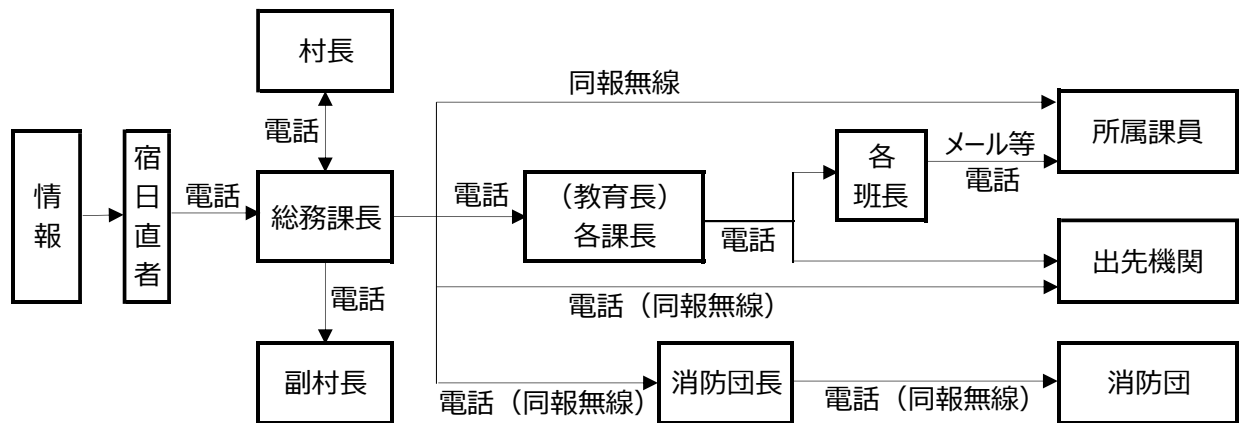
(5) 配備指令の方法

- ア 配備指令が発令された場合、あらかじめ定められた伝達系統、連絡責任者等を活用して、職員に配備指令の内容を迅速かつ正確に伝達するものとする。
- イ 特に勤務時間外の配備指令の伝達は、庁内放送、電話、防災行政無線、同報無線、使途などから最も早く伝達し得る手段を用いるものとする。
- ウ 震度4以上は、通常の電話等による伝達は行わないので、テレビ、ラジオ、インターネット等の災害情報(注意報・警報等)及び地震情報を各自で収集し、伝達を待つことなく、直ちに定められた場所に参集するものとする。

配備指令系統図
○ 勤務時間内



○ 勤務時間外



(6) 配備体制
各配備体制における配備人員を以下のように定める。

班別配備人員

班等名称	第 1 配備	第 2 配備
本 部 事 務 局	2	全 員
調 査 班		〃
輸 送 用 度 調 達 班	1	〃
通 信 広 報 班		〃
生 活 救 助 班	1	〃
環 境 衛 生 班	1	〃
誘 導 班		〃
交 通 班	1	〃
食 料 農 政 対 策 班		〃
商 工 林 務 班		〃
教 育 班	1	〃
救 急 医 療 班		〃
保 育 所 班		〃
授 産 所 班	1	〃

注) 所属長は、災害の状況により配備人員を増減することができる。

5 勤務時間外の職員動員計画

本項は、勤務時間外において激甚災害が発生し、第2号配備体制が発令された場合に、防災活動に必要な職員の動員及び配備についての計画を定める。

なお、職員の動員については、別途定めることとする。

(1) 動員の原則

ア 地震災害

勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生した場合、第2号配備体制が自動発令されるものとし、本部の緊急活動体制に基づき職員は、あらかじめ定められた配備箇所に参集することとする。

イ 風水害等

勤務時間外に風水害等により激甚な災害が発生し、第2号配備体制が発令された場合、本部の一般災害体制に基づき職員は、原則として所属する職場に参集することとする。

(2) 動員から除外する職員

ア 病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者

イ 災害によって重傷を負った者

ウ 参集時に緊急措置（人命救助、消火活動）に従事する者

エ その他、本部長が認める者

(3) 動員の区分

各課長は、本部の体制別に職員の参集場所を事前に指定し、その職員の任務分担を明らかにし、職員へ周知を図っておかなければならない。

ア 所属動員

所属する職場に参集する場合

イ 指定動員

各課長が指定した場所へ参集する場合

ウ 指定参集場所への参集が不可能な職員の動員

災害対策本部にその旨を報告するとともに、参集が可能となった時点で速やかに参集するものとする。

(4) 動員時の留意事項

ア 参集手段

交通手段は、可能な限り車両を避けて、徒歩、自転車又はバイクとする。

イ 参集途上の被害調査

職員は、参集途上において可能な限り被害状況を調査し、所属災害対策本部員に報告する。（職員初動マニュアルの災害情報カードに記載）

応急対策上重要な施設の被害調査については、情報が必要な部署が対応者をあらかじめ定めておくものとする。

ウ 参集途中の緊急措置

要救護者、火災現場を発見し、緊急措置に当たった後、速やかに参集する。

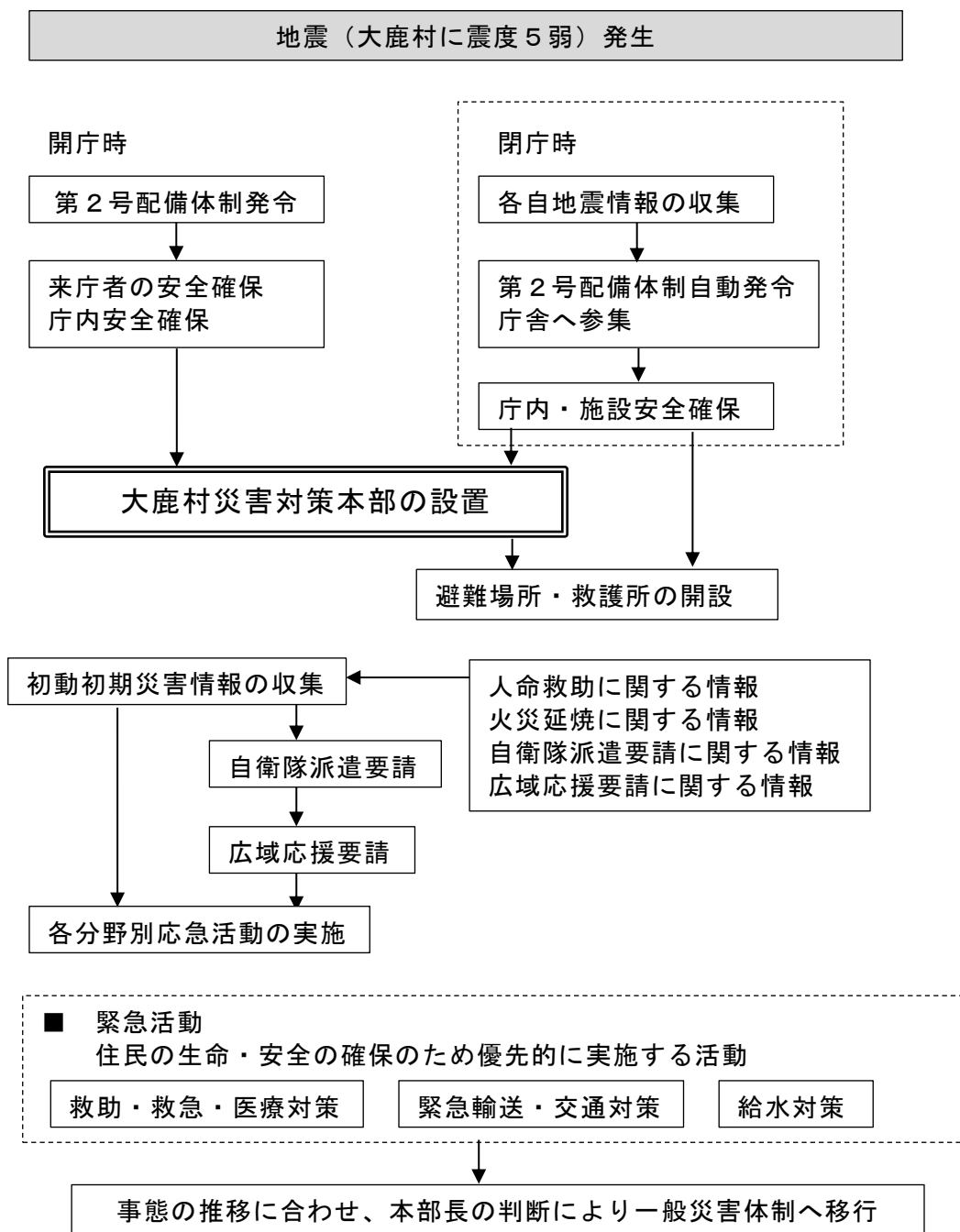
エ 参集時の装備

職員は、身の回りに関することは自己完結の心構えで、参集するものとする。

6 地震災害初期対応計画

大規模地震発生直後から実施する初動対応についての内容を定める。
なお職員は、原則、職員初動マニュアルに基づき対応するものとする。

(1) 初動対応の流れ（村に震度5弱以上の地震が発生）

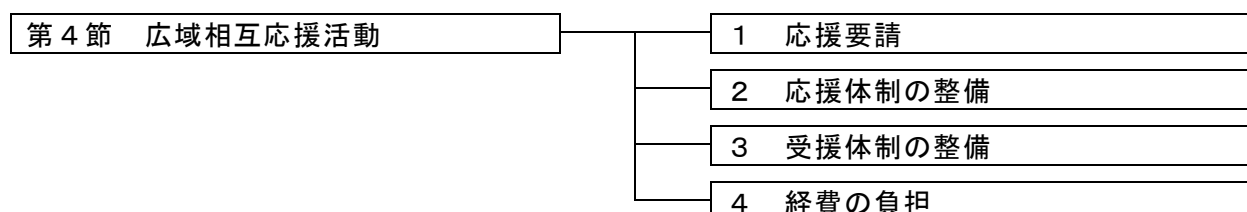


7 災害救助法が適用された場合の体制

村域に災害救助法が適用されたときは、村長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとるものとする。

第4節 広域相互応援活動

基本方針	・災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災自治体単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、自治体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施 ・被災自治体等にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受け入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を実施 ・被災地以外の自治体等にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行い、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断	実施機関	本部事務局 消防本部
主な活動	・被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請 ・災害時に速やかな応援体制を整備 ・応援要請側の円滑な受入体制を確立 ・応援活動に伴う経費を負担		



1 応援要請

(1) 基本方針

村が被災した場合においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の市町村等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な災害応急対策が実施できる体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 消防に関する応援要請

① 県内市町村に対する応援要請

飯田広域消防本部は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己のもつ消防力のみではこれに対処できない場合又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。

② 他都道府県への応援要請

飯田広域消防本部は、①の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織

第2編 風水害対策編
第2章 災害応急対策計画

法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請するものとする。

- a 緊急消防援助隊
- b 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター
- c その他、他都道府県からの消防隊

(イ) 消防以外に関する応援要請

① 他市町村に対する応援要請

- a 村長は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかに飯伊ブロックの代表市町村の長である飯田市長等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。

なお、大規模災害時の非常事態と判断される場合は、ブロックの代表である飯田市が先遣隊を派遣するものとする。

- b 被災した場合、村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣を行うことができない場合は、長野県市町村災害時相互応援協定に定められた応援ブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

「応援の要請事項」

- (a) 応援を求める理由及び災害の状況
- (b) 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- (c) 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- (d) その他必要な事項

② 県に対する応援要請等

村長は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定により、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

③ 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請又はあつせんを求めるものとする。

イ 【公共機関及びその他事業者が実施する対策】

公共機関及びその他事業者は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害の状況等から、自己のもつ人員、資機材等のみではこれに対処できない、又はできないことが予測される場合は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに他の公共機関及びその他事業者に応援を要請するものとする。

2 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災した他市町村が必要とする災害応急対策等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、村は、災害時は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

なお、村は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待つ

いとまがないと認められるときは、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。
この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

ウ 県外市町村への支援

県外で大規模災害が発生した場合も、被災した県外市町村に対し、村と県が一体となって支援を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

(ア) 情報収集及び応援体制の確立

村、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、災害時は速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災市町村等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

(イ) 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

(ウ) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意するものとする。

(エ) 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行うものとする。

イ【長野県合同災害支援チームが実施する対策】

(ア) 長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外市町村に対し、村と県が一体となつて的確な支援を行うものとする。

(イ) 村及び県は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」に基づき支援を行うものとする。

(ウ) 主な支援内容は以下のとおり。

- ① 被災県等への職員派遣及び物資の提供
- ② 被災者の受入及び施設の提供
 - a 県内医療機関での傷病者の受入
 - b 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供
- ③ その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

本村が、他の市町村から応援を受ける場合において、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、円滑な受入体制の整備が必要となる。

(2) 実施計画

ア【村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

円滑な受入体制の整備のため、あらかじめ、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。

4 経費の負担

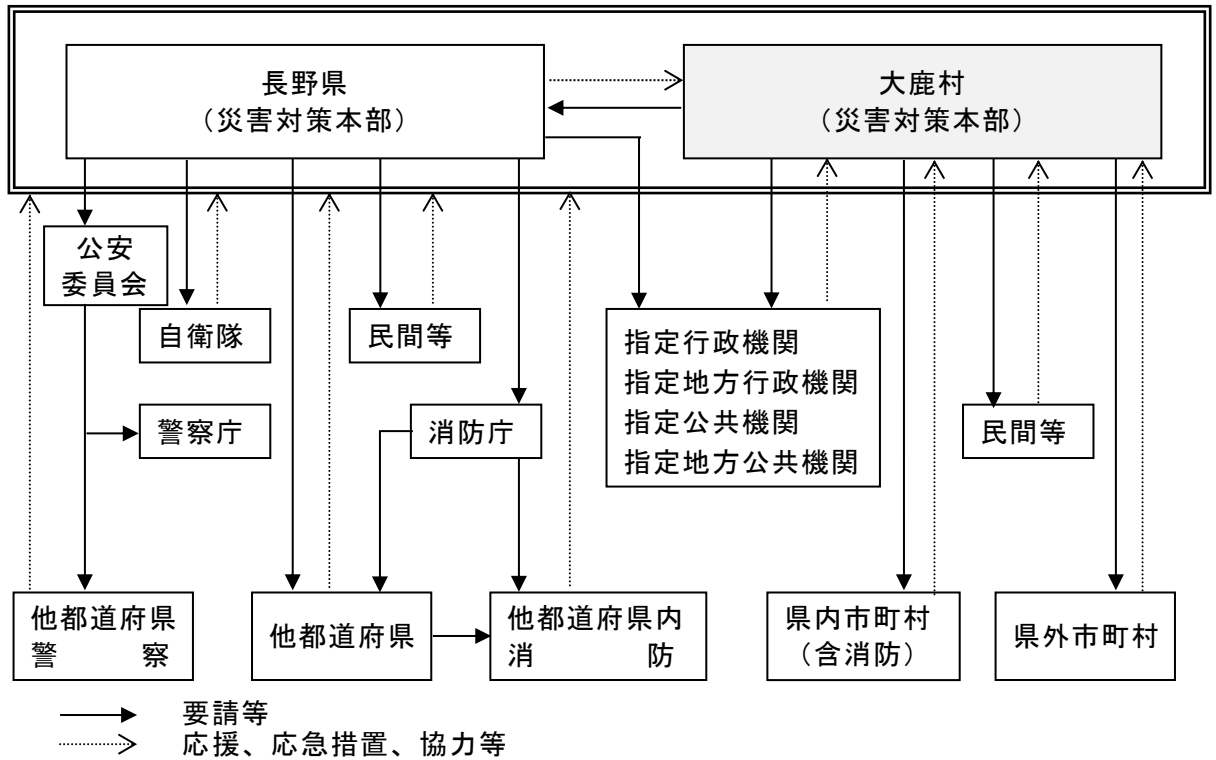
(1) 県又は他市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災害対策基

第2編 風水害対策編
第2章 災害応急対策計画

本法施行令第18条の規定に定めるところによる。

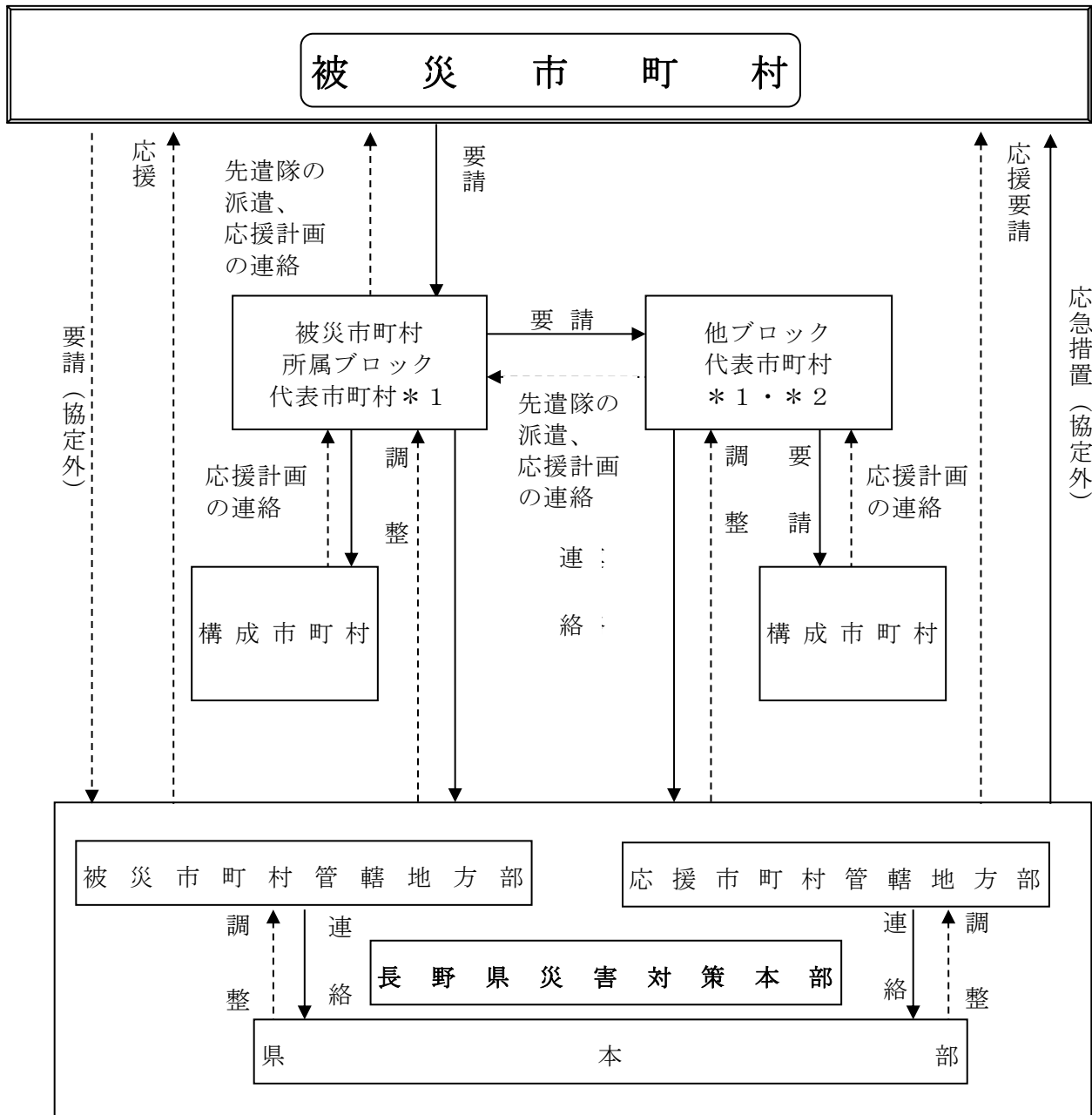
- (2)(1) 以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法によるものとする。

広域相互応援体制



長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

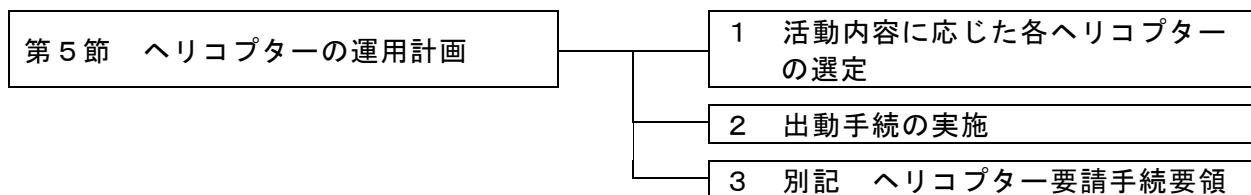
(常備消防分を除く)



- * 1 第2以降順位の代表市町村をあらかじめ所属ブロック内で指定
- * 2 応援ブロック、応援を受けるブロックの組合せをあらかじめ定める。

第5節 ヘリコプターの運用計画

基本方針	・災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用	実施機関	本部事務局
主な活動	・災害応急対策については、消防防災ヘリコプターを迅速に活用するとともに、各ヘリコプターの支援を受けて、円滑、効果的な対策を実施		



1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定

(1) 基本方針

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請するものとする。

名称	機種	定員	救助 ホイスト	消火 装置	物資 吊下	映像 伝送
消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○
県警ヘリコプター	アグスタAW139 2機	17	○		○	○
広域航空消防応援等 ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊 ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	
海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○	
ドクターヘリ	各種	6				

2 出動手続の実施

(1) 基本方針

各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動手続を行うものとする（以下の、別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり）。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 要請に当たっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は、口頭で要請する（文書による手続が必要な場合は、後刻速やかに行うものとする。）。

- ・災害の状況と活動の具体的内容（消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等）
- ・活動に必要な資機材等
- ・ヘリポート及び給油体制
- ・要請者、現場責任者及び連絡方法
- ・資機材等の準備状況

- ・気象状況
- ・ヘリコプターの誘導方法
- ・他のヘリコプターの活動状況
- ・その他必要な事項

イ 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行うものとする。

ウ 飛行の安全確保のため、被害状況偵察を含む活動時の航空無線周波数は松本空港情報圏を除き別に示すまでは 123.45MHz (防災機関相互通信用)を使用することを基準とする。

エ 連絡責任者は、ヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡に当たるものとする。

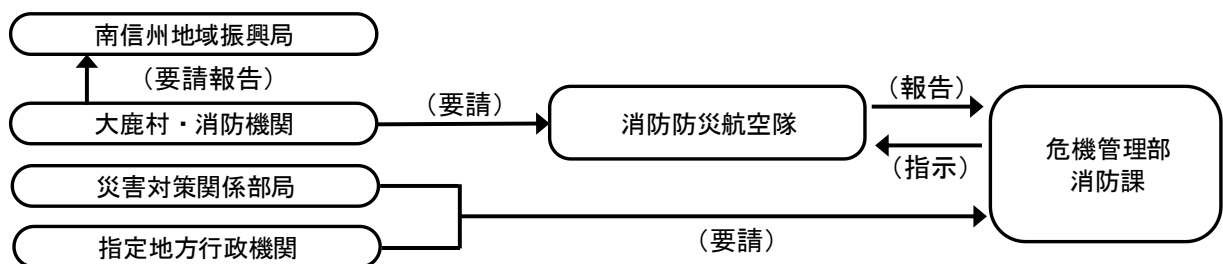
オ ヘリポートの所在地等は、資料編を参照のこと。

別記 ヘリコプター要請手続要領

1 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に幅広く迅速に対応する。

緊急応援要請のフローチャート



※連絡用無線 消防デジタル無線（主運用波）

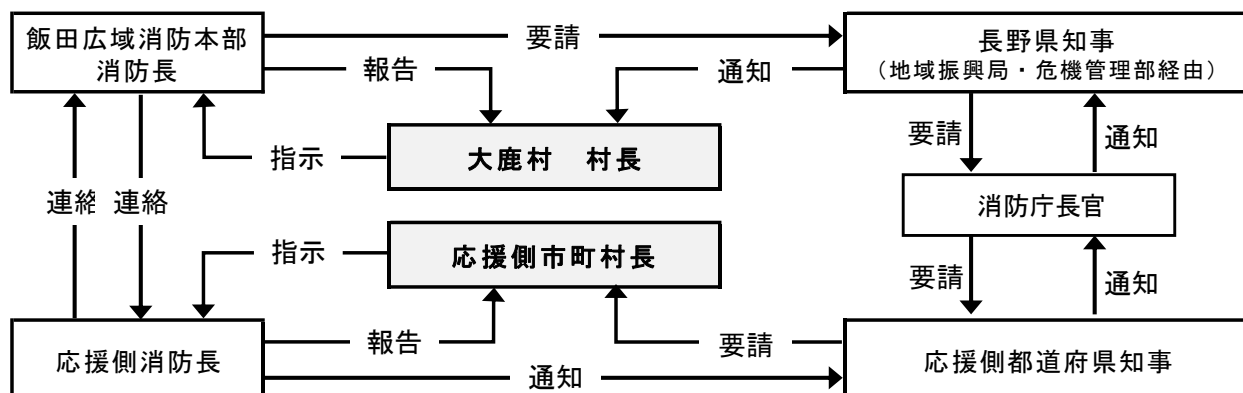
呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷす1（いち）」

2 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。

また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他都道府県警察に対し、援助の要求を行うものとする。

(1) 広域航空応援要請手順



ア 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第１次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおりである。

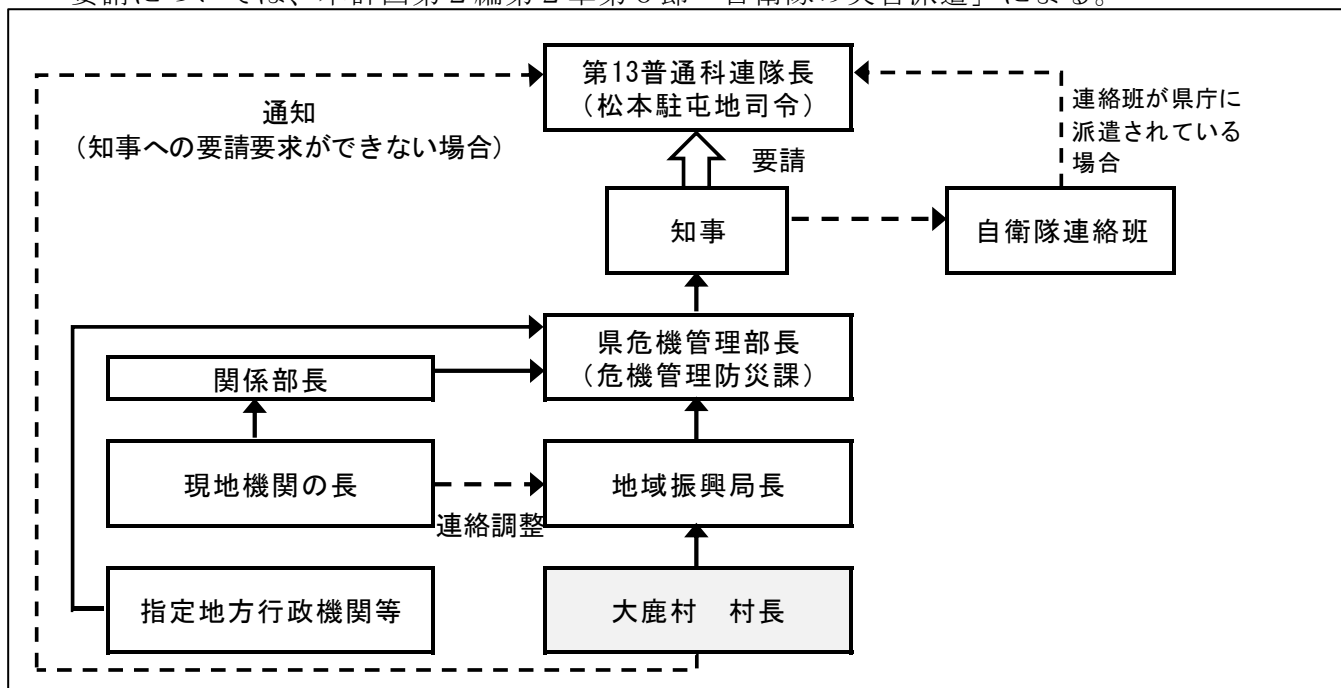
東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市

イ 一次出動航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおりである。

茨城県	栃木県	千葉県	横浜市	川崎市	石川県
福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市

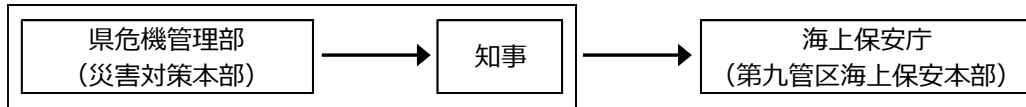
4 自衛隊ヘリコプター

要請については、本計画第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」による。



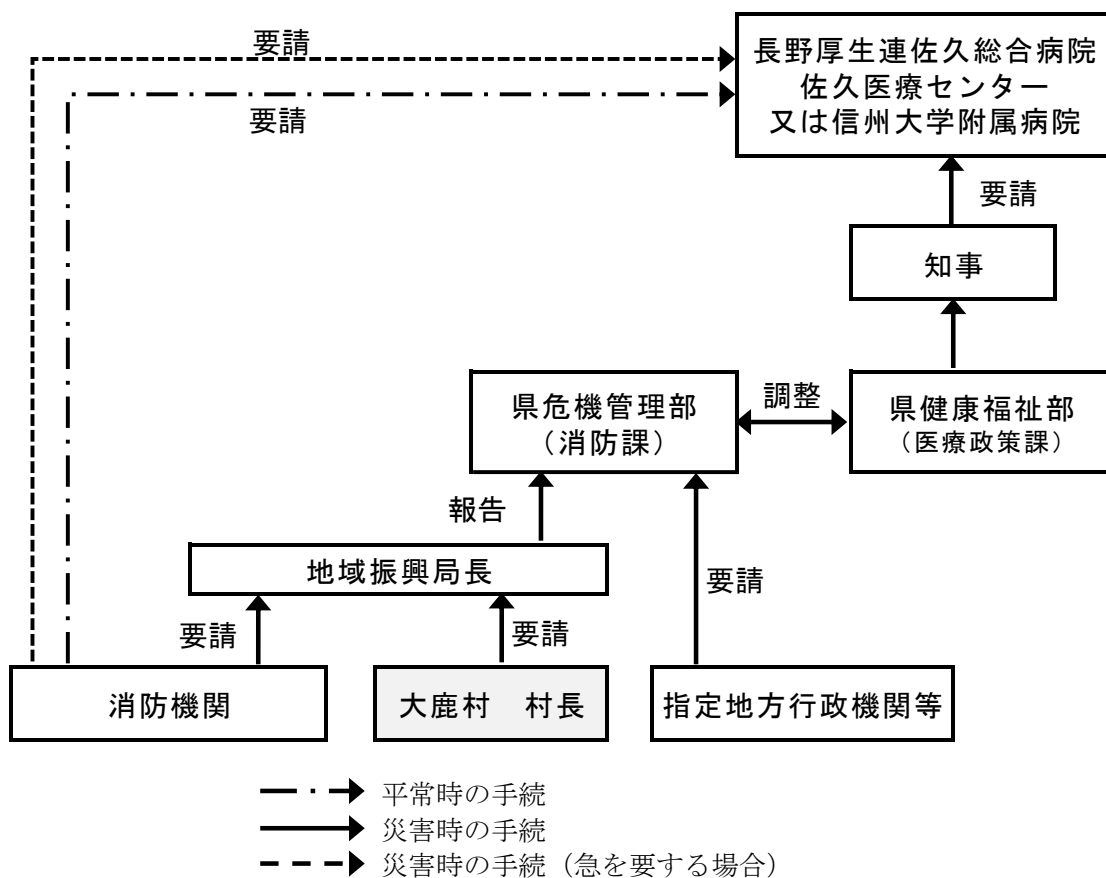
5 海上保安庁ヘリコプター

救助等の所要が生じた場合、県より海上保安庁ヘリコプターの応援を要請するものとする。



6 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、村又は飯田広域消防本部は県に対し、長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。



第6節 自衛隊の災害派遣

基本方針	・災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、県知事は自衛隊の災害派遣を要請 ・災害対策基本法第68条の2に基づき、村長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。 ・自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、村、県等は、派遣部隊と密接に連絡調整を実施	実施機関	本部事務局
主な活動	・自衛隊に要請する救援活動及び要請手続について定める。 ・村、県等と派遣部隊の連絡調整について定め、受入態勢を整備 ・派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。 ・派遣に要した経費の負担について定める。		

第6節 自衛隊の災害派遣	1 派遣要請
	2 派遣部隊との連絡調整
	3 派遣部隊の撤収要請
	4 経費の負担

1 派遣要請

(1) 基本方針

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、災害時の情報収集を速やかに行う。必要があれば直ちに県を通じて派遣要請を行い、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちに県を通じてその旨を自衛隊に連絡する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 派遣の要請

① 要請の要件

公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。
緊急性	差し迫った必要があること。
非代替性	自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

② 救援活動の内容

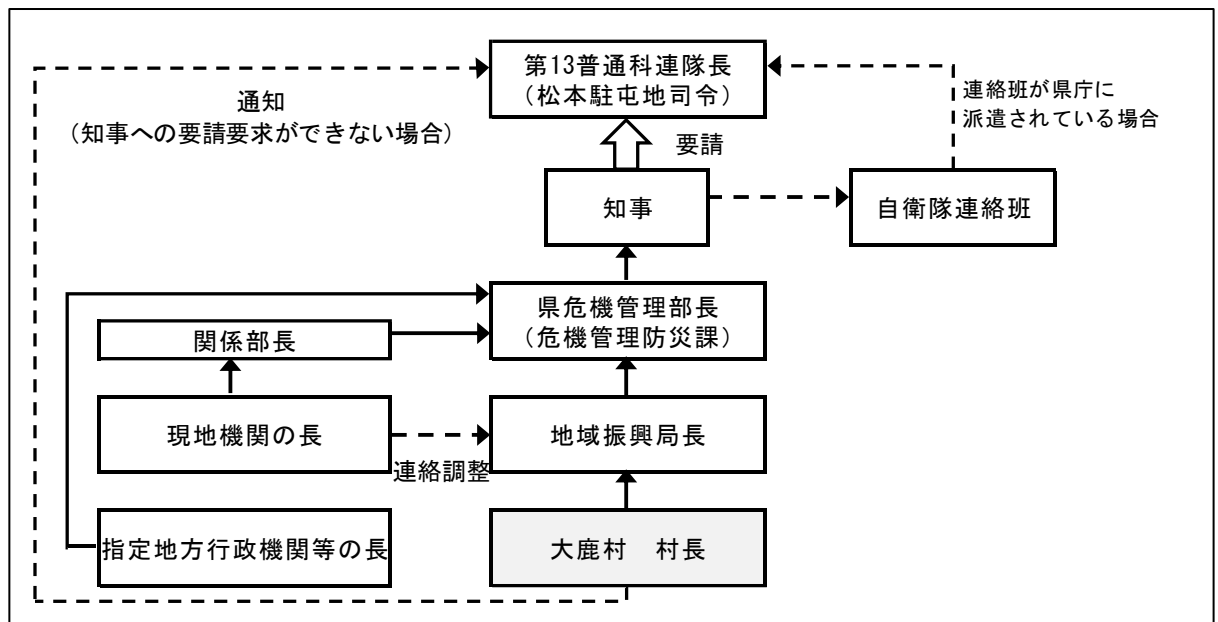
自衛隊の救援活動の具体的内容（災害派遣を要請できる範囲）は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難者の誘導及び輸送等の援助
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等の搜索、救助
水防活動	土のう作成、運搬、積み込み等
消防活動	消防車、航空機、防火用具による消防機関への協力

項 目	内 容
道路又は水路の啓開	損壊及び障害物の啓開・除去
応急医療・救護・防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の 緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な緊急輸送
給食及び給水、入浴支援	被災者に対する給食及び給水、入浴支援
救援物資の無償貸与 又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第1号）に基づく、被災者に対する生活必需品の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び 除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	自衛隊の能力で対処可能なもの

(イ) 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手続系統は、次表のとおりである。



(ウ) 要請方法

派遣要請の範囲において自衛隊の派遣を必要とする場合は、次により要請を求めるものとする。

- ① 自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって南信州地域振興局長に派遣要請を求めるものとする。
- ② 口頭をもって要請したときは、事後において速やかに南信州地域振興局を通じ文書による要請処理をするものとする。
- ③ 南信州地域振興局長を通じての要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を、第13普通科連隊長に通知するものとする。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知するものとする。

④ 要請手続

要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

- a 災害の状況及び派遣を要請する理由

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

- b 派遣を希望する期間
- c 派遣を希望する区域及び活動内容
- d 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況
- e その他参考となるべき事項
- f ヘリコプターを要請する場合は、ヘリポートの状況

要請文書の宛先・連絡先

要請文書の宛先	
陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西1-1)	
連絡先	
時 間 内	時 間 外
第3科長 TEL NTT 0263-26-2766 (内線235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 81-535-76	駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766 (内線302) 防災行政無線 81-535-61 FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 81-535-62

(エ) 派遣部隊の受入措置

- ① 受入総括責任者は村長とする。
- ② 連絡責任者は総務課長とし、県現地連絡調整者（地域振興局長）を通じ部隊の活動等の要請を行い、またその活動を援助する。
- ③ 飯田警察署に連絡し、交通の整理確保を図り部隊のスムーズな移動が行われるよう配慮する。
- ④ 派遣部隊の救援作業に必要な資材を速やかに配慮する。
- ⑤ 他の防災関係機関の活動との調整を行い、災害派遣の効率化に努める。

イ【指定地方行政機関等が実施する対策】

指定地方行政機関等の長は自衛隊の派遣を必要とする場合は、以下により要請を求めるものとする。

- (ア) 指定地方行政機関の長は、その管理に属する施設の災害応急復旧について自衛隊の派遣を要するときは、文書又は口頭をもって県危機管理部長（危機管理防災課）に要求する。
- (イ) 指定地方行政機関の長は、(ア)により口頭をもって要請をしたときは、事後において速やかに文書による要求をする。

2 派遣部隊との連絡調整

(1) 基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県との連絡を密にして受入体制を整備する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

- (ア) 部隊の活動等について、部隊その他関係機関に行う要請は、全て県現地連絡調整者を通じて行うものとする。
- (イ) 連絡交渉の窓口の一本化を図り、県現地連絡調整者に報告するものとする。また、派遣部隊と村及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置するものとする。

第2編 風水害対策編
第2章 災害応急対策計画

- (ウ) 部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について県現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力するものとする。

自衛隊との連絡調整者

区 分	総括連絡調整者	現地連絡調整者
県災害対策本部が置かれていない場合	県危機管理部長	地域振興局長等
県災害対策本部が置かれている場合	県災害対策本部長	県地方部長
県現地本部が置かれている場合	県災害対策本部長	県現地本部長

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 指定地方行政機関等における措置

- ① 指定地方行政機関等が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、全て現地連絡調整者を通じて行うものとする。
- ② 指定地方行政機関等は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力するものとする。

(イ) 自衛隊における措置

- ① 第 13 普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁若しくは地域振興局に、偵察班を現地にそれぞれ派遣する。
- ② 第 13 普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており事情が真にやむを得ないと認めた場合は知事の要請を受け、連絡班等及び部隊を派遣する。

(ウ) 住民が実施する対策

自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行うものとする。

3 派遣部隊の撤収要請

(1) 実施計画

ア【村が実施する対策】

部隊の活動の必要がなくなつたと認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。

イ【指定地方行政機関等が実施する対策】

指定地方行政機関の長等は、部隊の活動の必要がなくなつたと認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告するものとする。

4 経費の負担

(1) 実施計画

ア【村が実施する対策】

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として村が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

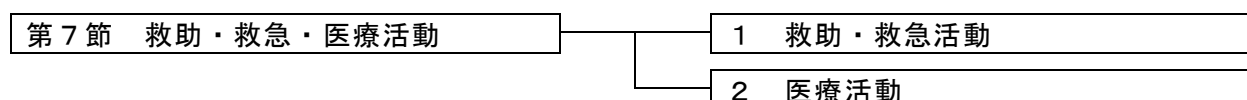
- (ア) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- (イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料
- (ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償

イ【自衛隊が実施する対策】

第 13 普通科連隊長は、上記の経費について、文書により、村長に請求するものとする。

第7節 救助・救急・医療活動

基本方針	・大規模災害時における救助・救急・医療活動は、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を実施 ・道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を実施	実施機関 救急医療班 医療機関 消防団等
主な活動	・村、県、県警察本部、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、広域受援計画に基づく国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急・医療活動を実施 ・災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保	



1 救助・救急活動

（1）基本方針

消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

（2）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）飯田広域消防本部消防計画における救助・救急計画等に基づき、飯田警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。

（イ）必要に応じて他の市町村等との相互応援協定に基づく応援要請等を本計画第2編第2章第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行い、住民の安全確保を図るものとする。

（ウ）消防機関は、飯田警察署及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な対応をするものとする。

（エ）消防機関は、救助活動に当たり、飯田警察署等との活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。

（オ）消防機関は、救急活動に当たり、飯田警察署、救護班等との密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送するものとする。

その際、高規格救急車を傷病者の状態に合わせて有効に運用するものとする。

（カ）ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本計画第2編第2章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

イ【住民及び自主防災組織が実施する対策】

住民同士又は自主防災組織内において、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関、救護班等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

2 医療活動

（１）基本方針

長野県災害医療活動指針に基づいた活動を行う。

災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重傷患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。

さらに、市町村の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

なお、村は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

被災者の医療活動の実施は、村長の命を受けて保健福祉部長が実施責任者となる。

ただし、災害救助法が適用された場合の医療活動実施は、県知事が行うが、知事の権限の一部を委託されたとき又は緊急を要する場合は村長が行う。

応急的な医療救護活動に応援が必要と判断された場合、「災害時の医療救護についての協定書」に基づき、飯伊地区包括医療協議会長に応援を要請する。不足の場合には、村は県に対し応援を要請する。

（ア）飯田広域消防本部による活動体制

- ① 被災地域の医師会・医療機関と相互の密接な情報交換を図り、負傷者等の収容能力の掌握に努める。
- ② 現場の状況を把握するとともに収集した情報を、村災害対策本部に報告する。
- ③ 村と連携して重症被災者の災害拠点病院への搬送を行うとともに、救命救急センター等後方医療機関への広域搬送を県に要請する。

（イ）医療救護

① 医療救護班の編成

災害時において、多数の傷病者が発生したとき、又は医療機関の被害等によりその機能が停止したとき、村長は、飯伊地区包括医療協議会及び県に対して、医療救護班の編成及び派遣を要請する。

② 救護所の設置

村は、医療救護活動を行うに当たり必要と認めるときは、救急医療班長に命じて、救護所を設置する。

設置場所は、以下に示すうちから、被災者にとって最も安全かつ交通便利と思われる場所を選定する。

救護所設置予定場所

施設名	設置場所	住所	TEL
大鹿村役場	駐車場	大河原 354	39-2001
大鹿小学校	保健室	〃 476-10	39-2020
大鹿中学校	保健室	鹿塩 2952	39-2220
ふれあいセンターあかいし	デイ機能訓練室	大河原 476-8	39-2865

救護所の開設及び実務運営は、救急医療班が行う。

- a 災害が発生したときは、救急医療班及び村内の医療機関は、速やかに救護所を開設し、医療救護活動を開始する。
 - b 災害発生直後の混乱期において医療スタッフが揃わないときは、参集してくる村職員を主体とし、教員、養護教諭及び避難者の協力を得て臨機応変に対応するものとする。
- ③ 医療救護活動
- 医療救護及び助産活動は、原則として医師の指示において実施する。また、災害の状況によっては、被災地等を巡回し、医療救護を実施する。
- a 医療救護の範囲
救護所において行う医療救護は、次のとおりとする。
 - ・トリアージ（負傷者の程度選別）
 - ・診察及び実施可能な応急処置
 - ・診療所への収容連絡
 - b 救急医療班の職務
救急医療班員は、救護所において医師の指示により次の職務を行う。
 - ・医療救護活動の記録
 - ・負傷者の整理
 - ・救護病院との連絡調整
 - ・死者の取り扱いに伴う警察等との連絡調整
 - ・その他救護所運営に必要なこと。
 - c 活動の実施期間
医療救護及び助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じ、医師会等と協議し定める。

医療施設

	施設名	住所	TEL	診療科目
村内	大鹿村立診療所	大鹿村大河原 362	36-2111	内科、外科、X線、歯科
	梨原へき地診療所	〃 鹿塩 1260		
	釜沢へき地診療所	〃 大河原 2436		
村外	下伊那赤十字病院	松川町元大島 3159-1	36-2255	内科、外科、産婦人科
	しらかば歯科クリニック	松川町元大島 1380-2	36-5535	歯科

(ウ) 重傷者の搬送体制

家屋倒壊等による負傷者が同時に多数発生することを想定し、災害発生直後の混乱期における傷病者の搬送は、次のとおり行う。

① 住民及び自主防災組織による搬送

医師の応急処置を必要とする傷病者の救護所への搬送は、家族、地域住民及び自主防災組織が協力して行う。

② 救急隊による搬送

- a 飯田広域消防本部救急隊は、多数の傷病者を認めたとき、救助活動、トリアージ、応急処置及び救護所への搬送に従事するとともに、災害拠点病院等への搬送については、医師の指示のもと、村職員、警察官及び地域住民等と連携して行うこととする。

救急車両配置一覧

救急隊名	車両台数	T E L
高森消防署	2 台	35-0119
座光寺分署	1 台	53-0119

③ ヘリコプターによる搬送

緊急に高次治療が必要な傷病者の搬送は、防災関係機関のヘリコプターにより行う。ヘリコプターにより搬送する場合のヘリポートは、資料編を参照のこと。

(エ) 医薬品・資機材の確保

医療・助産救護のために使用する医療器具及び医療品等は、村内の各診療所に備蓄されているものを使用する。

不足する場合には、必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県又は関係機関に対し、供給の要請を行うものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害救急医療情報システム（E M I S）等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行うものとする。

(イ) 日本赤十字社長野県支部長は、村、県から要請があったとき、又は支部長、診療所長が必要と認めたときは、医療救護班等を派遣し、避難所・医療救護所等で別に掲げる医療救護活動等に当たる。また、災害の状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、赤十字防災ボランティアを派遣するものとする。

(ウ) 日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において関係機関との密接な連携のもとに傷病者の受入を円滑かつ効率的に行うものとする。

(エ) 日本赤十字社長野県支部長は、県内2か所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送するものとする。

また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請するものとする。

(一社)長野県理学療法士会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者、被災者に対し応急処置活動等を行うものとする。

(オ) (一社)長野県医師会、(一社)飯田医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)飯田下伊那歯科医師会、(公社)長野県看護協会等は医療救護体制について必要な事項を定めるとともに、あらかじめ救護班を編成し、災害時の医療救護活動を行うものとする。

また、村、県から協力要請があったとき、あるいは派遣の必要性が認められたときは、被災地へ救護班を派遣するものとする。

[救護班等の業務内容]

- ① 負傷の程度の判定
- ② 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- ③ 救急処置の実施
- ④ 救急活動の記録
- ⑤ 遺体の検案
- ⑥ その他必要な事項

(カ) 災害派遣医療チーム（D M A T）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを

編成し、医療救護活動を実施するものとする。

(キ) 災害派遣精神医療チーム（D P A T）を有する医療機関は、県の派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施するものとする。

(ク) (一社) 長野県薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行うものとする。

また、村、県から協力要請があったとき、あるいは派遣の必要性が認められたときは、被災地へ薬剤師班を派遣するものとする。

(ケ) 災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行うものとする。

(コ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、村、県からの要請に基づき、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。

(サ) (公社) 長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定された業務の範囲）を行うものとする。

ウ【住民が実施する対策】

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は、感染症対策を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心がけるものとする。

第8節 消防・水防活動

基本方針	・大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施 ・自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。	実施機関	消防本部 消防団
主な活動	・火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を実施 ・洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を実施		

第8節 消防・水防活動	1 消防活動
	2 水防活動

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【飯田広域消防本部及び村が実施する対策】

(ア) 消火活動関係

① 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行うものとする。

② 情報収集及び効率的部隊配置

村域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行うものとする。

特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防御計画等により、重要防御地域等の優先等、消防力の効率的運用を図るものとする。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行うものとする。

③ 応援要請等

a 飯田広域消防本部消防長及び村長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を本計画第2編第2章第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行うものとする。

b 村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本計画第2編第2章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

(イ) 救助・救急活動

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたること

が予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行うものとする。

なお、本項については、本計画第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

イ【消防団が実施する対策】

(ア) 消防団の配備

配備区分	配備内容
連絡配備	団本部
第1配備	団本部及び幹部
第2配備	消防団全員

※第1配備と第2配備は、それぞれ村の各配備体制と連携する

(イ) 動員方法

- ① 防災行政無線、警鐘、サイレン、メール等及び直接伝達等
- ② 自主参集

(ウ) 出動計画

① 出動

非常災害等緊急事態における出動は、災害対策本部長の命による。

② 救急救助出動

災害が発生し、多数の負傷者及び救助を必要とするものがあるときは災害対策本部長の特命により出動を行う。

③ 消防団の出動区分

村内の火災は原則として全分団全機関を第1配備とするが、小規模な火災については、消防団長の指令により待機又は連絡配備をとることができる。

村災害対策本部設置時で、同時多発火災が発生した場合の出動は、各分団とも担当地区を第1配備とする。第2配備は災害対策本部長及び飯田広域消防本部消防長の指令により出動する。

出動区分

分団別	整備台数			担当区	出動計画
	ポンプ自動車	積載車 ポンプ付	可搬 ポンプ		
第1分団 1班	—	4	1	大字大河原 (落合を除く。)	通常
第1分団 2班	—	3	—	大字大河原落合 大字鹿塩	通常
本 部	—	1	—	村内全域	

④ 消防活動の原則

消防団は、下記の原則に基づき、地域住民の中核的存在として、住民に対する出火防止、初期消火活動等の指導を行うことを第一の任務として、消防隊の活動を補完し、災害による二次的被害の発生を最小限にとどめるように努める。

a 出火の防止

災害の発生により、火災時の災害発生が予測された場合は、住民と協力して、初期消火を図るものとする。

第2編 風水害対策編
第2章 災害応急対策計画

b 消火活動

消防隊の出動不能又は困難な地域における消火活動あるいは、主要避難路確保のための消火活動について単独若しくは消防隊と協力して行う。

c 情報の収集

火災発見が困難な地区の出火の発見、道路障害、救助等の情報収集と報告をし、消防団本部又は分団へ伝達を行う。

d 救急救助

要救助者の救助救出と負傷者に対して応急措置及び安全な場所に搬送を行うものとする。

e 避難誘導

避難指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。

⑤ 火災警報発令時の措置

消防団は、関係地区内の消防水利の点検を実施し、機械器具の点検整備を行い直ちに出勤できる体制を整える。

火災警報発令時の措置

警報区分	警戒体制	出勤待機体制	備考
火災警報 1	警鐘打鳴 広報無線 CATV、広報車	各機関を点検する。 自動車運転者：自宅待機	
火災警報 2	上記と同じ	自動車運転者：車庫待機 班 員：自宅待機	努めて自宅待機 体制とする。

※ 火災警報1とは、火災警報が発せられた場合をいう。

※ 火災警報2とは、1の場合で団長が特に警戒、待機体制を強化する必要があると認めた場合、発令される。

ウ【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

(ア) 出火防止、初期消火活動等

住民等は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取り扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努めるものとする。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図るものとする。

(イ) 救助・救急活動

住民同士等において、自発的に負傷者の救助・救急活動を行う（共助）とともに、消防機関等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

2 水防活動

(1) 基本方針

洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

水防組織

水防管理団体	水防組織		所管区域
	名称	人員	
大鹿村	消防団	(非常勤)	村

(2) 実施計画

ア【村（水防管理団体）が実施する対策】

(ア) 監視・警戒活動

村長（水防管理者）は、その管轄する水防区域の監視・警戒を厳にし、状況の把握に努めるものとする。

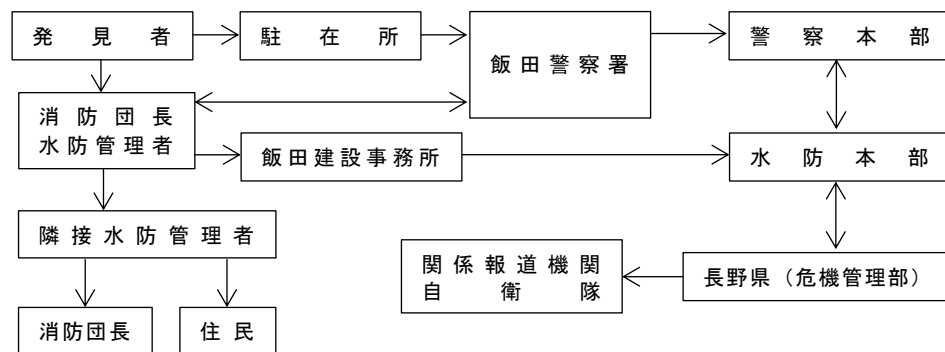
(イ) 通報・連絡

村長（水防管理者）は、監視・警戒活動によって異常箇所を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資器材を確保するものとする。

(ウ) 決壊（被害）情報の通報

護岸その他の施設が決壊した場合、又は危険な状態になった場合は、その旨を飯田建設事務所長、飯田警察署長に通報し、必要があれば下流の水防管理者等に通報する。

連絡系統図



(エ) 水防活動の実施

村長（水防管理者）は、決壊箇所又は危険な状態になった箇所に対し、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施するものとする。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得るものとする。

(オ) 応援による水防活動の実施

① 村長（水防管理者）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を、本計画第2編第2章第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行うものとする。

② 村長（水防管理者）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本計画第2編第2章第5節「ヘリコプターの運用計画」により行うものとする。

イ【消防団が実施する対策】

消防団員は、出動の指令を受け、又は災害の発生を知ったときは直ちに指定の場所へ参集し迅速に水防活動に従事する。

なお、消防団員の動員の基準はおおむね次に定めるところによる。

第2編 風水害対策編
第2章 災害応急対策計画

(ア) 水防法の規定に基づき、県知事から水防警報の伝達があったとき。

なお、県知事からの通知内容は次のとおりである。

第1段階（準備）：水防資材及び機材の整備点検、並びに消防団幹部の出動を要請する。

第2段階（出動）：消防団員の出動を通知する。

第3段階（解除）：水防活動の終了を通知する。

その他（状況）：水防上必要とする水位、雨量等の状況を通知する。

※本村において該当する対象河川はない。

(イ) 梅雨前線等の影響による豪雨によって、河川の水位が上昇し、村内に洪水、崖崩れ等の災害が発生し、又は発生が予想されるとき。

(ウ) 台風の接近により、村内に暴風雨による洪水等の災害が発生し、又は発生が予想されるとき。

(エ) 長期にわたる降雨によって、農地等の決壊、崖崩れ等による水害が発生し、又は発生が予想されるとき。

(オ) 水防信号

種類	説明	響 鐘 信 号	サイレン
第1信号	警戒水位に達したことを知らせるもの。	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	約5秒 約15秒 約5秒 ○— 休止 ○—
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 ○— 休止 ○— 休止
第3信号	水防管理団体の区域内に居住する者が出動するべきことを知らせるもの。	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○— 休止 ○—

ウ【関係機関が実施する対策】

(ア) 警報等

国が管理する河川において、洪水等による水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により関係機関等へ伝達するものとする。

※本村において水防警報対象河川はない。

(イ) 水防資器材の貸与等

水防管理者の備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材・車両の貸与等を行うものとする。

資機材備蓄一覧

名 称	物 資 内 容
大鹿村倉庫	丸太、番線、土のう袋
鹿塩水防倉庫	丸太、番線、土のう袋
桶谷防災倉庫	丸太、番線、土のう袋（南部防災対策協議会設置）

第9節 要配慮者に対する応急活動

基本方針	・災害時には、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、村、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を実施	生活救助班 保育所班 授産所班
主な活動	・要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への受入等を実施。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。 ・介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を実施 ・要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置し、必要な人員を確保 ・災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立	実施機関

第9節 要配慮者に対する応急活動

1 避難収容活動

2 広域相互応援体制等の確立

1 避難収容活動

(1) 基本方針

村、県及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講じる。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 高齢者等避難・避難指示を始めとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）を始めとして、CATV、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。

(イ) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

村は、避難支援等関係者と連携し、大鹿村災害時要援護者避難支援プラン（平成25年4月改定）等に基づき、関係者にあらかじめ提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

なお、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。

なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行うものとする。

<確認事項>

(ア) 要救護対象者の確認

(イ) 介護者が被災し介護不能となっている避難行動要支援者の確認

(ウ) 保護者をなくし、避難行動要支援者となっている乳幼児の確認

(エ) 日本語が話せない外国人や身よりのない外国人の確認

(オ) 所在が分からない被災者の確認

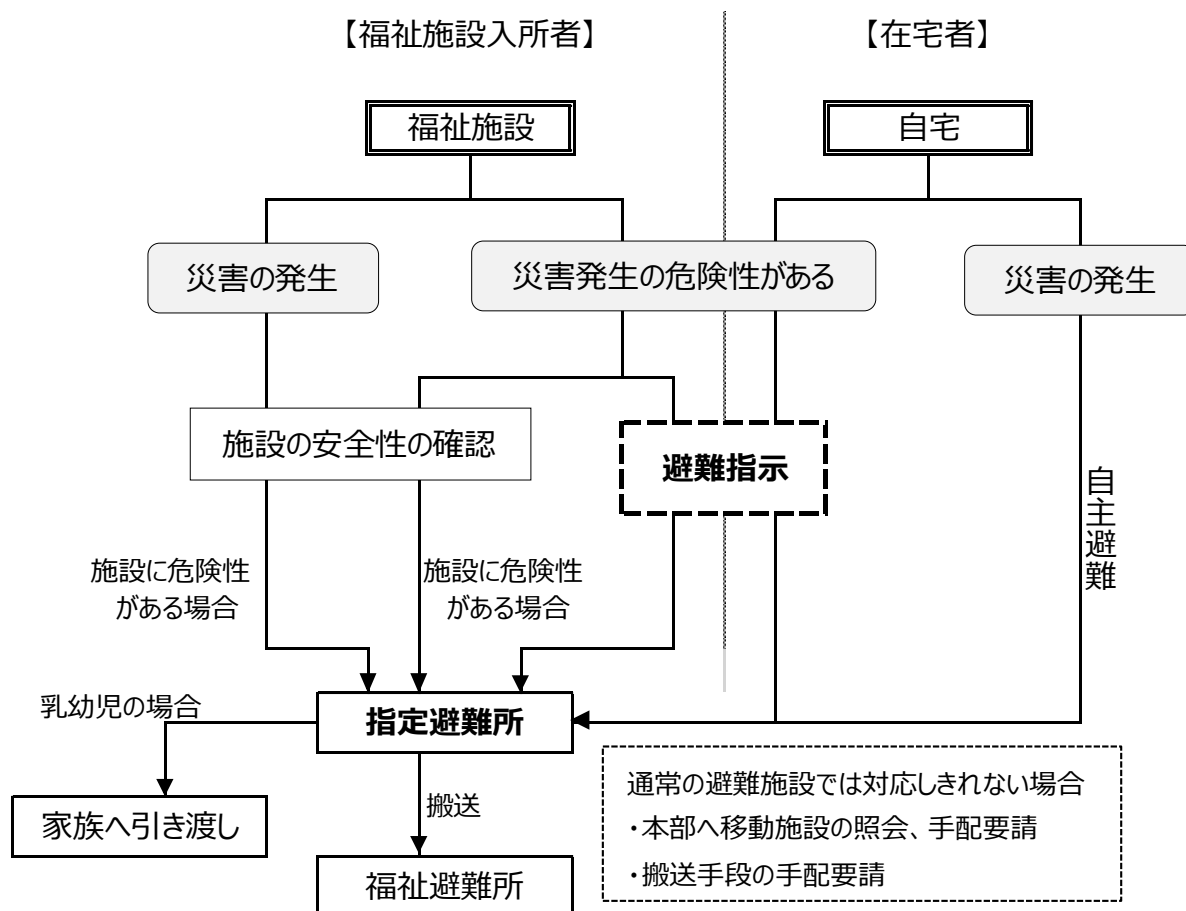
(ウ) 要配慮者の収容

① 福祉施設入所者

a 各福祉施設管理者は、次図に基づき対応をとるものとする。

- b 災害が発生又は発生するおそれがある場合、各施設管理者は建物の安全性を確認する。
 - c 施設が被害を受けた場合又は被害を受ける危険性がある場合、施設管理者は、施設職員及び近隣の住民と協力し、付近の避難施設へ入所者を移動させる。
 - d 施設への収容においては、村職員、自主防災組織と協力し、優先的に施設へ収容させる。
 - e 移動させた避難施設において、対応が困難な者に関しては、福祉施設職員が在宅の要配慮者も含め、保健福祉部に対して、代替収容施設（福祉避難所）の照会、避難所救護班に対して搬送の手配をそれぞれ要請する。
 - f 保育所に関しては、建物に危険性がない場合、家族への引渡しを早急に行う。また、建物に危険性があり、避難施設へ避難した場合、避難施設において家族への引渡しを行う。引渡し後は、家族と行動をとものにさせる。
- ② 在宅要配慮者
- a 在宅の要配慮者（寝たきり高齢者、障がい者等）の収容については、保健福祉部（保健福祉課）及び自主防災組織等は、在宅要配慮者リスト等を活用し、各戸を回り安否の確認及び避難誘導を行う。
 - b 避難に関しては、家族、近隣住民と協力し、避難施設へ移動させる。
 - c 移動させた避難施設内において、対応が困難な者に関しては、本部に対して、代替収容施設（福祉避難所）の照会、手配をそれぞれ要請する。

要配慮者の収容の流れ



(エ) 避難所での生活環境整備等

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置するものとする。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行うものとする。

① 避難所における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行うものとする。

② 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行うものとする。

③ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置の上、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行うものとする。

④ 外国籍住民や外国人旅行者等の支援体制の確立

外国籍住民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ災害多言語センターの設置を行う。

⑤ 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、FAX、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置するものとする。

(オ) 在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員・児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行うものとする。

① 在宅者の訪問の実施

村は在宅の要配慮者に対し、民生委員・児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

② 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供するものとする。

③ 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行うものとする。

④ 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供するものとする。

(カ) 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進めるものとする。

イ【関係機関等が実施する対策】

(ア) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、村からあらかじめ提供された名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

なお、災害時において、村からあらかじめ提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努めるものとする。

(イ) 医療機関・社会福祉施設等における受入の推進

福祉避難所や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受入等について、村から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するものとする。

(ウ) 医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等要配慮者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させるものとする。

2 広域相互応援体制等の確立

(1) 基本方針

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、受入等が集中的に必要なことが考えられる。

このような場合、村域を超えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難収容活動を行う。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

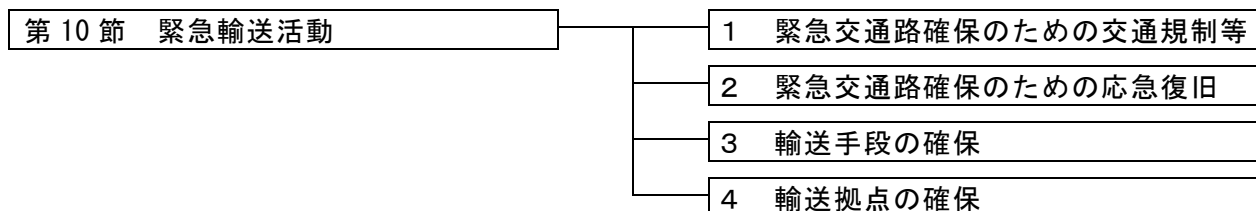
村は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、村域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認の上、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努めるものとする。

イ【関係機関等が実施する対策】

医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、村・県等から要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難所等の要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努めるものとする。

第10節 緊急輸送活動

基本方針	- 大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を実施 - 緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施	輸送用度 調達班				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第1段階の活動</th><th>第2段階の活動</th><th>第3段階の活動</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> - 人命救助 - 消防等災害拡大防止 - ライフラインの復旧 - 交通規制 </td><td> (第1段階の続行) - 食料、水、燃料等の輸送 - 被災者の救出・搬送 - 応急復旧 </td><td> (第1・2段階の続行) - 災害復旧 - 生活必需物資輸送 </td></tr> </tbody> </table>		第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動	- 人命救助 - 消防等災害拡大防止 - ライフラインの復旧 - 交通規制
第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動				
- 人命救助 - 消防等災害拡大防止 - ライフラインの復旧 - 交通規制	(第1段階の続行) - 食料、水、燃料等の輸送 - 被災者の救出・搬送 - 応急復旧	(第1・2段階の続行) - 災害復旧 - 生活必需物資輸送				
主な活動	- 緊急輸送全般の調整は、必要により県災害対策本部が実施 - 被災状況を直ちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施して、緊急交通路を確保するとともに、必要に応じて放置車両や立ち往生車両の移動等について道路管理者に要請を実施 - 県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両等の確認事務を実施 - 主要道路を優先した応急復旧や除雪活動を行うとともに、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは放置車両や立ち往生車両等の移動等を実施。また、農道、林道等の迂回路確保にも配慮 - 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保し、効率的なヘリコプターの運用に配慮 - 支援物資の集積と各指定避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用	実施機関				



1 緊急交通路確保のための交通規制等

(1) 基本方針

県公安委員会は、大規模な災害が発生した場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合において、応急対策活動のため緊急交通路を確保する必要があるときは、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両等の通行を確保するための交通規制を実施する。

この場合、原則として、あらかじめ定めた「緊急交通路指定予定路線」から、被災の範囲や被災状況に応じて緊急交通路として指定し、広域、外周、被災地域の段階的交通規制により、緊急通行車両等の通行を確保するものとし、被災直後は、被災地域における被災者救助等の緊急車両の通行を最優先とした区域交通規制を実施する。

(2) 実施計画

ア【道路管理者による措置命令等】

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通

行を確保するため緊急の必要のあるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

イ【警察官、自衛官及び消防吏員の措置命令等】

(ア) 警察官は、緊急通行車両等の通行確保のため、緊急通行車両等の通行の妨げとなる
放置車両や立ち往生車両等他の物件（以下「物件等」という。）の移動、破損等の措置
命令又は強制措置をとる。

(イ) 警察官がその場にいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、(ア) の措置をとるものとする。

2 緊急交通路確保のための応急復旧

(1) 基本方針

県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次確保路線から順次応急復旧を推進するものとし、第1次確保路線復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保するものとする。

また、応急復旧に当たっては、各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できる限り早期の緊急交通路確保に留意するものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取付道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進するものとする。

(イ) 緊急交通路が使用不能となった場合は、村道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 地方整備局は、国道、県道について、直ちに被災状況を把握するとともに、被災箇所については、速やかな応急復旧を行うものとする。

(イ) 豪雪災害時は、各機関が管理する道路についてあらかじめ定める計画に基づき、除雪対策を推進するものとする。

(ウ) 中部森林管理局は、国有林林道の被災状況の早急な把握に努めるとともに、緊急交通路の使用不能等により、村及び県の要請に基づき、代替路として利用する国有林林道の速やかな応急復旧及び安全通行の確保に努めるものとする。

(エ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。

3 輸送手段の確保

(1) 基本方針

災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進するものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

計画の定めるところにより自ら輸送力の確保に努める。この場合、自ら調達することが不可能な場合や、ヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対して調達を要請するものとする。要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等についてできる限り詳細に連絡するものとする。

また、災害時における緊急輸送活動に必要な燃料の調達・供給は、以下の村内取扱業者に依頼し、給油場所を指定し供給する。

村内取扱業者一覧

施設名	住所	備考
しお里店給油所	鹿塩 404-2	
松山油店（給油所）	大河原 382	

- イ【関係機関が実施する対策】（自衛隊、北陸信越運輸局、（公社）長野県トラック協会、（公社）長野県バス協会、（一社）長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合）
- （ア）ヘリコプター運行機関は要請に基づいて直ちに出勤の準備をするとともに、地上の支援体制等につき、必要な措置を依頼するものとする。
- （イ）北陸信越運輸局は、緊急車両調達に関する要請があった場合は、直ちに関係機関に対して協力を求めるものとする。
- （ウ）北陸信越運輸局は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、交通輸送機関の現状把握に努めるとともに、必要に応じ、輸送分担、連絡輸送等の調整、輸送命令、不急輸送の停止及び制限を行うものとする。
- （エ）（公社）長野県トラック協会は、県等からの要請に基づき、次の事項を実施するものとする。
- ① 道路運送法第 84 条の輸送命令又は出勤要請があった場合は、速やかに県トラック協会内に災害対策本部を設置し、緊急救援物資輸送体制を確立する。
 - ② 県下 7 地区（北信、上小、佐久、諏訪、上伊那、下伊那、中信）において緊急輸送出動体制を組み、要請に基づき、緊急救援物資輸送隊を編成して出勤する。
 - ③ 輸送に当たっては、積み降ろしのための人員等について、要請機関と密接に連携する。
 - ④ 広域的な災害については、（公社）全日本トラック協会、各県トラック協会、（一社）全国霊柩自動車協会との連携により対応する。
- （オ）北陸信越運輸局から要請を受けた（公社）長野県バス協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。
- （カ）北陸信越運輸局から要請を受けた（一社）長野県タクシー協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。

4 輸送拠点の確保

（1）基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、避難所ごとに分類して発送することが効率的である。

ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定するものとする。

（2）実施計画

ア【村が実施する対策】

- （ア）輸送拠点の運営は、県と密接な連携のもとに行う。
- （イ）各避難所での必要物資について、輸送拠点と連携を密接にして行う。

輸送拠点一覧

施設名	設置場所	住所
在宅介護支援センター	落合	大河原 362

第11節 障害物の処理活動

基本方針	・発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両等、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。 ・障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。	実施機関 交通班
主な活動	・障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として障害となる物件の所有者又は管理者が実施 ・除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を実施	

第11節 障害物の処理活動	1 障害物の除去処理
	2 除去物件の集積、処分方法

1 障害物除去処理

(1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、緊急輸送道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物等の交通障害物を直ちに除去する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(イ) 放置車両等の移動等

- ① 村管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
- ② 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(ウ) 応援協力体制

- ① 村内に所在する各機関等から除去作業に係る応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。
- ② 村での実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 実施機関

自己の所有又は管理する障害物（工作物を含む。）の除去は、その者が行うものとする。

(イ) 障害物除去の方法

- ① 地方整備局は、緊急輸送道路について、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去等により、速やかに緊急輸送機能を図るものとする。
- ② 巡回の強化を図り、障害となる物の除去等に努めるものとする。
- ③ 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(ウ) 放置車両等の移動等

- ① 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令

- を行う。
- ② 運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。
- (エ) 必要な資機材等の整備
障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。
- (オ) 応援協力体制
- ① 各機関限りで実施困難のときは、村長に応援協力を要請するものとする。
- ② 村から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

2 除去障害物の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は災害発生後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

- (ア) 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- (イ) 応援協力体制
- ① 村に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。
- ② 村での実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行うものとする。

(イ) 障害物の集積、処分の方法

- ① 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
- ② 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(ウ) 必要な資機材等の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

(エ) 障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とするものとする。

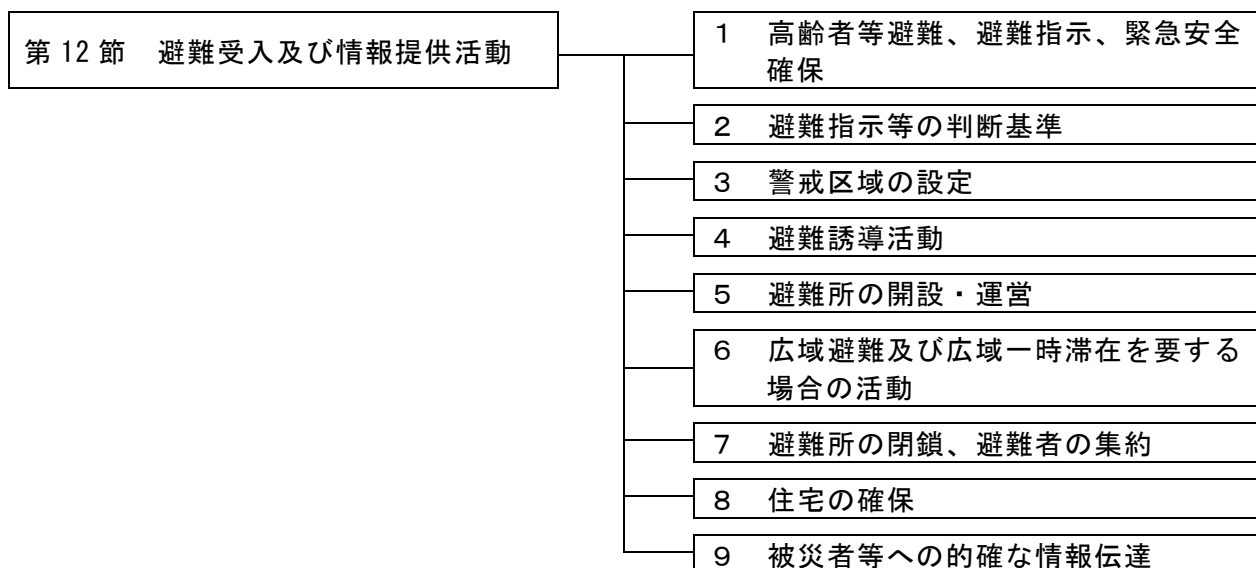
- ① 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
- ② 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
- ③ 障害物が二次災害の原因にならないような場所
- ④ 広域避難地として指定された場所以外の場所

(オ) 応援協力体制

- ① 各機関限りで実施困難のときは、村長に応援協力を要請するものとする。
- ② 村から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

第 12 節 避難受入及び情報提供活動

基本方針	- 風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である村長が中心に対策を担う。その際、要配慮者についても十分考慮する。 - 避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設に十分配慮する。 また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。	誘導班 保育所班 授産所班
主な活動	- 避難指示等を発令する際は、適切に避難情報を発令し速やかにその内容を住民に周知 - 村長等は必要に応じ警戒区域の設定を実施 - 避難誘導に当たっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を実施 - 村は避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確認 - 村及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難を実施 - 村及び県は、速やかに住宅の確保等を実施 村、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を実施	実施機関



1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

(1) 基本方針

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合は、住民に対して状況に応じて避難指示等を発令し伝達する。

避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確

になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア) 避難指示の実施機関

実施事項	機関等	根拠法	対象災害
避難指示	村長	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり 災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	〃
指定避難所の開設、受入	村長		

(イ) 災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における村長の事務を村長に代わり県知事が行う。

(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、村に積極的に助言するものとする。

さらに、村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行うものとする。

イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味

(ア) 高齢者等避難

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する高齢者や要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

(イ) 避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、住民を避難のため立ち退きを指示することをいう。

(ウ) 緊急安全確保

立ち退き避難を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難が遅れたために、災害が発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立ち退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立ち退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することを呼びかける行為をいう。

第2編 風水害対策編
第2章 災害応急対策計画

ウ 避難指示、高齢者等避難、緊急安全確保の報告、通知等

(ア) 村長の行う措置

① 避難指示

災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方法又は指定緊急避難場所を指示し、早期に避難指示を行うものとする。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示するものとする。

なお、災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

- a 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- b 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- c 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域等）
- d 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- e 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域
- f 河川洪水のおそれがある地域
- g 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- h 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- i 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予想される地域
- j 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- k 避難路の断たれる危険のある地域
- l 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- m 酸素欠乏若しくは有毒ガスが大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

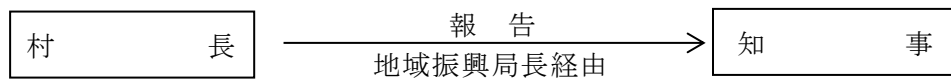
② 高齢者等避難

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、又は今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記 a の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難を伝達するものとする。

③ 緊急安全確保

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示するものとする。

④ 報告（災害対策基本法第 60 条）



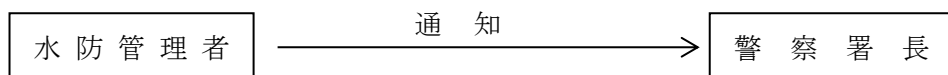
※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。

（イ）水防管理者の行う措置

① 指示

洪水の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

② 通知（水防法第 29 条）



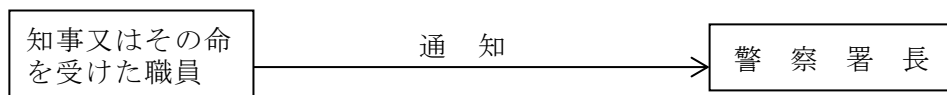
（ウ）知事又はその命を受けた職員の行う措置

① 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

② 地すべりのための指示（地すべり等防止法第 25 条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



（エ）警察官の行う措置

① 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、警察官が調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、村災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

a 住民の生命、身体、安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

b 村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

c 村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第 61 条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

d 住民の生命、身体、財産に危害を及ぼすおそれのある危険な事態がある場合には、警察官職務執行法第 4 条に基づいて関係者に必要な警告を発し、特に急を要する場合においては、その場の危害を避けるために必要な限度で住民を引き留め、もしくは避難させ、または関係者に対して危害防止のため通常必要と認められる措置を取ることを命じ、又は自らその措置を取る。

e 避難指示等を行うに当たっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

f 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握した上、安全な避難経路を選定し、避難場所へ避難誘導を行う。

g 避難誘導に当たっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

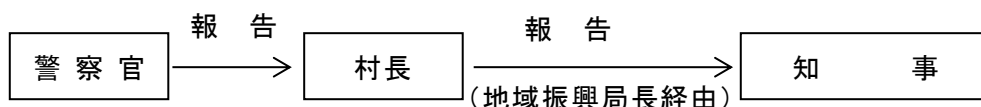
第2編 風水害対策編
第2章 災害応急対策計画

h 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、村等の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

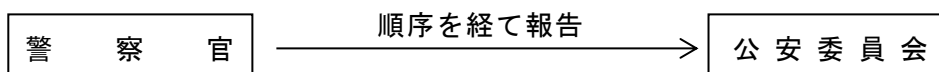
i 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

② 報告、通知

a 上記① cによる場合（災害対策基本法第 61 条）



b 上記① dによる場合（警察官職務執行法第 4 条）

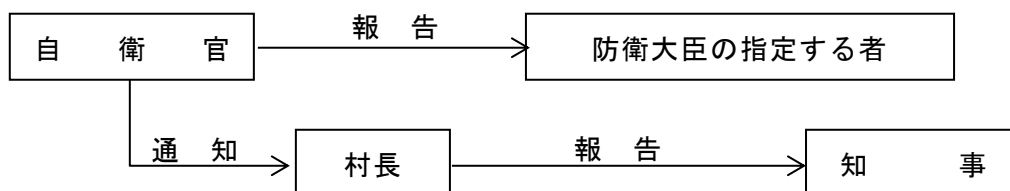


(オ) 自衛官の行う措置

① 避難等の措置

自衛隊法第 83 条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはない限り「(エ) ① a 警察官職務執行法第 4 条による措置」による避難等の措置をとる。

② 報告（自衛隊法第 94 条）



エ 避難指示等の時期

上記ウ（ア）① a ～ i に該当する地域に災害が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

オ 避難指示や高齢者等避難の内容

避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。また、高齢者等避難の伝達についても同様とする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路又は通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

(ア) 避難指示や高齢者等避難を発令した者は、速やかにその内容を村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮し確実に伝達する。

(イ) 村長以外の指示者は、住民と直接関係している村長と緊密な連絡をとり、周知徹底

を図る。

- (ウ) 村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておくものとする。
- (エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるときは、村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。
- (オ) 村は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、村防災行政無線（戸別受信機を含む。）、エリアメール、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。
- (カ) 避難指示や高齢者等避難を始めとする災害情報の周知のため、防災行政無線を始めとして、ＣＡＴＶ、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

災害発生直後直ちに避難支援計画に基づき、民生委員・児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

2 避難指示等の判断基準

(1) 河川洪水（小渋川、青木川、鹿塩川、塩川）に係る避難指示等の発令判断基準

河川洪水については、気象情報等を参考情報として村が避難指示等を発令するものとし、具体的な発令に当たっては、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

区 分	判 断 基 準
	【対象地域の考え方】 ○本村の場合、長野県水防警報河川及び国土交通省水防警報河川がないため、洪水に関する判断が難しい。村内の河川の状況、雨量、また村内に発令される大雨洪水警報等の情報を勘案し判断していく。 ○避難指示等を発令する地域は、水害の危険のある区域に対して発令する。 （「立ち退き避難が必要な区域」か「屋内安全確保の区域」かにより、それぞれの避難行動が異なる） ○発令地区 〔小渋川流域〕 ・釜沢、上蔵、沢戸、上市場、下市場、文満 〔青木川流域〕 ・上青木、下青木 〔鹿塩川流域〕 ・北入、大栗、塩原、塩河、落合 〔塩川流域〕 ・沢井、梨原、塩河 ○注意事項 ・避難指示等の発令に当たっては、村内外の雨量観測所（村内雨量観測所：大鹿〔長野気象台〕、松の田〔天竜川ダム統合管理事務所〕、上野々〔天竜川ダム統合

区 分	判 断 基 準
	管理事務所]、沢井[天竜川ダム統合管理事務所]、鹿塩[天竜川ダム統合管理事務所]の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ・上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する。
高齢者等避難	1 相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合 2 大雨・洪水警報が発表され、護岸等に異常は見られないものの、今後も河川水位の上昇が見込まれる場合 3 洪水警報の危険度分布（気象庁HP）で村内河川に「警戒」が表示されたとき。 4 大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁HP）により、村域内に「警戒」が表示されたとき。 5 軽微な漏水・浸食等が発見されたとき。 6 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。 7 近隣での浸水や、河川・水路の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測により、浸水のおそれがあると見込まれるとき。
避難指示	1 相当な豪雨で、災害の発生が予想されるとき。 2 なお河川水位が上昇し、護岸決壊の前兆現象が確認された場合、又は決壊した場合 3 洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で村内河川に「非常に危険」、「極めて危険」が表示されたとき。 4 大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）により、村域内に「非常に危険」、「極めて危険」が表示されたとき。 5 大雨特別警報が発表されたとき。 6 異常な漏水・浸食等が発見されたとき。又は異常な溢水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき。 7 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。 8 近隣での浸水や、河川・水路の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測により、浸水の危険が高いとき。
緊急安全確保	1 相当な豪雨で、災害の発生が切迫していると予想されるとき。 2 河川水位が上昇し、護岸・堤防決壊の前兆現象が確認された場合、又は決壊した場合 3 洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で村内河川に「非常に危険」、「極めて危険」が表示されたとき。 4 大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）により、村域内に「非常に危険」、「極めて危険」が表示されたとき。 5 大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき。 6 異常な漏水・浸食等が発見されたとき。又は異常な溢水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき。 7 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。 8 近隣での浸水や、河川・水路の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測により、浸水の危険が高いとき。 9 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ないとき。

※「キキクル」は、気象庁HP上に公開されている、大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報のこと。常時10分ごとに更新しており、土砂キキクル、洪水キキクル、浸水キキクルの3種類がある。

(2) 土砂災害に係る避難指示等の発令判断基準

土砂災害については、「長野県河川砂防情報ステーション」及び気象庁で提供している土砂災害警戒情報、土砂災害危険度情報等を参考情報として、村が避難指示等を発令するものとし、具体的な発令に当たっては、斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

区 分	判 断 基 準
【対象地域の考え方】 ○避難指示等の対象とする土砂災害の危険性がある区域 ・土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」（同区域の指定が進んでいない地域においては、土砂災害危険区域の調査結果を準用する。） ・土砂災害危険区域 ・その他の場所 ○避難指示等の発表単位 ・土砂災害警戒区域等を避難指示等の発表単位としてあらかじめ決めておき、土砂災害に関するメッシュ情報（気象庁）において危険度が高まっている領域と重なった区域（状況に応じてその周辺区域も含めて）に避難指示等の発令を検討する。 ・土砂災害に関するメッシュ情報（気象庁）で土砂災害警戒情報の判定基準を超過したメッシュが増加した場合は、当該メッシュにかかる地域にさらに避難指示等を検討する。 ○注意事項 ・避難指示の発令に当たっては、村内外の雨量観測所（村内雨量観測所：大鹿〔長野気象台〕、松の田〔天竜川ダム統合管理事務所〕、上野々〔天竜川ダム統合管理事務所〕、沢井〔天竜川ダム統合管理事務所〕、鹿塩〔天竜川ダム統合管理事務所〕）の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ・上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する。	
高齢者等避難	1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となり、今後土砂災害警戒情報が発表される可能性があるとき。 2 土砂災害警戒情報が発令され、2時間以内に雨量状況曲線が土砂災害発生危険基準線を越えるとき。 3 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に到達することが想定されるとき。 4 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき。 [現象] ・近隣でわき水が濁り始めた、量が変わった等の前兆現象が発生したとき。
避難指示	1 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）が「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となったとき。 2 土砂災害警戒情報が発令され、60分以内に土砂災害発生基準線を越えるとき。 3 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 1 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達（村域内に「極めて危険」が表示）」したとき。

区 分	判 断 基 準
	2 土砂災害警戒情報が発令され、30分以内に土砂災害発生危険基準線を超えるとき。 3 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 4 土砂災害が発生したとき。 5 避難指示等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を居住者等に促す必要があるとき。
緊急安全確保	1 土砂災害の危険度分布（キキクル）が「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）となったとき。 2 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表されたとき。 3 土砂災害の発生が確認され、人命に影響を及ぼすとき。

※土砂災害警戒情報とは、大雨注意報、大雨警報に続いて、長野県と長野地方気象台が共同により、降雨量と土壌雨量指数から判断し、スネークライン図において、2時間以内雨量状況曲線が土砂災害発生危険基準線を越え、土砂災害のおそれがあるときに発表されるもの。

※洪水等・土砂災害において、避難のための立ち退きを行うことにより生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるときには、「屋内での待機等の指示」を出すときがある。

3 警戒区域の設定

（１）基本方針

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

（２）実施計画

ア 実施者

- （ア）村長、村職員（災害対策基本法第63条）
- （イ）水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）
- （ウ）消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- （エ）警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- （オ）自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項－村長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の3点である。

- （ア）避難の指示が对人的に捉えて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的に捉えて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- （イ）警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- （ウ）避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ 上記（２）ア（オ）の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を村長に通知する。

4 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示等を発令した者は、人命の安全を第一に、混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。

(2) 実施計画

ア【1(2)アの実施機関が実施する対策】

(ア) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先するものとする。

(イ) 誘導の方法

- ① 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示するものとする。
- ② 誘導経路は、できるだけ危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定するものとする。
- ③ 危険地域には、標示、縄張を行うほか、状況により誘導員を配置するものとする。
- ④ 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期するものとする。
- ⑤ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努めるものとする。
- ⑥ 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、車両及びヘリコプター等の要請等により移送するものとする。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ的確な避難誘導を行うものとする。

- ⑦ 村は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。
- ⑧ 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、村において処置できないときは、地域振興局を経由して県へ応援を要請するものとする。

状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

- ⑨ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限活用するものとする。
- ⑩ 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

(ウ) 避難時の携帯品

誘導員は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

イ【住民が実施する対策】

(ア) 避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。
この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

(イ) 任意で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア) 同様出火防止措置をとった後、互いに協力し安全な場所へ自主的に避難する。この場合にあつても携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

5 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

村は、収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、指定避難所における良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講じるものとする。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

- （ア）災害のため、現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- （イ）災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
- （ウ）指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- （エ）指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- （オ）指定避難所を開設したときは、村長はその旨を公示し、指定避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。
- （カ）指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力を得られるように努めるものとする。
 - ① 避難者
 - ② 住民
 - ③ 自主防災組織
 - ④ 他の市町村
 - ⑤ ボランティア
 - ⑥ 避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者
- （キ）指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。
- （ク）避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- （ケ）避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に特に配慮するものとする。
- （コ）指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティションの活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。

また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。

- (サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (シ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- (ス) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (セ) 災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館等への移動を避難者に促すものとする。
- (ソ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。
- ① スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器等の供給等の整備を行う。
 - ② 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。
 - ③ 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的、継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。
 - a 介護職員等の派遣
 - b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - c 診療所や社会福祉施設等への受入
 - d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
 - e 大画面のテレビ、FAX、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。
- (タ) 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。
- (チ) 教育委員会及び学校長は、次に定めるところにより、村地域防災計画を踏まえ適切な対策を行うものとする。
- ① 学校が避難所として利用される場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。
 - ② 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ村に協力する。なお、村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。
 - ③ 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、避難所として利用される場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報、

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒の場所を明確に区分する。

- (ツ) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (テ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (ト) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。
- (ナ) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- (ニ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

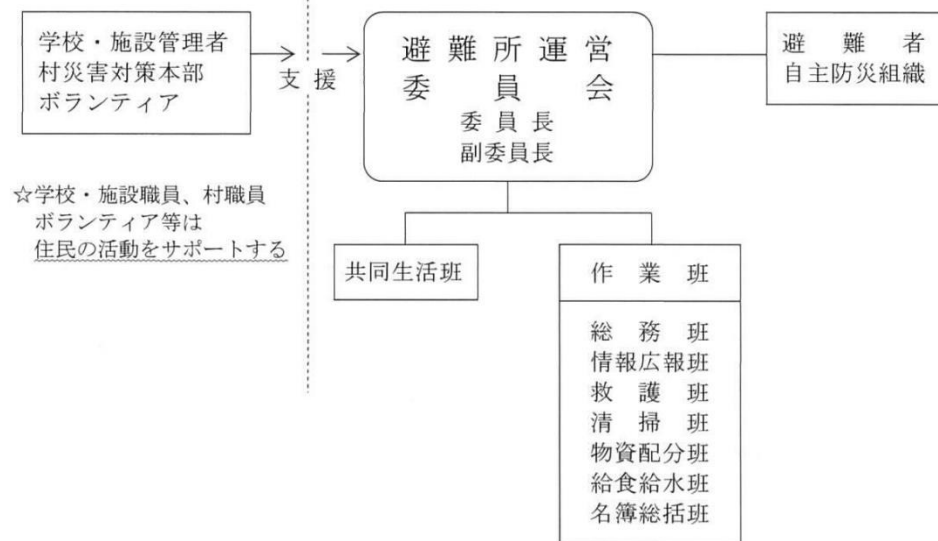
- (ア) 指定避難所の運営について必要に応じ村長に協力するものとする。
- (イ) 被災地周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入を行うものとする。
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部は、村災害対策本部並びに郡の日赤窓口・分区（村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力するものとする。
 - ① 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供
 - ② 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）
- (エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については村、県に提供するものとする。

ウ【自主防災組織等が実施する対策】

災害により避難した人々が、一定期間秩序ある生活をする避難所を管理運営するために、各避難所において、地域の防災訓練を通じて災害時の対応に熟知している自主防災組織等が中心となり、避難してきた住民による避難所内の自治組織「〇〇避難所運営委員会」を組織する。避難してきた住民は、自治組織の一員として避難所の運営に当たるものとする。

避難所の運営の主体は、避難者が組織する避難所運営委員会とし、村職員、学校・施設管理者及びボランティアは、できる限りその支援に当たるものとする。

避難所運営委員会の組織例示



(ア) 避難所運営委員会の役割と共同生活班・作業班の活動内容

- ① 避難所運営委員会は、避難所ごとに委員長、副委員長のもとに共同生活班及び作業班で組織する。
- ② 避難所運営委員会は、避難所での状況を把握し、避難所での課題、問題に対処又は情報収集伝達、各班の役割等を再認識するため、毎日時間を定めて1回以上、作業各班、共同生活班の各班長、福祉班の村職員、学校・施設管理者、ボランティア等の関係者によるミーティングを行う。

班名	活動内容
共同生活班	共同生活班は、既にある人間関係に配慮し、できる限り避難所内のブロックごと又は教室ごとに班を編成し、その代表者（班長）を選出する。 ①給食・生活物資等の受け取り、分配を行う。 ②避難所内でのトラブルを予防する。 ③共同生活を送るための決められたルール of 徹底を図る。
作業班各班	
総務班 （総務対策）	①備蓄倉庫内の資機材の取り扱い及び管理を行う。 ②災害発生時間、被害状況、避難者の状況に見合った避難所のレイアウトを施設管理者と相談し、設定する。 ③避難所生活を避難所住民の協力を得ながら秩序あるものとして維持するため、必要があれば、保安要員を確保し、避難所内のパトロールを行う。 ④ボランティアとの連絡調整を行う。 ⑤避難所日誌を作成する。 ⑥避難所運営委員会の庶務及び事務局を担当する。
情報広報班 （情報広報対策）	①デマやパニックを防止するため、情報管理の一元化をする。 ②避難所担当の村職員並びに学校職員及び施設管理者との連絡調整を行い、避難所生活に必要な生活関連情報、生活支援情報等を収集し伝達する。また、避難所での要望等も伝達する。 ③避難所内に設置する掲示板（各種情報を掲示するもの）を管理し、各種情報を伝達する。
救護班 （要援護者の保護）	①障がい者、お年寄り、傷病者の方々を援護する。 ②名簿総括班と連携し、傷病者を把握する。 ③負傷者の応急手当、医療機関への誘導、搬送の手配をする。 ④医療拠点となった避難所では、医師と連携し、傷病者の救護を行う。
清掃班 （環境衛生対策）	①仮設トイレを設置する。 ②避難所からのゴミの出し方（分別）のルールを入所者へ徹底させる。 ③ゴミの収集体制が整うまでの間は、各施設内において、ゴミを処理（保管）する。

班名	活動内容
	④避難所の清掃を行う。
物資分配班 (食料・生活用品等の調達・配布)	①備蓄食料や救援物資、生活必需品等を災害対策本部から受け入れ、配布する。 ②名簿総括班と連携し、避難者数を把握し、必要となる物資の数量を把握する。 ③高齢者、障がい者への対応を優先し、公平な分配を行う。 ④配布時に、混乱が起らないよう対策を講じる。
給食・給水班 (給食・給水対策)	①給食施設がある避難所では、村職員等と連携し、炊き出しを行う。 ②給水時に混乱が起ないように対策を講じる。 ③名簿総括班、物資配分班と連携し、炊き出しに必要な材料、燃料等について村職員を通じて災害対策本部に要請し、確保する。
名簿総括班 (避難者名簿の管理)	避難者を収容する際に作成するこの名簿は、食料、物資配給の基礎データとする。 ①名簿の一元管理を行い、入所者、出所者を把握する。 ②一般的な避難者の名簿だけでなく、要配慮者、帰宅困難者等の避難者名簿を別途作成・管理し、村災害対策本部に報告する。 ③作業各班に情報を提供し、各班の活動がスムーズに行えるよう連携を密にする。

エ【住民が実施する対策】

指定避難所の管理運営について村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

6 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

(1) 基本方針

広域避難及び広域一時滞在については、村、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 広域避難の対応

① 協議

災害の予測規模、避難者数に鑑み、村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し当該他都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

② 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

③ 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡を取りあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

(イ) 広域一時滞在の対応

① 協議

災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他都道府

県の市町村への受け入れについては県に対し当該他都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

② 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

7 避難所の閉鎖、避難者の集約

(1) 基本方針

避難指示の解除、応急仮設住宅の設置等による避難者の減少に伴い、開設していた避難所を順次閉鎖していく。

避難が長期間にわたる場合、避難者数の状況を見はからい、段階的に、以下に示す候補施設への集約を行う。ただし、下記施設が、被災により使用困難な場合は、代替施設の検討を行う。

候補施設名称

- ・大鹿村交流センター
- ・公民館鹿塩地区館
- ・ふれあいセンターあかいし

8 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう村及び県は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて村が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供するものとする。

(イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借り上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供するものとする。

(ウ) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅の提供を要請するものとする。

① 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とするものとする。

② 応急仮設住宅の建設のため、村公有地又は私有地を提供するものとする。

③ 被災者の状況調査を行い、入居者決定の協力を行うものとする。なお、仮設住宅への入居者の選定に当たっては以下の項目を満たす者とする。

「住居の全焼、全壊又は流出等によって、居住する住居がない被災者」で、かつ「自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者」

入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者への配慮をするものとする。

④ 入居者の選定に当たっては、選考委員会を設置する。選考委員会は、以下の世帯区分の優先順位に従い、選定するものとする。

入居者の選定基準

優先順位	世帯の区分
第1順位	・高齢者（60歳以上）だけの世帯 ・障がい者のいる世帯 ここでいう障がい者とは、以下の事項に該当する者とする。 ○障害者手帳1・2級所有者、療育手帳Aランク該当者 ○精神的障がいがあり、保健所長が発行する特別障がい者の証明書 書を有する者（障害年金1級受給者並びに「障害の状況に関する証明書」の特別障がい者） ○特定疾患患者等で障害年金1級受給者 ・母子家庭（子供が18歳未満）
第2順位	・高齢者（65歳以上）のいる世帯 ・乳幼児（3歳以下）のいる世帯 ・妊婦のいる世帯 ・18歳未満の子供が3人以上いる世帯
第3順位	病弱者（日常生活を営む上で介助を必要とする方）のいる世帯
第4順位	その他の世帯（上記の3つの区分に当てはまらない世帯）

⑤ 入居者の選考委員会は、原則として以下の者により構成する。

- a 県
- b 村
- c 自主防災組織役員
- d 民生委員・児童委員
- e その他、村長が必要と認める者

⑥ 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行うものとする。

(エ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供するものとする。

(オ) 周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、村に情報提供を行うものとする。

(カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮するものとする。

9 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 村及び県は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(イ) 村は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。

(ウ) 村自らの調査では避難先が把握できない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。

(エ) 村は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパー

マーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

(オ) 村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

(カ) 村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

(キ) 村は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(ク) 村は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

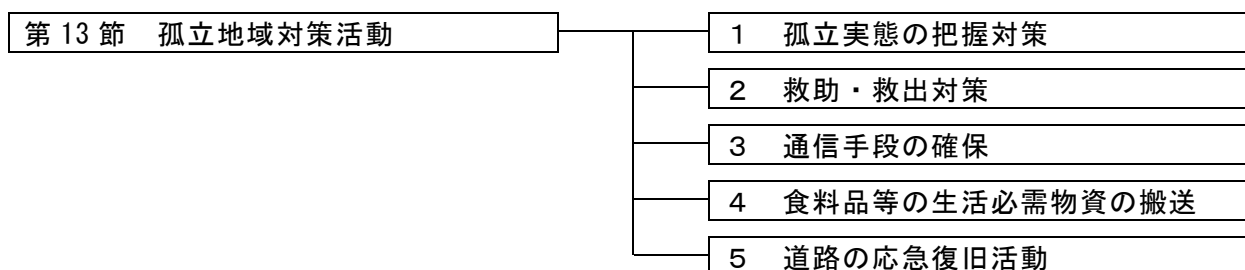
(ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

(イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(ウ) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるものとする。

第13節 孤立地域対策活動

基本方針	・災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立 ・情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。常にこのことを念頭に置き、災害応急対策における優先順位は次のとおり。 ○被害実態の早期確認と救助救急活動の迅速実施 ○緊急物資等の輸送 ○道路の応急復旧による生活の確保	実施機関 消防防災班 調査 ・通信広報班 交通班
主な活動	・孤立予想地域に対しては村が連絡をとって孤立の有無を確認し、被害状況を把握 ・交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施し、観光客の救出等にも配慮 ・通信の途絶地域に対しては、移動系無線機器等の配置を検討するほか、職員、警察官等を派遣する等、通信手段を確保 ・陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を実施 ・迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保	



1 孤立実態の把握対策

(1) 基本方針

全ての応急対策は被害実態の把握から始まるため、通信途絶地域については地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者のそばから能動的に状況を確認する必要がある。災害時には、平常時からの孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡を取り、孤立の有無と被害状況について確認するものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報するものとする。

(イ) 孤立予想地域に対し、N T T回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行うものとする。

2 救助・救出対策

(1) 基本方針

災害発生時には、人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施するものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

- (ア) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に報告するものとする。
- (イ) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告するものとする。
- (ウ) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮するものとする。
- (エ) 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて県又は他市町村の応援を得て、救出を推進するものとする。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

N T T回線が不通となった場合、孤立地域の実態を早急に把握し、必要な連絡をすることが不可能となる。情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

職員の派遣、防災行政無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

イ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。
- (イ) 避難場所等に、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置する。

ウ【住民が実施する対策】

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、村との連絡確保に自ら努める。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

(1) 基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品を始めとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行うものとする。

イ【住民が実施する対策】

- (ア) 孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力しあうものとする。
- (イ) 住民自らも、隣接地域及び村との連絡確保に努めるものとする。

5 道路の応急復旧活動

(1) 基本方針

孤立地域に対する最低限の物資ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

送用道路をまず確保するものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に一刻も早い交通確保に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

道路管理の責を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置、除雪等の応急工事を早急に実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行うものとする。

第14節 食料品等の調達供給活動

基本方針	・災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、村や県の備蓄食料を被災者に対し供給 ・地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行い、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。	実施機関	食料農林対策班
主な活動	・村は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村、県等に要請 ・備蓄食料、協定等によって調達した食料を速やかに供給		

第14節 食料品等の調達供給活動	1 食料品等の調達
	2 食料品等の供給

1 食料品等の調達

(1) 基本方針

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀類が供給されるまでの間、村の備蓄食料により対応する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 村は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような量の非常用食料の供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。

(イ) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 食料・寝具等取扱事業者

食料・寝具等取扱業者

商店名	所在地
塩の里直売所	鹿塩 364-1
塩の里食事処	鹿塩 364-1
美濃屋豆腐店	鹿塩 364-1
サクラヤ商店	鹿塩 399-2
しお里店	鹿塩 404-2
山塩館	鹿塩 631
塩湯荘	鹿塩 633
するぎ農園	鹿塩 1208-7
風月堂	鹿塩 2967-2
道の駅「歌舞伎の里大鹿」	大河原 390
まるはち	大河原 971

商店名	所在地
丸五商事	大河原 971-3
前沢産業	大河原 3396
赤嶺館	大河原 4759
赤石荘	大河原 4896-2

2 食料品等の供給

(1) 基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給するための活動が必要である。

各機関は、被災地の状況をいち早く把握し、連携を取りあって活動する必要がある。また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず備蓄食料の供給を行う。

(イ) 必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村及び県（地域振興局長）に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行って調達した食料を被災者等に対して供給するものとする。

(ウ) 食料の供給活動に際しては、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、必要に応じてボランティア等の協力を得られるようにする。

イ【関係機関が実施する対策】

村災害対策本部並びに村域の日赤地区・分区と連携をとり、赤十字防災ボランティアの労力を提供し炊き出し等、被災者援護に協力するものとする。

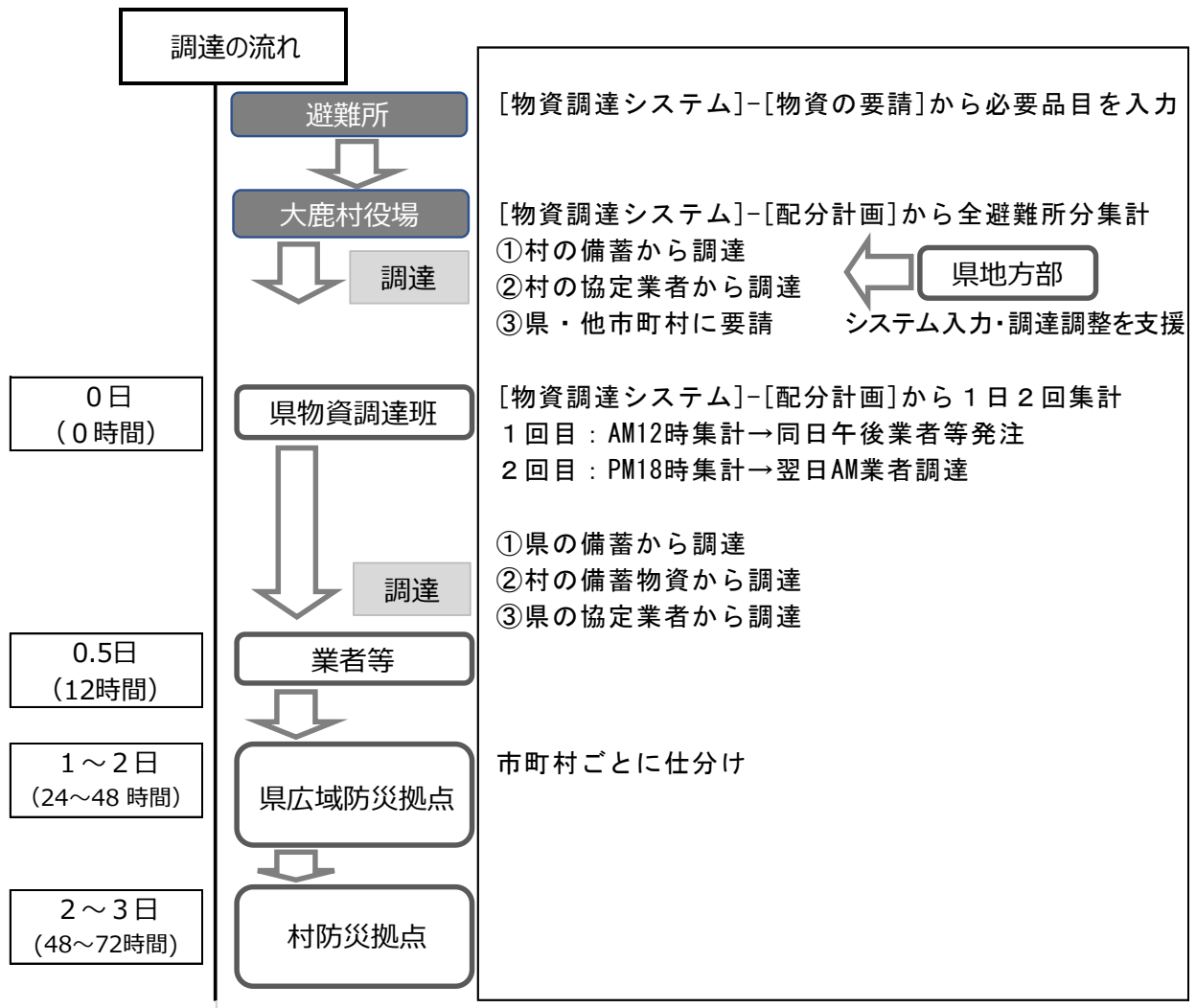
ウ【住民が実施する対策】

住民は、手持ちの食料を融通しあう等、状況に応じた行動をするよう努めるものとする。

応急用米穀の供給基準

供給の対象	精米の必要量
1 被災者に対して炊き出しによる供食を行う必要がある場合	1 食当たり精米 200 g
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1 食当たり精米 300 g

食料品・生活必需品の県への調達要請フロー



第 15 節 飲料水の調達供給活動

基本方針	・ 飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、村で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達 ・ 飲料水の供給は、断水世帯、避難所、診療所等を中心に、村において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により村での給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。	実施機関	交通班
主な活動	・ 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達 ・ 飲料水の確保のため、応急給水を行い、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。		

第 15 節 飲料水の調達供給活動	1 飲料水の調達
	2 飲料水の供給

1 飲料水の調達

(1) 基本方針

飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等にろ水器等を設置して確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。

本村における水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他事業者からの応援給水により調達する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行うものとする。

(イ) プール等にろ水器等を搬入し、飲料水の確保を行うものとする。

(ウ) 本村で対応が困難な場合は応援要請を行うものとする。

イ【住民が実施する対策】

ポリタンク等給水用具の確保を行うものとする。

2 飲料水の供給

(1) 基本方針

断水世帯、避難所、診療所等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。

また、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 断水地域の把握、情報の収集を行うものとする。

(イ) 出動体制、給水拠点の確保・確認を行うものとする。

(ウ) 給水用具の確保を行うものとする。

(エ) 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水タンク、ポリタンク等により、一人一日3リットル以上の飲料水を供給するものとする。

(オ) 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図るものとする。

(カ) 被災の状況により、本村のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請するものとする。

- (キ) 復旧作業に当たり、指定給水装置工事事業者等との調整を行うものとする。
(ク) 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行うものとする。

応急給水の目標量

内容 時系列	期間	水量 (リットル/日)	水量の用途内訳
第1次給水 (混乱期)	災害発生から3日間	3	生命維持のため最小限必要量
第2次給水 (復旧期)	4日から7日まで	3～20	調理、洗面等最低生活に必要な水量
	7日から1か月まで	20～100	最低の浴用、洗濯に必要な水量
第3次給水 (復興期)	1か月から 完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほぼ同量

第 16 節 生活必需品の調達供給活動

基本方針	・災害発生後、住民の避難所での生活必需品については、基本的には村が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、村からの要請に基づき、県は生活必需品の迅速な調達・供給を行う。 ・被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資を始め、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。	実施機関	生活救助班
主な活動	・被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、村では調達できないものについて、県及び相互応援協定等により他市町村へ協力要請する。		

第 16 節 生活必需品の調達供給活動	1 生活必需品の調達
	2 生活必需品の供給

1 生活必需品の調達

(1) 基本方針

村は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の効率的な調達・確保に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、必要な物資の効率的な調達・確保に努め、不足分については県へ要請する。

2 生活必需品の供給

(1) 基本方針

村は、調達・確保した生活必需品等を被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

村は、生活必需品の避難所における充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を、必要に応じ、関係機関、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配するものとする。

特に、要配慮者については、供給・分配について優先的に行うなど十分配慮するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

日本赤十字社長野県支部は、村の災害対策本部並びに村域の日赤地区・分区と連携をとり、赤十字防災ボランティアの労力を提供し、生活必需品の供給に協力するものとする。

生活物資購入業者一覧

商店名	所在地	調達品目
塩の里直売所	鹿塩 364-1	食料
サクラヤ商店	鹿塩 399-2	食料
しお里店	鹿塩 404-2	食料・ガソリン・灯油
風月堂	鹿塩 2967-2	食料
松山油店	大河原 382	ガソリン・灯油
道の駅「歌舞伎の里大鹿」	大河原 390	食料
まるはち	大河原 971	衣料
丸五商事	大河原 971-3	食料
ＪＡみなみ信州 大鹿事業所	大河原 3395-2	ガス・資材

第17節 保健衛生、感染症予防活動

基本方針	被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行い、地域の衛生状態にも十分配慮する。	環境衛生班 救急医療班
主な活動	- 保健師による被災者の健康相談等を行い、避難所における健康意識の向上に努める。 - 被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行い、食品衛生上の危害防止のための措置をとる。 - 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害時には、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。 - 感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置をとる。 さらに、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに口腔衛生の維持に努める。	実施機関

第17節 保健衛生、感染症予防活動	1 保健衛生活動
	2 感染症予防対策

1 保健衛生活動

(1) 基本方針

災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師、管理栄養士及び歯科衛生士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。

また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。

このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、必要に応じ県の協力を要請するとともに、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所（保健所）に置かれる県地方部保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映するものとする。

(イ) 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行うものとする。

(ウ) 県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、医療機関の受診状況や住まいの状況の確認等を行い継続ケアに努める。

(エ) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、給食施設等の復旧活動等を速やかに推進するものとする。

(オ) 被災による精神的ショックや避難生活の長期化による精神的ストレス等に対応するため、県や医療関係者と連携し、必要に応じ関係機関に、精神科医師等の専門職員から成る災害派遣精神医療チーム（DPAT）又は心のケアチームの派遣を要請する。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 医師会等は行政との連携のもとに、医療情報等の速やかな提供に努めるものとする。

(イ) 看護協会等は行政との連携のもとに、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行うように努めるものとする。

(ウ) 関係団体の協力を得るため、必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備しておく。

ウ【住民が実施する対策】

- (ア) 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるものとする。
- (イ) 住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとして可能な範囲で活動に参加するものとする。

2 感染症予防対策

(1) 基本方針

感染症予防対策用器具の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、県との連携のもとに衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を行う。

なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し被災時には迅速に対応するものとする。

(イ) 災害発生に備え、感染症予防対策活動用器具の整備及び訓練（点検を含む。）、機材の確保を図るものとする。

(ウ) 感染症発生の予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防対策活動が開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行うものとする。

(エ) 感染症の発生を未然に防止するため、保健福祉事務所（保健所）及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講じる。

また、避難所の施設管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図るものとする。

(オ) 災害時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努めるものとする。

(カ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について、患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施するものとする。

また、「長野県避難所運営マニュアル策定指針」等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(キ) 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、保健福祉事務所（保健所）を経由して県へ報告するものとする。

(ク) 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、保健福祉事務所（保健所）を経由して県に提出するものとする。

(ケ) 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握するものとする。

なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、保健福祉事務所（保健所）を経由して県に提出するものとする。

イ【住民が実施する対策】

村の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努め

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

るものとする。

また、避難所においては、村の指導のもと、施設管理者が中心となり衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努めるものとする。

第 18 節 遺体の搜索及び対策等の活動

基本方針	・災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、村が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施 ・災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視に当たっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、県医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て実施 ・多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。	実施機関
主な活動	・関係機関との連携を密にし、遺体の搜索及び検視を行い、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な遺体対策を施す。	環境衛生班

第 18 節 遺体の搜索及び対策等の活動

1 遺体の搜索及び対策等の活動

1 遺体の搜索及び対策等の活動

(1) 基本方針

- ア 遺体の搜索は、村が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに行う。
- イ 災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等についての的確な対応を行う。
- ウ 多数遺体の検視については、飯田警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。
- エ 検視場所、遺体安置所等はあらかじめ把握するとともに、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等によりその場所が使用不可能となることもあるので、このような場合は、空地にテントを設置しての検視活動も考慮する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

- (ア) 遺体の搜索を、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施するものとする。
- (イ) 被災現場付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容するものとする。
なお、場所についてはあらかじめ選定しておくことが望ましい。また、収容に必要な機材を確保するものとする。
- (ウ) 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定めるものとする。
- (エ) 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行うものとする。
- (オ) 外国籍住民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連携をとり、遺体の処置について協議するものとする。
- (カ) 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行うものとする。
- (キ) 遺体の運搬、棺及び火葬場の不足等遺体対策に関して、他の市町村等からの応援を必要とする場合は、「長野県広域火葬計画」等に基づき要請するものとする。
- (ク) 必要に応じて、日本赤十字社長野県支部、医師会、歯科医師会、災害拠点病院等関係機関により編成された救護班の協力を得て、洗浄、検案等の処理を行うものとする。

村内寺院一覧

収容所	所在地	電話番号
香松寺	大鹿村大字大河原 3444	39-2051
塩泉院	大鹿村大字鹿塩 2733	—

第 19 節 廃棄物の処理活動

基本方針	・災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。 ・村によるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて広域応援による処理を実施	実施機関	環境衛生班
主な活動	・ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を実施 ・処理能力を超える場合は広域応援による処理を図る。		

第 19 節 廃棄物の処理活動	1 ごみ、し尿の処理対策
	2 廃棄物処理の広域応援

1 ごみ、し尿の処理対策

(1) 基本方針

被災地における衛生環境を確保するため廃棄物の処理活動を行うとともに、廃棄物の発生状況、施設の被害状況等を県に報告する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

- (ア) 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼動見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告するものとする。
- (イ) 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置をとり廃棄物の早期処理体制の確立を図るものとする。
- (ウ) 災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講じるものとする。
- (エ) 生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努めるものとする。
- (オ) 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、速やかに仮置き場を設け、住民へ周知する。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払うものとする。
- (カ) 収集に当たっては、処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じ、できる限り平常時の分別区分による収集に努めるものとする。
- (キ) ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、下表の業者に協力を要請、又は県に手配を要請するものとする。
- (ク) 被災地の災害廃棄物の処理に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに地域振興局へ報告するものとする。

処理業者一覧

業 者 名	所在地	電 話
南信サービス	松川町元大島 2715-47	36-4544

し尿処理・仮設トイレ取扱業者

し尿処理	南信サービス
仮設トイレ	レンタルリース会社

イ【住民が実施する対策】

災害により発生したごみを村が指定した場所に搬入する。搬入に当たっては、分別区

分等村が指定した方法を遵守し、集積場所の衛生確保に協力するものとする。

2 廃棄物処理の広域応援

(1) 基本方針

発生した廃棄物の量、廃棄物の処理施設の被害状況等により、本村のみでは廃棄物処理が困難と認められるときは、広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求めるものとする。

第 20 節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

基本方針	・災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。 ・被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要	実施機関	消防防災班 飯田警察署
主な活動	・災害発生後の社会秩序を維持するための活動を実施 ・災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。		

第 20 節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	1 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

1 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

(1) 基本方針

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活必需品等の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等が起こるおそれがある。このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 買い占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需品等の価格需要動向について調査、監視を行う。
- (イ) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請するものとする。
- (ウ) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需品の価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。
- (エ) 買い占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。
- (オ) 村内及び広域圏で流通業者との連携を図るものとする。

イ【企業等が実施する対策】

小売店等では、正常な取引環境を回復するため、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図るものとする。

ウ【住民が実施する対策】

住民は、集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

第 21 節 危険物施設等応急活動

基本方針	・大規模災害発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。 ・関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置をとり、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。	実施機関	消防本部 消防団 各施設 管理者等
主な活動	・危険物施設における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施 ・液化石油ガス供給事業所における、火災、爆発及び漏えいの発生防止並びに臨時供給のための応急対策を実施		

第 21 節 危険物施設等応急活動	1 共通事項
	2 危険物施設応急対策
	3 液化石油ガス応急対策

1 共通事項

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 災害時等における連絡

危険物施設等において災害時における関係機関との連絡体制を確立するものとする。

(イ) 漏えい量等の把握

関係機関と連携の上、飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量と、その流出先の把握に努めるものとする。

(ウ) 危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導するものとする。

(エ) 周辺住民への広報の実施

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保するものとする。

(オ) 環境汚染状況の把握

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握するものとする。

なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行うものとする。

(カ) 人員、機材等の応援要請

必要に応じて、隣接県・市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行うものとする。

イ【危険物施設等管理者が実施する対策】

(ア) 危険物施設における危険物等の流出、爆発、火災等の発生を防ぐため、施設の点検及び必要な防止措置をとるものとする。

- (イ) 危険物等の流出、爆発、火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被害拡大防止のための応急対策を実施するとともに、関係機関へ速やかに連絡するものとする。
- (ウ) 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

2 危険物施設応急対策

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずるものとする。

(イ) 災害時等における連絡

危険物施設において災害時における連絡体制を確立するものとする。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導するものとする。

① 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をするものとする。

② 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

③ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異状が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も講ずるものとする。

④ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

c 相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

d 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安

全確保のための措置を行うものとする。

3 液化石油ガス応急対策

災害発生時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、(一社)長野県LPGガス協会に要請しているが、他地区からの応援等を含めた、より効果的な体制を確立する。

第 22 節 電気施設応急活動

基本方針	・電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、 ○早期復旧による迅速な供給再開 ○感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止を重点的に応急対策を推進	実施機関	電力会社
主な活動	・職員、電気工事事業者、関連電力各社による、総合的な復旧体制を確立 ・復旧用資機材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を実施 ・感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努めるとともに、必要に応じて節電の呼びかけを行う。		

第 22 節 電気施設応急活動	1 応急復旧体制の確立
	2 迅速な応急復旧活動
	3 二次災害防止及び節電

1 応急復旧体制の確立

(1) 基本方針

関連各社は、被害状況を早急に把握し、早期復旧体制を確立するものとする。

(2) 実施計画

ア【中部電力(株)が実施する対策】

- (ア) 非常災害の発生が予想されるとき、又は発生したとき、電気施設の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、電気供給施設としての機能を維持するため非常災害対策本部を設け、必要な体制を整えるものとする。
- (イ) 計画に基づいて職員を招集するとともに、直ちに被害状況の確認を行うものとする。
- (ウ) 被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立するものとする。
- (エ) 電力各社との連絡を密にし、電気供給の融通体制を確立するものとする。

2 迅速な応急復旧活動

(1) 基本方針

復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【中部電力(株)が実施する対策】

- (ア) 県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性和被害状況や復旧の難易度とを勘案して、診療所、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施するものとする。
- (イ) 復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達するものとする。
- (ウ) 資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保するものとする。
- (エ) 応急工事に当たっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行うものとする。

また、緊急復旧を必要する場合は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を

- 利用して、応急送電を行う。
- (オ) 自社電力が不足する場合は、「全国融通電力受給計画」「二社融通電力受給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給する。

設備別の復旧順位

設備名	復旧順位
変電設備	1 主要幹線の復旧に係る送電用変電所 2 街区に送配電する送電系統の中間変電所 3 重要施設に配電する配電用変電所 ※この場合の重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。
配電設備	1 診療所、交通・通信・報道機関、水道、官公庁等の公共機関、広域避難場所、その他重要施設への供給回線 2 その他の回線
通信設備	1 給電指令回線、制御・監視及び保護回線 2 保安用回線

3 二次災害防止及び節電

(1) 基本方針

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努めるものとする。

また、発電所等の被災により、需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、節電の呼びかけを行う。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

県及び電力会社からの要請に基づき、村防災行政無線により、住民に対する広報活動を行うものとする。

イ【中部電力(株)が実施する対策】

(ア) 電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努めるものとする。

- ① 停電による社会不安除去に関する事項
 - a 停電の区域
 - b 復旧の見通し
- ② 感電等の事故防止に関する事項
 - a 垂れ下がった電線に触れないこと。
 - b 断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと。
- ③ 送電再開時の火災予防に関する事項
 - a 電熱器具等の開放確認
 - b ガスの漏えい確認

(イ) 広報に当たっては、広報車、チラシ、広報板等を利用して積極的に行うとともに、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や、村防災行政無線を活用する等、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

(ウ) 需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、速やかに、県及び村へ情報提供するとともに、節電の協力要請を行う。

第 23 節 上水道施設応急活動

基本方針	・大規模災害等により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、水道事業者は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水及び給水の各施設の機能回復を早急に図る。	実施機関	交通班
	・復旧工事に係る許可手続の迅速化を図る等の早期応急復旧のための手段を講ずる。		
主な活動	・応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を実施		

第 23 節 上水道施設応急活動	1 上水道施設応急活動

1 上水道施設応急活動

(1) 基本方針

復旧作業については、水道事業者が自ら行う直営工事、又は、専門業者への外部委託により復旧工事を行う。

なお、大規模な災害においては、他地区からの応援等が必要になるため、復旧要員、資材、機材、重機等を確保し、早期の復旧を図る。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

- (ア) 被害状況の把握と復旧計画の策定を行うものとする。
- (イ) 復旧体制の確立を行うものとする。
- (ウ) 被災の状況により応援要請を行うものとする。
- (エ) 住民への広報活動を行うものとする。
- (オ) 指定給水装置工事事業者等との調整を行うものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

施工業者は、村が発注する工事に対し、積極的に応じるものとする。

大鹿村指定給水装置工事事業者一覧表

(令和 6 年 12 月 31 日現在)

	指定業者名	所在地	電話番号
村 内	大協建設株式会社	大鹿村大字鹿塩 411	
	株式会社トライネット大鹿支店	大鹿村大字大河原 371-10	0265-39-2311
	有限会社牧島建設	大鹿村大字大河原 809	0265-39-2048
	株式会社吉野組	大鹿村大字大河原 2765	0265-39-2000
村 外	神稲建設株式会社	飯田市主税町 18	0265-59-7011
	株式会社東設	飯田市座光寺 6711-2	0265-23-6211
	明和工業株式会社	飯田市本町 2-5	0265-24-6677
	株式会社シノダ設備	飯田市今宮町 2-34	0265-23-5752
	株式会社ヤマウラ	駒ヶ根市北町 22-1	0265-82-4812
	有限会社大場住設工業	松川町大島 1675-1	0265-36-4733
	株式会社セピア	松川町生田 567-1	0265-36-6040
	有限会社高見ボイラー	喬木村 5887-1	0265-33-2333

	指定業者名	所在地	電話番号
村外	株式会社伊那北工機	南箕輪村 6205	0265－72－4628
	南信冷熱工業有限会社	高森町山吹 364－ 1	0265－35－4010
	株式会社むかいや設備	中川村葛島 1443	0265－88－3600
	宮下建設工業株式会社	中川村片桐 4030	0265－88－3034
	株式会社司設備工業	飯島町本郷 11－ 1	0265－86－4328

第 24 節 通信・放送施設応急活動

基本方針	・災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。これらの確保を図るため機関ごと必要な対策計画を定める。	実施機関	調査 ・通信広報班 関係機関
主な活動	・村は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持を実施 ・電気通信事業者は、通信施設の復旧活動、重要回線及び避難所への通信確保を実施 ・放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の継続確保を実施 ・警察機関は、警察無線施設の復旧活動及び臨時回線の開設を実施		

第 24 節 通信・放送施設応急活動	1 村防災行政無線通信の応急活動
	2 電信電話施設の応急活動

1 村防災行政無線通信の応急活動

(1) 基本方針

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、住民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保に努めるものとする。

(2) 基本計画

ア【村が実施する対策】

- (ア) 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握するものとする。
- (イ) 通信施設が被災した場合には、村職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保に当たるものとする。
- (ウ) 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図るものとする。
- (エ) 災害時用通信手段により通信の確保を図るものとする。
- (オ) 災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼するものとする。

(3) 実施計画

- ア 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握するものとする。
- イ 通信施設が被災した場合には、村職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保に当たるものとする。
- ウ 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図るものとする。
- エ 災害時用通信手段により通信の確保を図るものとする。
- オ 災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼するものとする。

2 電信電話施設の応急活動

(1) 基本方針

ア 通信サービス確保の基本方針

- (ア) 被災地の通信確保を図るために、防災業務計画に基づき、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。

(イ) 避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置等を行う。

(2) 実施計画

ア【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する対策】

(ア) 重要通信の疎通確保

- ① 応急回線の作成、網措置等疎通確保に努める。
- ② 重要通話の確保のため通話の利用制限等の措置をとるものとする。
- ③ 非常、緊急扱い通話、又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講じるものとする。

(イ) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努めるものとする。

(ウ) 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置

避難所等への無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置に努めるものとする。

(エ) 携帯電話等の貸出し

避難所等における通信確保のため、村に対する携帯電話、携帯電話用充電器（マルチチャージャ）、衛星携帯電話等の貸出しに努めるものとする。

(オ) 災害用伝言ダイヤル等の提供

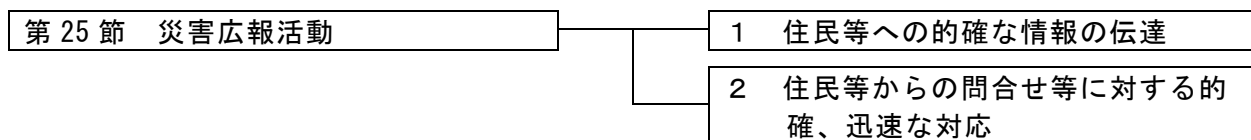
災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等を速やかに提供するものとする。

(カ) 情報提供等

通信の疎通及び利用制限の措置状況及び通信の被災と復旧状況等の情報提供に努めるものとする。

第 25 節 災害広報活動

基本方針	・誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図り、被災地や隣接地域の住民等、被災者、滞在者（以下この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつ分かりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問合せ、要望、意見等に的確かつ迅速に対応 ・災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、知事、村長等から直接呼びかけを実施。 ・活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍住民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。	実施機関	調査 ・通信広報班 消防防災班
主な活動	・住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を実施 ・住民等からの問合せ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置		



1 住民等への的確な情報の伝達

（１）基本方針

県、放送事業者及び関係機関等と緊密な連絡をとり、災害の状況に関する情報や、生活関連情報等住民等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し住民等の立場に立って的確に提供する。

また、災害時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）提供情報

県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線を始め、エリアメール、Ｌアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、村ホームページ、ソーシャルメディア、掲示板、ＣＡＴＶ、広報紙等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ次の情報を提供するものとする。

また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、村長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう体制整備に努めるものとする。

- ① 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- ② 二次災害の防止に関する情報
- ③ 避難所・経路・方法等に関する情報
- ④ 医療機関等の生活関連情報
- ⑤ ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- ⑥ 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
- ⑦ 関係機関が講じている施策に関する情報
- ⑧ 安否情報
- ⑨ その他必要と認められる情報

（イ）広報内容

災害発生の前後において提供されるべき災害情報の内容及び留意点について定める。

① 災害発生前（災害警戒本部設置時）

台風の接近、集中豪雨、南海トラフ地震に関する情報の発表等で、災害の発生が予想される場合には、予想される災害、避難のための情報等について、村から直接的に広報することが混乱防止や危険回避に重要であるため、迅速かつ的確に対処するものとする。

② 災害発生直後から初動活動期（おおむね 48 時間）

災害発生直後は、次表「災害発生直後から初動活動期に広報する内容」に示す混乱防止情報、生存関連情報を重点的に提供する。

災害発生直後から初動活動期に広報する内容

広報する災害情報の内容
【混乱縮小のための情報】
(1) 住民が状況を判断できるための情報 ☐ ①災害の規模・範囲・内容 ☐ ②概括的な被害状況 ☐ ③ライフライン関連情報 ☐ ④道路関連（交通規制）情報 ☐ ⑤バス運行状況
(2) 救援活動状況の情報 ☐ ①救援活動情報 ☐ ②人命救助の協力呼びかけ ☐ ③全国からの救援の状況
(3) 二次災害防止情報 ☐ ①出火防止情報（初期消火、ガス・電気施設等の緊急措置） ☐ ②地盤災害（地すべり・斜面崩壊）の警戒呼びかけ
(4) 一般的な避難情報（避難指示とは区別） ☐ ①避難場所の情報 ☐ ②避難時の注意（一般的避難経路・携行品・危険区域等の情報） ☐ ③要配慮者（難聴者・移動困難者等）への支援呼びかけ ☐ ④避難時の車の使用制限
(5) 応急対策実施状況 ☐ ①行政の対応状況 ☐ ②消防団・自主防災組織等の対応状況
(6) その他 ☐ 遺体安置（場所）情報
【生存関連情報】
(1) 医療情報 ☐ ①医療機関の受入情報 ☐ ②臨時開設された医療施設・救護所情報 ☐ ③専門医療（人工透析等）医療機関情報
(2) 水食料の物資情報 ☐ ①水の拠点配給場所 ☐ ②物資等の配給場所 ☐ ③救援物資等の受入情報

③ 生活の再開時期

災害の拡大するおそれなくなった時点から住民生活が再開してゆくが、その程度は、個々の被災の程度で異なる。そのため提供する各情報については、住民が必要とする情報の変化に留意するとともに、情報の性格に合わせた的確な広報手段を用いるよう努めるものとする。

生活再開時期に広報する内容

広報する災害情報の内容
【生活関連情報】
(1) ライフライン復旧情報 ☐ ①ライフライン施設の復旧状況（回復までの日数） ☐ ②代替燃料・機器に関する情報
(2) 交通・道路情報 ☐ ①バス等の復旧情報 ☐ ②道路情報（交通規制・復旧情報） ☐ ③代替交通機関の情報
(3) 生活の基礎情報 ☐ ①店舗営業情報 ☐ ②避難所・地域での生活情報 ☐ ③通常の行政サービス情報 ☐ ④医療情報（診療所・臨時救護所） ☐ ⑤各種相談窓口情報
(4) 教育関連情報 ☐ ①学校の休校・再開情報
(5) 災害時の行政施策情報 ☐ ①住宅関連情報 ☐ ②罹災証明・義援金関連情報 ☐ ③倒壊家屋・がれき処理関連情報 ☐ ④各種貸付融資制度関連情報 ☐ ⑤各種式典関連情報 ☐ ⑥経済活動支援関連情報 ☐ ⑦見舞金・弔慰金等の支給関連情報 ☐ ⑧各種減免・軽減・延期措置情報 ☐ ⑨復興関連情報 ☐ ⑩二次災害防止啓発関連情報
(6) その他

(ウ) 広報手段

- ① 防災行政無線による広報
 広報文例をあらかじめ用意し、簡潔な内容で繰り返し広報する。
- ② 広報車による広報
 災害発生前の住民への呼びかけや避難誘導等、必要に応じて放送機材を搭載した車両を出動させ、広報を行う。
- ③ 個々の職員による広報
 - a 災害当初、地区拠点・避難所等の応急対策現場の職員は、その所属に関係なく、収集した情報を掲示板への張り出し等により住民に提供する。
 - b 各職員は、広報紙・メモ等を携帯し、住民の問合せ等に対応できるようにする。
- ④ 広報紙による広報
 文字情報としての広報紙は、行政施策等の複雑な情報を広報する手段として非常に有効である。そのため発行期間の短縮化と発行部数及び配布ルート確保に努める。
- ⑤ 報道機関を通じた広報
 災害直後は、各報道機関との連携を図り、積極的に情報提供することで迅速で確実な広報を行うこととする。また各媒体の性格に応じた情報提供を行うこととする。
 - a ラジオ、テレビによる広報
 速報性や同時性を生かした広報を行う。また場合によっては、障がい者、外国

人等に配慮した情報提供に努めるよう要請する。

b 新聞等

広報紙と同様に複雑な情報を広報できる。特に発災当初から村独自の広報紙の配布体制が整うまでの間は、その役割を代行してもらえるよう要請するものとする。

c 航空機による広報

必要に応じて、放送設備を有する航空機を保有する機関及び団体に応援を求め、若しくは当該航空機を借り上げて、上空からの広報を実施する。

d その他

必要に応じて、可能であればFAXサービス、インターネットホームページ等による広報を行い、村外避難者への情報提供や被災地外の救援の呼びかけを常時行えるよう整備を図る。

(エ) 報道機関との連携

① 報道機関による取材の統括的な窓口は、消防防災班が対応する。

② 本部の記者発表は、本部長、副本部長が対応する。

③ 各部、各地区拠点に関する取材に対しては、原則として各部、各地区拠点の対応とする。

④ 避難指示等の緊急送出要請

避難指示等については、県に「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送の送出を要請する。その場合、県から各放送局へ要請を行うが、緊急の場合は直接各放送局にその旨を伝えるものとする。

(オ) 自主防災組織等との連携

発災から時間の経過とともに住民の情報ニーズが変化してゆくことから、自主防災組織や避難所運営委員会はそれらの動向を把握して本部に伝えるとともに、広報紙の配布や掲示板への張り出し等に協力するものとする。

(カ) 災害記録の収集・保存

広報資料は、カメラ・ビデオカメラ・デジタルカメラ等を用いて収集する。一連の災害が終息した後は、災害資料として保存に努め、必要に応じて記録集等を作成する。

イ【放送事業者が実施する対策】

(ア) 法令に基づく放送送出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難情報等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、速やかに放送を実施するものとする。

なお、村からの放送要請は、県が一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づいて、県から要請を行う。

法令に基づく放送送出要請機関は次のとおりである。

① 県（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）及び市町村

② 長野地方気象台（NHK・SBC・NBS・TSB・ABNに通知）

③ 日本赤十字社（長野県支部）

(イ) 臨時ニュース等の送出

放送事業者は、災害などの緊急事態に際して進んで情報を提供し、住民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施するものとする。

ウ【報道機関が実施する対策】

報道機関は災害報道に当たっては、可能な限り、高齢者、障がい者、外国籍住民等の要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努めるものとする。

エ【関係機関が実施する対策】

村、県と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、それぞれの業務について、住民等に対しテレビ、ラジオ、チラシ、ホームページ、ソー

ソーシャルメディア等を活用し広報活動を行うものとする。

2 住民等からの問合せ等に対する的確、迅速な対応

(1) 基本方針

村は、県及び関係機関と緊密な連携を図り、住民等からの問合せ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、効果的に住民等からの問合せ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

災害後あるいは、災害の状況が沈静化し生活再開期に入った時点で、村は災害後の住民の意識やニーズを把握するため、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動を開始し、民生の安定を図るとともに、応急対策や復旧活動に住民の要望等を反映させていく。

必要に応じ、専用電話・FAX、相談職員の配置など村の実情に即した相談窓口を設置するものとする。

(ア) 広聴活動の留意事項

住民の問合せ等には、職員一人が広聴担当という気構えで対応するよう努めるものとする。

(イ) 臨時災害相談窓口の設置

① 住民からの相談・要望などに対応するため、「臨時災害相談窓口」を公民館及び避難所等に開設する。また住民対応専用電話を開設する。各地域の広聴活動は、自主防災組織及び避難所運営委員会等の協力を得て実施するものとする。

② 臨時災害相談窓口等で収集した情報は、毎日集約を行い、同日 20 時までに本部に報告するものとする。

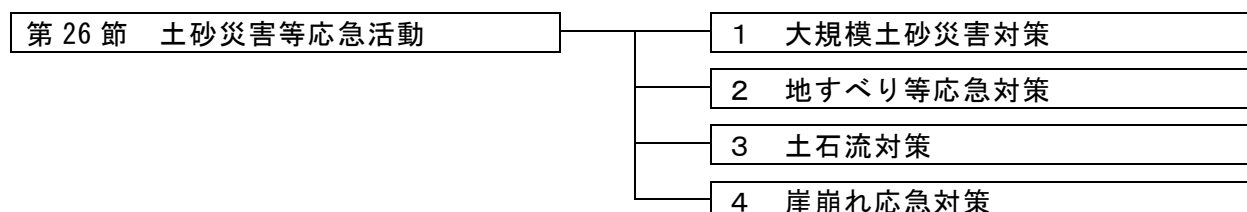
(ウ) 専門相談窓口の開設

災害によって生じる法律問題など、専門的な相談に対処するため、弁護士会や建築士会等の関係団体の協力を得て以下に示すような相談窓口を開設するものとする。

- ① 借地・借家関係の法律相談
- ② 登記手続などの土地建物の登記相談
- ③ 減免などの税務相談
- ④ 雇用保険などの社会保険に関する相談
- ⑤ 住宅の応急修繕に関する相談

第 26 節 土砂災害等応急活動

基本方針	・風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場で早急かつ適切に判断する。	実施機関	交通班
主な活動	・被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を実施		



1 大規模土砂災害対策

(1) 基本方針

大規模な土砂災害が急迫している状況において、村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講じるものとする。
- (イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E）の出動を要請するものとする。
- (ウ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、G I S の活用等による情報提供に努めるものとする。

イ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

2 地すべり等応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じるものとする。
- (イ) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E）の出動を要請するものとする。
- (エ) 災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動又はその指導

第2編 風水害対策編
第2章 災害応急対策計画

の円滑を期するための点検を実施するものとする。

(イ) 豪雨等により、地すべり活動が活発化し、災害が発生するおそれがある場合は、県及び関係機関と協議の上、速やかに避難対策等の措置をとるとともに、被害を軽減するための必要な応急対策を実施するものとする。

(ウ) 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。

(オ) 村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

ウ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合はこれに迅速に従うものとする。

3 土石流対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じるものとする。

(イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。

(ウ) 災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 直轄で所掌している砂防施設の被害状況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を行うものとする。

(イ) 余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するための必要な応急対策を実施するものとする。

(ウ) 防災施設の被災状況、土石流の発生状況等について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。

(オ) 村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

ウ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合はこれに迅速に従うものとする。

4 崖崩れ応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じるものとする。

(イ) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。

(ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。

のとする。

- (エ) 災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

イ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。

- (イ) 村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

ウ【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

第 27 節 建築物災害応急活動

基本方針	・災害による被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。	実施機関	交通班
主な活動	・災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し落下等の危険性があるものについては応急措置をとる。 ・文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置をとる。		

第 27 節 建築物災害応急活動	1 公共建築物
	2 一般建築物
	3 文化財

1 公共建築物

(1) 基本方針

災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。また、緊急地震速報を受信した場合は、利用者を適切に誘導するとともに、職員も適切な対応行動をとることにより、被害の軽減を図る。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 庁舎、社会福祉施設、公営住宅、学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとるものとする。

(イ) 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、あわてずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置をとるものとする。

(ウ) 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行うものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとるものとする。

2 一般建築物

(1) 基本方針

災害発生後、建築物の所有者等は、速やかに建築物等の被害状況を把握し必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度判定を行い、危険防止のため必要な措置を行うものとする。

(イ) 災害の規模が大きく、村において人員が不足する場合は、危険度判定士の派遣要請を行うほか、県若しくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。

(ウ) 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅や住宅の応急修繕を推進するものとする。

イ【建築物の所有者等が実施する対策】

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し危険箇所への立入禁止等必要な措置をとるものとする。

3 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。

(イ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。

(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

イ【所有者が実施する対策】

(ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。

(イ) 文化財の火災による消失を防ぐための措置をとるものとする。

(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、村教育委員会の指導を受けて実施するものとする。

(エ) 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や村文化財所管部署等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

第 28 節 道路及び橋梁応急活動

基本方針	・災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を実施 ・道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を提供 ・被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理	実施機関	交通班
主な活動	・道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに交通規制を行い、道路状況を提供 ・被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理		

第 28 節 道路及び橋梁応急活動	1 道路及び橋梁応急対策
	2 関係団体との協力

1 道路及び橋梁応急対策

(1) 基本方針

災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じ迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。

また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のために路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業協会支部等と結んだ業務協定に基づき、速やかに応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

村内の道路及び橋梁の被災について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプロープ情報の活用等により情報収集を行う。

(イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとるものとする。

なお、措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行うものとする。

(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、ETC 2.0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行うものとする。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。

(エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送道路としての機能確保

を最優先に行うものとする。

路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択するものとする。

2 関係団体との協力

(1) 基本方針

災害により道路及び橋梁等の被害が激甚の場合、各関係機関及び隣接県と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

村は、村内土木建設業者等と連携し、障害物の除去、応急復旧に必要な人員、資機材を確保する。村のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、相互応援の協定に基づき各関係機関に応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行うものとする。

村内土木建設業者

(令和6年12月31日現在)

業者名	所在地	電話
大協建設(株)	鹿塩 411	39-2226
トライネット(株)大鹿支店	〃 371-10	39-2311
(株)吉野組	大河原 2765	39-2000
牧島建設(有)	〃 936	39-2048

第 29 節 河川施設等応急活動

基本方針	・災害による被害を軽減するため、村の水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、下記の活動を確保するとともに、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。 ○水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制 ○水防上必要な資器材の調達体制 ○水門等の適切な操作 ○他市町村との相互の協力及び応援体制	実施機関	交通班
主な活動	・水防上必要な資器材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定 ・大規模な災害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。		

第 29 節 河川施設等応急活動

1 河川施設等応急対策

1 河川施設等応急対策

(1) 基本方針

河川施設の応急復旧の実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

- (ア) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施するものとする。
- (イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。
- (ウ) 被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

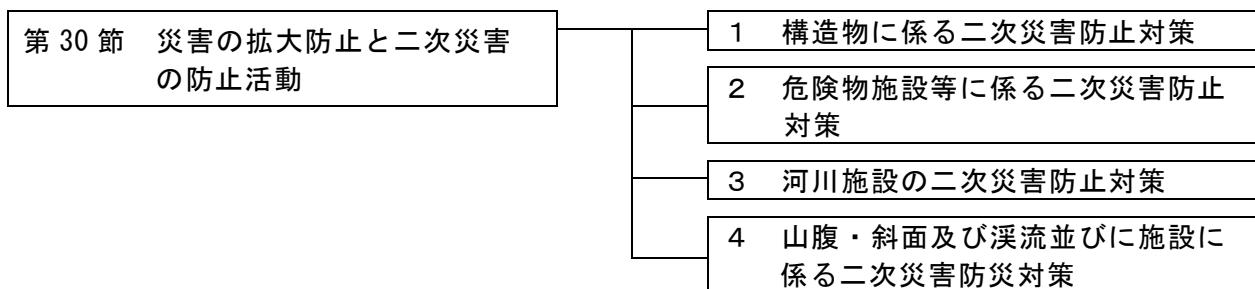
- (ア) 村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図るものとする。
- (イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。
- (ウ) 被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させるものとする。
- (エ) 重機による水防活動が必要な場合において、民間業者との協定に基づき、業者の協力を得て応急対策業務を行うものとする。

ウ【住民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力するものとする。

第 30 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

基本方針	- 風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。 - 被害を最小限に抑えるため以下のような応急活動を実施	実施機関 消防防災班 交通班 関係機関
主な活動	- 構造物に係る二次災害防止のための活動を実施 - 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施 - 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害防止のための活動を実施 - 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施 - 危険箇所の緊急点検等の活動を実施	



1 構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[建築物宅地関係]

被災した建築物や宅地について災害等による倒壊等の二次災害から住民を守るための措置をとる。

[道路及び橋梁関係]

道路・橋梁等の構造物についても災害等による倒壊等の二次災害を防止するための措置をとる必要がある。

(2) 実施計画

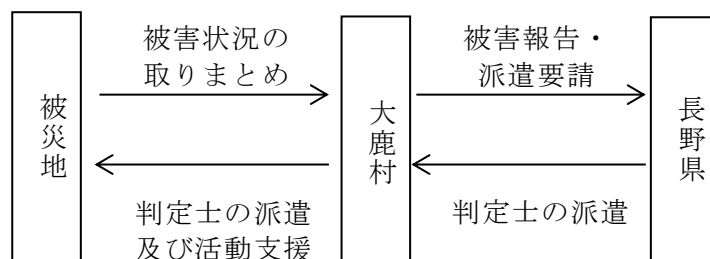
[建築物宅地関係]

ア【村が実施する対策】

(ア) 被災地において、危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備するものとする。

- ① 危険度判定士の派遣要請
- ② 危険度判定を要する建築物や敷地又は地区の選定
- ③ 村内の被災地域への派遣手段の確保
- ④ 危険度判定士との連絡手段の確保

(イ) 村長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や敷地について立入禁止等の措置をとるものとする。



第2編 風水害対策編
第2章 災害応急対策計画

イ【建築物や敷地の所有者等が実施する対策】

危険度判定士により、危険度を判定された建築物や敷地の所有者等は、判定結果に基づき必要な措置をとるものとする。

[道路及び橋梁関係]

ア【村が実施する対策】

(ア) 村内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧工事を行うものとする。

(イ) 災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプロープ情報の活用等により情報収集を行う。

(イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとるものとする。

(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、ETC2.0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行うものとする。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。

(エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行うものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[危険物関係]

災害発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害拡大防止のための活動が必要である。

[液化石油ガス関係]

災害発生後の二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等を含めた体制が必要である。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア【村が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時使用停止命令等

村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、村域における危険物施設の管理者等に対し一時停止等を命じるものとする。

(イ) 災害時等における連絡

危険物施設において災害時における連絡体制を確立するものとする。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導するものとする。

イ【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに

に、危険物の移送を中止するものとする。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

① 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

② 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

(オ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事務所に応援を要請するものとする。

(カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

〔液化石油ガス関係〕

ア【(一社) 長野県LPGガス協会が実施する対策】

災害時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施するものとする。

イ【液化石油ガス販売事業者等が実施する対策】

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全確保に必要な措置を講じるものとする。

3 河川施設の二次災害防止対策

(1) 基本方針

災害発生後の洪水又は余震等により河川施設等に二次的な災害が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中的箇所及び危険箇所を重点的に巡視するものとする。

(イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るものとする。

(ウ) 災害防止のため応急工事を実施するものとする。

(エ) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

(オ) 必要に応じて水防活動を実施するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中的箇所及び危険箇所を重点的に巡視するものとする。

(イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るものとする。

(ウ) 災害防止のため応急工事を実施するものとする。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防災対策

(1) 基本方針

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民等を守るための措置をとる。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

(イ) 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 長野地方気象台が発表する大雨警報等について、降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引下げを実施するものとする。

(イ) 地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

第31節 ため池災害応急活動

基本方針	・ため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。	実施機関	交通班
主な活動	・被害状況の的確な把握と被害拡大防止のため、関係機関と調整を図る。		

第31節 ため池災害応急活動

1 ため池災害応急活動

1 ため池災害応急活動

(1) 基本方針

ため池が決壊した場合又は決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握するとともに、応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

- (ア) 被害が生じた場合は、速やかに県及び関係機関へ報告するものとする。
- (イ) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるものとする。
- (ウ) 被害を拡大させないよう、早急に応急工事を実施するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

- (ア) ため池管理者は、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民が迅速に避難できるよう、速やかに村へ報告するものとする。
- (イ) ため池管理者は、堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し、貯留水を放流するものとする。
- (ウ) ため池管理者は、村が実施する応急対策について協力するものとする。

第 32 節 農林産物災害応急活動

基本方針	- 被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図り、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を実施 - 被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。	実施機関	食料農林対策班
主な活動	被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取り、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置をとる。		

第 32 節 農林産物災害応急活動	1 農産物災害応急対策
	2 林産物災害応急対策

1 農産物災害応急対策

(1) 基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、村及び農業団体等が協力して行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生、まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 農業農村支援センター、農業協同組合等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を農業農村支援センターに報告するものとする。

(イ) 農産物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農業協同組合等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

村と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努めるものとする。

ウ【住民が実施する対策】

(ア) 村が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農業協同組合等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施するものとする。

(イ) 作物別の主な応急対策

① 水稲

a 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後速やかにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。

b 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。

c 水路等が損傷した場合は修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

② 果樹

a 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕等を行う。

b 倒伏・枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。

c 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努めるものとする。

d 果実や葉に付着した泥は、直ちに洗い流す。

e 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。

③ 野菜及び花き

- a 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第浅く中耕し、生育の回復を図る。
- b 病虫害の発生防止のための薬剤散布を行う。
- c 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
- d 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。

④ 畜産

- a 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。
- b 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈り取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って適期刈り取りに努める。

(ウ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次災害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

被害状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導等必要な措置をとるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置をとるとともに二次災害のおそれがある場合には、下流域等の関係市町村及び関係機関と連携を図り、その防止に努めるものとする。

(イ) 村と連携をとって被災状況を調査し、その結果を速やかに村、県に報告するとともに応急復旧措置をとるものとする。

ウ【住民が実施する対策】

村が行う被害状況調査や応急復旧に協力するものとする。

第 33 節 文教活動

基本方針	・ 小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）は多くの児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害時においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。 ・ 村及び県は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努め、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置をとる。	実施機関	教育班
主な活動	・ 児童生徒等に対する安全な避難誘導、保護者への引渡し ・ 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保 ・ 被災した児童生徒等に対する教科書等の供与、就学援助		

第 33 節 文教活動		1 児童生徒等に対する避難誘導
		2 応急教育計画
		3 教科書の供与等

1 児童生徒等に対する避難誘導

（１）基本方針

学校長は災害発生に際して、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区域内に立地する施設にあっては避難確保計画）に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）学校長は、風水害が発生し、または発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区以内に立地する施設にあっては避難確保計画）及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

a 児童生徒等が登校する前の措置

情報収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休校の措置をとるものとし、児童生徒及び保護者に周知するとともに、教育委員会にその旨連絡する。

b 児童生徒等が在校中の場合の措置

（a）情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。

（b）村長から避難指示があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。

（c）全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。また、避難状況を村教育委員会に報告するとともに保護者、関係機関に連絡する。

c 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護

（a）児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。

（b）災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。

（c）災害の状況及び児童生徒の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア【村（教育委員会）が実施する対策】

(ア)村教育委員会は、災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害時の対応、応急教育に関する対策について支援する。

a 学校施設・設備の確保

(a)学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

(b)学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

b 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

c 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置をとる。

(イ)学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

a 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、村教育委員会及び関係機関へ報告又は連絡する。

b 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、村教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。

c 教育活動

(a)災害の状況に応じ、村教育委員会は南信教育事務所飯田事務所を經由して県教育委員会へ連絡し、臨時休業等適切な措置をとる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(b)被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

(c)避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

(d)授業の再開時には、村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

d 児童生徒等の健康管理

(a)必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置をとる。

(b)授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

e 教育施設・設備の確保

(a)学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置をとる。

第2編 風水害対策編
第2章 災害応急対策計画

- (b) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
- (c) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の学校施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。
- f 学校給食の確保
学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、村教育委員会と連絡をとり、必要な措置をとる。

応急教育実施予定場所

名称	所在地
大鹿村交流センター	大河原 391-2
公民館鹿塩地区館	鹿塩 2610

3 教科書の供与等

(1) 基本方針

被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の提供等を行う。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 教科書の供与

教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。調達が困難なときは教育事務所を経由して県教育委員会に調達のあっせんを依頼するものとする。

(イ) 就学援助

被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努めるものとする。

第 34 節 飼養動物の保護対策

基本方針	・災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。	実施機関	環境衛生班
主な活動	・被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養		

第 34 節 飼養動物の保護対策

1 飼養動物の保護対策

1 飼養動物の保護対策

(1) 基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずるものとする。

(イ) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとるものとする。

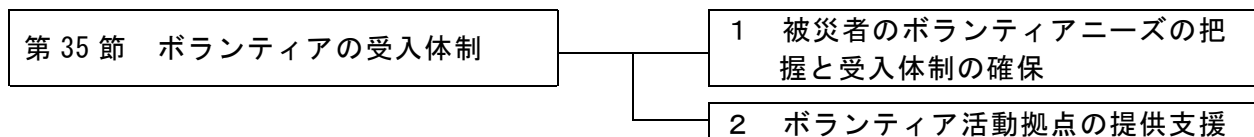
(ウ) ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。

イ【飼養動物の飼い主が実施する計画】

(ア) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び感染症まん延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

第 35 節 ボランティアの受入体制

基本方針	- 被災地では、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受け入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。 - そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受け入れ体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努めるものとする。	実施機関	生活救助班
主な活動	- 被災者のボランティアニーズの把握を行い、ボランティアの受入体制の確保に努める。また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開 - 災害ボランティアセンター等のボランティアの活動拠点を設置し、ボランティアの受け入れや活動の調整、資機材の調達・提供等を行い、円滑かつ効果的なボランティア活動の実施を支援		



1 被災者のボランティアニーズの把握と受入体制の確保

(1) 基本方針

災害時におけるボランティアの受入に当たっては、被災地のニーズに合わせて行うことが必要である。防災関係機関は、被災地における被災者のボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと連携して円滑な受入を図るものとする。

また、活動時の粉じん対策の周知など、ボランティアの安全確保に防災関係機関、ボランティア関係団体等が連携し、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 被災地における被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。

(イ) ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入、需給調整、相談指導等の活動に対して支援を行うものとする。

(ウ) 村社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、災害廃棄物などの収集運搬などを行うよう努める。これらの取り組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。

(エ) ボランティアの需要状況等について、随時県災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努めるものとする。

(オ) 都道府県等又は都道府県から事務の委任を受けた村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

イ【村社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等が実施する対策】

村災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受け入れを行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行うものとする。

ウ【災害中間支援組織（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）、長野県災害時支援ネットワーク（N-NET）等）、広域的災害ボランティア支援団体等が実施する対策】

(ア) 被災者のボランティアニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努める。

(イ) 村災害対策本部との連携のもとに、支援活動に必要な情報共有の場を整備し、支援者間の連絡調整を図る。

(ウ) 必要に応じて県や村等に対して被災者支援に関する支援策の提言などを行う。

エ【その他NPO・NGO等が実施する対策】

被災者支援に際しては、情報を共有する場等を活用し、長野県社会福祉協議会、村社会福祉協議会及び広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。

2 ボランティア活動拠点の提供支援

(1) 基本方針

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立するものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 村は、災害ボランティアセンターが設置された場合には、確実に機能するために必要な措置を講じるものとする。

(イ) 必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援するものとする。

イ【社会福祉協議会が実施する対策】

(ア) 村社会福祉協議会は、村と協議の上、村災害ボランティアセンターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達・提供を行うものとする。

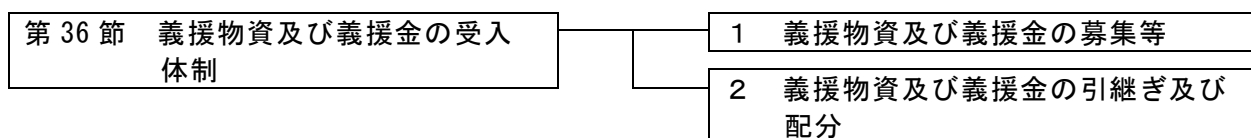
(イ) 村社会福祉協議会は、村センターの活動を支援する前線拠点として広域センターを設置し、ボランティアの登録・受け入れ、資機材の調達等の必要な支援を行うものとする。

ウ【日本赤十字社長野県支部が実施する対策】

村及び県との連携のもとに、赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行うものとする。

第 36 節 義援物資及び義援金の受入体制

基本方針	・大規模な災害が発生した場合には、村、県は、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、村社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関等と連携を図り、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。	輸送用度調達班
主な活動	・義援物資 ○村、村社会福祉協議会、県、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関等は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援物資の受付窓口を設置し、義援物資の募集及び受付を実施 ○被災者のニーズを把握し、「受入を希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を公表し、支援を呼びかける。なお、小口・混載の支援物資を送ることは村の負担になることから「個人からの義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表する。 ○各関係機関が受け付けた義援物資については、村の需給状況を勘案し、効果的に配分 ・義援金 ○村、村社会福祉協議会、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関等は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施 ○県が募集する義援金の取り扱いについては災害義援金募集要綱等により定める。 ○義援金の配分に当たっては、村、村社会福祉協議会、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関等による「災害義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を組織し、寄託された義援金を迅速かつ公正に被災者に配分	実施機関



1 義援物資及び義援金の募集等

（１）基本方針

義援物資及び義援金の募集に当たっては、募集方法、送り先、募集期間等を定めて周知を図ることとし、義援物資については被災地において受入を希望するものを十分に把握して情報提供を行う。

（２）実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）義援物資

- ① 村は、関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入を希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知するものとする。
- ② 村及び関係機関等は、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分が可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知するものとする。

(イ) 義援金

- ① 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行うものとする。
- ② 県が実施する義援金は、次の区分による。
 - a 委員会に寄託し配分する義援金
 - b 被災地へ直接送金する義援金（被災地が特定される場合）

イ【住民、企業等が実施する対策】

(ア) 義援物資

- ① 義援物資を提供する場合は、被災地が受入を希望する義援物資とするよう配慮するものとする。
- ② 義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分が可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努めるものとする。

2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

(1) 基本方針

義援物資は村等の需給状況を勘案し効果的に配分し、寄託された義援金は、委員会に確実に引継ぐとともに、委員会において十分協議の上、迅速かつ公正に配分するものとする。

(2) 実施計画

ア 義援物資

義援物資は配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理し、村等に速やかに引継ぎを行う。

イ 義援金

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は委員会に引継ぎを行い、委員会は、被災状況等を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、迅速かつ適正に配分する。

第 37 節 災害救助法の適用

基本方針	・被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合（被害のおそれがある場合を含む。）に、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。	実施機関	本部事務局
	・災害救助法による救助は、県が実施。ただし村長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施		
主な活動	・被害情報の把握を迅速に行い、必要に応じ災害救助法を適用 ・村、県、はそれぞれの役割分担により、迅速な救助を実施		

第 37 節 災害救助法の適用	1 災害救助法の適用
	2 救助の実施

1 災害救助法の適用

（１）基本方針

災害の事態に応じた救助を行うため、迅速に被害情報の収集把握を行い、必要に応じ災害救助法を適用する。

（２）実施計画

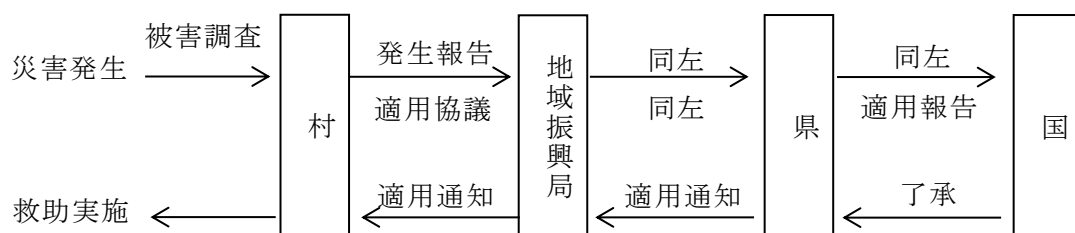
ア【村が実施する対策】

（ア）村は、災害による被害状況を迅速に収集把握し、直ちに南信州地域振興局長に報告するとともに、災害救助法の適用について検討するものとする。

（イ）災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行うものとする。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関して知事の指揮を受けなければならないものとする。

法の適用事務



2 救助の実施

（１）基本方針

県、関係機関と協力の上速やかに救助を実施する。

（２）実施計画

ア【県が実施する対策】

（ア）災害救助法による救助は、知事が行う。ただし、村が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、的確化が図られると知事が認めた場合は、災害救助法の規定に基づき以下の表のとおり、村長に事務の一部を委任する。

なお、村に委任する事務について、以下の表により難しい場合は村と協議の上、別に定める。

救助の種類	県が実施する事務	村に委任する事務
避難所の設置	村からの要請による資材調達	その他全て
応急仮設住宅の供与	委任する事務以外全て	募集・維持管理
炊き出しその他による食品の供与	村からの要請による食品の調達	その他全て
飲料水の供給	県管理上水道の受給者への供給	村管理上水道の受給者への供給
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		全て
医療及び助産	DMA T等の救護班による活動	インフルエンザの予防接種等
災害に係った者の救出	全て	
住宅の応急修理	応急修理実施要領の制定	その他全て
埋葬		全て
死体の捜索・処理	全て	
障害物の除去	村からの要請による資材調達	その他全て

イ【村が実施する対策】

(ア) 村長は、知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行うものとする。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならないものとする。

(イ) 救助の実施は「救助活動要領の基準」により行う。資料編参照のこと。

第 38 節 観光地の災害応急対策

基本方針	・観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全確保について、国、県、村、関係機関が連携し対応	実施機関	商工対策班
主な活動	・観光地で災害が発生した際には村、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保 ・外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供		

第 38 節 観光地の災害応急対策	1 観光地での観光客の安全確保
	2 外国人旅行者の安全確保

1 観光地での観光客の安全確保

(1) 実施計画

ア【村及び飯田広域消防本部が実施する対策】

(ア) 観光地での災害時には、飯田広域消防本部消防計画における救助・救急計画に基づき、村、飯田警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握するものとする。

(イ) 消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。

(2) 【住民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策】

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行うものとする。

2 外国人旅行者の安全確保

(1) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行うものとする。

(イ) 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導、非常用電源の供給を行うものとする。

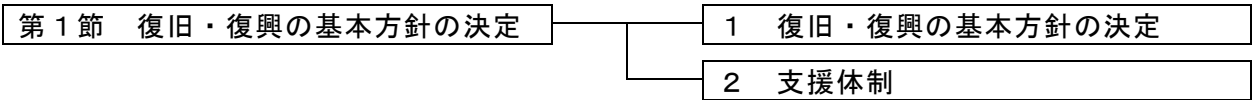
イ【関係機関が実施する対策】

多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導、非常用電源の供給を行うものとする。

第3章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

基本方針	・被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、村が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。 ・災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請	実施機関	各班
主な活動	・原状復旧か又は計画的復興かの基本方針を早急に決定 ・復旧・復興に当たり必要に応じ他の自治体への支援を求める。		



1 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針

迅速な現状復旧又は計画的な復興を目指す基本方向を早急に決定し、実施に移るものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 村、県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、早期に住民に周知するものとする。

(イ) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

イ【関係機関が実施する対策】

防災関係機関は村の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行うものとする。

ウ【住民が実施する対策】

住民は村の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行うものとする。

2 支援体制

(1) 基本方針

復旧・復興に当たり、必要に応じ他の自治体の支援を求め、円滑な実施を図る。

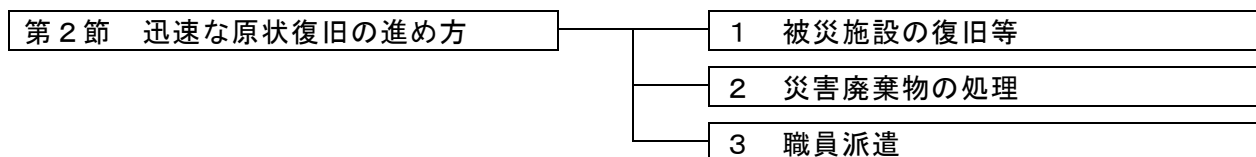
(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて国、県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

基本方針	・被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。 ・関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を実施	実施機関	各班
主な活動	・被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を実施 ・円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を実施 ・村からの要請により、応援市町村や県の職員派遣を実施		



1 被災施設の復旧等

(1) 基本方針

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行うものとする。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとるものとする。

(2) 実施計画

ア【村及び公共機関が実施する対策】

(ア) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

特に、人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。

(イ) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行うものとする。

(ウ) 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から可能な限り、土砂災害防止対策を行うものとする。

(エ) ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行うものとする。

(オ) 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図るものとする。

(カ) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上事業期間の短縮に努めるものとする。

(キ) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成するものとする。

(ク) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努めるものとする。

(ケ) 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置をとり、復旧工事が迅速に行われるよう努めるものとする。

(コ) 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

2 災害廃棄物の処理

(1) 基本方針

災害から速やかに復帰して生活を再建する上でも、災害によって生じた廃棄物の適正かつ迅速な処理が求められる。

災害廃棄物の計画的な収集・運搬等を行い、その適正かつ迅速な処理に努める。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 発生した災害廃棄物の種類、性状（可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うものとする。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用するものとする。

また、災害廃棄物の処理に当たっては、下記事項について留意するものとする。

- ① 適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化に努めるものとする。
 - ② 災害復旧計画を考慮に入れ計画的に行うよう努めるものとする。
 - ③ 環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置をとるものとする。
- (イ) 収集・運搬等、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村へ応援を求めるものとする。

3 職員派遣

(1) 基本方針

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、村は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。

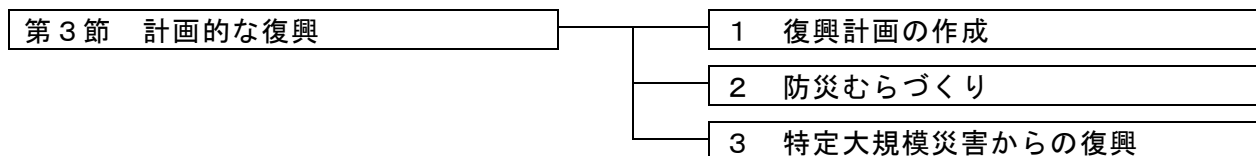
(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 村の職員を活用しても災害復旧になお人員が必要な場合、村は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行うものとする。

第3節 計画的な復興

基本方針	・大規模災害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地の再建方針として、更に災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求め、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりを実施	実施機関	各班
主な活動	・複数の機関が関係し、高度、複雑、及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備 ・再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりの実施 ・著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興の推進		



1 復興計画の作成

（1）基本方針

被災地域の再建に当たり、更に災害に強いむらづくりを目指し、地域構造及び産業基盤の改変を要するような、多くの機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を可及的速やかに実施するために復興計画を作成するものとする。

当該計画には、持続可能なむらづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参加促進に努める。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを鑑み、その維持・回復や、例えば、学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮するものとする。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努めるものとする。

なお、当該計画の迅速、的確な作成と遂行のため、県、近隣市町村及び国との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。

（2）実施計画

ア【村が実施する計画】

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に復興計画を作成するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

村は県等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

2 防災むらづくり

（1）基本方針

被災地域の再建に当たっては、必要に応じ、再度災害防止とより快適な環境を目指し、「むらづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階で村のあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保

全等にも配慮した防災むらづくりを住民の理解を求めながら実施する。併せて、女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 復興のため街区の整備改善が必要な場合には、関係事業等の実施により、合理的かつ健全な街区の形成及び機能の更新を図るものとする。

その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災むらづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努めるものとする。

また、地震や津波で被災した後の復興むらづくりのため平時から備えておくべき内容を取りまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興むらづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努めることとする。

(イ) 防災むらづくりに当たっては、二次的な土砂災害に対する安全性の確保等を目標とし、さらに必要に応じ、次の事項を基本的な目標とするものとする。

- ① 指定避難所、指定緊急避難場所、避難路、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等の整備
- ② ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化
- ③ 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化
- ④ 耐震性貯水槽の設置等

(ウ) 前記目標事項の整備等に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ① 公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努めるものとする。
- ② ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等に当たっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、耐水性等にも配慮しながら各事業者と調整を図り実施するものとする。
- ③ 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、その解消に努めるものとする。
- ④ 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行うものとする。
- ⑤ 住民に対し、新たなむらづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるむらづくりを行うものとする。
- ⑥ 女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

(エ) 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

(オ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

村、県等と連携を図り、整合性のある事業を実施するものとする。

ウ【住民が実施する計画】

再度の災害を防止し、より安全で快適なむらづくりを行うことが、自分たちはもちろん、子供たちを始めとする将来のためのむらづくりでもあることを認識し、防災むらづくりへの理解と協力を努めるものとする。

3 特定大規模災害からの復興

(1) 基本方針

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、地域構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

(2) 実施計画

ア【村及び関係機関が実施する計画】

(ア) 村及び関係機関は、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行うものとする。

(イ) 村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

(ウ) 村は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請するものとする。

第4節 資金計画

基本方針	・災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置をとる。	実施機関	各班
主な活動	・村は、起債の利用、地方交付税の繰上げ交付の要請等の必要な措置をとる。 ・関東財務局長野財務事務所は必要資金量を調査し応急資金の貸付を実施		

第4節 資金計画	1 村の資金計画
	2 関東財務局長野財務事務所からの借入れ

1 村の資金計画

災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努めるものとする。

- （1）地方債
歳入欠陥債、災害対策事業債、災害復旧事業債
- （2）地方交付税
普通交付税の繰上げ交付、特別交付税
- （3）一時借入金
災害応急融資

2 関東財務局長野財務事務所からの借入れ

関東財務局長野財務事務所や県と調整の上、必要資金量を調査し、応急資金の貸付を受ける。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

基本方針	・災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置をとることにより生活の確保を図る。 ・被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。 ・さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。		各班
主な活動	・被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行い、公営住宅等への優先入居を実施 ・被害の状況が被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続等を実施 ・被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を実施 ・被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を実施 ・被災した低所得者への必要な生活保護措置をとる。 ・被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。 ・被災者に対し適時適切な金融上の措置をとる。 ・被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置をとる。 ・被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとる。 ・被災者に対する被災証明の早期交付体制を確立 ・被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施 ・被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を実施	実施機関	

第5節 被災者等の生活再建等の支援		1 住宅対策
		2 被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度による復興
		3 生活福祉資金等の貸付
		4 被災者の労働対策
		5 生活保護
		6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付
		7 被災者に対する金融上の措置
		8 租税の徴収猶予及び減免
		9 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等
		10 罹災証明書の交付
		11 被災者台帳の作成
		12 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

1 住宅対策

(1) 基本方針

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅等への優先入居の措置をとる。

さらに、村外に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な罹災証明書の発行を行うものとする。

(イ) 災害公営住宅

村域内で1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行うものとする。

(ウ) 既存村営住宅の再建

既存村営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建するものとする。

(エ) 村営住宅等への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、村営住宅等への優先入居の措置をとるものとする。

(オ) 村外に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力し、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

2 被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度による復興

(1) 基本方針

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度を適用し、生活再建の支援を行う。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行うものとする。

(イ) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに南信州地域振興局長へ報告するものとする。

(ウ) 被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行するものとする。

(エ) 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度等の周知を行うものとする。

(オ) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出するものとする。

(カ) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行うものとする。

イ【被災者生活再建支援法人が実施する対策】

県から提出された申請書類の審査及び県から委託された支援金の支給事務を行うものとする。

3 生活福祉資金等の貸付

(1) 基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金等の貸付を行う。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置をとるものとする。

4 被災者の労働対策

(1) 基本方針

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【長野労働局が実施する対策】

(ア) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、被災者のための臨時職業相談の実施、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置をとり、離職者の早期再就職のあっせんを行うものとする。

(イ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用することとされた激甚災害であるときは、災害による休業のため賃金を受け取ることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、同条の定めるところにより基本手当を支給するものとする。

(ウ) 労働条件の確保、労働力の確保に向けた臨時総合相談窓口を開設するものとする。

(エ) 災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替制度により迅速に必要な措置をとるものとする。

(オ) 労災保険給付に当たり、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、当該証明がない場合でも請求書を受理する等、弾力的な運用を行うものとする。

5 生活保護

(1) 基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

(2) 実施計画

ア【下伊那福祉事務所が実施する対策】

下伊那福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。

6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

(1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けたものに災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を行い、また、障がいを受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

(イ) 災害援護資金の貸付

条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

7 被災者に対する金融上の措置

(1) 基本方針

現地における災害の実情、資金の需給状況等を的確に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置をとる。

(2) 実施計画

ア【関東財務局（長野財務事務所）、日本銀行（松本支店）が実施する対策】

関東財務局（長野財務事務所）、日本銀行（松本支店）は被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し次の措置をとるよう指導する。

(ア) 貸金の融資について、融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等の措置

(イ) 預貯金の払戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者に対し、預貯金払戻しの利便を図ること。

(ウ) やむを得ない事情と認められる被災者等に対し、定期貯金、定期積金等の中途解約、又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等適宜の措置をとること。

(エ) 災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

(オ) 生命保険金又は損害保険金の支払については、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長措置をとること。

8 租税の徴収猶予及び減免

(1) 基本方針

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行い、被災者の生活の安定を図る。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

地方税法又は村税条例等に基づき、被災者の租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

9 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等

(1) 基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとり、被災者の負担の軽減を図る。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

村は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払が困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置をとるものとする。

10 罹災証明書の交付

(1) 基本方針

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、遅滞なく罹災証明書の交付を行う。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

11 被災者台帳の作成

(1) 基本方針

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の積極的な作成及び活用を図る。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

12 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

(1) 基本方針

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 必要に応じ村が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置するものとする。

(イ) 相談業務の実施に当たり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼するものとする。

また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行うものとする。

(ウ) 住民に対し、掲示板、有線放送、広報紙等を活用し広報を行うものとする。

(エ) 報道機関に対し、発表を行うものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

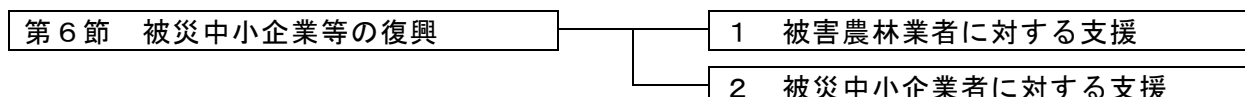
(ア) 必要に応じそれぞれの業務について相談窓口を設置するものとする。

(イ) それぞれの業務について、住民に対しチラシ等を活用し広報を行うものとする。

(ウ) 報道機関に対し、発表を行うものとする。

第6節 被災中小企業等の復興

基本方針	・被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置をとるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を実施	実施機関	関係機関等
主な活動	・事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施 ・事業再開に対する相談体制を整備		



1 被害農林業者に対する支援

(1) 基本方針

農林業関係施設などの早期復旧により、被害農林業者等の経営安定を図るため、次により支援する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 次に掲げる制度資金の需要等の把握など効率的な運用

- ① 天災資金
- ② 日本政策金融公庫資金
- ③ 農業災害資金

(イ) 村、日本政策金融公庫等を通じ、(ア)に掲げる資金も含め利活用できる資金について被害農業者への周知徹底

(ウ) 農業災害資金

「農業保険法」に基づき、農業共済組合が行う農業保険事業を円滑に実施し、災害その他の不慮の事故によって農業者が受ける損失を補てんする共済の事業並びに農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業により、農業経営の安定を図られるよう、農業保険業務の迅速適正化について指導を行う。

2 被災中小企業者に対する支援

(1) 基本方針

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため、迅速かつ的確な措置をとる。

また、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 次の制度金融の効果的な運用を図る。

中小企業融資制度資金（融資）

(イ) 村、中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について村内の中小企業者に対し周知徹底を図る。

(ウ) 政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。

(エ) 長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れ手続に際して、債務の保証等に

第2編 風水害対策編
第3章 災害復旧計画

ついて円滑な実施を要請する。

(オ) 村、商工会議所及び商工会と連携し被災中小企業の復旧に関する相談窓口・企業訪問等の相談体制を整備するとともに、商工関係機関による連絡会議を必要に応じて開催する。

第7節 被災した観光地の復興

基本方針	・被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、村は、県、国、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を実施する。	実施機関	商工対策班
主な活動	・観光地の早期復興を図るため、村は、県、国、関係機関等と連携して、観光誘客プロモーション活動の施策を企画・実施する。 ・風評被害防止を図るため、国内外に向けて被災した観光地の正確な復旧状況を発信する。		

第7節 被災した観光地の復興	1 被災した観光地の復興

1 被災した観光地の復興

(1) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 国、県、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。

(イ) 国、県、関係機関等と連携して、被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客訪客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。

イ【観光事業者が実施する対策】

観光事業者は、村、県、関係団体と連携して、営業状況及び復旧状況などを国内外に向けて情報発信していく。

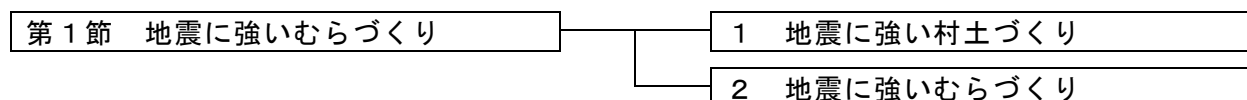
第2編 風水害対策編
第3章 災害復旧計画

第 3 編 震災対策編

第1章 災害予防計画

第1節 地震に強いむらづくり

基本方針	・村内における構造物・施設等については、防災基本計画によるほか、南海トラフ地震防災対策推進地域においては南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき地震防災に関する措置を実施し耐震性を確保 ・大鹿村国土強靱化地域計画に基づく事業を推進するとともに、地域の特性に配慮しつつ、地震に強いむらづくりを図る。 ・地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮	実施機関	各課
主な取組	・施設等への耐震性の確保、村土保全機能の強化等地震に強い村土を形成する。 ・地震に強い建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強いむらづくりを推進する。		



1 地震に強い村土づくり

(1) 現状及び課題

本村内を通っている中央構造線を含め、県内外近隣には、多くの活断層があり、急しゅんな地形、もろい地質とあいまって、地震による大きな被害が懸念されることから、地震災害に強い安全な村土の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。
- (ウ) 地すべり、崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び森林などの村土保全機能の維持を図るとともに、住宅、学校や診療所等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。
- (エ) 東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、被害想定を参考に減災目標、及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進するものとする。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

2 地震に強いむらづくり

(1) 現状及び課題

建築物の多様化、ライフライン等への依存度の増大により地震の及ぼす被害は多様化しており、地震に強い村の構造、建築物への安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮

したむらづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 地震に強い構造の形成

- ① 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。
- ② 幹線道路、公園、河川など骨格的な基盤整備及び建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い村構造の形成を図るものとする。
なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。
- ③ 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び災害時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化するものとする。
- ④ 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

(イ) 建築物等の安全化

- ① 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。
特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。
- ② 住宅を始めとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準遵守の指導等に努めるものとする。
- ③ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施するものとする。
- ④ 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。
- ⑤ 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- ⑥ 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

(ウ) ライフライン施設の機能の確保

- ① ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
特に、医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。
また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。
- ② 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。
- ③ コンピューターシステムやバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(エ) 地質、地盤の安全確保

- ① 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱地盤等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図るものとする。
- ② 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等につい

第3編 震災対策編
第1章 災害予防計画

て普及を図るものとする。

- ③ 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

(オ) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進するものとする。

(カ) 災害応急対策等への備え

- ① 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図り、人的ネットワークの構築を図るものとする。
- ② 指定避難所、指定緊急避難場所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。
- ③ 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

※道の駅「歌舞伎の里大鹿」 所在地：大鹿村大字大河原 390

路線名：国道 152 号

整備手法：単独型

駐車場面積：1,700 m²

- ④ 県、村との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

- ⑤ 民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を努めるものとする。
- ⑥ 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- ⑦ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。
- ⑧ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
- ⑨ 平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 地震に強い村構造の形成

不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び災害時の応急体制の整備を強化するものとする。

(イ) 建築物等の安全化

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

- ① ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上水道、工業用水道、電気、ガス、電話、石油・石油ガス、通信サービス、災害処理廃棄施設等

第3編 震災対策編

第1章 災害予防計画

のライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

特に、医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

- ② ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

- ③ 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図るものとする。

- ④ コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

(エ) 地盤、地質の安全確保

施設の設置に当たっては、崩落、軟弱地盤等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図るものとする。

(オ) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進するものとする。

(カ) 災害応急対策等への備え

- ① 震災が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための必要な資機材及び人員の配置などの備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。

- ② 指定避難所、指定緊急避難場所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。

- ③ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

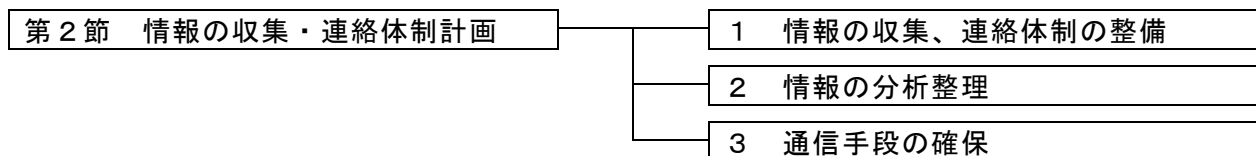
- ④ 民間事業者に委託可能な災害対応に係る業務（災害情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を努めるものとする。

- ⑤ 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

- ⑥ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

第2節 情報の収集・連絡体制計画

基本方針	・災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。 ・大鹿村国土強靱化地域計画や地震防災対策特別措置法等に基づく村、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進め、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てる。	実施機関	総務課
主な取組	・防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。 ・村及び県は、防災関連情報のデータベース化を図り、住民等に周知するとともに震災時の被害予測システムの研究を推進する。 ・情報伝達手段の多ルート化等を推進する。		



1 情報の収集、連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。

村、県、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておくものとする。

(イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。

(ウ) 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした村内におけるネットワークの整備について研究するものとする。

(エ) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。

(オ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

イ【防災関係機関が実施する計画】

(ア) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。

(イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。

2 情報の分析整理

村は、県と連携し、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等共有化と住民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図ること等

第3編 震災対策編
第1章 災害予防計画

により、地震発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するよう努めるものとする。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

災害時においては、情報通信施設が被災し情報通信が困難になることや不能となるケースがあるため、災害対策に欠かせない情報収集における情報通信手段の多ルート化が求められる。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図るものとする。

(イ) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所へ設置するよう努めるものとする。

(ウ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努めるものとする。

(エ) 衛星携帯電話、移動無線、公共安全LTE（PS-LTE）等の移動系応急対策機器の整備を図るものとする。

(オ) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。

(カ) 災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。

第3節 活動体制計画

「第2編 第1章 第4節 活動体制計画」を準用する。

第4節 広域相互応援計画

「第2編 第1章 第5節 広域相互応援計画」を準用する。

第5節 救助・救急・医療計画

「第2編 第1章 第6節 救助・救急・医療計画」を準用する。

第6節 消防・水防活動計画

「第2編 第1章 第7節 消防・水防活動計画」を準用する。

第7節 要配慮者支援計画

「第2編 第1章 第8節 要配慮者支援計画」を準用する。

第8節 緊急輸送計画

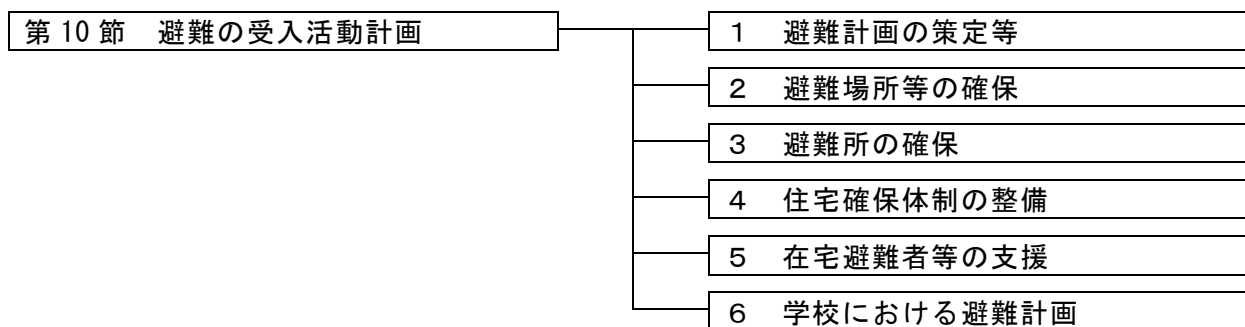
「第2編 第1章 第9節 緊急輸送計画」を準用する。

第9節 障害物の処理計画

「第2編 第1章 第10節 障害物の処理計画」を準用する。

第10節 避難の受入活動計画

基本方針	・大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要である。 ・このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、大鹿村国土強靱化地域計画や地震防災対策特別措置法等に基づき「帰宅困難者等」に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。 ・避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。 ・衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。	実施機関	総務課 教育委員会 保健福祉課
主な取組	・避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制を整備 ・指定緊急避難場所及び指定避難所を指定し、避難時のための環境を整備 ・村及び県は住宅の確保等を迅速に行うため、体制を整備 ・学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画を策定		



1 避難計画の策定等

（1）現状及び課題

阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震のような激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に土砂災害警戒区域内等周辺に位置する要配慮者利用施設においては、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

（2）実施計画

ア【県及び村が実施する計画】

（ア）避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

- ① 県及び村は、土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。
- ② 村は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の対応に関する情報を提供するものとする。

イ 【村が実施する計画】

(ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

- ① 村は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- ② 村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。

(イ) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。

- ① 避難指示の具体的な基準及び伝達方法
- ② 高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法
(避難指示、高齢者等避難については、本計画第2編第2章第12節「避難受入及び情報提供活動」を参照)
- ③ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- ④ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- ⑤ 指定避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - a 給食措置
 - b 給水措置
 - c 毛布、寝具等の支給
 - d 衣料、日用品の支給
 - e 負傷者に対する救急救護
- ⑥ 指定避難所の管理に関する事項
 - a 避難の受入中の秩序保持
 - b 避難住民に対する災害情報の伝達
 - c 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - d 避難住民に対する各種相談業務
- ⑦ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - a 平常時における広報
 - (a) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - (b) 住民に対する巡回指導
 - (c) 防災訓練等
 - b 災害時における広報
 - (a) 広報車による周知
 - (b) 避難誘導員による現地広報
 - (c) 住民組織を通じた広報

(ウ) 避難行動要支援者対策

村は、平成25年4月に大鹿村災害時要援護者避難支援プランを策定し、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努めている。引き続き、避難行動要支援者名簿の作成・更新を行い、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(エ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導、保護するため具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘

案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) それぞれの管理施設についての避難計画を作成し、避難の万全を期する。
- (イ) 村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。
- (ウ) 要配慮者利用施設の管理者は、村及び県の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、村、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等により、村、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。

エ【住民が実施する計画】

- (ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。
 - ① 家の中でどこが一番安全か。
 - ② 救急医薬品や火気などの点検
 - ③ 幼児や高齢者の避難は誰が責任を持つか。
 - ④ 指定避難所、指定緊急避難場所及び避難路はどこにあるか。
 - ⑤ 避難するとき、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか。
 - ⑥ 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所をどこにするか。
 - ⑦ 昼の場合、夜の場合の家族の分担
- (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。
- (ウ) 指定避難所での生活に必要な最低限な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

エ【企業等において実施する計画】

- (ア) 帰宅困難者等対策
 - ① 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

2 避難場所等の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための避難場所を、あらかじめ指定しておく。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 村は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定した指定避難所については、資料編に掲げるとおりとする。

- (イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）等の各災害現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命

及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の解放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。

なお、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災のふく射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

(ウ) 村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。

(エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。

(オ) 村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 管理施設について、村の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。

(イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平常時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

(イ) 指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(ウ) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

(エ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

(オ) 福祉避難所について、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じ、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。

第3編 震災対策編
第1章 災害予防計画

- (カ) 前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- (キ) 村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
- (ク) 村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定避難所、指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (ケ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。
- なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。
- また、避難所の感染症対策については、本計画第2編第2章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、感染者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携し、検討するよう努めるものとする。
- (コ) 避難所の感染症対策については、第2章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- (サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。
- (シ) テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。
- (ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬マスク、消毒液、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとし、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。また、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。
- (セ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人一人の状況に即した避難支援体制を確立する。
- また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
- なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- (ソ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。
- (タ) 公有地はもとより、民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たす

よう協力を求めていくものとする。

(チ)「避難所マニュアル策定指針」(令和4年3月改定)等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。

(ツ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

(テ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(ト) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。

(ナ) 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(ニ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(ヌ) 村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 管理施設について、村の指定避難所の指定に協力するものとする。

(イ) 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

4 住宅確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住宅の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要になる。

このため村及び県は相互に連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。

イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借り上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。

ウ 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

エ 災害救助法が適用された場合における入居者の決定等、住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図るものとする。

オ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備するものとする。

カ 周辺市町村が被災し、要請をしてきた場合、利用可能な公営住宅等の情報を提供するものとする。

5 在宅避難者等の支援

(1) 現状及び課題

以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じるおそれがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）

イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害するおそれが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア）在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を的確に把握できるよう、村とともに調査方法の検討を行った上で、必要な支援に努める。

イ【村が実施する対策】

（ア）住家被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。

（イ）避難行動要支援者以外の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外についても保健福祉サービスの必要がある者の把握に努めるものとする。

6 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

地震発生時、小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）においては、児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等学校の実態に即した適切な避難対策をたてておくものとする。

（ア）防災計画

① 学校長等は、地震災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておくものとする。なお、この計画作成に当たっては、村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議するものとする。

② 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに教育委員会（以下「村教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。

③ 防災計画には、おおむね次の事項を定めておくものとする。

- a 地震対策に係る防災組織の編成
- b 地震に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
- c 村教委、村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法

第3編 震災対策編
第1章 災害予防計画

- d 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- e 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- f 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- g 児童生徒等の保護者への引渡し方法
- h 児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法
- i 児童生徒等の救護方法
- j 初期消火と重要物品の搬出の方法
- k 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物、危険動物の点検方法
- l 避難所の開設への協力（施設、設備の開放等）
- m 防災訓練の回数、時期、方法
- n 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- o 地震発生時における応急教育に関する事項
- p その他学校長が必要とする事項

(イ) 施設、設備の点検管理

学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

- ① 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が地震によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
- ② 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- ③ 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防災の措置がされているかについて点検する。

(ウ) 防火管理

地震災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- ① 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- ② 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(エ) 避難誘導

- ① 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- ② 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては以下の事項に留意する。
 - a 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
 - b 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
 - c 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
 - d 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。

第11節 孤立防止対策

「第2編 第1章 第12節 孤立防止対策」を準用する。

第12節 食料品等の備蓄・調達計画

「第2編 第1章 第13節 食料品等の備蓄・調達計画」を準用する。

第13節 給水計画

「第2編 第1章 第14節 給水計画」を準用する。

第14節 生活必需品の備蓄・調達計画

「第2編 第1章 第15節 生活必需品の備蓄・調達計画」を準用する。

第15節 危険物施設等災害予防計画

「第2編 第1章 第16節 危険物施設等災害予防計画」を準用する。

第16節 電気施設災害予防計画

「第2編 第1章 第17節 電気施設災害予防計画」を準用する。

第17節 上水道施設災害予防計画

「第2編 第1章 第18節 上水道施設災害予防計画」を準用する。

第18節 通信・放送施設災害予防計画

「第2編 第1章 第19節 通信・放送施設災害予防計画」を準用する。

第19節 災害広報計画

「第2編 第1章 第20節 災害広報計画」を準用する。

第20節 土砂災害等の災害予防計画

「第2編 第1章 第21節 土砂災害等の災害予防計画」を準用する。

第 21 節 建築物災害予防計画

基本方針	・地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、大鹿村国土強靱化地域計画や地震防災対策特別措置法等に基づき建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。	実施機関	産業建設課 教育委員会 住民税務課 授産所
主な取組	・建築基準法の現行耐震基準（昭和 56 年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じ耐震改修等を実施 ・建築物の落下物、ブロック塀等屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策を講ずる。 ・文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。		

第 21 節 建築物災害予防計画	1 公共建築物
	2 一般建築物
	3 落下物・ブロック塀等
	4 文化財

1 公共建築物

（１）現状及び課題

公共建築物の中には役場庁舎等、災害発生後、復旧活動の拠点となる建築物も多く、また要配慮者が利用する建築物も多いことから、特に耐震性が要求される。これらの中には昭和 56 年以前に建築されたものもあり、引き続き、村耐震改修促進計画（平成 28 年 3 月）に基づき、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）村有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

村有施設で、昭和 56 年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行うものとする。

また、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成及び公表を行う。

（イ）耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をするものとする。

（ウ）防火管理者の設置

学校等で「消防法」第 8 条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備えるものとする。

（エ）緊急地震速報の活用

村が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）昭和 56 年以前に建築された関係機関の建築物は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行うものとする。

（イ）関係機関は、消防法第 8 条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備えるものとする。

2 一般建築物

(1) 現状及び課題

昭和56年以前に建築された建築物は、耐震性に乏しく、倒壊の危険がある場合があるので、村耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・耐震改修を実施し、安全性の向上を図る必要がある。

また、地震保険等は被災者の住宅再建に有効であるので活用を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画（村耐震改修促進計画に基づく対策）】

(ア) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき住民等に対して耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。

(イ) 耐震診断・耐震改修のための支援措置

① 住宅及び村長が指定した民間の避難施設について、県と連携を図り耐震診断への助成を行う。

② 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成を行う。

(ウ) 崖地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図るものとする。

(エ) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、村はそれらの制度の普及促進に努めるものとする。

イ【建築物の所有者等が実施する計画】

(ア) 必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努めるものとする。

(イ) 「誰でもできる わが家の耐震診断」を利用し、住宅の自己診断を実施するものとする。

(ウ) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、住宅再建にとって有効な手段であることから制度の活用を図るものとするものとする。

3 落下物・ブロック塀等

(1) 現状及び課題

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下、ブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

屋外構造物や屋外設置物による被害の安全対策について、普及啓発を図るための広報活動を行う。

イ【住民が実施する計画】

(ア) 外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行うものとする。

(イ) 地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講じるものとする。

4 文化財

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護

第3編 震災対策編
第1章 災害予防計画

することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

国・県指定文化財は、ほとんどが木造であるため、地震動による被害を防ぐとともに防火対策にも重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じた保全を図り、併せて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

(ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。

(イ) 防災施設の設置推進とそれに対する助成を行うものとする。

(ウ) 区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。

イ【文化財所有者が実施する計画】

(ア) 防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。

(イ) 建造物内にある文化財の把握に努めるものとする。

第 22 節 道路及び橋梁災害予防計画

「第2編 第1章 第23節 道路及び橋梁災害予防計画」を準用する。

第 23 節 河川施設等災害予防計画

基本方針	・河川施設等は、地震の発生に伴い破堤等につながるものが想定されるため、安全度の向上を図るとともに耐震点検、整備等を行い安全確保に努める。	実施機関	産業建設課
主な取組	・堤防の耐震点検を行い、耐震性の不十分なものは安全性の向上を図るための河川整備計画を進める。 ・出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。		

第 23 節 河川施設等災害予防計画

1 河川施設災害予防

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

地震による河川の被害は、護岸の亀裂、沈下、法面のはらみ・崩れ等が想定され、さらにこれらに伴う水門・橋梁等コンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に洪水時地震が発生した場合は、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながるおそれがある。水害に強いむらづくりを目指し、未改修河川の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

それぞれの施設の整備計画により河川管理施設の整備を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

改善の必要性があると認められた施設について整備を図るものとする。

第 24 節 ため池災害予防計画

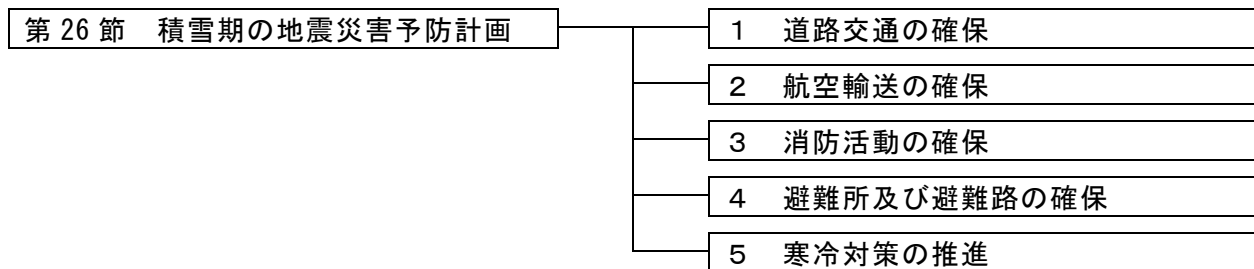
「第2編 第1章 第25節 ため池災害予防計画」を準用する。

第 25 節 農林産物災害予防計画

「第2編 第1章 第26節 農林産物災害予防計画」を準用する。

第 26 節 積雪期の地震災害予防計画

基本方針	・積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、村、県及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所における雪崩防止施設の整備、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、避難体制の整備等、総合的な雪に強いむらづくりを推進し、積雪期の地震被害の軽減を図る。	各課
主な取組	・地域の特性に配慮しつつ、積雪期の地震に強いむらづくりを実施 ・冬期道路交通確保を確保するための迅速かつ適切な除雪体制を強化 ・雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。 ・建築物の所有者に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。 ・積雪時の地震火災時における消防活動を確保 ・積雪時においても住民が円滑に避難することができるよう避難場所及び避難路の確保等を図る。 ・冬期の災害に対処できる備蓄等を確保 ・観光施設利用客の避難・救助などの対策の計画を定める。	実施機関



1 道路交通の確保

(1) 現状及び課題

積雪期の地震においては、雪崩等が発生し、道路交通に支障が生じるおそれがあるため、村、関係機関は除雪機械及び要員の増強を図り、除雪体制の強化に努めることが重要である。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 村は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、地震時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るものとする。

(イ) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

地震時の円滑な道路交通を確保するための除雪体制の整備を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況や路面の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行うものとする。

ウ【自主防災組織・住民が実施する計画】

地震時には通常の除雪を実施することが困難となることが想定されるため、住宅の近く等については自力除雪あるいは圧雪による避難路の確保に努めるものとする。

2 航空輸送の確保

(1) 現状及び課題

積雪期の地震による道路交通の一時的まひ、孤立集落の発生等が考えられる。このため、孤立集落に対するヘリコプターによる航空輸送の確保を図ることが重要である。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

孤立が予想される集落のヘリポートの確保を推進するとともに、緊急時のヘリポート（場外離発着場を含む。）の除・圧雪体制を整備するものとする。なお、ヘリポートの所在地等は、資料編を参照のこと。

3 消防活動の確保

(1) 現状及び課題

積雪時に地震火災が発生すると、積雪によって消防活動が制約されやすい状態になることが予想される。

このため、各消防機関は消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア【関係機関が実施する計画】

(ア) 雪に強い消防資機材の整備拡充を図るものとする。

(イ) 防火水槽及び自然水利の取付箇所付近の除雪を励行するものとする。

4 避難所及び避難路の確保

(1) 基本方針

積雪時において地震が発生した場合においても住民が円滑に避難することができるよう避難所及び避難路の確保等を図ることが重要である。

(2) 実施計画

積雪時において地震が発生した場合に備え、住民が円滑に避難所等に避難することができるよう次の対策を講ずるものとする。

ア【村が実施する計画】

(ア) 積雪及び堆雪に配慮した体系的街路の整備

(イ) 小型除雪車の増強による歩道除雪の推進

(ウ) 機械による除排雪が困難な街区や冬期交通のあい路となる箇所における重点的な消融雪施設等の整備

(エ) 地域の人口及び地形、雪崩等の危険性、施設の耐震性・耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定するものとする。

(オ) 避難誘導のための標識は、住民が、安全に避難場所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して設置するものとする。

5 寒冷対策の推進

(1) 現状及び課題

豪雪時は、積雪の影響による長期間の停電やライフラインの停止あるいは、雪崩災害などにより避難が必要となる場合がある。

寒冷期間においては、避難施設において暖房が必要になるなど、冬期の災害に対処できる備蓄等を整えることが重要である。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 村は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スコップ等）の備蓄に努めるものとする。

(イ) 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努めるものとする。

(ウ) 積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となることが想定されるため、積雪の状

第3編 震災対策編
第1章 災害予防計画

況により長期避難が必要な場合は、住宅の確保対策など避難者の生活確保のための長期対策を検討するものとする。

第 27 節 二次災害の予防計画

「第 2 編 第 1 章 第 27 節 二次災害の予防計画」を準用する。

第 28 節 防災知識普及計画

基本方針	・「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、村、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけ、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。 ・広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。 ・しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。 ・村、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図り、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努める。	実施機関	総務課 消防本部 教育委員会
主な取組	・住民等に対する実践的な防災知識の普及啓発活動を実施 ・防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。 ・学校における実践的な防災教育を推進 ・地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。 ・過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝承		

第 28 節 防災知識普及計画	1 住民等に対する防災知識の普及活動 2 防災上重要な施設の管理者に対する防災知識の普及 3 学校における防災教育の推進 4 村職員に対する防災知識の普及 5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、災害時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。

引き続き、各種の研修、訓練、講演会等の取組や、広報活動を実施するとともに、企業等に対する防災知識の普及についても働きかけていくものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、CATV、ラジオ等のメディア、ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により、次の事項の啓発活動を行う。

- ① 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレト紙等、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油
- ② 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- ③ 地震に関する一般的な知識

第3編 震災対策編
第1章 災害予防計画

- ④ 地震発生時の地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）
 - ⑤ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
 - ⑥ 地震発生時の地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）に関する知識
 - ⑦ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
 - ⑧ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、旅館等の避難場所、避難経路等の確認
 - ⑨ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - ⑩ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
 - ⑪ 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
 - ⑫ 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
 - ⑬ 地震が発生した場合における出火防止、初期消火、救助活動、応急手当、避難行動、自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
 - ⑭ 正確な情報入手の方法
 - ⑮ 要配慮者に対する配慮
 - ⑯ 男女のニーズの違いに対する配慮
 - ⑰ 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
 - ⑱ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ⑲ 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識
 - ⑳ 各地域における指定避難所、指定緊急避難場所及び避難路に関する知識
 - ㉑ 避難生活に関する知識
 - ㉒ 平常時から、住民が実施し得る、おおむね3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法
 - ㉓ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
 - ㉔ 南海トラフ地震（東海地震を含む。）に関する知識
 - a 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震臨時情報を気象庁が発表するという知識
 - b 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合にとるべき行動等の知識
 - c 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震の発生形態には多様性があるという知識
 - d 東海地震に係る地震防災対策強化地域においては、東海地震に関連する情報、警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動等の知識
 - ㉕ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動
 - ㉖ 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
 - ㉗ 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
- (イ) 県所有の地震体験車等を利用して、住民が地震の恐ろしさを、身をもって体験し、どのように行動すべきか身をもって体験できる機会を設けるものとする。
- (ウ) 地区防災マップ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成・配布し、徹

第3編 震災対策編

第1章 災害予防計画

底した情報提供を行う。

- (エ) 自主防災組織区域内における、地区防災マップの作成に対する指導を推進するものとする。
- (オ) 地区防災マップ等は、多くの地域住民が作成に参画することできめ細かな防災情報を掲載でき、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましいため、自主防災組織等においては、その作成・更新を積極的に行うものとする。
- (カ) 防災マップ・ハザードマップ等の配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。併せて、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも周知するものとする。
- (キ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。
- (ク) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。
- (ケ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (コ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的実施するものとする。

イ【自主防災組織等が実施する計画】

防災マップ・ハザードマップ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載する上からも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、防災マップ・ハザードマップ等の作成・更新に参画するものとする。

ウ【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

エ【住民が実施する計画】

住民は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下のような活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- (ア) 避難路、避難所の確認
- (イ) 災害時の連絡方法
- (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (エ) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認
- (オ) 備蓄食料の試食及び更新
- (カ) 負傷の防止や避難路確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (キ) 地域の防災マップの作成
- (ク) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加
- (ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

オ【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

カ【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象

に応急手当（救急法）の講習会を実施するものとする。

長野地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるものとする。

2 防災上重要な施設の管理者に対する防災知識の普及

（１）現状及び課題

危険物を使用する施設、診療所及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館等不特定多数の者が利用する施設管理者の災害時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

村が管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して災害時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

防災上重要な施設の管理者等は、災害時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設において、必ず防災訓練を実施するものとする。

3 学校における防災教育の推進

（１）現状及び課題

小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）において児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。

そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行った上で、学校における防災訓練等を実践的なものにするとともに、学級活動等を通して、防災教育を推進する。

（２）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）学校においては、大規模災害にも対処できるように村その他関係機関と連携した、より実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

（イ）消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

（ウ）児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。

- ① 防災知識一般
- ② 避難の際の留意事項
- ③ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- ④ 具体的な危険箇所
- ⑤ 要配慮者に対する配慮

（エ）教職員（村職員を含む。）用に地震発生時の対応要領等の指導資料を作成し、教職員研修の充実を図る。

4 村職員に対する防災知識の普及

（１）現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とはいえない。そこで、防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係職員以外の職員に対しても次の事項に関する防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- (ア) 地震に関する一般的な知識
- (イ) 地震発生時の地震動に関する知識
- (ウ) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 地震が発生した場合に職員として果たすべき役割
- (オ) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (カ) 地震対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 実施計画

ア【村が実施する計画】

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要があり、過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

イ【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第29節 防災訓練計画

「第2編 第1章 第29節 防災訓練計画」を準用する。

第30節 災害復旧・復興への備え

「第2編 第1章 第30節 災害復旧・復興への備え」を準用する。

第31節 自主防災組織等の育成に関する計画

「第2編 第1章 第31節 自主防災組織等の育成に関する計画」を準用する。

第32節 企業防災に関する計画

「第2編 第1章 第32節 企業防災に関する計画」を準用する。

第33節 ボランティア活動の環境整備計画

「第2編 第1章 第33節 ボランティア活動の環境整備」を準用する。

第34節 財政調整基金積立及び運用計画

「第2編 第1章 第34節 財政調整基金積立及び運用計画」を準用する。

第 35 節 災害対策に関する調査研究及び観測

基本方針	・地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が必要となる。 ・既に、国においても、地震予知研究を始め様々な研究が行われているところであるが、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要	実施機関	総務課
主な取組	・村・県・各機関が協力し、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を推進		

第 35 節 災害対策に関する調査研究 及び観測	1 災害対策に関する調査研究及び観測

1 災害対策に関する調査研究及び観測

(1) 現状及び課題

村は、地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施、検討し、その結果を計画の中で明らかにするものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

国、県等が行う活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、村内のデータの累積に努めるものとする。

第 36 節 観光地の災害予防計画

「第2編 第1章 第36節 観光地の災害予防計画」を準用する。

第 37 節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

「第2編 第1章 第37節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」を準用する。

第2章 災害応急対策計画

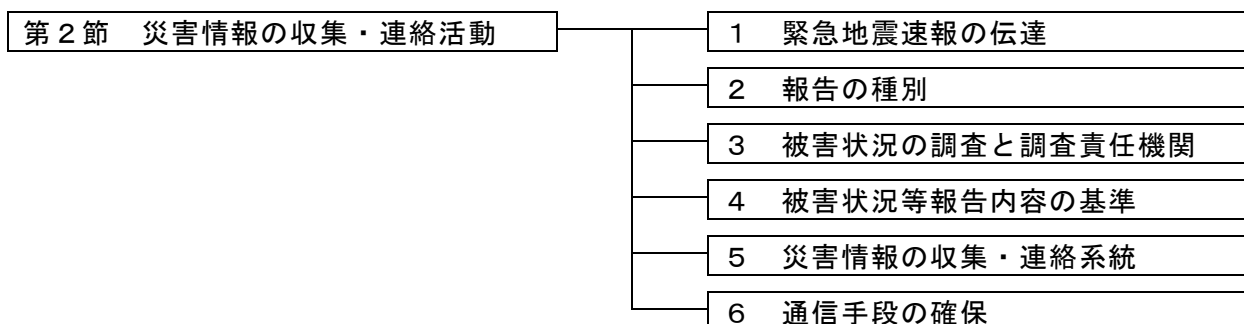
第1節 災害情報の収集・連絡活動

基本方針

- ・地震が発生し、緊急地震速報を受信した村、県及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達に努めるものとする。
- ・災害が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。

実施機関

全班、消防団、広域消防本部、医療機関、関係機関



活動の内容

1 緊急地震速報の伝達

(1) 伝達体制及び通信施設、設備の充実

緊急地震速報の伝達を受けた村、県及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達ができるように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

(2) 実施計画

ア【村及び県が実施する対策】

伝達を受けた緊急地震速報を住民及び来庁者に直ちに伝達するため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努めるものとする。

イ【放送事業者が実施する対策】

緊急地震速報の伝達を受けた放送事業者は、直ちに住民等への伝達に努めるものとする。

2 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告するものとする。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をするものとする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告するものとする。

3 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

村は、被害が甚大である等、村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（応援・受援本部）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（応援・受援本部）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。

また、村、県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、村の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	村	県関係現地機関
人的及び住家の被害	村	地域振興局
高齢者等避難 避難指示等避難状況	村	地域振興局
社会福祉施設被害	施設管理者	保健福祉事務所
農・畜・養蚕 ・水産業被害	村	南信州農業農村支援センター ・家畜保健衛生所 ・食肉衛生検査所・水産試験場 ・農業協同組合
農地・農業用施設被害	村	地域振興局・土地改良区
林業関係被害	地域振興局・村・森林管理署	森林組合
公共土木施設被害	建設事務所・砂防事務所・ 村・地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	建設事務所・砂防事務所	
都市施設被害	村・流域下水道関係事務所	建設事務所
水道施設被害	村・企業局	地域振興局
廃棄物処理施設被害	村・施設管理者	地域振興局
感染症関係被害	村	保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所
商工関係被害	村	地域振興局・商工会議所 ・商工会
観光施設被害	村	地域振興局
教育関係被害	設置者・管理者・村	教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
村有財産被害	村	
公益事業関係被害	通信・電力・ガス等関係機関	地域振興局
警察調査被害	警察署	村
火災速報	村	
危険物等の事故による 被害	村	
水害等速報	水防関係機関	

4 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物を指すものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼 ・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

5 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より県危機管理防災課（災害対策本部室）への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は資料編に掲載のものとする。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末別記災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、村は直接県関係課に報告し、その後ににおいて地域振興局等の機関に報告する。

(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

ア 被害報告等

(ア) 村の実施事項

a あらかじめ定められた村地域防災計画等における情報収集連絡体制をとり、「3 被害状況等の調査と調査責任機関」において村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、「5 災害情報の収集・連絡系統」に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。

b 村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は地域振興局長に応援を求めるものとする。

c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。

この場合の対象となる災害は次に定めるとおりとする。

(a) 県において災害対策本部を設置した災害

(b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害

(c) (a) 又は (b) に定める災害になるおそれのある災害

なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

また、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

(エ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項

各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部室）に連絡するものとする。

(オ) 「防災情報システム」が運用開始された際には、被害情報等による関係機関との情報共有に努める。

イ 地震情報

気象庁及び長野地方気象台は、地震発生後、地震に関する情報を次のとおり発表・伝達する。

(ア) 緊急地震速報 (警報・予報)	緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。 村、県、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を村防災行政無線（個別受信機を含む。）等により住民への伝達を行うものとする。 村は、住民への緊急地震速報等の伝達にあたっては、村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合

	的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。 a 緊急地震速報（警報） 最大震度 5 弱以上または長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上又は長周期地震動階級 3 以上が予想される地域に対し、揺れにより重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。 なお、地震に対する特別警報は、震度 6 弱以上又は長周期地震動階級 4 の揺れが予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から市町村への通知、市町村から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。 b 緊急地震速報（予報） 最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上もしくは長周期地震動階級 1 以上等と予想されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。
(イ) 震度速報	震度 3 以上を観測した場合に発表する情報。 地震発生後約 1 分半で、震度 3 以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報。
(ウ) 地震情報（震源に関する情報）	震度 3 以上を観測した場合に発表する情報。ただし、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
(エ) 地震情報（震源・震度に関する情報）	震度 3 以上を観測、津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される、緊急地震速報（警報）を発表のいずれかに該当する場合に発表する情報。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と村の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない場合は、県がその市町村名を発表。
(オ) 地震情報（その他の情報）	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
(カ) 地震情報（各地の震度に関する情報）	震度 1 以上を観測した場合に発表する情報。 震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
(キ) 地震情報（推計震度分布図）	震度 5 弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

(ク) 長周期地震動に関する観測情報	震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合に発表する情報。 地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）。

ウ 水防情報

(ア) 雨量の通報（システム障害が発生した場合）

- a 県水防本部（災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報を取りまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は災害対策本部室。以下同じ。）に通報する。
- b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
- c 雨量観測員は、県水防計画書に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。

(イ) 水位の通報（システム障害が発生した場合）

- a 県水防本部は、建設事務所長からの通報を取りまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部室）に通報する。
- b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
- c 水位観測員は、県水防計画書に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

6 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びデジタル簡易無線機等の活用を図る。

(1) 通信手段の確保

ア【村が実施する事項】

- (ア) 災害情報の共有及び通信手段確保のため村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図るものとする。
- (イ) 災害情報の共有及び通信手段確保のため携帯型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図るものとする。
- (ウ) 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

イ【電気通信事業者が実施する事項】

- (ア) 災害時における村、県及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行うものとする。
- (イ) 速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するよう努めるものとする。

第2節 非常参集職員の活動

「第2編 第2章 第3節 非常参集職員の活動」を準用する。

第3節 広域相互応援活動

基本方針

- ・災害発生時において、その規模及び被害状況等から、村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。
- ・村が被災した場合に、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請にあたっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。
- ・村が、被災していない場合にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。

①東海地震に関連する情報の一つである東海地震注意情報が発表された場合	・「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正）
②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合	・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正）
③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合	
①地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合	・南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日中央防災会議決定）
②「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合	・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和5年5月改定）
・東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合	・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和5年5月改定）
①地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、青森県、岩手県、宮城県のいずれの地域においても、震度6弱以上の震度が観測され、かつ、1道6県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県をいう。以下同じ。）のいずれの地域においても、大津	・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和5年5月23日中央防災会議幹事会決定）

	波警報の発表があった場合 ②地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、北海道において震度6強以上の震度が観測され、かつ、1道6県のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合 ③ただし、①又は②のいずれにも該当しない場合において、1道6県の地域で相当程度の被害が生じていると見込まれる場合		
主な活動			
1 被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。 2 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。 3 応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。 4 応援活動に伴う経費を負担する。			
実施機関			
全班、消防団、			

活動の内容

1 応援要請

(1) 基本方針

村が被災した場合においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図るものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 消防に関する応援要請

a 県内市町村に対する応援要請

村長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ消防力のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。

b 他都道府県への応援要請

村長は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請するものとする。

(a) 緊急消防援助隊

(b) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター

(c) その他、他都道府県からの消防隊

第3編 震災対策編
第2章 災害応急対策計画

(イ) 消防以外に関する応援要請

a 他市町村に対する応援要請

村長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみでこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、飯伊ブロックの代表市町村の長である飯田市等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。

この場合において、飯伊ブロックの代表市町村の長である飯田市（飯田市が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

なお、震度6強以上の地震が観測された場合は、本村へ、飯伊ブロックの代表市町村の長である飯田市が先遣隊を派遣するものとする。

また、村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣を行うことができない場合は、長野県市町村災害時相互応援協定に定められた応援ブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

【応援の要請事項】

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

b 県に対する応援要請等

村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は、災害応急対策の実施を要請するものとする。

c 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又は、あつせんを求めるものとする。

イ 【公共機関及びその他事業者が実施する対策】

公共機関及びその他事業者は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害の状況等から、自己のもつ人員、資機材等のみではこれに対処できない、又はできないことが予測される場合は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに他の公共機関及びその他事業者に応援を要請するものとする。

2 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、村は、災害時は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行うものとする。

ウ 県外被災自治体への支援

県外で大規模災害が発生した場合も、被災した県外地方自治体に対し、村と県が一体となって支援を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

(ア) 情報収集及び応援体制の確立

村、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動するものとする。

(イ) 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

(ウ) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意するものとする。

(エ) 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行うものとする。

イ【長野県合同災害支援チームが実施する対策】

(ア) 長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となつて的確な支援を行うものとする。

(イ) 村及び県は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」に基づき支援を行うものとする。

(ウ) 主な支援内容は以下のとおり。

- a 被災都道府県等への職員派遣及び物資の提供
- b 被災者の受入及び施設の提供
 - (a) 県内医療機関での傷病者の受入
 - (b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供
- c その他被災都道府県等との協議の中で必要と認めた支援

3 応援体制の整備

(1) 基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要になる。

(2) 実施計画

ア【村、県、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

円滑な受入れ体制の整備のため、あらかじめ、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。

4 経費の負担

(1) 村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。

（災害対策基本法施行令第18条）

(2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法によるものとする。

参照

風水害対策編 第2章第4節の4「広域相互応援体制」、「長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統」参照

第4節 ヘリコプターの運用計画

「第2編 第2章 第5節 ヘリコプターの運用計画」を準用する。

第5節 自衛隊の災害派遣

「第2編 第2章 第6節 自衛隊の災害派遣」を準用する。

第6節 救助・救急・医療活動

「第2編 第2章 第7節 救助・救急・医療活動」を準用する。

第7節 消防・水防活動

「第2編 第2章 第8節 消防・水防活動」を準用する。

第8節 要配慮者に対する応急活動

「第2編 第2章 第9節 要配慮者に対する応急活動」を準用する。

第9節 緊急輸送活動

「第2編 第2章 第10節 緊急輸送活動」を準用する。

第10節 障害物の処理活動

「第2編 第2章 第11節 障害物の処理活動」を準用する。

第 11 節 避難受入及び情報提供活動

基本方針	・地震時においては、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である村長が中心に計画作成をしておく。 ・その際、要配慮者についても十分考慮する。 ・避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、土砂災害警戒区域等に所在している要配慮者利用施設に十分配慮する。		誘導班 保育所班 授産所班
主な活動	・避難指示の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知 ・村長等は必要に応じ警戒区域を設定 ・避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確に指示 ・村は避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活を確保 ・村及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。 ・村及び県は、速やかに住宅の確保等を実施 ・村、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を実施	実施機関	

第 11 節 避難受入及び情報提供活動	1 避難指示
	2 警戒区域の設定
	3 避難誘導活動
	4 避難所の開設・運営
	5 避難所における炊き出しその他の食品給与
	6 指定避難所等
	7 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動
	8 避難所の閉鎖、避難者の集約
	9 住宅の確保
	10 被災者等への的確な情報伝達

1 避難指示

(1) 基本方針

地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合は、住民に対して避難指示を行う。

避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。

第3編 震災対策編
第2章 災害応急対策計画

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア) 避難指示の発令機関

実施事項	発令機関	根拠法	対象災害
避難指示	村 長	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	洪水及び 地すべり災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	〃
指定避難所の 開設、受入	村 長		

(イ) 災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における村長の事務を村長に代わり県知事が行う。

(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

イ 避難指示の意味

「避難指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

ウ 避難指示の伝達、報告、通知等

(ア) 村長及び消防機関の長の行う措置

① 避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方法又は指定避難所、指定緊急避難場所を指示し、早期に避難指示を行うものとする。

- a 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予想される地域
- b 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- c 避難路の断たれる危険のある地域
- d 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- e 酸素欠乏若しくは有毒ガスが大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

② 伝達方法

住民への避難指示の伝達等は次によるものとする。

a 自治会長への連絡

避難指示の伝達等は、まず該当自治会長に伝え、自治会組織を通じて住民に通知する。

b 広報車による伝達

村公用車、消防団車両で広報車として利用できる車両を関係地域内に巡回させる。

c 防災行政無線による伝達

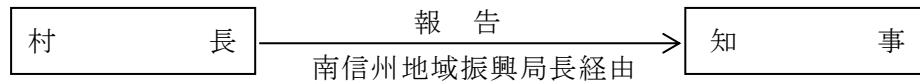
d C A T Vによる伝達

e エリアメール等による伝達

f 上記も含め村の実情で記載

③ 報告（災害対策基本法第 60 条）

避難指示の伝達等を行った場合は、直ちに知事へ報告するものとする。



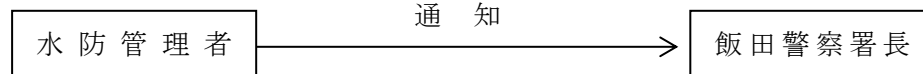
※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。

（イ）水防管理者として行う措置

① 指示

洪水の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

② 通知（水防法第 29 条）



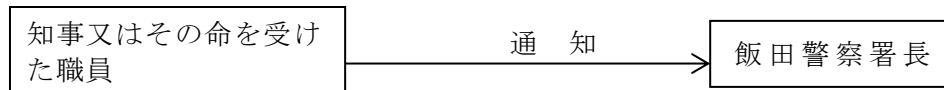
（ウ）知事又はその命を受けた職員が行う措置

① 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

② 地すべりのための指示（地すべり等防止法第 25 条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



（エ）警察官の行う措置

① 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、警察官が調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、村災害対策本部等に伝達し、避難指示の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

a 住民の生命、身体、財産の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

b 村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

c 村長による避難指示等ができないと認めるとき、又は村長からの要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第 61 条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。

d 住民の生命、身体、財産に危害を及ぼすおそれのある危険な事態がある場合には、警察官職務執行法第 4 条に基づいて関係者に必要な警告を発し、特に急を要する場合においては、その場の危害を避けるために必要な限度で住民を引き留め、もしくは避難させ、または関係者に対して危害防止のため通常必要と認められる措置を取ることを命じ、又は自らその措置を取る。

e 避難関係情報の伝達等を行うに当たっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定避難所、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

f 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握した上、安全な避難経路を選定し、避難場所へ避難誘導を行う。

第3編 震災対策編
第2章 災害応急対策計画

- g 避難誘導に当たっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- h 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、村等の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- i 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

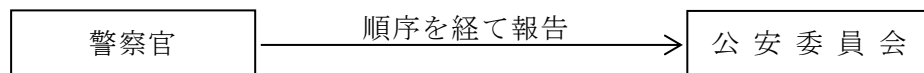
② 報告、通知

- a 上記① cによる場合（災害対策基本法第 61 条）



（南信州地域振興局長経由）

- b 上記① dによる場合（警察官職務執行法第 4 条）

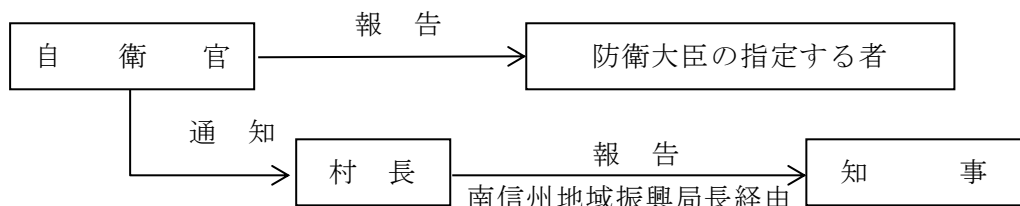


（オ）自衛官

① 避難等の措置

自衛隊法第 83 条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはない限り「（エ）①警察官職務執行法第 4 条による措置」による避難等の措置をとる。

② 報告（自衛隊法第 94 条）



エ 避難指示の伝達等の時期

地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、崖崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

オ 避難指示の内容

避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。

- （ア）発令者
- （イ）発令日時
- （ウ）避難情報の種類
- （エ）対象地域及び対象者
- （オ）指定避難所、指定緊急避難場所
- （カ）避難の時期・時間
- （キ）避難すべき理由
- （ク）住民のとるべき行動や注意事項
- （ケ）避難の経路又は通行できない経路
- （コ）危険の度合い

カ 住民への周知

- （ア）避難指示を発令した者は、速やかにその内容を村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。
- 避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した方法により、確実に伝達する。

- (イ) 村長以外の指示者は、住民と直接関係している村長と緊密な連絡をとり、周知徹底を図る。
- (ウ) 村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておくものとする。
- (エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるときは、県に連絡してラジオ、テレビによる放送を要請する。
- (オ) 村は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、村防災行政無線（戸別受信機を含む。）、エリアメール、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。
- (カ) 高齢者等避難・避難指示を始めとする災害情報の周知のため、防災行政無線を始めとして、コミュニティ放送、ＣＡＴＶ、戸別受信機、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

災害発生直後直ちに自主防災組織、住民、民生委員・児童委員、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

- (ア) 村長、村職員（災害対策基本法第 63 条）
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第 21 条）
- (ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第 28 条）
- (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- (オ) 自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項－村長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難指示と異なる点は、次の 3 点である。

- (ア) 避難指示が对人的に捉えて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的に捉えて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (ウ) 避難指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

第3編 震災対策編
第2章 災害応急対策計画

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ 上記（２）ア（オ）の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を村長に通知する。

3 避難誘導活動

（１）基本方針

避難指示を発令した者は、人命の安全を第一に、混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。

（２）実施計画

ア【１（２）アの実施機関が実施する対策】

（ア）誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先するものとする。

（イ）誘導の方法

- ① 誘導員は、指定避難所、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示するものとする。
- ② 誘導経路は、できるだけ危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定するものとする。
- ③ 危険地域には、標示、縄張を行うほか、状況により誘導員を配置するものとする。
- ④ 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期するものとする。
- ⑤ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努めるものとする。
- ⑥ 学校長、保育所及び施設の管理者は、本部長からの避難指示の伝達を受けたときは、各避難所へ児童生徒などを避難させるものとする。
その他の要領については、学校長、保育所及び施設の管理者はあらかじめ定めておくものとする。
- ⑦ 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、車両及びヘリコプター等の要請等により移送するものとする。
また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮し迅速かつ的確な避難誘導を行うものとする。
- ⑧ 村は、避難行動要支援者の避難については、大鹿村災害時要援護者避難支援プラン並びに避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。
- ⑨ 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、本村において処置できないときは、南信州地域振興局を經由して県へ応援を要請するものとする。
状況によっては、直接隣接市町村、飯田警察署等と連絡して実施する。
- ⑩ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限に活用するものとする。
- ⑪ 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

誘導員は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

避難員は、避難立ち退きに際し、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置、ガスの元栓を完全に止める等の指導を行う。

（ウ）避難時の携帯品

誘導員は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

(エ) 避難時の指導

避難員は、避難立ち退きに際し、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等
出火防止措置、ガスの元栓を完全に止める等の指導を行う。

イ【住民が実施する対策】

(ア) 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火
等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。
この場合にあっては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

(イ) 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、前項同様出火防止措置をとった
後、互いに協力し安全な場所へ自主的に避難する。この場合にあっては携帯品は食料、
日用品等必要最小限とするものとする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

村は、収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、施設
管理者や自主防災組織等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を
講ずる。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 村長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければ
ならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知
徹底を図るものとする。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するも
のとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した
施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要
配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館等を実質的に福祉避難
所として開設するよう努めるものとする。

(イ) 災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるもの
とする。

(ウ) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有す
る研修施設、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページ
やアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、
要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、旅館等を実質的に福祉避
難所として開設するよう努めるものとする。

(エ) 指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

(オ) 指定避難所を開設したときは、村長はその旨を公表し、指定避難所に収容すべき者
を誘導し保護するものとする。

(カ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力を
得られるよう努めるものとする。

- ① 避難者
- ② 住民
- ③ 自主防災組織
- ④ ボランティア
- ⑤ 他の市町村
- ⑥ 避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者

(キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからない
よう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早
期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に

第3編 震災対策編

第2章 災害応急対策計画

- 関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。
- (ク) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- (ケ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に特に配慮するものとする。
- (コ) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。
- (サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト 感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (シ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- (ス) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (セ) 災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館等への移動を避難者に促すものとする。
- (ソ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。
- ① スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器等の供給等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。
 - ② 介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。
 - ③ 災害発生後できる限り速やかに、全ての指定避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的、継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。
 - a 介護職員等の派遣
 - b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - c 診療所や社会福祉施設等への受入、ボランティア家庭への受入委託、里親への委託等
 - ④ 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
 - ⑤ 大画面のテレビ、FAX、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。
- (タ) 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、村において人員が不足し困

難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。

(チ) 教育委員会及び学校長は、次に定めるところにより、村の地域防災計画を踏まえ適切な対策を行うものとする。

① 学校が避難所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所について優先順位等を定めておく。

② 学校長は、指定避難所の運営について、必要に応じ村に協力するものとする。

なお、村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にし、避難者の収容、保護に努めるものとする。

③ 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の指定避難所となった場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報、指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の避難場所を明確に区分する。

(ツ) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(テ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

(ト) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。

(ナ) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

(ニ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 指定避難所の運営について必要に応じ村長に協力するものとする。

(イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入を行うものとする。

(ウ) 日本赤十字社長野県支部は、村の災害対策本部並びに郡の日赤窓口・分区（村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力するものとする。

① 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供

② 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）

(エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、村に提供するものとする。

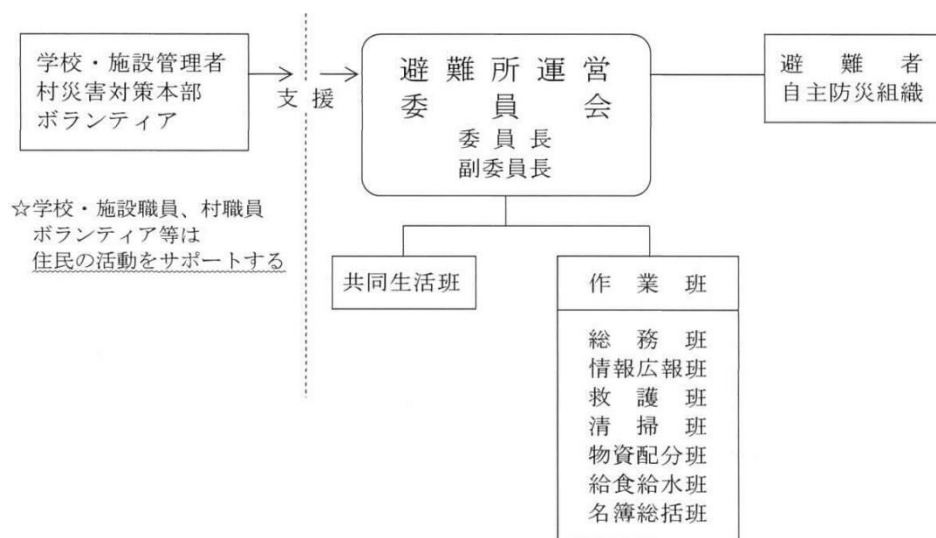
ウ【自主防災組織等が実施する対策】

地震等の災害により避難した人々が、一定期間秩序ある生活をする避難所を管理運営するために、各避難所において、地域の防災訓練を通じて災害時の対応に熟知している自主防災組織等が中心となり、避難してきた住民による避難所内の自治組織「〇〇避難所運営委員会」を組織する。避難してきた住民は、自治組織の一員として避難所の運営に当たるものとする。

避難所の運営の主体は、避難者が組織する避難所運営委員会とし、村職員、学校・施設管理者及びボランティアは、できる限りその支援に当たるものとする。

第3編 震災対策編
第2章 災害応急対策計画

避難所運営委員会の組織例示



(ア) 避難所運営委員会の役割と共同生活班・作業班の活動内容

- ① 避難所運営委員会は、避難所ごとに委員長、副委員長をもとに共同生活班及び作業班で組織する。
- ② 避難所運営委員会は、避難所での状況を把握し、避難所での課題、問題に対処又は情報収集伝達、各班の役割等を再認識するため、毎日時間を定めて1回以上、作業各班、共同生活班の各班長、福祉班の村職員、学校・施設管理者、ボランティア等の関係者によるミーティングを行う。

班名	活動内容
共同生活班	共同生活班は、既にある人間関係に配慮し、できる限り避難所内のブロックごと又は教室ごとに班を編成し、その代表者（班長）を選出する。 ①給食・生活物資等の受け取り、分配を行う。 ②避難所内でのトラブルを予防する。 ③共同生活を送るための決められたルール of 徹底を図る。
作業班各班	
総務班 (総務対策)	①備蓄倉庫内の資機材の取り扱い及び管理を行う。 ②災害発生時間、被害状況、避難者の状況に見合った避難所のレイアウトを施設管理者と相談し、設定する。 ③避難所生活を避難所住民の協力を得ながら秩序あるものとして維持するため、必要があれば、保安要員を確保し、避難所内のパトロールを行う。 ④ボランティアとの連絡調整を行う。 ⑤避難所日誌を作成する。 ⑥避難所運営委員会の庶務及び事務局を担当する。
情報広報班 (情報広報対策)	①デマやパニックを防止するため、情報管理の一元化をする。 ②避難所担当の村職員並びに学校職員及び施設管理者との連絡調整を行い、避難所生活に必要な生活関連情報、生活支援情報等を収集し伝達する。また、避難所での要望等も伝達する。 ③避難所内に設置する掲示板（各種情報を掲示するもの）を管理し、各種情報を伝達する。
救護班 (要援護者の保護)	①障がい者、お年寄り、傷病者の方々に援護する。 ②名簿総括班と連携し、傷病者を把握する。 ③負傷者の応急手当、医療機関への誘導、搬送の手配をする。 ④医療拠点となった避難所では、医師と連携し、傷病者の救護を行う。

班名	活動内容
清掃班 (環境衛生 対策)	①仮設トイレを設置する。 ②避難所からのゴミの出し方(分別)のルールを入所者へ徹底させる。 ③ゴミの収集体制が整うまでの間は、各施設内において、ゴミを処理(保管)する。 ④避難所の清掃を行う。
物資分配班 (食料・生活 用品等の調 達・配布)	①備蓄食料や救援物資、生活必需品等を災害対策本部から受け入れ、配布する。 ②名簿総括班と連携し、避難者数を把握し、必要となる物資の数量を把握する。 ③高齢者、障がい者への対応を優先し、公平な分配を行う。 ④配布時に、混乱が起らないよう対策を講じる。
給食・給水班 (給食・給水 対策)	①給食施設がある避難所では、施設職員等と連携し、炊き出しを行う。 ②給水時に混乱が起ないように対策を講じる。 ③名簿総括班、物資配分班と連携し、炊き出しに必要な材料、燃料等について村職員等を通じて災害対策本部に要請し、確保する。
名簿総括班 (避難者名簿 の管理)	避難者を収容する際に作成するこの名簿は、食料、物資配給の基礎データとする。 ①名簿の一元管理を行い、入所者、出所者を把握する。 ②一般的な避難者の名簿だけでなく、要配慮者、帰宅困難者等の避難者名簿を別途作成・管理し、村災害対策本部に報告する。 ③作業各班に情報を提供し、各班の活動がスムーズに行えるよう連携を密にする。

エ【住民が実施する対策】

指定避難所の管理運営について村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

5 避難所における炊き出しその他の食品給与

- (1) 村災害対策本部は避難所の収容人員の報告に基づき、必要な米穀等を購入し、直ちに各避難場所に配給する。
- (2) 副食、炊き出しに必要な器材及び燃料の調達は、本計画第2編第2章第14節「食料品等の調達供給活動」による。

6 指定避難所等

指定避難所及び自治会避難所は、別添資料編参照。

7 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

(1) 基本方針

広域避難及び広域一時滞在について県、村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 広域避難の対応

① 協議等

災害の予測規模、避難者数に鑑み、村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し当該他都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊

第3編 震災対策編

第2章 災害応急対策計画

急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

② 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

③ 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡を取りあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

(イ) 広域一時滞在の対応

① 協議等

村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、被災した村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

② 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

イ【運送事業者等の関係事業者が実施する対策（広域避難）】

(ア) 活動実施

運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、国、村等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

(イ) 避難者への情報提供

関係事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関及び村と相互に連絡を取りあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

8 避難所の閉鎖、避難者の集約

(1) 基本方針

避難指示の解除、応急仮設住宅の設置等による避難者の減少に伴い、開設していた避難所を順次閉鎖していく。

避難が長期間にわたる場合、避難者数の状況を見はからい、段階的に、以下に示す候補施設への集約を行う。ただし、下記施設が、被災により使用困難な場合は、代替施設の検討を行う。

候補施設名称

- ・大鹿村交流センター
- ・公民館鹿塩地区館
- ・ふれあいセンターあかいし

9 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう村及び県は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて村が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供するものとする。

(イ) 必要に応じ、民間賃貸住宅等の借り上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供するものとする。

(ウ) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請するものとする。

① 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とするものとする。(国から通知があった場合はこの限りでない。)

② 応急仮設住宅の建設のため、村公有地又は私有地を提供するものとする。

③ 被災者の状況調査を行い、入居者決定の協力を行うものとする。なお、仮設住宅への入居者の選定に当たっては以下の項目を満たす者とする。

「住居の全焼、全壊又は流出等によって、居住する住居がない被災者」で、かつ「自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者」

入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者への配慮をするものとする。

④ 入居者の選定に当たっては、選考委員会を設置する。選考委員会は、以下の世帯区分の優先順位に従い、選定するものとする。

入居者の選定基準

優先順位	世帯の区分
第1順位	・ 高齢者（60歳以上）だけの世帯 ・ 障がい者のいる世帯 ここでいう障がい者とは、以下の事項に該当する者とする。 ○ 障害者手帳1・2級所有者、療育手帳Aランク該当者 ○ 精神的障がいがあり、保健所長が発行する特別障がい者の証明書を有する者（障害年金1級受給者並びに「障害の状況に関する証明書」の特別障がい者） ○ 特定疾患患者等で障害年金1級受給者 ・ 母子家庭（子供が18歳未満）
第2順位	・ 高齢者（65歳以上）のいる世帯 ・ 乳幼児（3歳以下）のいる世帯 ・ 妊婦のいる世帯 ・ 18歳未満の子供が3人以上いる世帯
第3順位	病弱者（日常生活を営む上で介助を必要とする方）のいる世帯
第4順位	その他の世帯（上記の3つの区分に当てはまらない世帯）

⑤ 入居者の選考委員会は、原則として以下の者により構成する。

- a 県
- b 村
- c 自主防災組織役員
- d 民生委員・児童委員
- e その他、村長が必要と認める者

⑥ 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行うものとする。

- (エ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供するものとする。
- (オ) 周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、村に情報提供を行うものとする。
- (カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮するものとする。

10 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

- (ア) 村は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする
- (イ) 村は、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するように努めるものとする。
- (ウ) 村自らの調査では避難先が把握できない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。
- (エ) 村は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。
- (オ) 村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。
- (カ) 村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するように努めるものとする。この場合において、村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (キ) 村は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (ク) 村は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
- (イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
- (ウ) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるものとする。

第12節 孤立地域対策活動

「第2編 第2章 第13節 孤立地域対策活動」を準用する。

第13節 食料品等の調達供給活動

「第2編 第2章 第14節 食料品等の調達供給活動」を準用する。

第14節 飲料水の調達供給活動

「第2編 第2章 第15節 飲料水の調達供給活動」を準用する。

第15節 生活必需品の調達供給活動

「第2編 第2章 第16節 生活必需品の調達供給活動」を準用する。

第16節 保健衛生、感染症予防活動

「第2編 第2章 第17節 保健衛生、感染症予防活動」を準用する。

第17節 遺体の搜索及び対策等の活動

「第2編 第2章 第18節 遺体の搜索及び対策等の活動」を準用する。

第18節 廃棄物の処理活動

「第2編 第2章 第19節 廃棄物の処理活動」を準用する。

第19節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

「第2編 第2章 第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」を準用する。

第20節 危険物施設等応急活動

「第2編 第2章 第21節 危険物施設等応急活動」を準用する。

第21節 電気施設応急活動

「第2編 第2章 第22節 電気施設応急活動」を準用する。

第22節 上水道施設応急活動

「第2編 第2章 第23節 上水道施設応急活動」を準用する。

第23節 通信・放送施設応急活動

「第2編 第2章 第24節 通信・放送施設応急活動」を準用する。

第24節 災害広報活動

「第2編 第2章 第25節 災害広報活動」を準用する。

第25節 土砂災害等応急活動

「第2編 第2章 第26節 土砂災害等応急活動」を準用する。

第26節 建築物災害応急活動

「第2編 第2章 第27節 建築物災害応急活動」を準用する。

第27節 道路及び橋梁応急活動

「第2編 第2章 第28節 道路及び橋梁応急活動」を準用する。

第28節 河川施設等応急活動

「第2編 第2章 第29節 河川施設等応急活動」を準用する。

第29節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

「第2編 第2章 第30節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動」を準用する。

第30節 ため池災害応急活動

「第2編 第2章 第31節 ため池災害応急活動」を準用する。

第31節 農林産物災害応急活動

「第2編 第2章 第32節 農林産物災害応急活動」を準用する。

第32節 文教活動

「第2編 第2章 第33節 文教活動」を準用する。

第33節 飼養動物の保護対策

「第2編 第2章 第34節 飼養動物の保護対策」を準用する。

第34節 ボランティアの受入体制

「第2編 第2章 第35節 ボランティアの受入体制」を準用する。

第 35 節 義援物資及び義援金の受入体制

「第 2 編 第 2 章 第 36 節 義援物資及び義援金の受入体制」を準用する。

第 36 節 災害救助法の適用

「第 2 編 第 2 章 第 37 節 災害救助法の適用」を準用する。

第 37 節 観光地の災害応急対策

「第 2 編 第 2 章 第 38 節 観光地の災害応急対策」を準用する。

第3編 震災対策編

第2章 災害応急対策計画

第3章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

「第2編 第3章 第1節 復旧・復興の基本方針の決定」を準用する。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

「第2編 第3章 第2節 迅速な原状復旧の進め方」を準用する。

第3節 計画的な復興

「第2編 第3章 第3節 計画的な復興」を準用する。

第4節 資金計画

「第2編 第3章 第4節 資金計画」を準用する。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

「第2編 第3章 第5節 被災者等の生活再建等の支援」を準用する。

第6節 被災中小企業等の復興

「第2編 第3章 第6節 被災中小企業等の復興」を準用する。

第7節 被災した観光地の復興

「第2編 第3章 第7節 被災した観光地の復興」を準用する。

第4章 東海地震に関する事前対策活動

第1節 総則

1 強化計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下大震法という。）第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域について、東海地震に関する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を定め、村における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

2 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動をする旨の意思決定を行った場合の対応方針

警戒宣言が発せられる前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動をする旨の意思決定を行った場合、必要な準備行動を実施する。

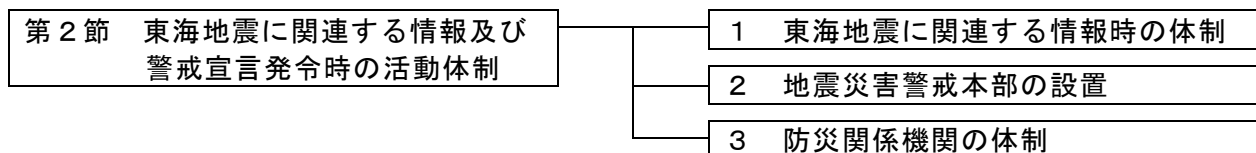
3 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

村の地域に係る地震防災に関し、村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は「第1編 第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」による。

第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制

気象庁では、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始している。これに伴い、現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。

基本方針	・東海地震に関連調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられてから地震が発生するまでの間、又は警戒宣言が解除されるまでの応急活動体制を策定	実施機関	各班
主な活動	・東海地震に関連する情報伝達時の配備体制等 ・地震災害警戒本部設置時の地震防災対策等の実施 ・各機関の防災業務計画に基づき警戒宣言の発令に備えて準備を実施		



1 東海地震に関連する情報時の体制

東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が伝達されたとき、又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動をする旨の意思決定を行った場合は、地域防災計画に定めるところにより配備体制をとり次の業務を行う。

- (1) 地震予知情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報
- (2) 地震災害警戒本部設置の準備
- (3) 地震防災応急対策の準備
 - ア 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
 - イ 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受け入れの準備や物資、資機材等の確認
 - ウ 管理している施設の緊急点検
 - エ 学校の児童生徒の引渡し等の安全確保対策

2 地震災害警戒本部の設置

警戒宣言が発せられたときは、「村地震災害警戒本部」を設置し、地域防災計画に定めるところにより、次の業務を行う。

- (1) 地震予知情報等の収集及び住民、防災関係機関等への伝達
- (2) 自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告
- (3) 村内における地震防災対策の実施

詳細は「第2編 第2章 第3節 非常参集職員の活動 4 災害警戒本部」を準用する。

3 防災関係機関の体制

(1) 東海地震に関連する情報時の体制

各機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報が伝達されたとき、又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動をする旨の意思決定を行った場合は、その所掌業務について、各機関の防災業務計画に基づき警戒宣言の発令に備えて準備を行うものとする。

- ア 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
- イ 地震防災応急対策上必要な資機材等の確認

第3編 震災対策編

第4章 東海地震に関する事前対策活動

ウ 管理している施設の緊急点検

(2) 警戒宣言時の体制

各機関は、活動体制等について各機関の防災業務計画にあらかじめ定めておくものとする。また、その所掌業務について災害時に備えての準備を行う。

第3節 災害情報の収集・連絡活動

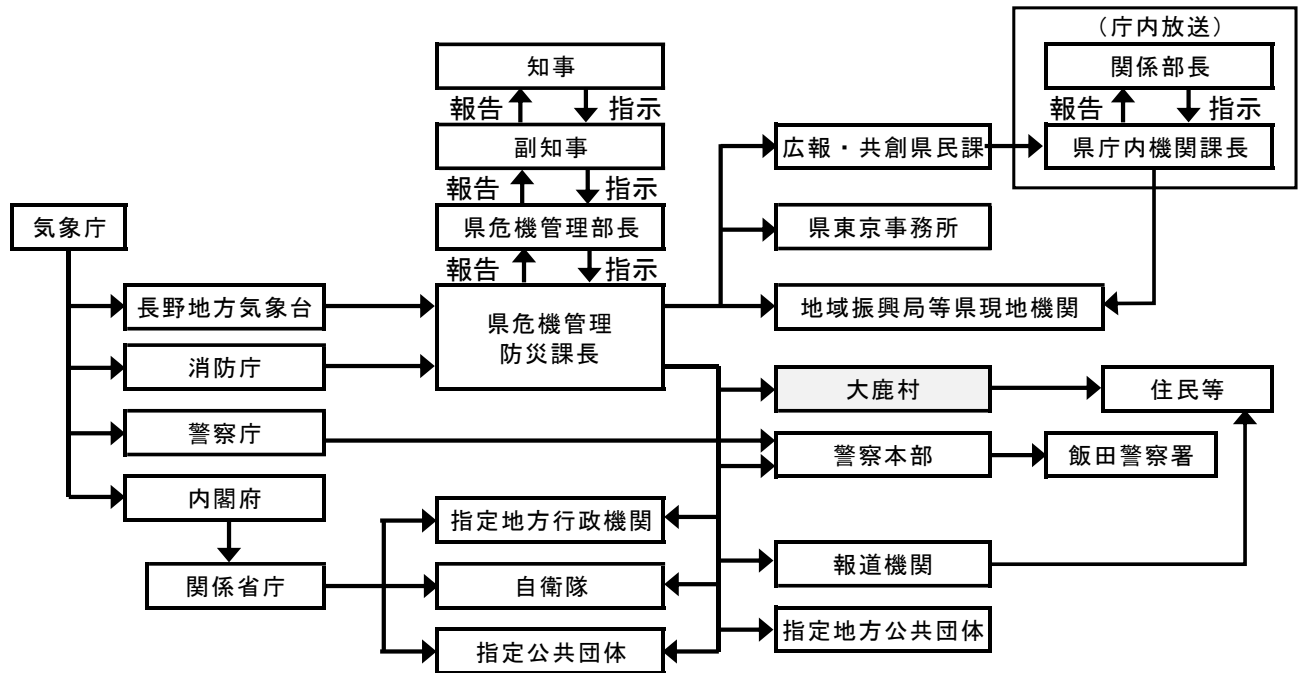
1 地震予知に関する情報等の伝達

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達については、次により迅速かつ的確に行うものとする。

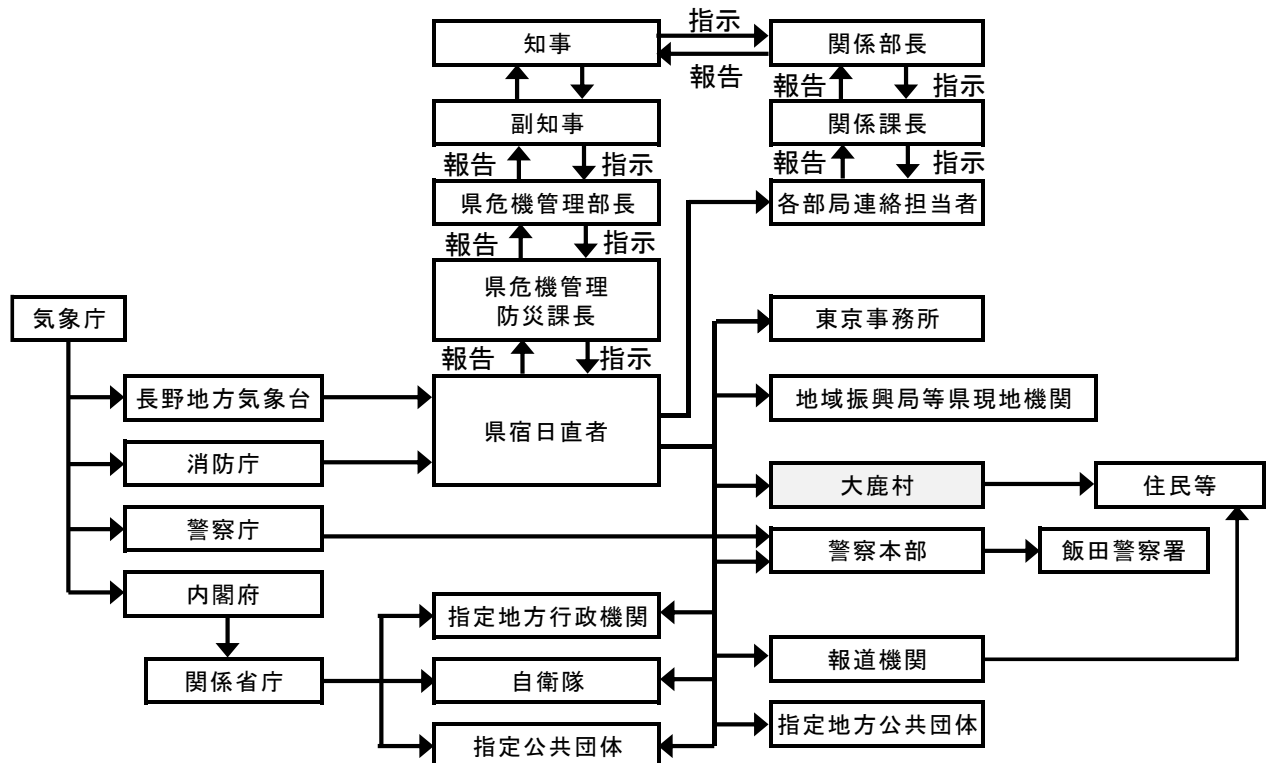
(1) 東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報

ア 伝達系統図

(ア) 勤務時間内



(イ) 勤務時間外及び休日



イ 勤務時間内の伝達要領

(ア) 勤務時間内に、消防庁又は長野地方気象台から東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した県危機管理防災課長は、直ちに系統図に従い知事へ報告するとともに、県防災行政無線等により村、県出先機関、警戒本部員の属する指定地方行政機関等へ伝達する。

(イ) 庁内県職員に対する伝達は、放送設備による一斉庁内放送により行う。

ウ 勤務時間外、休日の伝達要領

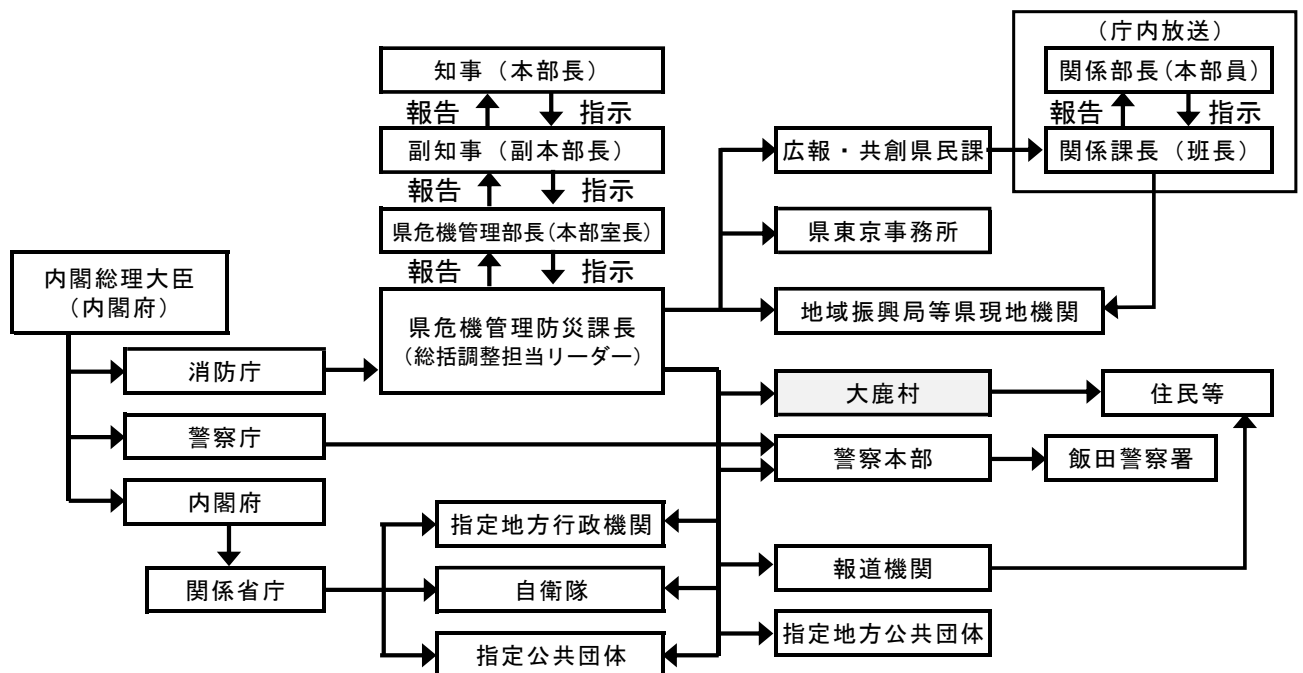
(ア) 勤務時間外及び休日に、東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した宿日直者は、直ちにこの旨を県危機管理防災課長へ報告する。

(イ) 報告を受けた県危機管理防災課長は、課職員の登庁を指示するとともに、系統図に従い知事へ報告し、必要な指示を受ける。

(ウ) 県危機管理防災課職員は、速やかに登庁し、県防災行政無線等により村、県現地機関、警戒本部員の属する指定地方行政機関等へ伝達するとともに、各課連絡担当者を通じて配備職員の参集指示を伝達する。

（2）警戒宣言

ア 伝達系統図



イ 伝達要領

(ア) 警戒宣言は、内閣総理大臣が報道機関を通じて発するので、それにより覚知する。
 なお、発する前に、警戒宣言を発することについて閣議決定がなされた旨の通知を県危機管理防災課長が受理した場合は、知事の指示により市町村に対して（１）の伝達系統図に準じて伝達する。

(イ) 警戒宣言後、消防庁より警戒宣言文及び東海地震予知情報の内容等の通知を受理した危機管理防災課長（県警戒本部総括調整担当リーダー）は、直ちに系統図に従い知事（県警戒本部長）へ報告するとともに、指示に基づき、県防災行政無線により市町村、県現地機関等へ伝達する。また、県警戒本部要員、その他の配備職員へは、放送設備による一斉庁内放送により伝達するとともに、必要な資料を配付する。

【参考】「東海地震に関連する情報」の発表基準等

情報名称	情報の発表基準等
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 (3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと判定会が判断した場合等)
東海地震注意情報	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 (2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと判定会が判断した場合等)
東海地震に関連する調査情報(臨時)	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合 (1箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等)
東海地震に関連する調査情報(定例)	毎月の定例の判定会で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

2 応急対策実施状況等の収集伝達

村、県、防災関係機関は、相互に連絡を取り、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。

なお、県警戒本部が収集する主な情報は、次のとおりである。

調査事項	報告ルート
病院の診療状況、救護班の出動体制	診療所管理者－大鹿村－保健福祉事務所(保健所) －県警戒本部(健康福祉部)
金融機関の営業状況	金融機関－長野財務事務所－県警戒本部(危機管理部) (農協－大鹿村－南信州地域振興局－県警戒本部)(農政部) (労働金庫－県警戒本部)(健康福祉部) (その他の金融機関－南信州地域振興局－県警戒本部) (危機管理部)
主要食料の在庫状況等	関東農政局長野支局－県警戒本部(農政部)
列車の運転状況、旅客の状況	J R 東海－県警戒本部(企画振興部)
バスの運転状況、旅客の状況	路線バス会社－県警戒本部(企画振興部)
電話等のそ通状況、利用制限の状況	電気通信事業者－県警戒本部(危機管理部)
救護医療班の出動体制	日本赤十字社長野県支部－県警戒本部(健康福祉部) (公社)県医師会－県警戒本部(健康福祉部)
道路の交通規制の状況・車両通行状況	中日本高速道路(株)－県警戒本部(建設部) 中部地方整備局－県警戒本部(建設部) 大鹿村－建設事務所－県警戒本部(建設部)
緊急輸送車両の確保台数	(公社)県トラック協会－県警戒本部(危機管理部)
避難、救護の状況、旅行者数、社会福祉施設の運営状況、スーパーの営業状況	大鹿村－南信州地域振興局－県警戒本部(危機管理部)
小学校の授業実施状況等	大鹿村教育委員会－教育事務所－県警戒本部(教育委員会)

第4節 災害広報活動

「第3編 第2章 第24節 災害広報活動」を準用する。

第5節 避難受入及び情報提供活動

「第3編 第2章 第11節 避難受入及び情報提供活動」を準用する。

第6節 食料品等、飲料水、生活必需品の調達供給活動

「第3編 第2章 第13節 食料品等の調達供給活動」、「第3編 第2章 第14節 飲料水の調達供給活動」、「第3編 第2章 第15節 生活必需品の調達供給活動」を準用する。

第7節 救助・救急・医療活動及び保健衛生、感染症予防活動

「第3編 第2章 第6節 救助・救急・医療活動」、「第3編 第2章 第16節 保健衛生、感染症予防活動」を準用する。

第8節 文教活動

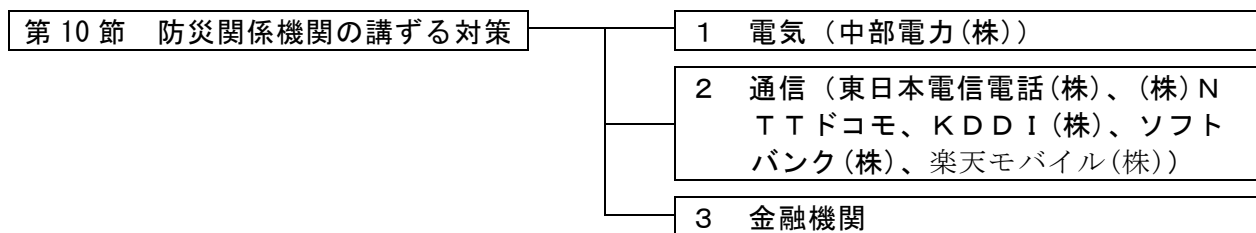
「第3編 第2章 第32節 文教活動」を準用する。

第9節 消防・水防活動

「第3編 第2章 第7節 消防・水防活動」を準用する。

第10節 防災関係機関の講ずる対策

基本方針	・東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これら情報の共有を図る。	実施機関	防災関係機関
主な活動	・防災関係機関は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動をする旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を実施する。		



1 電気（中部電力(株)）

- (1) 地震災害警戒本部を設置する。
- (2) 電力設備の特別巡視点検を実施し、通信網の確保、要員、資機材の確保を図るとともに、その輸送ルートを確認する。
- (3) 社員一人一人が、的確迅速な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全社員が携帯する。
- (4) 訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ、ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置についての広報を行う。

2 通信（東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)）

- (1) 地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置するとともに、復旧体制を確認する。
- (2) 重要通信を確保するため、通信の疎通状況の監視を強化し、必要により通話規制等の利用制限措置を講ずる。
- (3) 通信の途絶を防止するため、災害対策機器の試験・点検を行う。
- (4) 通信の疎通状況・利用制限措置について利用者へ広報を行う。
- (5) 警戒宣言発令後、災害伝言ダイヤル・災害伝言板版・web171の運用開始に向けた準備を行うとともに、輻輳が発生した場合は、速やかに運用を開始する。なお、注意情報等発出後においても、同様とする。

3 金融機関

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止するものとする。
ただし、預金取扱金融機関においては、普通預金の払戻業務以外の業務は停止し、その後、店頭の顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起こさないように窓口における払戻業務も停止する。
- (2) 預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機（ATM）等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障を来さないような措置を講ずるものとする。
- (3) 営業停止等を周知させるため、ポスターの店頭掲示、新聞やインターネット等を活用して広報を行うものとする。

第3編 震災対策編

第4章 東海地震に関する事前対策活動

※「民間金融機関」とは、「預金取扱金融機関」等をいい、「預金取扱金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合等の預金を取り扱う機関をいう。

第 11 節 自主防災活動

基本方針	・東海地震注意情報発表後、生命と財産を住民自身の手で守るため、各自主防災組織及び住民等が自主的に行う活動について定める。	実施機関	消防防災班
主な活動	・東海地震注意情報発表後の情報の収集・伝達、防災用資機材等の配備・活用及び避難活動 ・家庭内対策の徹底 ・社会秩序の維持		

第 11 節 自主防災活動	1 自主防災組織の活動拠点の設置
	2 自主防災組織の情報の収集・伝達
	3 自主防災組織の防災用資機材等の配備・活用
	4 家庭内対策の徹底
	5 避難活動
	6 社会秩序の維持

1 自主防災組織の活動拠点の設置

避難所等に自主防災組織ごとに活動拠点を設営する。

2 自主防災組織の情報の収集・伝達

- (1) 自主防災組織は、東海地震注意情報、東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
- (2) 住民は、東海地震に関連する情報等をテレビ、ラジオで入手するよう努める。
- (3) 自主防災組織は、必要に応じて室外拡声装置による避難指示等の伝達を行う。

3 自主防災組織の防災用資機材等の配備・活用

- (1) 消火器等初期消火用資機材の点検と準備を行う。
- (2) 各地区内に保管中の防災用資機材等を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

4 家庭内対策の徹底

自主防災組織は、次の事項について、各家庭へ呼びかけ確認する。

- (1) 家具の転倒防止
家具類の固定状況を確認する。
- (2) 落下等防止
タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等、安全対策を実施する。
- (3) 出火防止
出火の危険性のある物の除去、消火器の確認、水のくみ置き等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。
- (4) 備蓄食料・飲料水の確認
備蓄食料及び飲料水を確認する。

5 避難活動

(1) 自主防災組織の避難行動

- ア 避難対象地区の住民に対して、村長の避難指示を伝達し、危険地域外のあらかじめ定められた避難地等へ避難を行う。避難状況を確認するとともに、その状況を地震災害警戒本部に報告する。
- イ 要配慮者等で避難の困難な者については、避難場所まで搬送する等支援を行う。
- ウ 家屋の耐震強度が不十分な場合等、地震による被害が予想される場合は、最寄りの避難地及び付近の安全な空地等への避難を勧める。

(2) 避難所の運営

- 避難所の運営については、本計画第3編第2章第11節「避難受入及び情報提供活動」によるものとする。東海地震予知情報（警戒宣言）発表時の主な措置は以下のものとする。
- ア 屋外の避難生活に必要なテント、ビニールシート等を準備する。
- イ 応急手当に用いる医薬品等、救護活動及び保健衛生活動等に必要な資機材を準備する。
- ウ 東海地震予知情報（警戒宣言）発表期間が長期化し、食品・飲料水等の生活必需品に不足が生じた場合は、地震災害警戒本部等と連携し、その確保に努める。

6 社会秩序の維持

(1) 正確な情報収集

住民は、ラジオ、テレビ、防災行政無線（戸別受信機）、有線放送等による正確な情報の収集に努め、流言飛語の発生を防止して、社会秩序を乱すことのないように努める。

(2) 社会混乱の回避

自主防災組織は、生活物資の買い占め等の混乱が生じぬように、住民に対して呼びかけを行い、物資の公平で円滑な供給に協力する。

第12節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

「第3編 第2章 第19節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」を準用する。

第13節 道路及び橋梁応急活動

「第3編 第2章 第27節 道路及び橋梁応急活動」を準用する。

第14節 緊急輸送活動

「第3編 第2章 第9節 緊急輸送活動」を準用する。

第 15 節 他の機関に対する応援の要請

基本方針	・警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策上の必要に応じて、法令やあらかじめ締結した協定等に基づき、応援を要請する。	実施機関	地震災害 警戒本部 事務局
主な活動	・村長は、地震防災応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他市町村長、知事、応援協定締結団体、自衛隊等に応援を要請		

第 15 節 他の機関に対する応援の要請	1 他市町村長への応援要請
	2 知事への応援要請
	3 応援協定締結団体等への応援要請
	4 自衛隊の地震防災派遣要請
	5 受入体制の確保
	6 費用の負担

1 他市町村長への応援要請

村長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため必要があると認めるときは、大震法第 26 条の規定により他の市町村長に対し応援を求めることができる。

2 知事への応援要請

村長は、地震防災応急対策を実施するため必要があると認めるときは、大震法第 26 条の規定により知事に対し応援を求め、又は応急措置を要請することができる。

3 応援協定締結団体等への応援要請

村長は、必要と認めるときは、上記 1 に掲げる応援協定のうち最も当該必要状況に適した締結先に応援を要請する。

4 自衛隊の地震防災派遣要請

村長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊の支援の必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣要請を依頼するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を要請する期間
- (3) 派遣を希望する区域
- (4) その他参考となるべき事項

5 受入体制の確保

村は、地震が発生し、他の市町村等からの応援を受け入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入体制を整えるよう努めるものとする。

6 費用の負担

他の市町村等から応援がなされた場合の応援に要した費用の負担方法は、大震法第 31 条に定める方法による。

第 16 節 村が管理する施設等の対策

基本方針	・地震発生時に被害軽減及び円滑な応急対策の実施を図るため、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言発表時に村が管理する施設等について実施する主な事項について定める。 なお、各班は「第2章 災害応急対策計画」に照らし合わせ、発災に備えた準備に万全を期す。	実施機関	各班
主な活動	・村が管理する各施設について施設特性に応じた防災対策の実施		

第 16 節 村が管理する施設等の対策	1 各班が共通して実施する事項
	2 施設の特性に応じた主な実施事項

1 各班が共通して実施する事項

- (1) 東海地震関連情報の施設利用者等への伝達
- (2) 地震防災応急対策を実施する組織体制の確立
- (3) 避難誘導等安全確保のための措置
- (4) 消防・水防等の事前措置
- (5) 施設利用者・所属職員等に対する応急救護体制の確立
- (6) 施設、設備の整備及び点検

2 施設の特性に応じた主な実施事項

- (1) 村庁舎
 - ア 自家発電装置、可搬型発電機等による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 警戒本部に必要な資機材及び緊急車両等の確保
 - エ 火気器具の点検
 - オ 消火及び防火設備・器具の点検・準備
 - カ 施設内備品の転倒及び落下防止措置
- (2) 水道
 - ア 自家発電装置、可搬型発電機等による非常用電源の確保
 - イ 配水池等の貯水量の確認
 - ウ 主要施設のバルブ調整及び配管の点検
 - エ 応急給水を実施するための人員・車両等確保の措置
- (3) 道路
 - ア 緊急輸送道路確保、道路啓開に必要な資機材、人員の把握、出動体制の確立
 - イ 避難に支障を来す障害物の除去
 - ウ 橋梁、法面等の危険箇所の点検及び安全措置
- (4) 学校、保育所
 - ア 当該学校等が村の定める避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - イ 当該学校等に保護を必要とする児童・生徒がいる場合の保護の措置
- (5) 社会福祉施設

重度障がい者、高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- (6) 急傾斜地等
 - ア 住民への危険箇所等への警戒呼びかけ

- イ 必要に応じて安全な場所に速やかな警戒避難が可能な体制の確立
- (7) 河川施設等
 - ア 管理施設等の非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置
 - イ 必要に応じて用水路の断水又は減水の措置
 - ウ 必要に応じて安全な場所に速やかな警戒避難が可能な体制の確立
- (8) 廃棄物処理施設等
 - ア 処理設備の点検及び安全措置
 - イ 災害廃棄物の応急集積場所の確保及び収集運搬計画の策定

第 17 節 事業所等対策計画

基本方針	- 警戒宣言が発せられた場合、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届出すべき施設又は事業（大規模地震対策特別措置法第7条第1項に規定された施設又は事業で、政令で定めるもの）の管理者、又は運営者（以下「事業所等」という）は、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。 - 強化地域外の事業所等や一定規模以下の施設及び事業所にあっても、警戒宣言時の対応措置をあらかじめ定めておく。 - これら事業所等においては、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動をする旨の意思決定を行った場合、建物等の耐震性や立地条件、営業や利用状況などを判断して、警戒宣言時の地震防災応急対策を円滑に実施するための確認又は準備的措置をとる。	実施機関	消防防災班
主な活動	- 防災責任者などを中心にして、地震災害を未然に防止し、又は軽減するための体制を確立 - 顧客や従業員等に迅速かつ正確に伝達し、避難誘導や安全確保のための措置を実施 - あらかじめ定められた分担に従って地震防災応急対策を実施		

第 17 節 事業所等対策計画	1 事業所等が実施する計画
	2 従業員の帰宅措置

1 事業所等が実施する計画

（１）施設内の防災体制の確立

- ア 防災責任者などを中心にして、地震災害を未然に防止し、又は軽減するための体制を確立するものとする。
- イ 地震予知情報等必要な情報を正確に入手し、顧客や従業員等に迅速かつ正確に伝達し、避難誘導や安全確保のための措置をとるものとする。
- ウ あらかじめ定められた分担に従って地震防災応急対策を実施するものとする。

（２）応急保安措置の実施

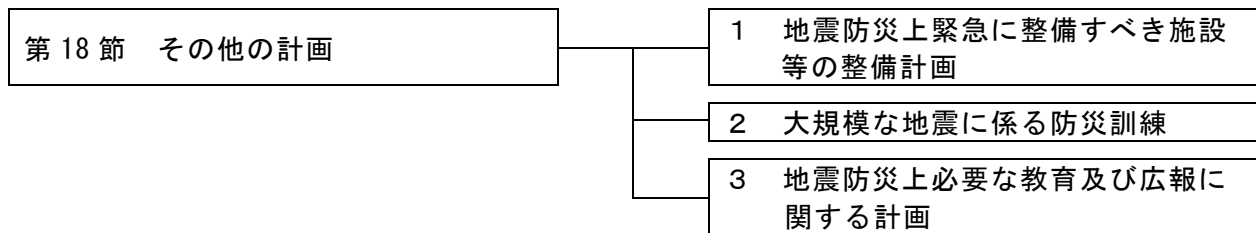
- 事業所内の地震防災応急計画に基づいて、防災体制を整えるものとする。
- ア 火気使用を自粛するものとする。
- イ 落下物による被害等防災上の点検を行い必要があれば、応急修理を実施するものとする。
- ウ 消火器具等の消防施設を点検し、出火に備えるものとする。
- なお、夜間、休日等時間外に警戒宣言が発せられたときは、事業所内の地震防災応急計画に基づいて、直ちに出勤し、あらかじめ定めてある応急対策を行うものとする。

2 従業員の帰宅措置

- 事業所等においては、応急保安措置をとった後は、保安要員を残し避難を開始する。
- この場合、従業員数、道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路にかかる状況を確認した上で、相互協力し時差退社させるものとする。
- ただし、帰宅に当たっては、徒歩又は自転車によるものとし、原則として自家用車による帰宅はしないものとする。
- なお、強化地域内では、バス等の運行が停止されるので、帰宅方法等について適切な措置をとっておくものとする。

第 18 節 その他の計画

基本方針	・地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備、大規模な地震に係る防災訓練等の対策について定める。	実施機関	各班
主な活動	・地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画、大規模な地震に係る防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する計画について、各節に定める内容により活動を行う。		



1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画については、本計画第3編第1章第1節「地震に強いむらづくり」、及び「第6節 消防・水防活動計画」による。

2 大規模な地震に係る防災訓練

大規模な地震に係る防災訓練については、本計画第3編第1章第29節「防災訓練計画」による。

3 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

地震防災上必要な教育及び広報に関する計画については、本計画第3編第1章第28節「防災知識普及計画」による。

第5章 南海トラフ地震臨時の運用 (南海トラフ地震防災対策推進計画)

第1節 総則

第1節 総則	1 目的
	2 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱
	3 南海トラフ地震臨時情報について
	4 推進地域

1 目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第3条第1項の規定により、大鹿村が南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定されたことを受け、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、後発地震に備えるためにとるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることと、南海トラフ特措法第5条第2項の規定に基づき、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ巨大地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

第1編第3節「防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」による。

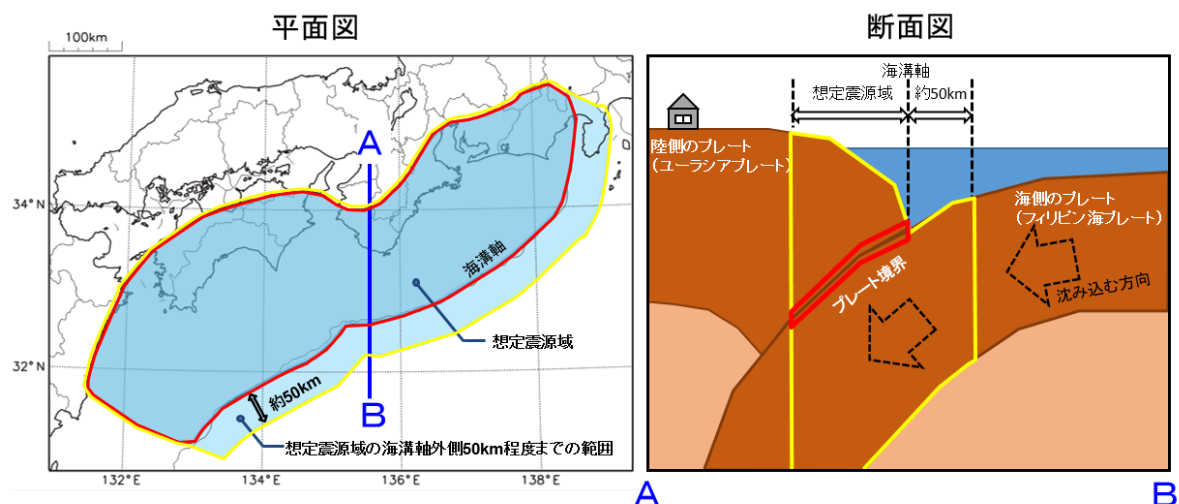
3 南海トラフ地震臨時情報について

(1) 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く。） ※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連開設情報で発表する場合がある。

- (2) 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
 情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」等の形で情報発表する。

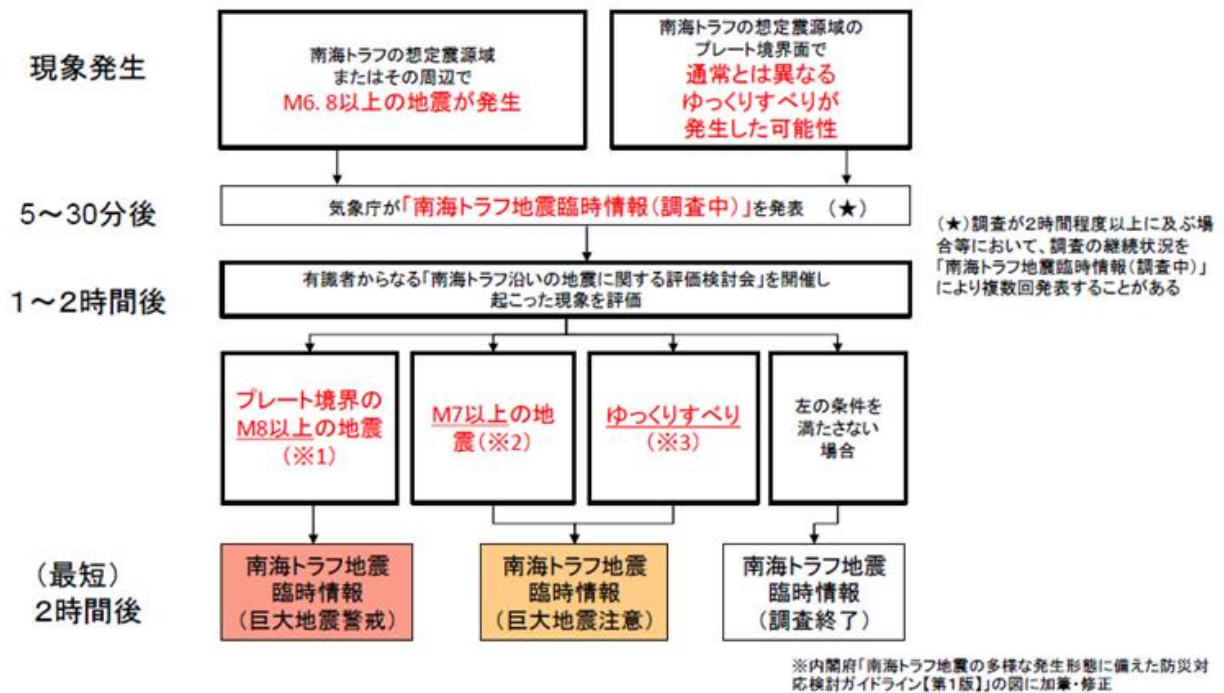
キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 - 監視領域内(下図黄枠部)でマグニチュード6.8以上の地震が発生 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界(下図赤枠部)で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 - その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※ ⁶ 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	- 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震※²が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) - 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合



引用：気象庁ホームページ「南海トラフ地震について」

第3編 震災対策編

第5章 南海トラフ地震臨時時の運用(南海トラフ地震防災対策推進計画)



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

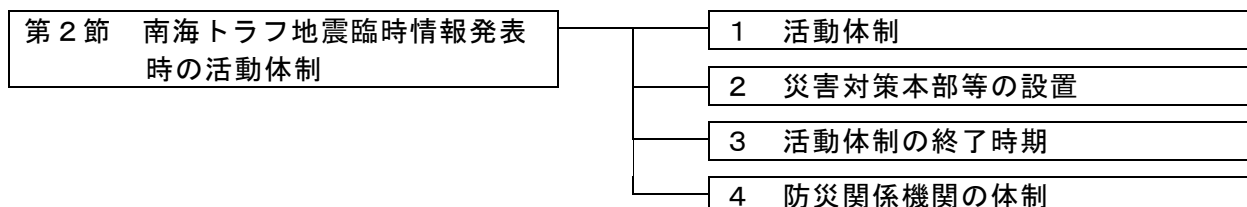
4 推進地域

本村は、推進地域に指定されている。また、本章において特段の記述がない限り「市町村」とは「推進地域内市町村」を示すものとする。県内の本村以外の市町村は以下のとおり。

岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、川上村、南牧村、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、上松町、南木曽町、大桑村、木曽町

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制

気象庁では、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始している。これに伴い、現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。



1 活動体制

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたときは、本計画第2編第2章第3節「非常参集職員の活動」に定めるところにより「第1配備体制」をとり、「地震災害警戒本部」を設置した上で、次の業務を行う。

- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達
- イ 住民等に密接に関係のある事項の広報
- ウ 地震防災応急対策の準備

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表されたときは、本計画第2編第2章第3節「非常参集職員の活動」に定めるところにより「第2配備体制」をとり、「地震災害警戒本部」を設置した上で、次の業務を行う。

- ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達
- イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報
- ウ 後発地震に対して注意する措置の実施
- エ 村内における災害応急対策に係る措置の実施

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、本計画第2編第2章第3節「非常参集職員の活動」に定めるところにより「第2配備体制」をとり、「地震災害警戒本部」を設置した上で、次の業務を行う。

- ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の収集及び伝達
- イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報
- ウ 後発地震に対して注意する措置の実施

（再掲）第2編第2章第3節「非常参集職員の活動」

- 4 災害警戒本部（1）災害警戒本部、地震災害警戒本部の設置基準
- イ 配備動員基準（ア）地震発生時

村長は、大鹿村及びその周辺地域で災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定により、災害応急対策を実施するため村長が必要と認めるときは、本計画の定めるところにより本部を設置する。また、被害状況の把握及び状況に応じた災害応急対策に対処するため、職員に対し以下の配備指令を発令する。

第3編 震災対策編

第5章 南海トラフ地震臨時の運用(南海トラフ地震防災対策推進計画)

種類	本部	設置基準	配備職員	活動内容
第1配備体制	災害警戒本部 設置	震度 4	各課課長 総務課行政係長 教委事務局長 授産所長	1 気象情報及び地震情報の収集 2 被害状況の把握 3 必要な応急対策の実施
	地震災害警戒本部 設置	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。	会計管理者 消防団長 ※状況に応じ、地区担当職員、その他職員を招集	1 南海トラフ地震臨時情報の収集及び伝達 2 住民等に密接に関係のある事項の広報 3 地震防災応急対策の準備
第2配備体制	地震災害警戒本部 設置	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）若しくは同（巨大地震注意）が発表されたとき。	全職員 消防正副団長	1 南海トラフ地震臨時情報の収集及び伝達 2 南海トラフ地震臨時情報の内容等の広報 3 後発地震に対して注意する措置の実施 4 地震防災応急対策の準備 5 準備行動の開始
	災害対策本部 設置	（次の事項の1以上に該当する場合） 1 大鹿村に震度5弱以上の地震が発生したとき。又はこれに準ずる地震により災害が予想されるとき、若しくは周辺で被害が発生したとき。 2 住民に対し避難指示が発令されたとき。 3 大鹿村村域に大規模な災害が発生した場合及び大規模な災害が発生するおそれがあるとき。 4 村長が配備を指示したとき。		1 被災状況等の収集及び伝達 2 災害対策本部各部・班事務分掌事項を実施 3 大規模災害に対処する応急対策の実施

2 災害対策本部等の設置

前記のとおり、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、大鹿村地震災害警戒本部を設置する。

（1）本部の組織及び活動要領

本計画第2編第2章第3節「非常参集職員の活動」に定めるところによる。

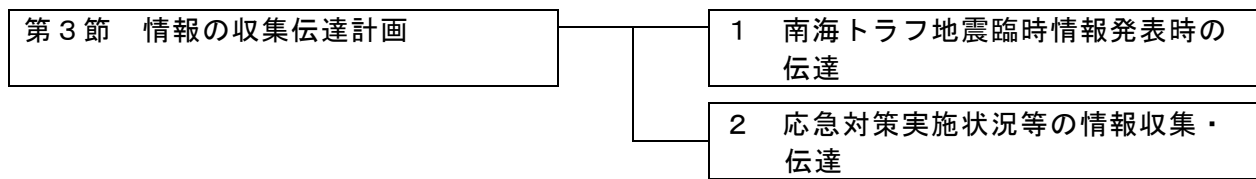
3 活動体制の終了時期

災害応急対策に係る措置をとるべき期間が終了したときは、活動体制を解除するものとする。

4 職員の参集

職員は、南海トラフ地震臨時情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

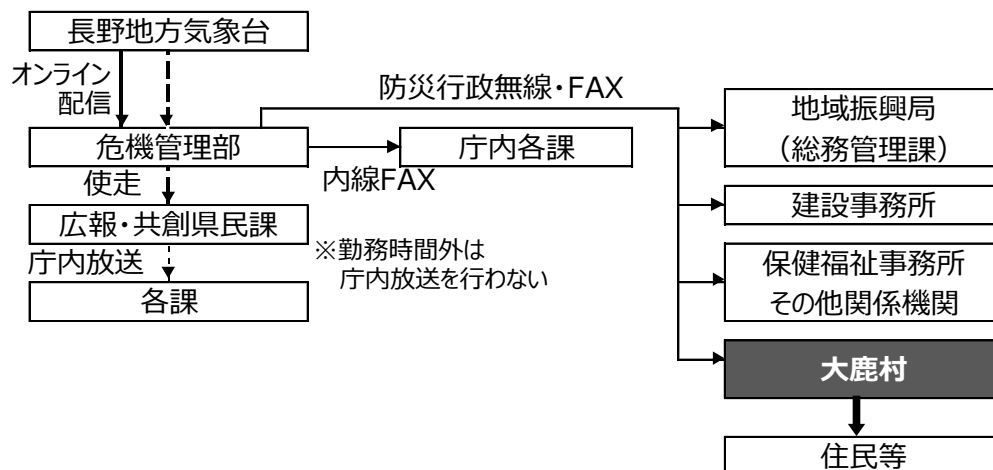
第3節 情報の収集伝達計画



1 南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達

南海トラフ地震臨時情報の伝達については、次により迅速かつ的確に行う。

(1) 伝達系統図



(2) 勤務時間内及び勤務時間外・休日の伝達要領

勤務時間内及び勤務時間外・休日の伝達要領は、第2編第2章第2節「災害情報の収集・連絡活動」の通信連絡系統を参照する。

2 応急対策実施状況等の情報収集・伝達

村、県、防災関係機関は、相互に連絡をとり、南海トラフ地震臨時情報発表時に実施する後発地震に対して注意する措置及び災害応急対策に係る措置等の状況の収集を行う。この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に警戒・対策本部等に集約する措置をとるものとする。

○大鹿村災害対策本部等が収集する主な情報

調査事項	報告ルート
施設の状況	各施設管理者－大鹿村－建設事務所－県災害対策本部（建設部）
電話等の疎通状況、利用制限の状況	電気通信事業者－県災害対策本部（危機管理部）
金融機関の営業状況	金融機関－長野財務事務所－県災害対策本部（危機管理部） （農協－大鹿村－地域振興局－県災害対策本部（農政部）） （労働金庫－県災害対策本部）（健康福祉部） （その他の金融機関－地域振興局－県災害対策本部）（危機管理部）
道路の交通規制の状況・車両通行状況	東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社 －県災害対策本部（建設部） 地方整備局－県災害対策本部（建設部） 大鹿村－建設事務所－県災害対策本部（建設部）
滞留旅客等の状況	大鹿村－地域振興局－県災害対策本部（危機管理部）

第4節 広報計画

第4節 広報計画

1 広報計画

1 広報計画

(1) 基本方針

南海トラフ地震臨時情報に関して、その発表される情報の種類に応じて、広報活動を実施する。

(2) 活動の内容

ア 村が実施する計画

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、本計画第2編風水害対策編の第2章第25節「災害広報活動」に定めるところによるほか、状況に応じて自主防災組織の協力を得て、住民に広報するものとする。

また、広報活動を実施するに当たっては、その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮するものとする。

(ア) 広報内容

① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

- a 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容
- b 住民等に密接に関係のある事項

② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等

- a 南海トラフ臨時地震情報（巨大地震注意）等の内容
- b 交通に関する情報
- c ライフラインに関する情報
- d 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項
- e 後発地震に備えるための基本的な防災対応

日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応をとること等

③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容
- b 交通に関する情報
- c ライフラインに関する情報
- d 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項
- e 後発地震に備えるための基本的な防災対応

日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応をとること等

イ 広報手段

関係事業者の協力を得つつ、村防災行政無線、エリアメール、Lアラート（災害情報共有システム）、CATV、音声告知、広報車等あらゆる広報手段を活用する。

ウ 問合せ窓口

住民等からの問合せに対応できるよう、問合せ窓口等の体制を整備する。

(3) 防災関係機関が実施する計画

県及び村等から得た情報等について広報を実施するとともに、その有する責務に応じて住民に広報する。

また、広報活動を実施するに当たっては、その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮する。

(参考) 県・市町村から住民、企業等への防災対応の呼びかけについて

県及び推進地域に指定されている市町村は、ホームページ、防災行政無線、広報車、SNS等により、住民に対して、以下について広報を行い、併せて、一定期間※、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとることなどについて呼びかけを行う。また、推進地域内の企業等に対しても、適切な防災対応をとるよう呼びかけを行う。

※「一定期間」の目安

- ・半割れケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から2週間
- ・一部割れケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表から1週間
- ・ゆっくりすべりケースの場合「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」発表からすべりが収まったと評価されるまでの期間

ア 住民への防災対応の呼びかけ（第6節、第7節関連）

臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表された際に住民が取るべき防災対応について、以下の観点を踏まえ、住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、村は必要な情報提供を行う等、防災行動を促す。

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとること。また、一定期間できるだけ安全な防災行動をとること。

○「臨時情報(巨大地震警戒)」が発表されたときは、さらに次の防災対応をとること。

・土砂災害に対する防災対応

土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域内に居住する住民は、個々の状況に応じて、自主避難を含め、身の安全を守る等の防災対応を検討する。

・住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応

耐震性の不足する住宅に居住する住民は、自主避難を含め検討する。また、器具の使用を控えること等により、火災の発生を防止する。

イ 観光客への防災対応の呼びかけ（第7節関連）

推進地域内の観光客に対して、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点の再確認を行うことを呼びかける。

ウ 推進地域外の住民等への防災対応の呼びかけ（第7節関連）

住民及び観光客に対し、「地震に備えた行動」を求めるが、「冷静な対応を行う」ことを合わせて呼びかける。

エ 企業等への防災対応の呼びかけ（第8節関連）

日頃からの地震への備えを再確認する等、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。

そのため、以下の対策を行う。

※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後、一部地域の被害等を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討する。

※南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定める。

※各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、所要要員の確保について検討するとともに、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する。

第5節 災害応急対策をとるべき期間

第5節 災害応急対策をとるべき期間	1 災害応急対策をとるべき期間

1 災害応急対策をとるべき期間

(1) 基本方針

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、あらかじめ定める災害応急対策をとるべき期間の間、災害応急対策を実施する。

(2) 災害応急対策をとるべき期間

災害応急対策をとるべき期間は、発表された南海トラフ地震臨時情報の種類に応じて、次のとおりとする。

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合

南海トラフ地震沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を行う。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を行う。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を行う。

第6節 避難対策等

第6節 避難対策等	1 避難対策等の基本方針
	2 地域住民等の避難行動等
	3 避難先の確保
	4 避難所の運営

1 避難対策等の基本方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき避難対策等について、あらかじめ検討を行う。その際、避難行動の方法や避難先の選定に関する意向について、必要に応じて住民の意見を十分に聴くものとする。

2 地域住民等の避難行動等

（1）土砂災害に対する避難行動等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき後発地震に対する警戒措置について、主に土砂災害警戒区域内に居住する住民と意見交換を行いながら、身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。

また、主に土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。

（2）住宅の倒壊、地震火災に対する避難行動等

住宅の耐震化は、突発的に発生する大規模地震への備えにもつながることから、日頃からその対策の重要性を、住民に呼びかけ、積極的に耐震化を推進する。

また、現に耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある住民に対しては、知人宅や親類宅への避難について、あらかじめ検討を促す。

3 避難先の確保

（1）避難所の受け入れ人数の把握

ア 住民が避難する場合は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対して、村は、あらかじめ避難者数を想定しておく。

イ 要配慮者については、福祉避難所など健常者とは異なる避難所の確保が必要となるため、健常者と要配慮者を分けて人数を想定しておく。

ウ 宿泊者、観光目的の滞留旅客等については、宿泊施設等関係者と、運航している公共交通機関の最寄りの乗降場所まで輸送する等帰宅方法をあらかじめ検討しておき、必要に応じて、帰宅できない見込み数を想定の受け入れ人数に加えておく。

（2）避難所候補リストの作成

ア 後発地震の発生に伴う土砂災害、耐震性の不足等の想定される危険を避ける観点から、後発地震の発生時に想定される様々なリスクに対して、できるだけ安全な施設を避難所として利用する。

イ 各避難所の収容人数については、1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障を来さない広さを確保することを念頭に、避難者1人当たりの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理する。

ウ 避難所候補リストを作る際は、以下の例も参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理する。

（ア）施設名、住所、面積、収容人数

（イ）管理者、管理者の連絡先（複数名選定を推奨）

（ウ）耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無

- (エ) 非構造部材の落下防止対策の有無
- (オ) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域か否か
- (カ) 学校の状況（授業継続又は休校）
- (キ) 周辺の避難場所からの移動距離
- (ク) 要配慮者の受け入れ可否（福祉避難所としての機能を有しているか。）
- (ケ) 冷暖房、テレビ、パーティション等の設置状況
- (コ) 食料、日用品等の備蓄状況及び近隣の食料、日用品等を確保できる商店の状況

（３）避難所の選定

避難所の選定について次の事項に留意して、避難所の選定を行う。

- ア 前項で作成した避難所候補リストに基づき、要配慮者に対しては、避難所の環境が整っている避難所を割りあてる、要配慮者以外の住民に対しては居住地域の近くの避難所を割りあてる等、住民のニーズや各施設の状況を踏まえた利用者の属性や居住地域に応じた避難所を選定する。
- イ いかなる避難先であっても、地震発生時のあらゆるリスクを完全に除去することは困難なため、住民にそれを理解してもらった上で避難を実施してもらう必要があることに留意する。

（４）避難所が不足する場合の対応

- ア 検討結果として避難所の不足が見込まれる場合は、広域の避難や旅館、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、更なる避難先の確保を行う。
- イ 住民に対しては、避難所としてなるべく知人宅や親類宅等を活用することをさらに呼びかけ、必要があれば避難方法の意向調査を再度行い、想定される避難所の利用者等を精査した上で、避難計画を検討する。
- ウ あらゆる検討を行った上で、それでも避難所が確保できない場合は、避難所の廊下やロビー等の活用、グラウンドや駐車場での車中泊やテント泊などあらゆる手段の検討を行う。
- エ 避難生活に伴うエコノミークラス症候群等、健康への影響が懸念されることから、避難者の健康に十分に配慮する。
- オ 災害等の状況に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や定員を超過して要配慮者等を受け入れることについて検討する。なお、定員を超過して受け入れる場合も入所者等の処遇に支障が生ずることのないように十分に配慮する。

4 避難所の運営

避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、村は住民とともに、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割について検討を行う。

また、被災後の避難ではないため、必要最小限のものを各自で準備することを基本とする。

第7節 住民の防災対応

第7節 住民の防災対応

1 住民等の防災対応

1 住民等の防災対応

(1) 基本方針

大規模地震の発生時期等を明確に予測できないこと、地震発生時のリスクは、住んでいる地域の特性や建物の状態、個々人の状況により異なるものであることから、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活への影響のバランスを考慮しつつ、一人一人が、自助に基づき、災害リスクに対して「より安全な防災行動を選択」していくという考え方を社会全体で醸成していくことが重要である。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、住民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、その際、県及び村は必要な情報提供を行う等その検討・実施について支援を行う。

(2) 南海トラフ地震臨時情報発表前に実施する事項

住民は、南海トラフ地震臨時情報発表時に、あわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないように、日頃からの突発地震への備えについて住民一人一人が検討・実施する。

(3) 南海トラフ地震臨時情報発表後に実施する事項

ア 住民は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、家具の固定状況、非常用持出袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動を図る。

イ 観光客は、観光を行いつつ、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点を再確認する。

ウ 住民及び観光客は、日常生活を行いつつ、地震が発生した場合に危険性が高い場所を避ける、できるだけ安全な部屋で就寝する等、個々の状況に応じて、可能な範囲で、一定期間、できるだけ安全な行動をとる。又はハザードマップ等を活用し、土砂災害等の危険性が高い地域を把握する。日常的に通行する道路周辺のブロック塀の倒壊等の危険性を確認しておく等、地震に対して警戒する。

第8節 企業等対策計画

第8節 企業等対策計画

1 企業等対策計画の基本方針

2 企業等の防災対応の検討

1 企業等対策計画の基本方針

企業等は、地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることが基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続することを基本とする。

2 企業等の防災対応の検討

(1) 防災対応を検討する手順

南海トラフ地震臨時情報が発表された際にとるべき防災対応について、以下の手順に従って検討する。

ア 南海トラフ地震を想定して策定している自社の事業継続計画（BCP）を確認し、自社の脆弱性をまず把握する。

イ その上で、今回検討する防災対応の前提となる、南海トラフ地震臨時情報発表時の社会状況等の諸状況を確認する。

ウ これらを踏まえて、南海トラフ地震臨時情報発表時に、情報別にとるべき防災対応を具体的に検討する。

(2) 南海トラフ地震に関する事業継続計画（BCP）の確認

ア 南海トラフ地震に関する事業継続計画（BCP）は、後発地震に備えてとるべき防災対応を検討する際に有効であるため、その確認を実施する。

イ 事業継続計画（BCP）未策定の企業については、速やかに策定することの他、事前の防災・減災対策を講ずるなど防災対応力を強化することが望ましい。

(3) 防災対応検討の前提となる諸条件の確認

ア 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとに、発表時に想定されるライフラインの状況等を確認し、事業継続に当たっての影響を想定する。

イ 個々の企業等の地理的条件を確認し、防災対応を検討する際に踏まえるべき、自社の位置における住民の行動を把握する。

(4) 企業等の防災対応（巨大地震注意対応）の検討

企業等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の防災対応について、個々の状況に応じて、日頃からの地震への備えを再確認する等、後発地震に備えて注意した防災対応を検討する。

(5) 企業等の防災対応（巨大地震警戒対応）の検討

ア 必要な事業を継続するための措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討する。

イ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置

企業等は、突発地震に備えて、日頃から対策を行っておくことが重要であり、その上で、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、これらの日頃からの地震への備えを再確認し、地震が発生した場合に速やかに必要な防災対応が行えるようにしておく。

また、日頃からの地震への備えの再確認の例は、以下の措置とし、これらの措置については、後発地震への備えとして、企業等の立地する地理的条件や業種の違いに関わら

第3編 震災対策編

第5章 南海トラフ地震臨時の運用(南海トラフ地震防災対策推進計画)

ず、全ての企業等が検討することが望ましい。

- (ア) 安否確認手段の確認
- (イ) 什器（じゅうき）の固定・落下防止対策の確認
- (ウ) 災害物資の集積場所等の災害拠点の確認
- (エ) 発災時の職員の役割分担の確認

ウ 施設及び設備等の点検

地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある施設及び緊急的に移動しないといけない設備等について点検に関する措置を検討する。

また、社会的に及ぼす影響の大きな不特定多数の者が利用する施設、危険物を取り扱う施設等を管理又は運営する企業については、第三者に危害を及ぼさないよう必要な点検を確実に実施する。

エ 地震に備えてふだん以上に警戒する措置

地震による被害軽減や早期復旧を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時に行う日頃からの地震への備えの再確認等に加え、個々の企業等の状況を考慮した上で必要に応じて、同情報発表後に後発地震発生に備えてふだん以上に一定期間継続的に警戒した防災行動をする措置を検討する。

一定期間継続的に実施する警戒措置の例は、以下の措置とし、これらの措置のうち、突発地震に備えた防災対策に加え、既存のBCP等も参考に、同情報発表時に実施することで一時的に企業活動が低下するものであったとしても、後発地震が発生した場合にトータルとして被害軽減・早期復旧できる措置があれば、その実施を推奨する。

- (ア) 荷物の平積み措置
- (イ) 燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化
- (ウ) サプライチェーンにおける代替体制の事前準備
- (エ) 製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し
- (オ) ヘルメットの携行の徹底
- (カ) 定期的な重要データのバックアップ
- (キ) 速やかに作業中断するための準備

オ 地域への貢献

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、ふだんから取り組んでいる企業活動の延長として、企業の強みを生かして、地域において取られている避難等の防災対応に対する支援を地方公共団体と連携して実施する。

また、それぞれの企業等において、日頃からの自主防災組織との協働体制を構築し、非常食や資機材の提供等について検討するものとする。さらに、避難誘導や要配慮者に対する支援等を実施することができる体制を検討しておく。

カ 情報の伝達

南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定めるものとする。この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

キ 防災対応実施要員の確保等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、各企業等の防災対応の実施に必要な要員については、伝達方法及び伝達手段の実態を勘案しながら、実施する防災対応の内容、その作業量、所要時間等を踏まえて、具体的な所要要員の確保について検討する。

また、各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置し、指揮命令系統、職務分担等の当該組織の内容を明確にし、企業内等にあらかじめ周知する。

第9節 防災関係機関のとりべき措置

第9節 防災関係機関のとりべき措置

1 防災関係機関のとりべき措置

1 防災関係機関のとりべき措置

(1) 基本方針

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、個々の状況に応じて、後発地震に対して警戒する措置を行うものとし、その措置についてあらかじめ計画に定める。

(2) 活動の内容

ア 消防機関等

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止等につき、その対策を実施する。

イ 警備対策

県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、次の事項を重点として犯罪及び混乱の防止に関する措置を講ずる。

(ア) 正確な情報の収集及び伝達

(イ) 不法事案等の予防及び取締り

(ウ) 地域防犯団体、警備事業等の行う民間防犯活動に対する指導

ウ 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(ア) 水道

飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合においても災害応急対策の実施を始めとする全ての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な飲料水を供給するために必要な体制を整備する。

(イ) 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合においても災害応急対策の実施を始めとする全ての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な電力を供給するために必要な体制を整備する。

(ウ) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとし、必要なガスを供給するために必要な体制を整備する。

(エ) 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施する。

(オ) 放送

① 放送は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものであるため、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の正確かつ迅速な報道に努める。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図る。

② 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、放送事業者は関係機関と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけると

第3編 震災対策編

第5章 南海トラフ地震臨時の運用(南海トラフ地震防災対策推進計画)

もに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意する。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努める。

エ 金融対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施する。

オ 交通

村は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。

カ 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、後発地震に備えた自らが管理等を行う施設等に関する対策として、施設利用者の安全確保及び機能確保のため、速やかに点検等を行うものとする。

なお、具体的な対策は施設毎に定めるものとし、県又は市町村以外が管理する施設の管理者においても対策を講じるものとする。

(ア) 防災上重要な施設に関する対策

特に、後発地震の発生後においても、防災上重要な施設（災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、体制を整えるとともに、必要な措置を講ずるものとする。

①道路等（橋梁、トンネル、砂防施設道路等（橋梁、トンネル、砂防施設、法面、林道等を含む）

危険度が特に高いと予想されるものについて、通行止め等、管理上必要な措置を行う。

a 河川・ダム

(a) 河川

水位計、監視カメラ等の動作確認等、施設の管理上必要な操作、点検準備、その他の措置を行う。

(b) ダム

施設点検、貯水量の調整等に係る、操作方法の確認等の措置を行う。

b ため池・用水路

施設点検貯水量の調整等に係る、操作方法の確認等の措置を行う。

c 庁舎、合同庁舎その他災害応急対策上重要な施設

非常用発電設備、無線通信機器等通信手段の確認、自衛消防団の活動確認等を行う。また、災害対策本部等運営に必要な資機材及び緊急車両等の確保を行う。

(イ) 多数の者が出入りする施設に関する対策多数の者が出入りする施設に関する対策

学校、社会福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、博物館、美術館、図書館等の多数の者が出入りする施設の管理上の措置の共通事項として以下の対応を行うものとする。

- ・入場者等への情報伝達
- ・入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ・施設の防火点検及び設備、備品等の転倒・落下・破損防止措置
- ・出火防止措置
- ・水、食料等の備蓄
- ・消防設備の点検、整備
- ・非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

また、以下のとおり各施設の管理上の措置を行うものとする。

① 保育園、小・中学校等

児童生徒等の年齢も考慮の上、地域や家庭環境に応じた対応を行い、後発地震発生による災害リスクを考慮した安全確保のための措置を行う。

② 社会福祉施設

重度障がい者、高齢者等、移動することが困難な者等について、個々の状況に応じた安全確保のための必要な措置を行う。

③ 病院・診療所等

患者・入所者の安全確保及び避難に備えた対応の確認、施設点検、患者搬送計画の策定等の必要な措置を行う。また、搬送増加が想定される負傷者の受入れ等に備えた必要な措置を行う。

④ 上下水道施設

処理機能の確保等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を行う。

第3編 震災対策編

第5章 南海トラフ地震臨時の運用(南海トラフ地震防災対策推進計画)

第10節 関係機関との連携協力の確保

第10節 関係機関との連携協力の確保	1 連携協力の基本方針
	2 交通インフラやライフライン
	3 滞留旅客等に対する措置
	4 資機材、人員等の配備手配
	5 他機関に対する応援要請

1 連携協力の基本方針

村、県、防災関係機関及び企業等の各主体の防災対応は様々なところで相互に関係するため、地域内で各主体の防災対応が調和を図りながら実行できるよう、防災対応を検討・決定する段階から、必要に応じて、情報共有や協議等を行う場を地域で整備・活用する。

2 交通インフラやライフライン

日常生活に密接に関係する交通インフラやライフラインについては、あらかじめ検討した防災対応について、地域住民や利用者等に周知する。また、自社の防災対応についてステークホルダーに事前に周知しておく。

3 滞留旅客等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずる。

- （１）村は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- （２）帰宅困難者が発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

4 資機材、人員等の配備手配

（１）物資等の調達手配

- ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。
- イ 村は、必要に応じ、県に対し、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をするものとする。

（２）人員の配置

村は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

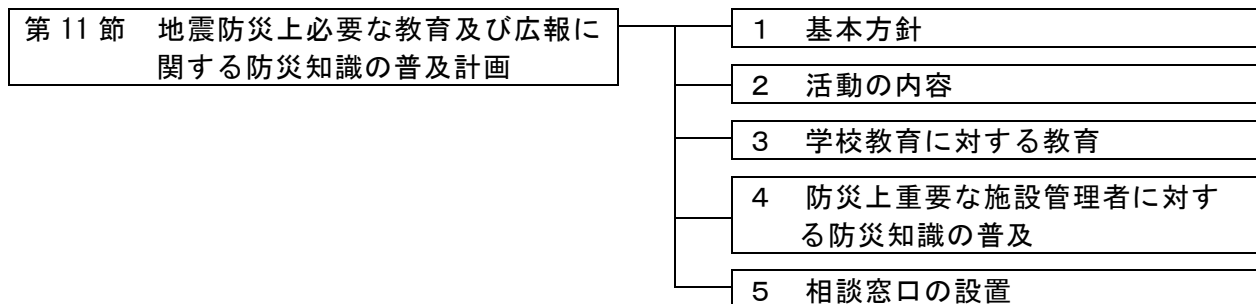
（３）災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、村地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

5 他機関に対する応援要請

- （１）村が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は資料編のとおり。
- （２）村は必要があるときは、（１）に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第 11 節 地震防災上必要な教育及び広報に関する防災知識の普及計画



1 基本方針

村は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、住民があわてて地震対策をとることがないよう、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である。

また、住民は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、ふだん以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要である。

そのため、村は、南海トラフ地震臨時情報の発表により、大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的混乱が発生しないように努めるとともに、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合にとるべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、住民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう広報を行う。

2 活動の内容

(1) 職員等に対する防災上の教育

職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、次の内容をその実施内容として行う。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

ウ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

エ 南海トラフ地震及びその被害の歴史に関する知識

オ 南海トラフ地震に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識

カ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

キ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に次に留意したもの

(ア) 南海トラフ地震は、人口の集積、産業の高度化等が進んで初めて体験するものであること。

(イ) ライフラインは府県を越えて広域的に運用されており、直後の物的被害が近隣になくても長期にわたり供給が途絶することが考えられること。

ク 地震に関する一般的な知識

- ケ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- コ 南海トラフ地震対策として今後地震対策として取り組む必要のある課題
- サ 家庭及び地域内での地震防災対策の内容

(2) 住民等に対する防災上の教育

過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報を実施し、その内容は次のとおりとする。

住民の一人一人が「自らの身は、自ら守る。自分たちの地域は、自分たちで守る」という自主防災意識を普及させるため、村は、県及び関係機関と協力して、インターネット、ホームページ等の活用を含めて、防災マップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、住民等に対する防災知識の普及を図るものとする。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位等で行うものとし、さらに、教育及び広報の実施に当たって、地震対策の実施上の相談窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備について留意するとともに、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難場所や避難経路等についての広報を行うよう留意する。

また、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- ウ 地震に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に次に留意したもの
 - (ア) 南海トラフ地震は、人口の集積、産業の高度化等が進んで初めて体験するものであること。
 - (イ) ライフラインは府県を越えて広域的に運用されており、直後の物的被害が近隣になくても長期にわたり供給が途絶することが考えられること。
- オ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- カ 正確な情報の入手方法
- キ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ク 各地域における土砂災害警戒区域等に関する知識
- ケ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- コ 地域住民等自ら実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- サ 平素住民が実施し得る応急手当、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法
- シ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 学校教育に対する教育

教育委員会は、学校長に対し、教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校安全計画に地震災害に関する必要事項（防災組織、分担等）を定め、児童生徒が災害に関する基礎的事項等を理解し、判断力を高め、適切な行動ができるよう安全教育の徹底を図る。

また、学校教育を通じて教職員及び生徒への防災知識の普及には、次の事項を含むものとする。

- （１）南海トラフ地震及びその被害の歴史に関する知識
- （２）南海トラフ地震に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- （３）南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- （４）地震に関する一般的な知識
- （５）南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- （６）正確な情報入手の方法
- （７）各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- （８）避難生活に関する知識

4 防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及

２（１）に準ずる。

5 相談窓口の設置

村は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を総務課内に設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第12節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第12節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	1 避難指示等の発令基準
	2 避難対策等
	3 水道、電気、ガス、通信関係
	4 村が自ら管理等を行う施設等に関する対策
	5 迅速な救助
	6 消防団の充実

1 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難指示等の発令基準は、原則として次のとおりとする。
また、避難指示等は以下の基準を参考に、総合的に判断して発令する。

種別	基準
高齢者等避難	1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 2 強い地震（震度5弱程度）を体感した又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。
避難指示	1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 2 強い地震（震度5強以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。 3 非常に強い地震（震度6弱以上）を体感した又は長い時間ゆっくりとした強い揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。 4 地震による河川堤防の破損、地盤の緩みなどによって浸水害や土砂災害など、二次災害のおそれが高まっているとき。
緊急安全確保	1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 2 地震による異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合、樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合、決壊や越水・溢水が発生したとき。

2 避難対策等

(1) 村は、指定避難所及び指定緊急避難場所等を適切に指定するほか、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を設定するものとする。村は、地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。

- ア 地域の範囲
- イ 想定される危険の範囲
- ウ 避難場所（屋内、屋外の種別）
- エ 避難場所に至る経路
- オ 避難指示等の伝達方法
- カ 避難施設にある設備、物資等及び避難施設において行われる救護の措置等
- キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

第3編 震災対策編

第5章 南海トラフ地震臨時の運用(南海トラフ地震防災対策推進計画)

- (2) 村が、避難施設の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難施設との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ資料を準備しておくものとする。
- (3) 村は、避難施設を開設した場合に、当該避難施設に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。
- (4) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び村災害対策本部の避難指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- (5) 避難行動要支援者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
 - ア 村は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。
 - イ 村長より避難指示等が行われたときは、アに掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、村は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
 - ウ 地震が発生した場合、村はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

(実施体制の検討に当たって配慮すべき事項)

(ア) 消防団、自主防災組織等との連携に努めること。

(イ) 避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保すること。

(6) 避難施設における救護上の留意事項

ア 村が避難施設において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。

(ア) 収容施設への収容

(イ) 飲料水、主要食料及び毛布の供給

(ウ) その他必要な措置

イ 村はアに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

(ア) 流通在庫の引渡し等の要請

(イ) 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

(ウ) その他必要な措置

ウ 村は、居住者等が地震発生時に的確な避難を行うことができるよう、避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

3 水道、電気、ガス、通信関係

水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の事業者・管理者が地震等による被害を軽減又は復旧するための必要な措置については、第2編第1章第16節「危険物施設等災害予防計画」、第17節「電気施設災害予防計画」、第18節「上水道施設災害予防計画」、第19節「通信・放送施設災害予防計画」によるものとする。

4 村が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

村が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

- (ア) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (イ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (ウ) 出火防止措置
- (エ) 水、食料等の備蓄
- (オ) 消防用設備の点検、整備
- (カ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

- (ア) 診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - (イ) 学校等にあつては、
 - ① 避難の安全に関する措置
 - ② 学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
 - (ウ) 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 村は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を村が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- (イ) 無線通信機等通信手段の確保
- (ウ) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ この推進計画に定める避難施設又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は(1)のア又はイの掲げる措置をとるとともに、村が行う避難施設又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

5 迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

村は、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

村は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

(3) 実働部隊の救助活動における連携の推進

村は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

6 消防団の充実

村は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

第 13 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

基本方針	・地震防災上緊急に整備すべき施設等は、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮し、事業施行等を実施	実施機関	誘導班 交通班
主な活動	・耐震化・不燃化等、地震防災上緊急に整備すべき施設の整備を実施		

第 13 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

- (1) 建築物、構造物等の耐震化・不燃化
- (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所等の整備
- (3) 避難経路の整備
- (4) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成 25 年総務省告示第 489 号に定める消防用施設
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- (6) 通信施設の整備
 - ア 村防災行政無線
 - イ その他の防災機関等の無線

(整備計画の作成に当たって配慮すべき事項)

計画作成に当たっては、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第14節 防災訓練計画

基本方針	・ 地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施	実施機関	各班
主な活動	・ 南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施		

第14節 防災訓練計画

1 防災訓練計画

1 防災訓練計画

- (1) 村及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- (2) (1) の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- (3) 村は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- (4) 村は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような内容により具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - イ 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - ウ 情報収集、伝達訓練
 - エ 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第3編 震災対策編

第5章 南海トラフ地震臨時の運用(南海トラフ地震防災対策推進計画)

第 4 編 その他災害対策編

第1章 雪害対策

第1節 災害予防計画

豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、主要国県道等の交通確保等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。

第1款 雪害に強い地域づくり

基本方針	・ 村及び県は、地域の特性に配慮しつつ豪雪等に伴う地域機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強い地域づくりを行うものとする。	各課
主な取組	・ 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いむらづくりを行う。 ・ 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制を強化 ・ 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施 ・ 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。 ・ 雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制を整備 ・ 豪雪地帯における医療を確保するための体制を整備 ・ 農林産物の雪害を防ぐための適切な技術指導、普及啓発を図る。 ・ 建築物の所有者等に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。 ・ 豪雪時における児童生徒の安全確保及び冬期における児童生徒の教育を確保 ・ 文化財の積雪による被害、損傷からの保護 ・ 雪害時における警備体制の確立及び交通規制を実施 ・ 雪害に関する知識について住民に対して普及啓発を図る。	実施機関

第1款 雪害に強い地域づくり	1 雪害に強いむらづくり
	2 道路交通の確保計画
	3 電力の確保
	4 通信の確保
	5 建築物対策
	6 授業の確保等
	7 文化財の保護
	8 雪害に関する知識の普及啓発

1 雪害に強いむらづくり

(1) 現状及び課題

村は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いむらづくりを行うものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

県、村及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

また、雪害に強い村土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進するものとする。

(ア) 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるものとする。

(イ) 雪害に強い村土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進するものとする。

(ウ) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進するものとする。

2 道路交通の確保計画

(1) 基本方針

村内の冬期道路交通を確保するため、村、関係機関は除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努めるものとする。

村及び関係機関は日頃から情報を共有し、特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【村及び関係機関が実施する計画】

(ア) 豪雪時の迅速かつ適切な除雪活動のため、村及び関係機関は連絡会議を設置し連携を図る。

(イ) 豪雪時に医療機関、学校などへのアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、村及び関係機関が調整の上、除雪優先路線の選定を行う。

イ【村が実施する計画】

(ア) 村は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うものとする。

(イ) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに排雪場所の周知を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 一般国道については、国土交通省計画により除雪を行うものとする。

なお、除雪上必要とする資機材の現況及び操作人員について、常時把握するものとする。

(イ) 円滑な道路交通を確保するため、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行うものとする。

(ウ) 道路管理者と連携し、バスの安全な運行に努めるものとする。

(エ) 豪雪時に滞留車両の発生を抑制するため、関係機関は連携して除雪及び情報連絡体制の強化、道路利用者・一般住民への情報発信、交通規制を行うものとする。

エ【住民が実施する計画】

厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極（きわ）めるものである。路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については自力除雪に努めるものとする。

3 電力の確保

(1) 基本方針

電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため必要な施設の強化を行う。

(2) 実施計画

ア【中部電力(株)が実施する計画】

(ア) 発電設備、変電設備については、積雪の多い地域の電気設備の屋内化及び充電部・露出部の隠ぺい化を実施するものとする。また、構内巡視路・機器周辺への融雪装置の設置、機器架台のかさ上げ、防雪カバー等を設置するものとする。

(イ) 送電設備については、積雪の多い地域については、鉄塔の耐雪強化設計又は電線の難着雪化を行うものとする。

(ウ) 配電設備については、以下の対策を行うものとする。

- ① 電線の太線化
- ② 難着雪化電線の使用
- ③ 支持物の強化
- ④ 冠雪対策装柱の採用
- ⑤ 雪害対策支線ガードの採用
- ⑥ 支障木の伐採

4 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、孤立防止用無線設備の巡回点検整備を行うほか、非常用可搬型無線機並びに移動用電源装置の整備等必要な措置を実施する。

(2) 実施計画

ア【関係機関が実施する計画】

雪害のおそれのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図るものとする。

5 建築物対策

(1) 基本方針

建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行うものとする。

(イ) 地域の実情に応じて雪に強い住宅の普及、街区形成の誘導等を行うものとする。

イ【建築物の所有者等が実施する計画】

(ア) 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

(イ) 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

6 授業の確保等

(1) 基本方針

小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）においては、児童生徒等の生

命、身体 の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 学校においては、以下の対策を実施する。

- ① 建設時に想定された施設の耐久度を上回る積雪が生じると破損するおそれがあるので、定期的な施設点検を実施し、危険箇所の補強修理、施設の壁面や基礎等を防護するための雪囲いをする等の処置を講ずる。
- ② 学校の施設の改築及び新增築については、豪雪を考慮したものとする。
- ③ 学校長は、緊急時、消防車・救急車などが校内まで進入できるような通路及び避難経路・避難場所の確保に配慮する。
- ④ 学校長は、緊急時、児童生徒及び保護者に対し確実かつ迅速に連絡できる体制を整備する。

(イ) 児童生徒等の通学のための危険を排除し、安心して学習に専念できるように、必要がある場合冬期分校及び冬期寄宿舎を設置するものとする。

7 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本村は山間部のため、国・県指定文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため、適切な対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置をとるよう指導するとともに、常にその実情を把握するよう努めるものとする。

イ【所有者等が実施する計画】

定期的な点検を行い、危険箇所の応急修理、建造物の側面や土台を防護するための雪囲いを行う等の処置を講ずるものとする。

8 雪害に関する知識の普及啓発

(1) 基本方針

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、住民に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要であるとともに、集中的な大雪が予測される場合は、住民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

(2) 実施計画

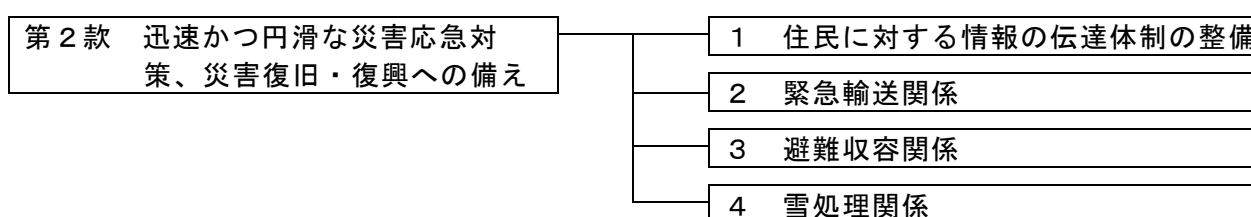
ア【村が実施する計画】

(ア) 降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性に対応策等について、住民に対して周知を図る。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の普及等を図るものとする。また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整えるものとする。

(イ) 道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の普及等を図る。

第2款 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

基本方針	・雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要	実施機関	各課
主な取組	・気象警報・注意報等の住民に対する伝達体制を整備 ・緊急輸送確保のため、除雪等の体制を強化 ・避難収容に使用することが想定される施設の建設に当たっては、雪崩等の危険性に対する配慮を行う。 ・雪処理の担い手確保の体制を整備		



1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、本計画第2編第2章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統図」とおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備を図るものとする。

2 緊急輸送関係

(1) 基本方針

迅速かつ円滑な災害応急対策を行うためには、緊急輸送体制の整備が必要である。このため、各機関は、除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保を図るものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

雪害に対する安全性を確保するものとする。

3 避難収容関係

(1) 基本方針

公民館、学校等の避難施設としての使用が予想される施設の建設に当たっては、雪崩等の災害に対する安全性、寒さに対する配慮等を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 公民館、学校等の公共施設は、雪崩のおそれがない場所へ設置する。

(イ) 避難施設等における暖房設備の設置等の寒さに対する配慮を行う。

(ウ) 応急仮設住宅等の設置に適した、雪崩のおそれがない場所を把握する。

4 雪処理関係

(1) 基本方針

雪害が発生するおそれがあり通常の除排雪の体制では人材、機材が不足する可能性を想定して、各機関は、雪処理の担い手となる、地域住民、ボランティア、建設業団体の受入等に関する体制の構築に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 豪雪に備えた地域住民による支援のための仕組みづくりを推進するものとする。
- (イ) ボランティアを地域で受け入れるための体制づくりを図るものとする。
- (ウ) 建設業団体と連携して除排雪に必要な機械の確保を図るものとする。

イ【社会福祉協議会等ボランティア関係団体が実施する計画】

除雪ボランティア活動環境の整備に努めるものとする。

第3款 観測・予測体制の充実

基本方針	・雪を克服するため、また雪をより有効に利用するため、降雪量など雪に関するより迅速かつ正確な情報提供ができる体制が必要 ・複数の観測機関の協力による住民に対する情報提供体制の整備が必要	実施機関	各課
主な取組	・降積雪等に関する観測・予測体制の充実・強化を図る。 ・住民に対する情報の提供体制を整備		

第3款 観測・予測体制の充実

1 観測・予測体制の充実強化

2 情報提供体制の充実

1 観測・予測体制の充実強化

(1) 基本方針

降積雪状況を素早く把握できる体制づくりを進めるとともに、降積雪のデータの保存・整理を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【関係機関が実施する計画】

降雪予測の充実を図るとともに、気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達するものとする。

2 情報提供体制の充実

(1) 基本方針

各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進するものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 大鹿村CATV等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図るものとする。
- (イ) インターネットポータル会社等を利用し、住民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討するものとする。

第2節 災害応急対策計画

本節では、雪害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、雪害に特有のものについて定めるものとする。

第1款 災害直前活動

基本方針	・雪害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、気象警報・注意報等の迅速な伝達や避難誘導により、災害を未然に防止するための活動を実施	実施機関	各班
主な取組	・雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達 ・住民の避難誘導等		

第1款 災害直前活動	1 気象警報・注意報等の伝達活動
	2 住民の避難誘導等

1 気象警報・注意報等の伝達活動

(1) 基本方針

村は気象警報・注意報等が発表された場合は、迅速な活動体制をとる。なお、活動体制については、本計画第2編第1章第4節「活動体制計画」を参照のこと。

(2) 実施計画

ア【関係機関が実施する計画】

気象業務法に基づく警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達するものとする。
なお、警報・注意報発表基準については、本計画第2編第2章第1節「災害直前活動」を参照のこと。

2 住民の避難誘導等

(1) 基本方針

ア 村は、積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。

イ 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定するものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 村は、住民の避難が必要とされる場合には、避難指示等を行う。また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施するものとする。

(イ) 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請するものとする。

(ウ) 村は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(エ) 住民への避難指示等の伝達に当たっては村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

第2款 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動

基本方針	- 雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながる。 - このため、適切な除雪の実施、雪崩災害の防止活動が必要	各班
主な取組	- 迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施 - 雪害時における通信を確保するための活動の実施 - 住民の安全確保を図るための活動の実施 - 冬期における児童生徒の教育の確保 - 文化財に積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施 - 警備体制の確立による応急活動の実施 - 雪崩災害の発生及び拡大を防止するための活動の実施	実施機関

第2款 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動	1 除雪等活動
	2 通信の確保
	3 住民の安全対策、福祉対策
	4 授業の確保等
	5 文化財の保護
	6 雪崩災害の発生及び拡大の防止

1 除雪等活動

(1) 基本方針

救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、被害の拡大を防止し、緊急物資を被災者に供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。このため、迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。

また、診療所、学校などの主要施設へのアクセス道路や地域として必要なバス路線を確保するため、迅速かつ効果的な除雪活動を行う必要がある。

除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。なお、関連する他の道路との整合は常に図るものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 村は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図るものとする。

(イ) 村は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促するとともに、必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

道路交通の確保のため、飯田国道事務所長が除雪量等適切に判断して随時除雪の出動を実施するものとする。

なお、除雪に関する機関は、除雪についての情報を随時交換し、相互に協力するとともに、民間機関の所有する除雪機械の出動について必要の都度、応援協力を要請し、除雪が早期適切に実施できるように措置するものとする。

2 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施する。

(2) 実施計画

ア【関係機関が実施する計画】

(ア) 災害が発生し、又はおそれがある場合は、災害の規模その他の状況により、必要な災害対策組織を配置し、通信の確保と迅速な復旧に努めるものとする。

(イ) 応急復旧に必要な物資については、支店保有の資材を使用し、不足を生じるときは、他支店に保有する資機材を使用するものとする。

また、通信を確保し、被災した設備を迅速に復旧するため、災害対策用機器及び車両を配備するものとする。

(ウ) 災害のために通信が途絶し、又は通信が著しく輻輳したときは、定められた復旧順位により応急復旧措置を実施するものとする。

3 住民の安全対策、福祉対策

(1) 基本方針

雪下ろしや除雪作業の際の安全確保を図り、高齢者世帯等の雪下ろし等の実施が困難な世帯の安全確保のための住宅除雪支援員の派遣を行う。更に降雪が続く広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。

(2) 実施計画

ア【村、社会福祉協議会等が実施する計画】

(ア) 住民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施するものとする。

(イ) 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施するものとする。

(ウ) 平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪が困難である場合や、危険な場合においては、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。

4 授業の確保等

(1) 基本方針

小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）においては、児童生徒の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

村の学校においては、以下の対策を実施する。

(ア) 学校長は、児童生徒及び保護者に対し確実かつ迅速に連絡体制をとる。

(イ) 学校長は、天候の急変に際して村教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰上げ、繰下げ等適切な変更措置をとる。

(ウ) 学校長は、豪雪による交通機関の停止又は遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒の実態を踏まえ、授業日の振替、始業・終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応する。

(エ) 学校長は、通学する児童生徒の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報等を伝達するなど事故防止に努める。

(オ) 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがある場合、学校長は、これを防止するため雪下ろしを実施する。

なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時建物の使用を禁止する等の措置をとる。

5 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

また、文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、適切な応急対策を講じる。

(2) 実施計画

ア【所有者等が実施する計画】

積雪量が一定量を超えると、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷のおそれがある場合、これを防止するため時期を逸しないよう雪下ろしを実施するものとする。

6 雪崩災害の発生及び拡大の防止

(1) 基本方針

村等は、雪崩等の災害時に、適切な応急対策を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア【中部森林管理局が実施する計画】

雪害が発生した場合、土木及び林業用機械について村から要請があった場合、協力するものとする。

第3款 避難受入活動に当たっての雪崩災害等に対する配慮

基本方針	・災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、安全が確保されるまでの間、被災者の当面の居所を確保する必要があるが、避難受入等の活動に当たっては、雪害の特性に応じた配慮を実施	実施機関	各班
主な取組	・避難受入等の活動に当たっては、雪崩等の危険箇所について配慮		

第3款 避難受入活動に当たっての雪崩災害等に対する配慮

1 避難受入活動に当たっての雪崩災害等に対する配慮

1 避難受入活動に当たっての雪崩災害等に対する配慮

(1) 基本方針

雪害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の避難受入等の活動に当たっては、雪崩等の発生箇所について十分に配慮して行うものとする。

(2) 実施計画

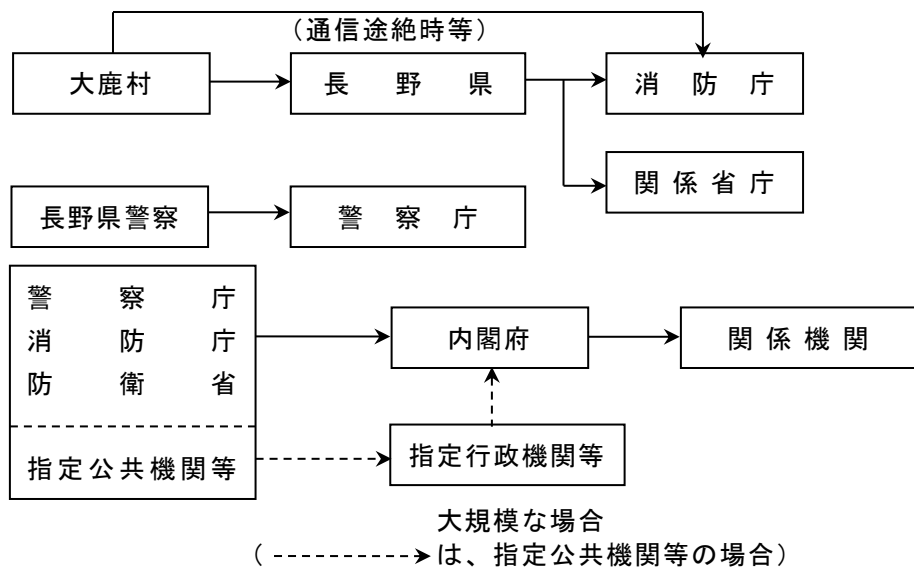
ア【村が実施する計画】

(ア) 避難誘導に当たっては、住民に対して雪崩等の発生箇所の所在等の避難に資する情報を提供するものとする。

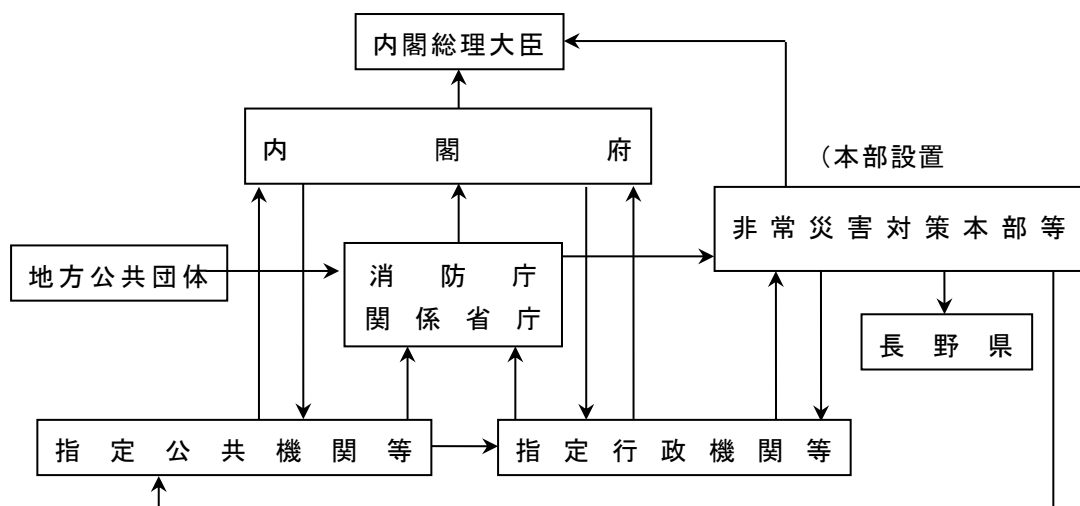
(イ) 指定避難所の開設に当たっては、雪崩の発生箇所を考慮して、できる限り安全性の高い場所に設置するものとする。

雪害における連絡体制

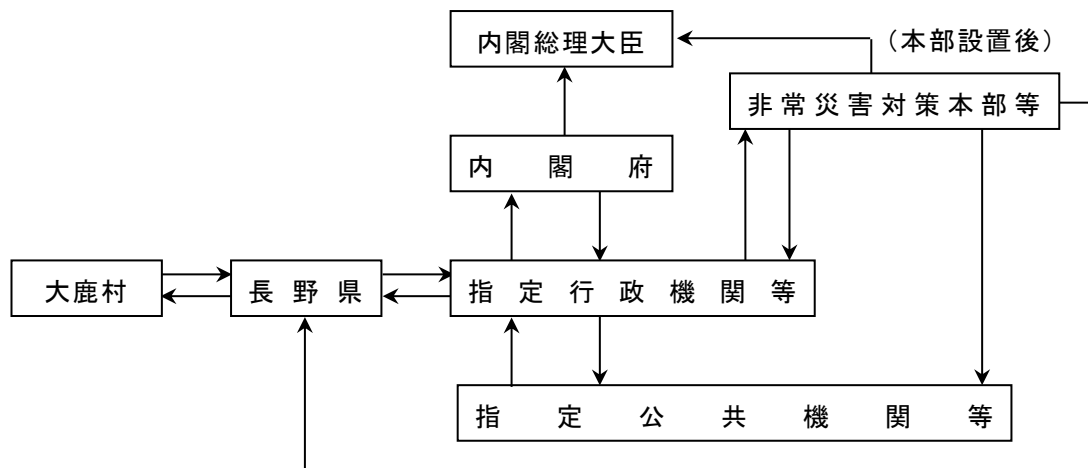
① 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



② 一般被害情報等の収集



③ 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

第2章 航空災害対策

第1節 災害予防計画

航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等の大規模な事故による多数の死傷者の発生を予防し、また万が一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。

第1款 情報の収集・連絡体制の整備

基本方針	・村・県及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備、情報の分析整理について必要な体制の整備を図る。	実施機関	総務課
主な取組	・関係機関及び機関相互における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、発災現場等や民間企業、報道機関、住民等からの情報収集体制を整備 ・機動的な情報収集活動を行うための航空機、無人航空機、車両、画像情報収集を整備		

第1款 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 基本方針

村及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備、情報の分析整理について、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

住民から得た墜落等事故等の情報を速やかに、国土交通省東京航空局松本空港出張所へ伝達する。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 松本空港の離発着機及び長野県内の航空機の運航状況について、東京航空局との連携により可能な限り把握に努めるとともに、県、航空運送事業者への連絡体制の整備を図るものとする。(東京航空局)

(イ) 航空機の安全運航に係る松本空港の気象状況についての的確な実況監視を行い関係機関へ伝達する体制を整備する。(東京航空地方気象台松本航空気象観測所)

第2款 災害応急体制の整備

基本方針	・村・県及び航空運送事業者は、あらかじめ、非常時の職員の体制、救助・救急医療、消火活動に必要な体制の整備を図る。	実施機関	総務課
主な取組	・非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制をあらかじめ整備 ・空港管理者、消防・警察機関及び医療機関は救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄等に努める。 ・関係者への的確な情報伝達活動を実施		

第2款 災害応急体制の整備	1 災害応急体制の整備

1 救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄

(1) 計画内容

ア【村が実施する計画】

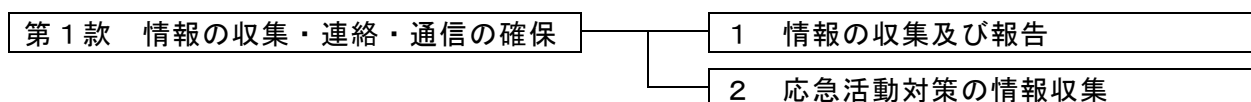
村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、その他応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

第2節 災害応急対策計画

航空機の墜落等の大規模な事故により多数の死傷者が発生した場合に迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限にとどめることを目的とする。

第1款 情報の収集・連絡・通信の確保

基本方針	・村・県及び航空運送事業者等は、事故発生の情報及び被害の状況について情報を得た場合は速やかに情報の収集、関係機関への連絡に当たる。	実施機関	調査・通信広報班
主な取組	・村及び県は、航空機や無人航空機、画像情報による情報収集を行い、被害規模に関する概括的情報を関係機関へ報告 ・村及び県は、応急対策の活動状況を相互に連絡しあうとともに、国土交通省等非常災害対策本部との情報交換に努める。		



1 情報の収集及び報告

(1) 基本方針

村は、航空機や無人航空機、画像により情報を収集した場合や、住民から災害発生直後の1次情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

村は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに地域振興局へ連絡するものとする。

2 応急活動対策の情報収集

(1) 基本方針

村は、応急対策の実施状況について県と相互に情報交換を行うとともに、広域応援体制の必要性について随時国土交通省又は非常災害対策本部に対して連絡を行う。

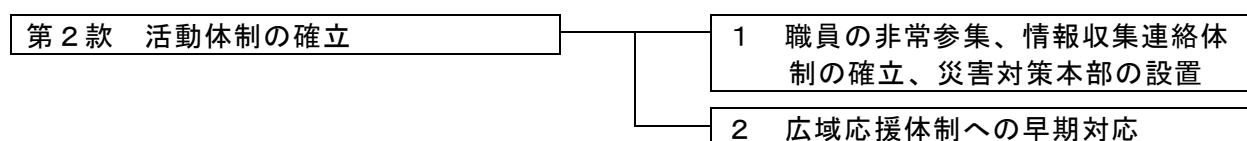
(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

村は応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡するものとする。

第2款 活動体制の確立

基本方針	・村、関係機関等は災害発生後、速やかに活動体制の確立を図るため、必要な措置をとる。	実施機関	各班
主な取組	・職員の非常参集、情報収集連絡体制等を確立し、必要に応じて災害対策本部を設置 ・被害等の規模によっては、必要に応じて広域応援を要請		



1 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

(1) 基本方針

発災を覚知した場合は、速やかに関係職員を参集するとともに、情報収集連絡体制の確立のために必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

村の定める非常参集計画に基づき早期参集を行うとともに、想定される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置するものとする。

2 広域応援体制への早期対応

(1) 基本方針

被害規模により、広域応援体制をとる必要があることから、あらかじめ締結された広域応援協定に基づき速やかに受援体制を整える。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

村は、災害の規模等により、村の活動のみでは十分な応急活動が行えない場合は、本計画第2編第2章第4節「広域相互応援活動」において定めるところにより、応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整えるものとする。

第3款 搜索、救助・救急及び消火活動

基本方針	・ 事故による災害が発生した場合には、関係機関は速やかに相互に連携して搜索、消火、救助、医療活動を実施する。	実施機関	各班 消防団
主な取組	・ 航空機の遭難等の情報を得た場合は、ヘリコプター等多様な手段を活用した搜索活動を実施する。 ・ 空港管理者等は、航空災害が発生した場合は消防機関と連携した消火活動を実施するとともに必要に応じて、関係機関への応援要請を行う。 ・ 関係機関等の協力を得て医療活動を実施する。 ・ 警察と連携し、緊急通行車両の通行を確保するため、交通規制を適切に実施する。		

第3款 搜索、救助・救急及び消火活動

1 搜索、救助・救急及び消火活動

1 搜索、救助・救急及び消火活動

(1) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 県から災害の発生情報を得た場合は、消防機関においては速やかに関係機関と連携した搜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。
- (イ) 災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、本計画第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」、及び第8節「消防・水防活動」に基づき、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。
- (ウ) 多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、県や医師会、日本赤十字社長野県支部、自衛隊等の関係機関の協力を得て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。
- (エ) 被害状況に応じて、緊急車両の優先通行を図るため、必要な交通規制を実施する。

第4款 関係者等への情報伝達活動

基本方針	・ 被災家族等からの問合せに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応	実施機関	調査 ・ 通信広報班
主な取組	・ 被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施 ・ 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施		

第4款 関係者等への情報伝達活動

1 関係者等への情報伝達活動

1 関係者等への情報伝達活動

(1) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- (イ) 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第4編 その他災害対策編

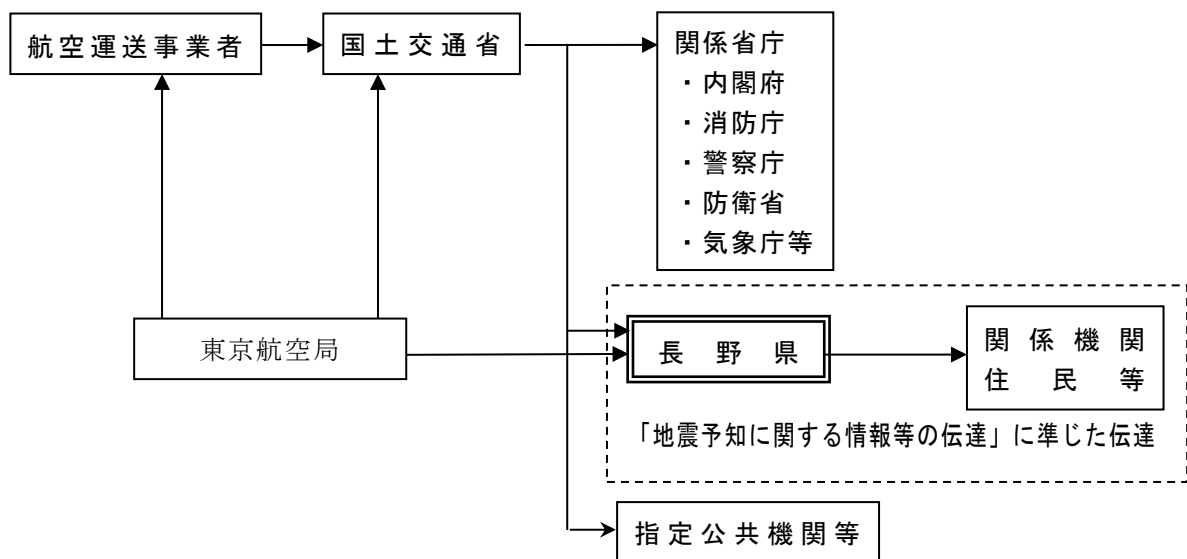
- (ウ) 被災家族等のニーズを充分把握し、災害の状況、安否状態、医療機関等の情報をきめ細かに正確に提供する。
- (エ) 事故の広報については、本計画第2編第2章第25節「災害広報活動」に定めるところにより、被災者の家族等に対する広報活動を実施する。
- (オ) 住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

イ【関係機関が実施する計画】

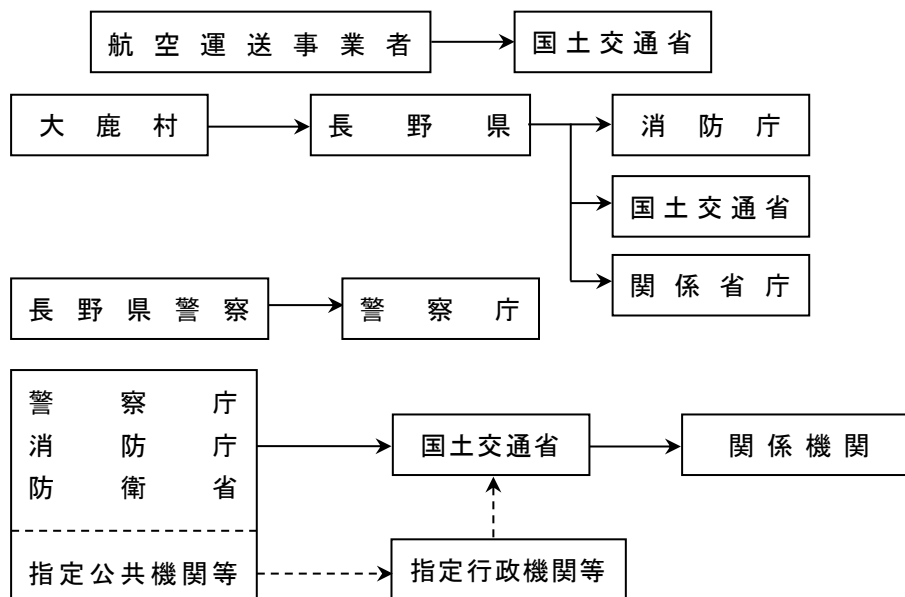
航空運送事業者は搭乗者名簿の提供等を速やかに行い、積極的に情報を提供する。地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

航空災害における連絡体制

(1) 航空事故情報等の連絡

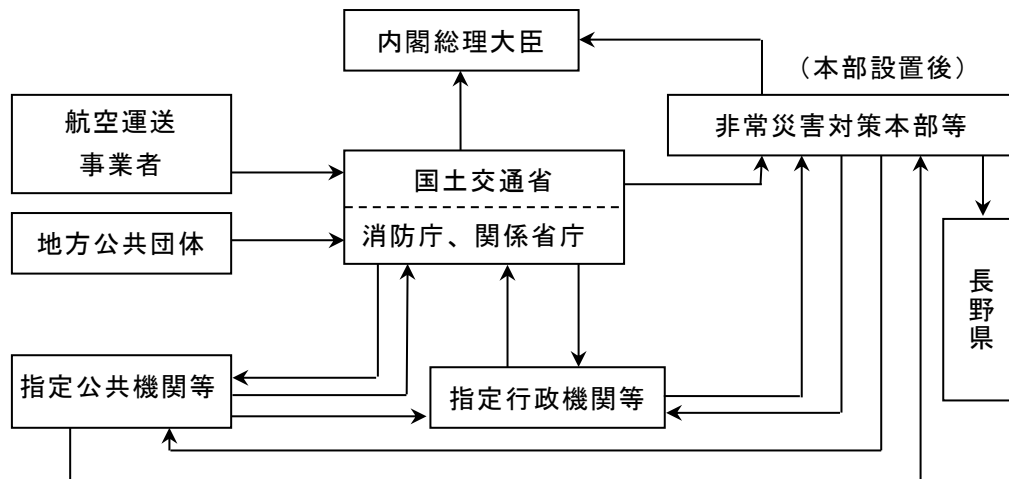


(2) 航空事故発生直後の第一次情報等の収集・連絡

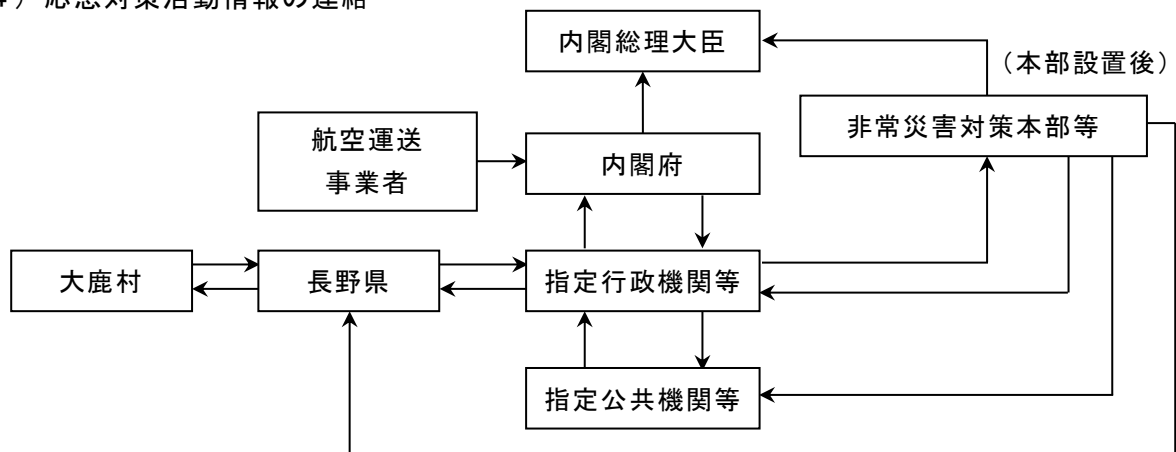


大規模な場合
(-----> は、指定公共機関等の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や村等との連絡体制まで含めた体制の概要を図示したものである。

第3章 道路災害対策

第1節 災害予防計画

自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生じることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び住民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

第1款 道路交通の安全のための情報の充実

基本方針	・ 自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む。）の機能障害を最小限に抑えるよう、各関係機関において情報交換を図る等、平常時より連携を強化	実施機関	産業建設課
主な取組	・ 関係各機関の情報連絡体制、連携を強化し、気象警報・注意報等の的確な発表、伝達を実施		

第1款 道路交通の安全のための情報の充実	1 気象警報・注意報等の的確な発表、伝達等

1 気象警報・注意報等の的確な発表、伝達等

（1）基本方針

道路利用者に対する気象警報・注意報等の周知不足が大災害に発展した場合も多く、情報収集とともに、道路利用者に情報を周知することが求められる。

（2）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）道路管理者は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するために、平常時から長野地方気象台、県警察等関係機関との連携を強化しておく。また、道路利用者に気象警報・注意報等を迅速に提供するための体制の整備を図る。

（イ）道路管理者は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制及び情報伝達体制の整備を図る。

イ【関係機関が実施する計画】

気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各関係機関へ速やかに伝達する。

第2款 道路（橋梁等を含む。）の整備

基本方針	・ 自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む。）の機能障害を最小限に抑えるよう安全に配慮した道路（橋梁等を含む。）を整備 ・ 気象条件により自然災害・事故等の発生のおそれがあるときは、未然にこれを防ぐ施設を整備	実施機関	産業建設課
主な取組	・ 道路（橋梁等を含む。）の自然災害・事故等に対する安全性を確保するため、危険箇所の点検を実施し、道路（橋梁等を含む。）を整備		

第2款 道路（橋梁等を含む。）の整備

1 道路（橋梁等を含む。）の自然災害・事故等に対する安全性の確保

1 道路（橋梁等を含む。）の自然災害・事故等に対する安全性の確保

（1）基本方針

自然災害・事故が発生した場合、道路（橋梁等を含む。）は、落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、橋梁等重要構造物の破損、電柱等の倒壊、事故車両等によって交通不能あるいは交通困難な状態になる場合も予想される。この対策として各道路管理者並びに警察等関係機関は、道路（橋梁等を含む。）について自然災害・事故等に対する対策の強化を図る必要がある。

（2）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）村は、それぞれの施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。

（イ）自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅等整備を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

（ア）自然災害・事故等が予測される危険箇所等について現場点検の実施に努め、緊急度の高い箇所から逐次必要な対策を実施するものとする。

（イ）災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。

第3款 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

基本方針	・ 自然災害・事故等が発生した場合に備えて、平常時から情報の収集・連絡体制、災害応急体制を整備	実施機関	産業建設課
主な取組	・ 関係各機関において緊急に必要な相互支援について、連携の強化等、災害応急体制を整備 ・ 関係者への的確な情報伝達活動を実施		

第3款 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 災害応急体制の整備

2 関係者への的確な情報伝達体制の整備

1 災害応急体制の整備

(1) 基本方針

自然災害・事故等により、道路（橋梁等を含む。）が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、各機関単独では対応が遅れるおそれがある。

この対策として被災後の応急復旧及び復旧活動に関し、各関係機関において緊急時の相互応援が必要な場合に備えて、平常時から連携を強化しておく必要がある。

また、医療機関の患者受け入れ状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

村は、関係機関との協力体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、村の協定等に協力するものとする。

(イ) 自然災害・事故等の発生時において、資機材の調達及び応急復旧が緊急に必要な場合に備え、事前に必要な措置をとっておくものとする。

(ウ) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

(エ) (一社)長野県医師会は、他都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

2 関係者への的確な情報伝達体制の整備

(1) 基本方針

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう体制の整備を行う。

(2) 実施計画

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を、放送事業者等との連携を図りながら整備するものとする。

第2節 災害応急対策計画

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。

また、必要に応じ迂回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止めるとともに、応急復旧工事を行う。

被害が甚大な場合は、必要に応じて相互に支援を行うことにより処理する。

第1款 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

基本方針	・自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握しその後の救急・救助活動や応急対策に資するようにする。	実施機関	調査・通信広報班 交通班
主な取組	・情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施		

第1款 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

1 災害情報の収集・提供・連絡活動の実施

1 災害情報の収集・提供・連絡活動の実施

(1) 基本方針

災害時に迅速な情報を収集することは、災害応急対策を実施する上で重要である。このため、迅速な情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

また、被害拡大の防止等を図るため、道路利用者への情報提供に努める。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

パトロール等の結果や通報、村防災行政無線等により入手した情報を、県防災行政無線等を活用して、速やかに県、関係各機関へ通報するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、道路管理者は速やかにパトロールを実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努めるものとする。

(イ) 道路管理者はパトロール等の結果、災害の発生又はそのおそれがある場合、速やかに村、関係各機関へ通報するものとする。また、村や他の機関等から入手した情報を道路復旧に活用するなどお互いに協力するものとする。

第2款 救急・救助・消火活動

基本方針	・道路災害が発生した場合には、負傷者の救急・救助活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が協力体制を確立	実施機関	各班 消防団
主な取組	・村・県及び関係各機関は、道路事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助活動に努める。		

第2款 救急・救助・消火活動

1 救急・救助活動

1 救急・救助活動

(1) 基本方針

道路災害発生時においては、何をおいても人命を第一とし、迅速な救急・救助活動に努める。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

本計画第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施するものとする。

イ【道路管理者が実施する対策】

事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うよう努めるとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力するものとする。

第3款 災害応急対策の実施

基本方針	・各機関は、自然災害・事故等が発生した場合は、災害応急対策を円滑かつ強力に推進するため、法令及び地域防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。 ・必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとり、速やかに道路利用者に周知	実施機関	交通班
主な取組	・道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等それぞれが、路上障害物除去、緊急輸送道路確保等の応急活動を実施 ・被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとり、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供 ・関係機関の間で整備した業務協定等に基づく応急活動を実施		

第3款 災害応急対策の実施

1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等の応急活動の実施

2 関係機関の協力体制の確立

1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等の応急活動の実施

(1) 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合には、速やかに道路障害物除去等の応急活動を実施し、被害を最小限度にとどめるとともに、二次災害を防ぐために交通規制等を実施する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

行政区域内の道路（橋梁等を含む。）の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

（ア）パトロール等の点検結果や道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとるものとする。

（イ）災害発生箇所、内容、通行規制状況等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して関係機関の一元化した情報提供を行うものとする。

2 関係機関の協力体制の確立

(1) 基本方針

関係各機関が協力して活動することは、災害応急対策を実施する上で有効である。

このため各機関が相互に情報を共有し、協力して災害応急対策活動を実施する体制を確立する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

必要物資等について速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

パトロール等による点検の結果や通報等の情報を、速やかに村、関係各機関へ通報する。また、村や他の関係機関等から入手した情報を道路復旧に活用するなどお互いに協力して、より効率的な人員資材の運用に努めるものとする。

第4款 関係者への情報伝達活動

基本方針	・被災家族等からの問合せに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応	実施機関	調査・通信広報班
主な取組	・被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施		

第4款 関係者への情報伝達活動

1 被災家族等に対する的確な情報伝達活動

1 被災家族等に対する的確な情報伝達活動

(1) 基本方針

被災家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画

ア【村、関係機関が実施する対策】

道路事故災害の状況、安否状況、医療機関などの状況を把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、テレビ、C A T V、ラジオ、チラシ、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用するものとする。

第5款 道路（橋梁等を含む。）の応急復旧活動

基本方針	・道路管理者は、迅速かつ的確に道路（橋梁等を含む。）の応急復旧を行い、早期に道路交通の確保に努める。	実施機関	交通班
主な取組	・道路交通の早期回復のため、道路（橋梁等を含む。）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動を実施		

第5款 道路（橋梁等を含む。）の 応急復旧活動	1 迅速な道路（橋梁等を含む。）の応急復旧 工事、交通安全施設等の応急復旧活動

1 迅速な道路（橋梁等を含む。）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動

(1) 基本方針

道路管理者は、被害の状況、本復旧までの工期施工量等を勘案し、迅速かつ的確な道路（橋梁等を含む。）の応急復旧を図るものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

パトロール等の点検結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。

応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

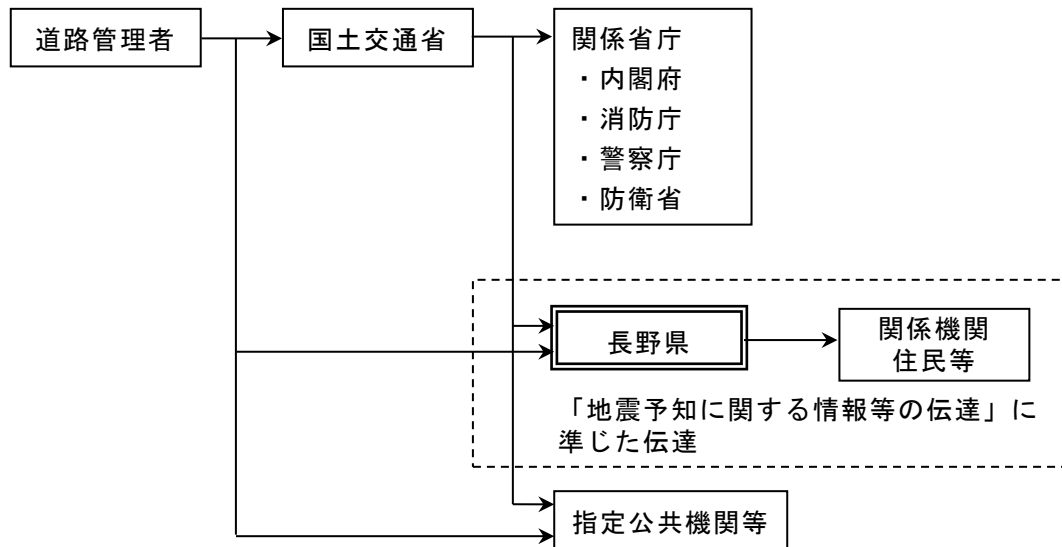
(ア) パトロール等の点検結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。

応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択するものとする。

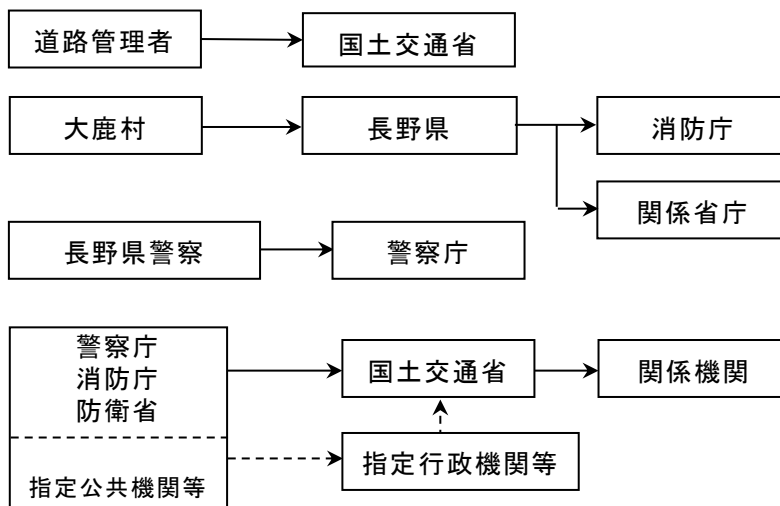
(イ) 県からの「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく要請に対して、公共施設の応急復旧工事等の活動を実施するものとする。

道路災害における連絡体制

ア 道路災害等事故情報の連絡

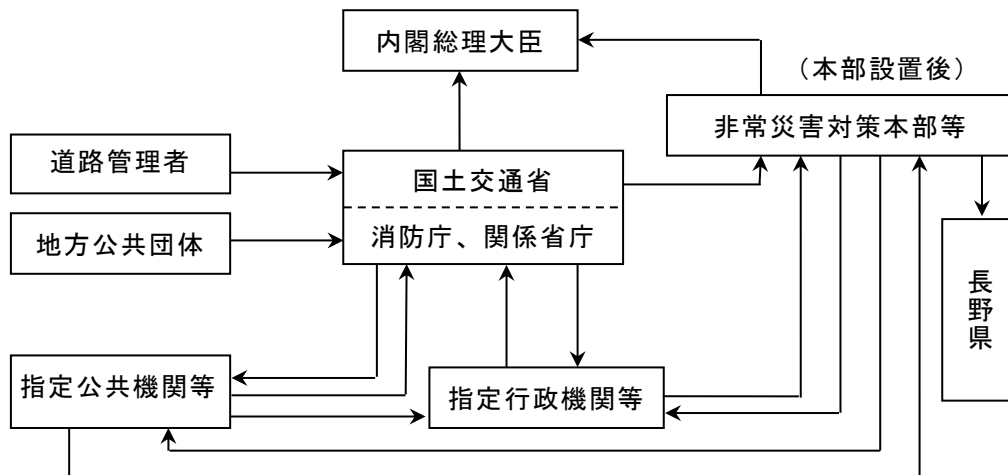


イ 道路事故発生直後の第一次情報等の収集・連絡



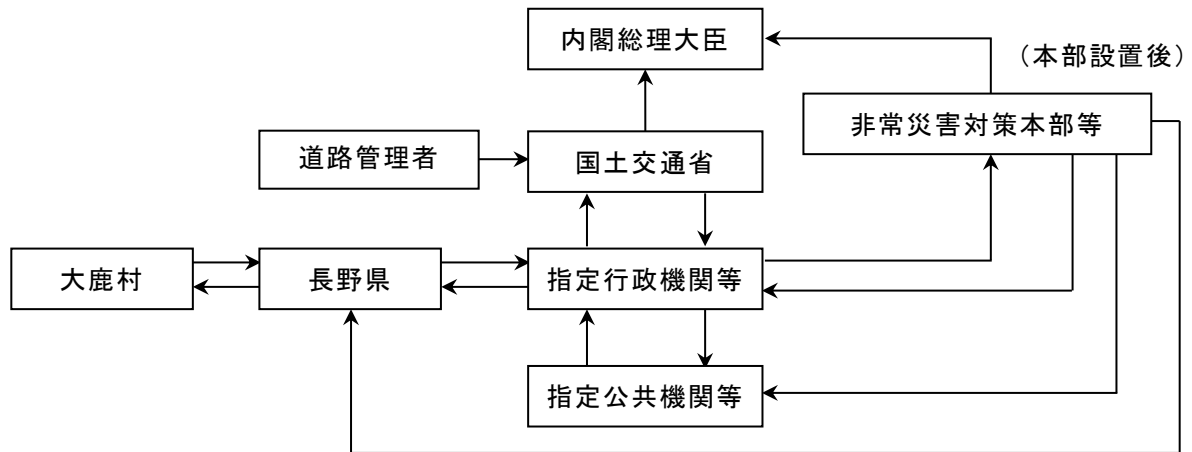
大規模な場合
(-----> は、指定公共機関等の場合)

ウ 一般被害情報等の収集・連絡



第4編 その他災害対策編

エ 応急対策活動情報の連絡



※この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や村等との連絡体制まで含めた体制の概要を図示したものである。

第4章 危険物等災害対策

第1節 災害予防計画

危険物等の漏えい・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

第1款 危険物等関係施設の安全性の確保

基本方針	危険物等関係施設における災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安管理及び危険物等に関する知識の向上等により、安全性を確保	実施機関	総務課 関係機関
主な取組	危険物等関係施設における安全性を確保		

第1款 危険物等関係施設の安全性の確保

1 危険物等関係施設の安全性の確保

1 危険物等関係施設の安全性の確保

(1) 基本方針

村内の消防法に定める危険物施設は、消防法に基づく許可、検査を受けて、位置・構造・設備の技術上の基準に適合するように設置されている。

また、危険物の貯蔵及び取り扱いについては、取扱者制度及び技術基準が定められており、物的・人的両面からの規制が行われている。

危険物による災害の発生を防止するためには、法令の遵守及び立入検査の実施により、施設・設備の安全性の確保を図るとともに、自衛消防組織の設置、定期点検・自主点検の実施及び保安教育の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 規制及び指導の強化

- ① 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化するものとする。
- ② 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図るものとする。
- ③ 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施するものとする。
 - a 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況
 - b 危険物施設における貯蔵、取り扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

(イ) 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自衛消防体制の整備について指導するものとする。

イ【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

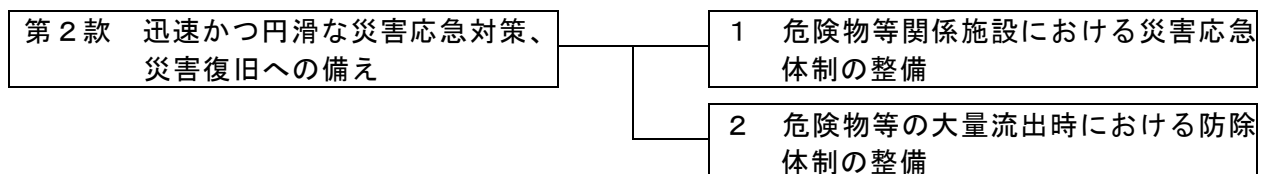
(ア) 危険物施設の定期点検・自主点検を実施し、施設の安全管理に努めるものとする。

(イ) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等は研修会等へ積極的に参加し、保安管理技術の向上に努めるものとする。

(ウ) 緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制を整えるため、自衛消防組織等の自主的な自衛体制を整備するものとする。

第2款 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

基本方針	・危険物等関係施設における災害時の被害を最小限に抑えるためには、迅速かつ円滑に災害応急対策及び災害復旧を実施する必要があるが、そのために平常時から防災関係機関相互の連携及び応急対策用資機材の備蓄等の災害応急体制を整備することが必要	実施機関	総務課 関係機関
主な取組	・危険物等関係施設における災害応急体制を整備 ・危険物等大量流出時における応急対策用資機材を整備		



1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

(1) 基本方針

危険物等関係施設における災害時の対応は、それぞれの関係法令において緊急措置の実施及び関係機関への通報等が定められているが、災害の拡大を防止するため、関係機関の連携の強化等保安体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を推進し、関係機関との連携の強化について指導するものとする。

(イ) 県警察との連携

消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図るものとする。

イ【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定を締結する等、関係機関との連携を強化するものとする。

2 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

(1) 基本方針

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機材の整備等が行われているが、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導するものとする。

(イ) 消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 危険物等の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄を図るものとする。

(イ) 関係機関が相互に協力して対策を実施できるよう、緊急時の連絡体制を構築するものとする。

(ウ) 給水車、給水タンク及び水道事業者相互の水道連結管の整備推進・促進を図るとともに、他の事業体等との相互応援体制を整備するものとする。

第2節 災害応急対策計画

本節では、危険物等による災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、危険物等災害に特有のものについて定めるものとする。

また、道路におけるタンクローリー等の横転事故に対する対応についても、別に定める交通規制等の活動を除いて、本節の各款に定めるところによるものとする。

第1款 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

基本方針	・危険物等による大規模な事故が発生した場合、被害状況及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であるため、関係機関は効果的な通信手段・機材を用いて、情報の収集・連絡を迅速に行うことが必要	実施機関	調査・通信広報班
主な取組	・効果的な応急対策を実施するため、災害情報の収集・連絡を迅速に実施		

第1款 発生直後の情報の収集・連絡 及び通信の確保

1 災害情報の収集・連絡活動

1 災害情報の収集・連絡活動

(1) 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集し、概括的情報を含め、県に連絡するものとする。

イ【事業者が実施する対策】

危険物等による大規模な事故が発生した場合、それぞれの危険物に応じて県の関係部局、警察署、消防署等に連絡するものとする。

第2款 災害の拡大防止活動

基本方針	・危険物等施設に災害が発生した場合、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大の防止を図る。	実施機関	消防防災班
主な取組	・関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置をとり、当該施設による災害拡大防止及び被害の軽減を図る。 ・危険物等災害時の被害拡大防止のため、危険物等の種類に応じた応急対策を実施		

第2款 災害の拡大防止活動

1 危険物等施設における災害拡大防止
応急対策

1 危険物等施設における災害拡大防止応急対策

(1) 基本方針

[危険物関係]

危険物等施設の災害時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生等被害拡大防止のため応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

[タンクローリー等の横転事故関係]

道路におけるタンクローリー等の横転事故等により危険物等が漏えいした場合は、道路管理者、警察本部等は、交通規制等を実施するほか、その他の活動については、第2節の各款において定めたところにより実施する。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア【村が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、村域における危険物施設の管理者等に対し、事業所等の一時停止等を命じるものとする。

(イ) 災害時等における連絡

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立するものとする。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する要請

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について要請するものとする。

イ【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするものとする。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

(ウ) 危険物施設における災害拡大防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

① 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

② 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

(オ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

(カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

[共通事項]

ア【村が実施する対策】

危険物等の漏えい・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は、本計画第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施するものとする。

第3款 危険物等の大量流出に対する応急対策

基本方針	・危険物等が河川等に大量流出した場合、周辺住民への健康被害を与えるおそれがあるため、村・県及び関係機関は、密接に連携をとりつつ、適切な応急対策を迅速に実施し、被害の拡大防止を図る。	実施機関 消防防災班
主な取組	・危険物等の除去及び環境モニタリングを実施	

第3款 危険物等の大量流出に対する 応急対策	1 危険物等大量流出時における応急 対策

1 危険物等大量流出時における応急対策

(1) 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、危険物等の除去及び環境モニタリングを実施し、周辺住民への影響を最小限に抑えるものとする。

また、その際、水質汚濁対策連絡協議会等既存の組織を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 関係機関へ協力を要請し、オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置をとるものとする。

(イ) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行うものとする。

(ウ) 環境モニタリングを実施するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

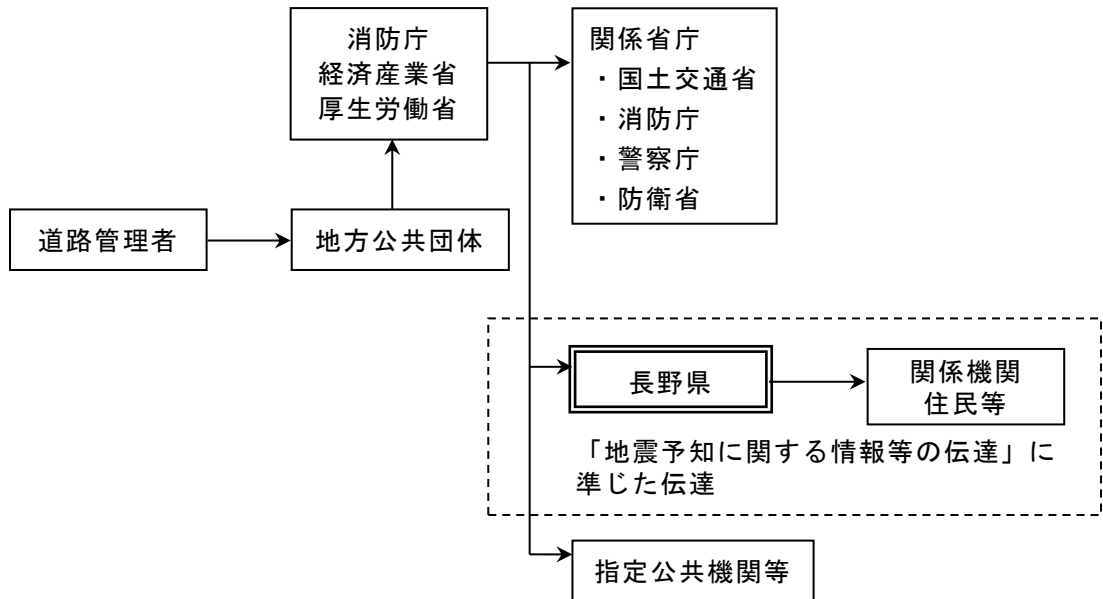
(ア) 危険物等の流出が発生したときは、オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

(イ) 危険物等の流出の事態が発生させた場合又は発見した場合は、速やかに消防、警察、保健所等関係機関に通報するものとする。

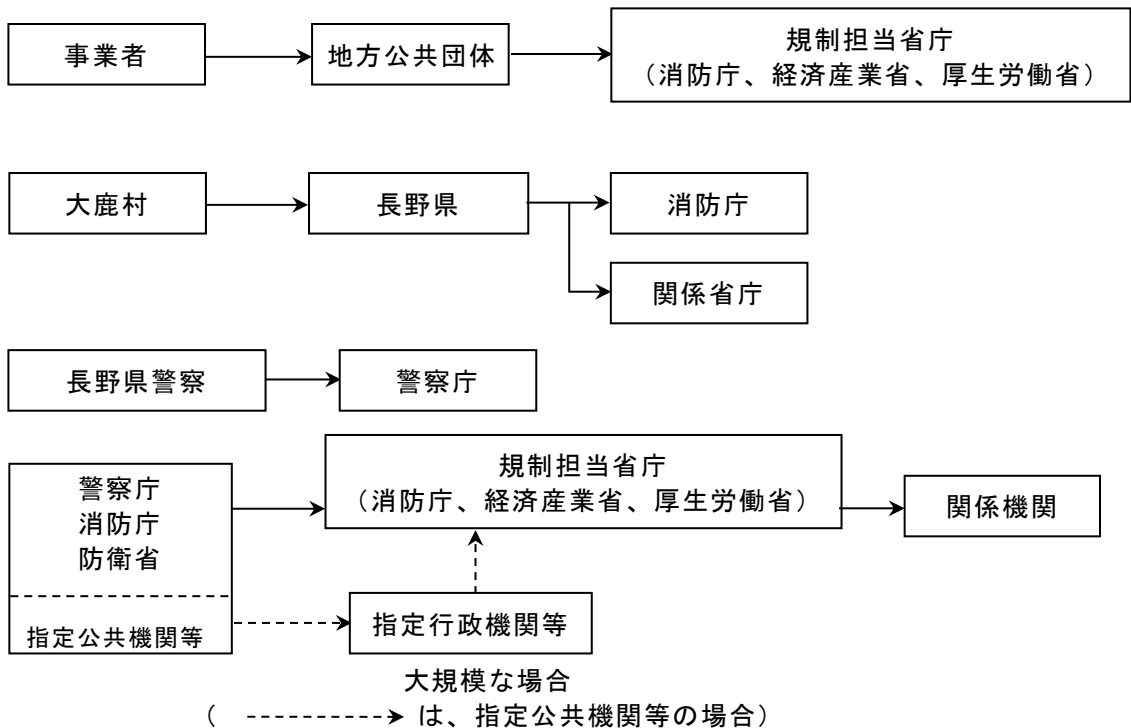
(ウ) 取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開するものとする。

危険物災害における連絡体制

(ア) 危険物等事故情報の連絡

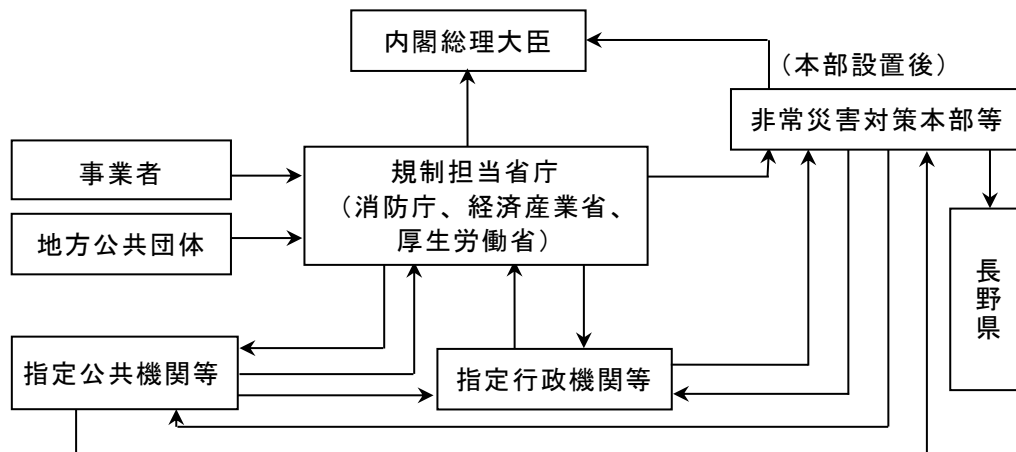


(イ) 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

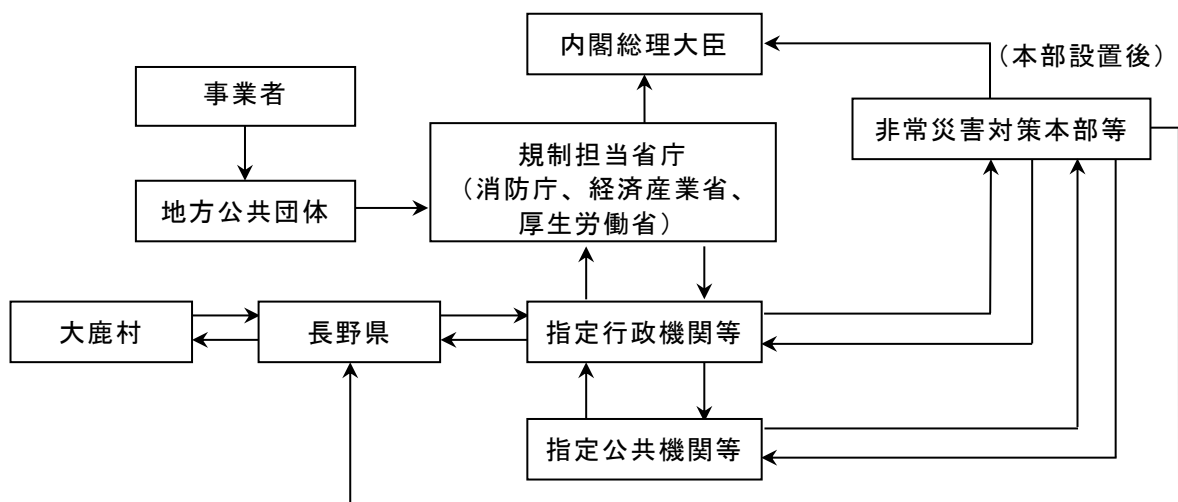


第4編 その他災害対策編

(ウ) 一般被害情報等の収集・連絡



(エ) 応急対策活動情報の連絡



※この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や村等との連絡体制まで含めた体制の概要を図示したものである。

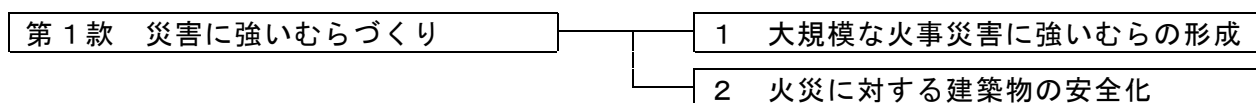
第5章 大規模な火事災害対策

第1節 災害予防計画

大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び住民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いむらづくりを形成するものとする。

第1款 災害に強いむらづくり

基本方針	・村及び県は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害発生による被害を最小限にすることを考慮した災害に強いむらづくりを実施	実施機関	総務課 消防本部 消防団
主な取組	・大規模な火事災害に強いむらの形成 ・火災に対する建築物の安全化		



1 大規模な火事災害に強いむらの形成

(1) 基本方針

村は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害に強いむらづくりを行うものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。

(イ) 村道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努めるものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 基本方針

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

(2) 実施計画

ア【村及び飯田広域消防本部が実施する計画】

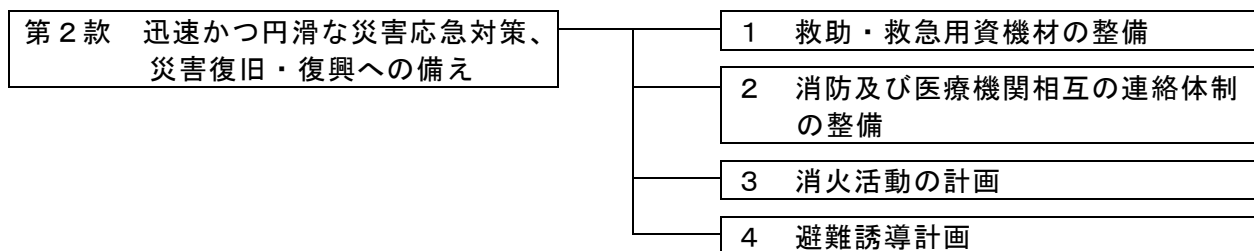
(ア) 建築基準法に基づき、規模等により、建築物を耐火構造・準耐火構造とするように指導するものとする。

(イ) 学校、診療所等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備えるものとする。

- (ウ) 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じて消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進するものとする。
- (エ) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

第2款 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

基本方針	・大規模な火事災害が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要	実施機関	各課 消防本部 消防団
主な取組	・救助・救急用資機材の整備 ・消防及び医療機関相互の連絡体制の整備 ・消火活動の計画 ・避難誘導計画の整備		



1 救助・救急用資機材の整備

(1) 基本方針

消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時から訓練の実施も必要である。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受先を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

消防団詰所、公民館、集会所施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班当たりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進めるものとする。

(イ) 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進めるものとする。

(ウ) 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命搜索救助システムを導入するものとする。

2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 基本方針

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が、適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受け入れ状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後さらに高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア【飯田広域消防本部が実施する計画】

(ア) 大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、飯田広域消防本部の消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

- ① 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む。）等
- ② 最先到着隊による措置
- ③ 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
- ④ 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- ⑤ 各活動隊の編成と任務
- ⑥ 消防団の活動要請
- ⑦ 通信体制
- ⑧ 関係機関との連絡
- ⑨ 報告及び広報
- ⑩ 訓練計画
- ⑪ その他必要と認められる事項

(イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。

(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

(エ) 関係機関の協力を得て、飯田広域消防本部の消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

(イ) (一社)長野県医師会は、他都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

3 消火活動の計画

(1) 基本方針

大規模な火事災害時等において、消火活動が迅速かつ的確に実施できるように消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

(2) 実施計画

ア 【村及び飯田広域消防本部が実施する計画】

消防計画を作成し、大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組むものとする。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その最新化を推進・促進するものとする。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図るものとする。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。その際、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図るものとする。

(ウ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における消火、救助活動等は、住民・事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とするものとする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。

(エ) 火災予防

① 防火思想、知識の普及

大規模な火事災害の、発災時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか広報媒体等を通じて、住民等に対する消火器具等の常備及びその取扱方法等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。

② 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導するものとする。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合又は火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図るものとする。

③ 危険物保有施設への指導

科学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導するものとする。

- a 可燃物と酸化剤の混合による発火
- b 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- c 金属粉、カーバイド等禁水性物質の浸水による発火

(オ) 活動体制の整備

大規模な火災発生時における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。

また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防衛地域、延焼防止線の設定等の火災防御計画等を定めるものとする。

(カ) 応援協力体制の確立

大規模な火事災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立するものとする。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

4 避難誘導計画

(1) 基本方針

村は、大規模な火事災害時等における避難誘導に係る計画をあらかじめ定めるものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 村は、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

また防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置をとるものとする。

(イ) 村は、大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを、大規模な火事災害時の指定緊急避難場所として指定するものとする。なお指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災のふく射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

第2節 災害応急対策計画

本節では、大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定めるものとする。

第1款 消火活動

基本方針	・大規模な火事災害発生時においては、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施 ・自らの消防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。	実施機関	各班 消防本部 消防団
主な取組	・二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を実施		

第1款 消火活動

1 消火活動

1 消火活動

(1) 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【村及び飯田広域消防本部が実施する対策】

(ア) 消火活動関係

① 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行うものとする。

② 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行うものとする。

特に大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防御計画等により、重要防御地域等の優先等、消防力の効率的運用を図るものとする。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行うものとする。

③ 応援要請等

- a 飯田広域消防本部消防長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないこと

が予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の消防機関に対する応援要請等を行うものとする。

- b 村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第2編 第2章 第5節 ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

(イ) 救助・救急活動

大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行うものとする。

なお、本項については、本計画第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

イ【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

(ア) 消火活動関係

住民等は、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努めるものとする。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

(イ) 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力するものとする。

第2款 避難誘導活動

基本方針	・大規模な火事災害により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を把握し、必要な措置をとる。	実施機関	各班 消防本部 消防団
主な取組	・災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。		

第2款 避難誘導活動

1 避難誘導活動

1 避難誘導活動

(1) 基本方針

公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。

避難誘導活動においては、特に高齢者、障がい者、妊産婦等要配慮者に配慮した措置をとる。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

庁舎、社会福祉施設、診療所、村営住宅、学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとるものとする。

イ【建築物の所有者等が実施する対策】

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとるものとする。

第3節 災害復旧計画

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり、必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第1款 計画的復興の進め方

基本方針	大規模な火事災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりを実施	実施機関	各班 消防本部 消防団
主な取組	複数の機関が関係し、高度化、複雑化及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画を作成し、体制を整備		

第1款 計画的復興の進め方

1 復興計画の作成

1 復興計画の作成

(1) 基本方針

被災地域の再建に当たり、更に災害に強いむらづくりを目指し、村の構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するための復興計画を作成するものとする。

当該計画には、持続可能なむらづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

また、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

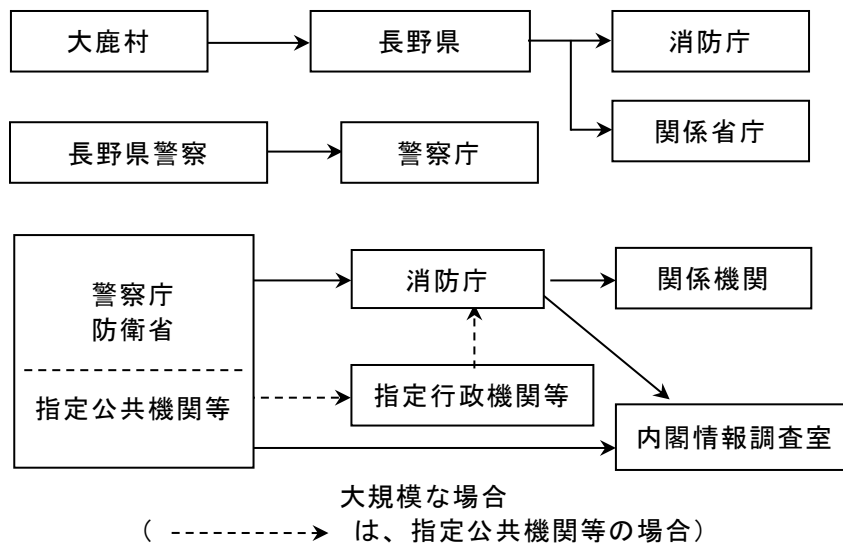
関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

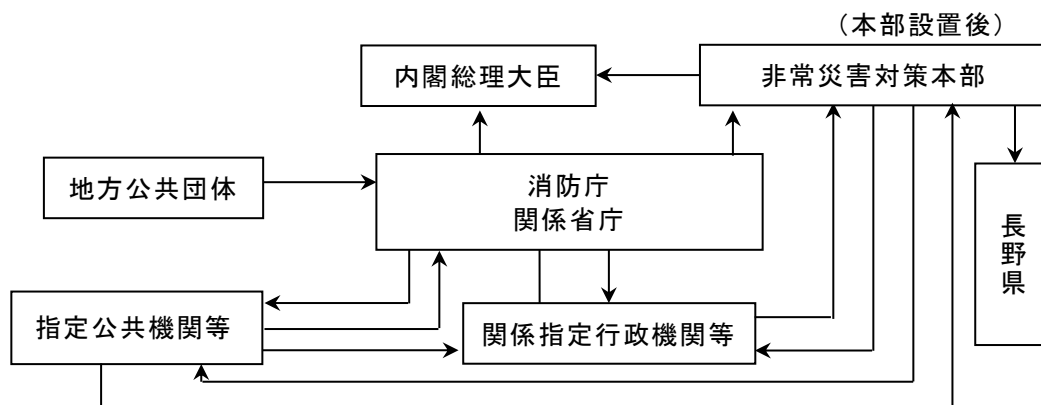
村、県等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

大規模な火事災害における連絡体制

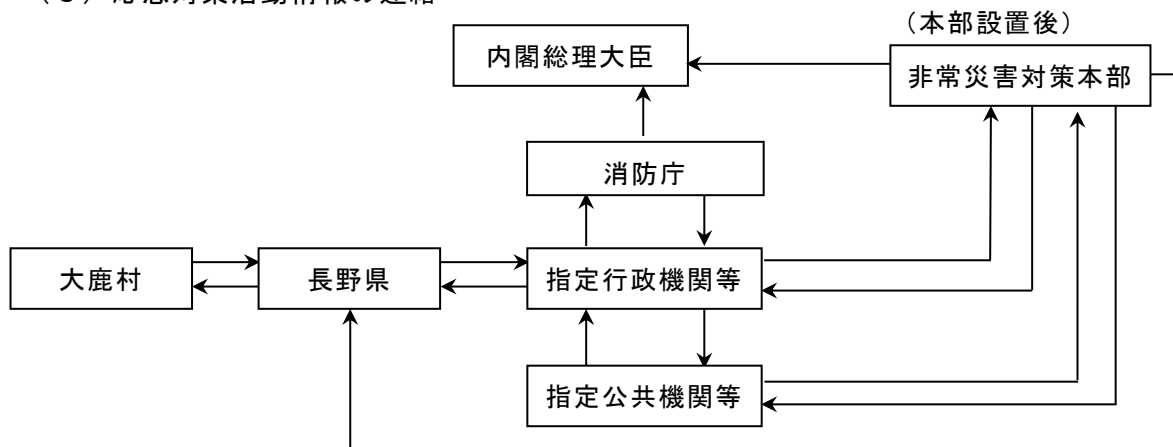
(1) 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



※この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や村等との連絡体制まで含めた体制の概要を図示したものである。

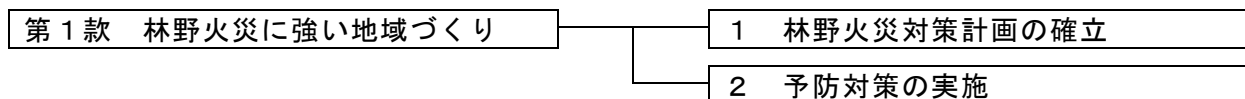
第6章 林野火災対策

第1節 災害予防計画

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。

第1款 林野火災に強い地域づくり

基本方針	・ 村及び県は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図る。	実施機関	各課 消防本部 消防団
主な取組	・ 関係機関等と連携を図り、林野火災対策計画を確立 ・ 林野火災対策計画に基づく予防対策を実施		



1 林野火災対策計画の確立

(1) 基本方針

飯田広域消防本部は、関係機関等と連携を図り、林野火災の発生防止及び発生時における活動体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア【飯田広域消防本部が実施する計画】

関係機関と緊密な連携をとり、林野火災対策計画の確立を図るものとし、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画するものとする。

(ア) 特別警戒実施計画

- ① 特別警戒区域
- ② 特別警戒時期
- ③ 特別警戒実施要領

(イ) 対策計画

- ① 消防分担区域
- ② 出動計画
- ③ 防御鎮圧要領

(ウ) 資機材整備計画

(エ) 防災訓練の実施計画

(オ) 啓発運動の推進計画

2 予防対策の実施

(1) 基本方針

飯田広域消防本部及び村は、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

(2) 実施計画

ア【村及び飯田広域消防本部が実施する計画】

飯田広域消防本部及び村は、林野火災予防のため、次の事業を行うものとする。

(ア) 防火思想の普及

- ① 防災関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。
- ② 林野火災予防協議会の設置等の推進を図るものとする。
- ③ 自主防災組織の育成を図るものとする。

(イ) 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備

- ① 林野火災発生の危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定し、その地域の実態に即した対策事業を推進するものとする。
- ② 林野火災予防マップ作成の推進を図るものとする。
- ③ 防火管理道の設置、防火線・防火帯の設置、防火水槽の設置等消防施設の整備を図るものとする。
- ④ 自動音声警報機等の予防資機材、水のう付き手動ポンプ等の初期消火機材及び空中消火機材、空中消火薬剤等の消火機材の整備を推進するものとする。

(ウ) 山地防災ヘルパー、災害時等における協定締結者及び現地出張した職員等による巡視

(エ) 林野所有（管理）者に対する指導

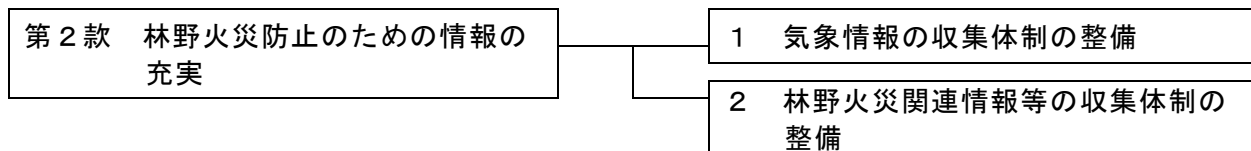
- ① 火の後始末の徹底
- ② 防火線・防火樹帯の設置
- ③ 自然水利の活用による防火用水の確保
- ④ 地ごしらえ、焼き畑等火入れ行為をするに当たっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法を確立するものとする。
- ⑤ 火災多発期における見回りの強化
- ⑥ 消火のための水の確保等

(オ) 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく応援体制の整備

第2款 林野火災防止のための情報の充実

基本方針	・林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備	実施機関	各課 消防本部 消防団
主な取組	・気象警報・注意報等の発表等気象に関する情報の収集体制を整備 ・林業関係者、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制を整備		



1 気象情報の収集体制の整備

(1) 基本方針

気象警報・注意報等の発表等気象状況を正確かつ迅速に把握できる体制を整備し、気象状態の変化に対応した予防対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達するものとする。

(イ) 火災気象通報業務に関する協定に基づき通報様式により県に通報するものとする。

2 林野火災関連情報等の収集体制の整備

(1) 基本方針

防火広報、警戒活動を効果的に実施するため、林野火災多発時期における監視パトロール等により、入山者の状況等の把握可能な体制を確立する。

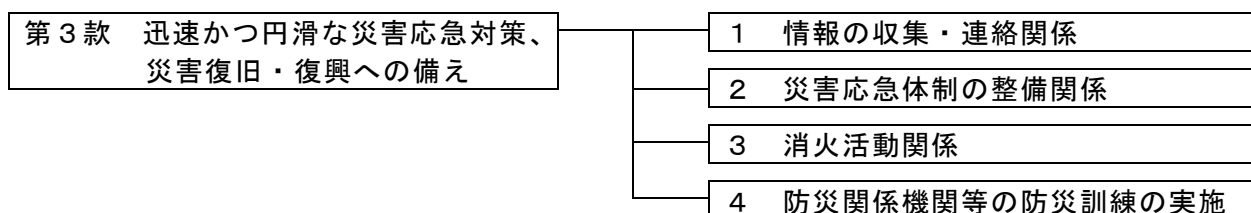
(2) 実施計画

ア【村及び飯田広域消防本部が実施する計画】

林野火災の発生しやすい時期において、広報車、県警ヘリ等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等を把握できる体制を確立するものとする。

第3款 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

基本方針	・ 林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するため、そのための備えとして所要の体制を整備	実施機関	各課 消防本部 消防団
主な取組	・ 情報収集体制及び関係機関相互間等の連絡体制を整備 ・ 関係機関の迅速な初動体制を確保するため、災害応急体制を整備 ・ 消火活動の実施に必要な資機材を整備 ・ 防災関係機関等と防災訓練を実施		



1 情報の収集・連絡関係

(1) 基本方針

災害現地及び関係機関相互の通信手段を確保し円滑な連絡体制を整備する。

また、必要に応じヘリ、車両等を現地に派遣し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進めるものとする。

また、状況に応じてヘリ又は車両による現地情報の収集体制を整備するものとする。

2 災害応急体制の整備関係

(1) 基本方針

関係機関職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を平常時から行い、災害時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 職員の参集等活動体制の確認を行うものとする。

(イ) 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行うものとする。

3 消火活動関係

(1) 基本方針

消防水利及び林野火災消火用資機材の点検整備を実施し、迅速な出動が可能な体制の確保を行う。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 消防本部、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化するものとする。

(イ) 空中消火基地及び取水用河川等の利用可能状況を把握するものとする。

4 防災関係機関等の防災訓練の実施

(1) 基本方針

消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施するものとする。

(イ) 消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取り扱いに関する講習等を実施するものとする。

第2節 災害応急対策計画

林野火災発生時には、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じてヘリコプターの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

第1款 林野火災の警戒活動

基本方針	火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し地域住民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取り扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備	実施機関	消防防災班 消防本部 消防団
主な取組	林野火災の発生のおそれがある場合、火災予防広報活動を強化するとともに、火の使用制限等を行う。		

第1款 林野火災の警戒活動

1 林野火災の警戒活動

1 林野火災の警戒活動

(1) 基本方針

林野火災の発生のおそれのある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 消防機関との協議等

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく村長の許可については、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議するものとする。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知するものとする。

(イ) 火入れ、たき火、喫煙等の制限

- ① 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請するものとする。
- ② 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置をとるものとする。
- ③ 火災警報の住民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示、吹出し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ、CATV等を通じ、周知徹底するものとする。

第2款 発災直後の情報の収集・連絡体制

基本方針	・ 林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保	実施機関	消防防災班 消防本部 消防団
主な取組	・ 災害情報の収集及び連絡体制を確保		

第2款 発災直後の情報の収集・連絡体制

1 発災直後の情報の収集・連絡体制

1 発災直後の情報の収集・連絡体制

(1) 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努め、報告する。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) ヘリコプターによる偵察の要請

(イ) 職員の災害現場への派遣

第3款 活動体制の確立

基本方針	・ 関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保	実施機関	消防防災班 消防本部 消防団
主な取組	・ 災害情報の収集・連絡を実施 ・ 事業者の消火活動に対する協力体制を確立		

第3款 活動体制の確立

1 災害情報の収集・連絡体制

2 林野所有（管理）者の活動体制

1 災害情報の収集・連絡体制

(1) 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

(2) 実施計画

ア【村が実施する対策】

(ア) 職員の災害現場への派遣及び状況報告

(イ) 消防本部からの県への火災即報の送信

(ウ) 状況に応じ、消防防災ヘリコプター等の応援要請の実施

2 林野所有（管理）者の活動体制

（1）基本方針

林野所有（管理）者は、消防機関の消火活動が円滑かつ効果的に実施できるよう支援を行うものとする。

（2）実施計画

ア【村が実施する対策】

林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求めるものとする。

イ【林野所有（管理）者等が実施する対策】

初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力を行うものとする。

第4款 消火活動

基本方針	・被害の拡大を最小限に食い止めるため関係機関が連携して消火活動を実施	実施機関	消防防災班 消防本部 消防団
主な取組	・地上からの消火活動に加え、火災の拡大のおそれがある場合は、ヘリによる空中消火活動を実施		

第4款 消火活動	1 消火活動

1 消火活動

（1）基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域な応援等を得て、迅速かつ的確な消防活動を行う。

（2）実施計画

ア【村及び飯田広域消防本部が実施する対策】

飯田広域消防本部及び村は、林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるため、消火活動に当たっては、次の事項を検討して、最善の方途を講ずるものとする。

- ① 出動部隊の出動区域
- ② 出動順路と防御担当区域
- ③ 携行する消防機材及びその他の器具
- ④ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- ⑤ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- ⑥ 応急防火線の設定
- ⑦ 救急救護対策
- ⑧ 住民等の避難
- ⑨ 空中消火の要請

イ【関係機関が実施する対策】

（ア）国有林火災の場合の通報連絡

国有林又は国有林付近の林野火災を覚知した森林管理署等は、速やかに関係消防機

関に通知するとともに、火災の拡大防止に努めるものとする。

(イ) 広域消火活動のため、自衛隊の派遣を必要とするときは、本計画第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」により、知事に要請するものとする。

(ウ) 防御部隊

林野火災での消火活動には、地形、気象、発生時期等による急速な拡大、延焼、飛び火等により予想しにくい困難と危険性がある。このため、人員、資機材等通常の火災とは異なる体制のもとに対処するものとする。

① 防御部隊の編成

山林火災は、消防機関のみでは対処しにくいいため、次に掲げる組織、団体、関係住民により編成する。

隣接消防団、中部森林管理局、飯伊森林組合、近隣住民等

② 組織

a 本部	「①」に掲げる組織の長
b 消防係	消防団、「①」に掲げる役員及び住民
c 防火線係	中部森林管理局、飯伊森林組合
d 伝令係	消防団
e 運搬補給係	消防団及びその車両、区役員
f 飛び火延焼警戒係	消防団

③ 出動計画

人員、資機材を効率的に運用するために、次により集結、活動するものとする。

a 第1出動

地元分団及び関係者とし、消防団長の指令により集結、活動するものとする。

b 第2出動

消防団長の指令により、次に掲げる場所に集結し、出動順路、活動分担及び手順について明確な打合せのもとに出動する。ただし、火災の現場、規模により集結場所を変更することもある。また、火災の規模によっては、出動分団を減ずることもできる。

④ 携行用具

ナタ、ノコギリ、カマ、ロープ、唐クワ等。夜間にかかる場合は照明器具等。

⑤ 運搬補給計画

関係分団車両により食料、飲料水、消防用資材、救急資材、その他必要な資機材の運搬補給を行い、物資の調達は消防本部及び村総務課において行う。

⑥ ヘリコプターによる空中消火

- a 地形条件や要員・資機材の不足等、地上での防御活動が困難な場合は、「長野県林野火災空中消火実施要項」に基づき、ヘリコプターによる空中消火を実施する。
- b ヘリコプターの出動要請は、本計画第2編第2章第5節「ヘリコプターの運用計画」による。

第5款 二次災害の防止活動

基本方針	・林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があるため、これらによる二次災害から住民を守るための措置をとる。	実施機関	消防防災班 消防本部 消防団
主な取組	・二次災害発生を防止する措置をとるとともに、関係機関への情報提供を実施		

第5款 二次災害の防止活動

1 二次災害の防止

1 二次災害の防止

(1) 基本方針

危険箇所について速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置をとる。

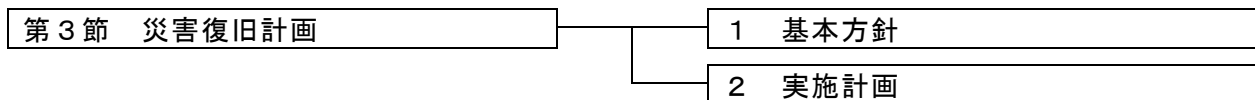
(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるものとする。

第3節 災害復旧計画

基本方針	・ 林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良普及を実施	実施機関 消防防災班 消防本部 消防団
主な取組	・ 森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを実施	



1 基本方針

事業者による森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを支援する。

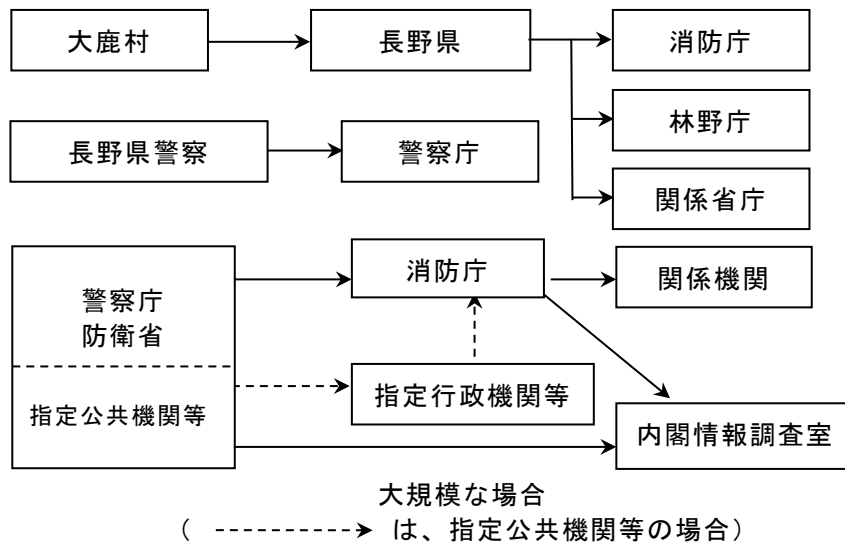
2 実施計画

ア 【村が実施する対策】

寡雨地帯や消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及啓発を行うものとする。

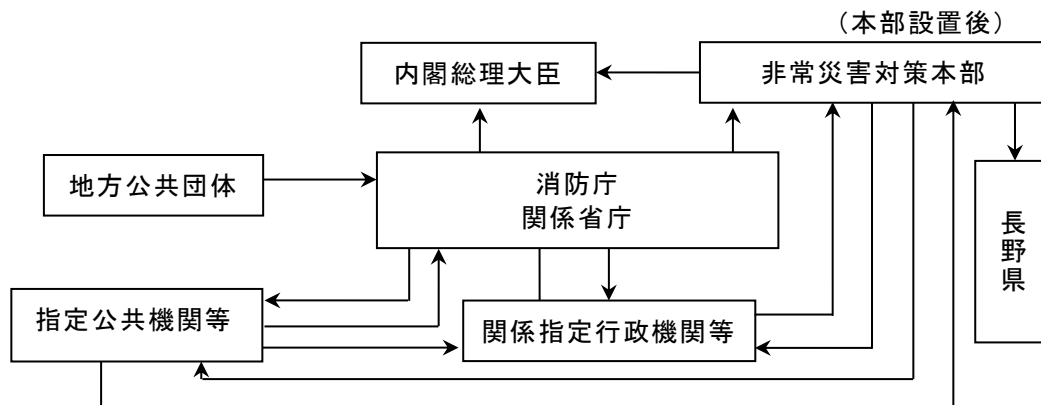
(ア) 林野火災における連絡体制

① 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

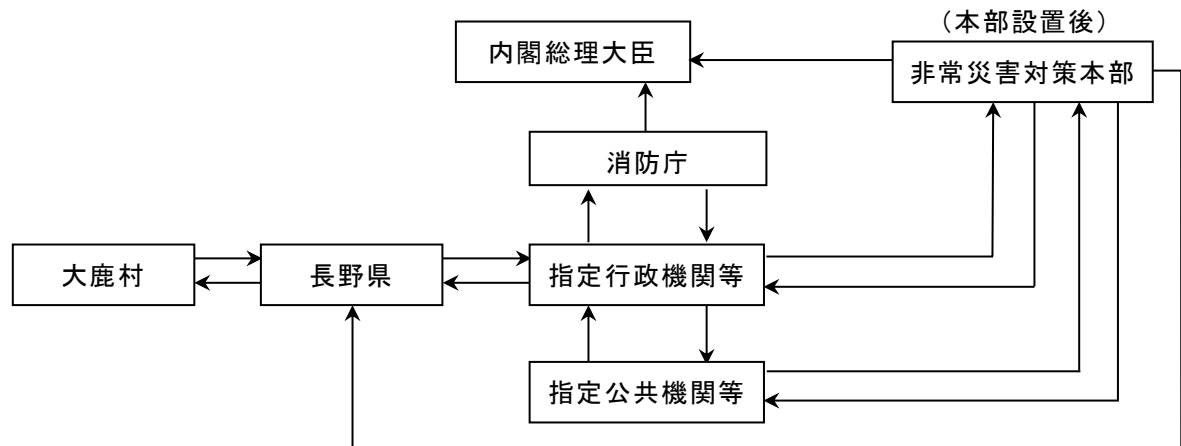


第4編 その他災害対策編

② 一般被害情報等の収集・連絡



③ 応急対策活動情報の連絡



※この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村等との連絡体制まで含めた体制の概要を図示したものである。

第7章 原子力災害対策

第1節 総則

1 計画策定の趣旨

(1) 計画の目的

この計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、県、村、防災関係機関、原子力事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。

また、村域に係る放射性同位元素等取扱事業所事故及び放射性物質の不法廃棄による災害（以下「放射性物質事故災害等」という。）に関する対策についても、必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として策定する。

(2) 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ア 「放射性物質」とは、「原子力基本法」第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び「放射性同位元素等の規制に関する法律」（以下「放射線障害防止法」という。）第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- イ 「原子力災害」とは、「原子力災害対策特別措置法」（以下「原災法」という。）第2条第1号に規定する被害をいう。
- ウ 「原子力事業者」とは、「原災法」第2条第3号に規定する事業者をいう。
- エ 「原子力事業所」とは、「原災法」第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- オ 「特定事象」とは、「原災法」第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。
- カ 「原子力緊急事態」とは、「原災法」第2条第2号に規定する事態をいう。
- キ 「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。
- ク 「放射性同位元素等取扱事業者」とは、「放射線障害防止法」第3条、第3条の2、第3条の3、第4条及び第4条の2に規定する放射性同位元素の許可使用者、届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者をいう。
- ケ 「放射性同位元素等取扱事業所」とは、放射線同位元素等取扱事業者が使用許可又は届出を行っている工場又は事業所をいう。

(3) 計画の性格

この計画は、「災害対策基本法」第42条に基づき大鹿村防災会議が作成する「大鹿村地域防災計画」の「第4編 第7章 原子力災害対策」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

(4) 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、「災害対策基本法」第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

(5) 計画の対象とする災害

村内には、原子力事業所が存在せず、また、他の地方公共団体にある原子力事業所に
関する「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」にも含まれないが、東日本大震災
における原子力災害では放射性物質が防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲より
広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響
が広範囲に及び、村内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要とな
ったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復
旧・復興を行う。

さらに、放射性物質事故災害等に関する対策についても同様に、必要な災害に対する
備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

2 防災の基本方針

原子力事業所等からの情報収集、住民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整
備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策
を講ずる。

3 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 実施責任

ア 村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村域並びに地域住民
の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地
方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

イ 指定地方行政機関、陸上自衛隊第 13 普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関
及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援
する。

(2) 処理すべき事務又は業務の大綱

ア 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害
調査に関すること。

イ 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。

ウ モニタリング等に関すること。

エ 健康被害の防止に関すること。

オ 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。

カ 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。

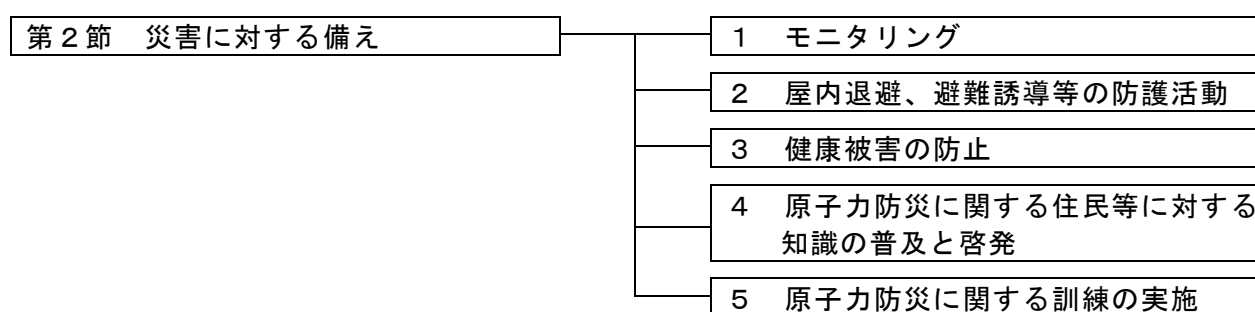
キ 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。

ク 汚染物質の除去等に関すること。

ケ その他原子力防災に関すること。

第2節 災害に対する備え

基本方針	・放射性物質の拡散、放射線の影響に対する、本計画第4編第7章第3節「災害応急対策」に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するなどの対応を実施		各班
主な活動	・災害時における影響評価に用いるため、平常時からモニタリングを実施 ・放射線の防護効果の高いコンクリート施設を退避所又は指定避難所とするよう努める。 ・放射性物質拡散の有無について空間放射線量の測定等により健康被害の防止 ・原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発 ・原子力防災に関する訓練の実施	実施機関	



1 モニタリング

(1) 実施計画

ア【村が実施する計画】

県と相互に連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを実施する。

2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

(1) 実施計画

ア【村が実施する計画】

(ア) 広域的な避難に備えて、他市町村と避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。

(イ) 施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート施設を退避所又は指定避難所とするよう努める。

3 健康被害の防止

(1) 実施計画

ア【村が実施する計画】

人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握に努める。

放射性物質拡散の有無について空間放射線量の測定をし、その測定結果を村公式ホームページ等にて公表する。

保育所及び学校での安心・安全な給食の提供を考え、使用される食材について、定期的に放射性物質の検査を実施し、その結果を村公式ホームページで公表する。また、検査において、検査結果が規制値（確定していない場合は暫定規制値）を超えた場合、以下の対応をとる。

- (ア) 問題の食材を除外した献立を提供する。
- (イ) 複数の食材から検出され献立として成立しない場合は、その献立を除く。

4 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

(1) 実施計画

ア【村が実施する計画】

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、村は、住民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

- (ア) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (イ) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (ウ) 放射線防護に関すること。
- (エ) 村及び県等が講じる対策の内容に関すること。
- (オ) 屋内退避、避難に関すること。
- (カ) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること。

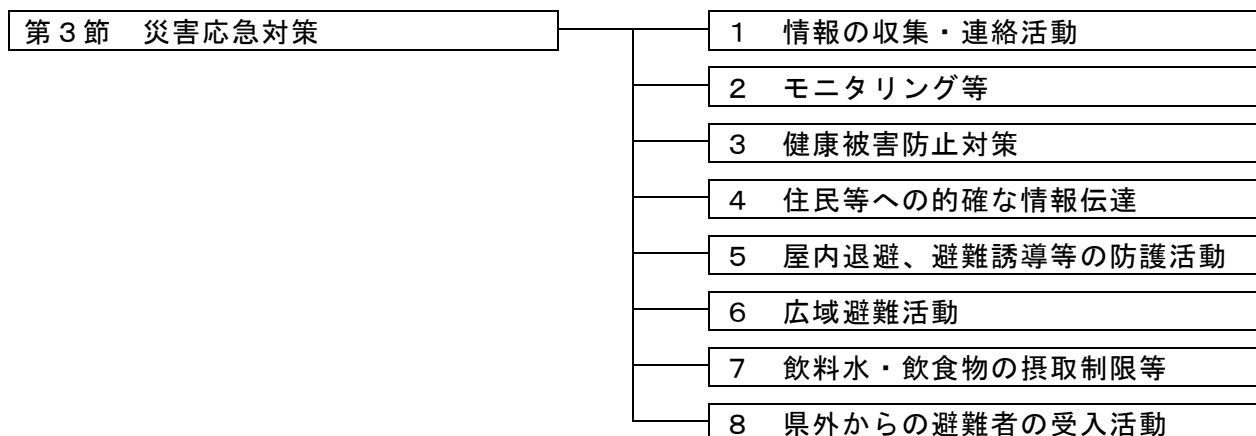
5 原子力防災に関する訓練の実施

ア【村が実施する計画】

必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。

第3節 災害応急対策

基本方針	・放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命・身体・財産を保護するため、県、村、防災関係機関はできる限り早期に的確な応急対策を実施 ・大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応	各班
主な活動	・情報の収集・連絡活動の実施 ・モニタリング・放射能濃度の測定の実施 ・人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談の実施 ・住民等に情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に実施 ・住民等に対する屋内退避又は避難指示の措置の実施 ・必要に応じ、他市町村へ住民等の避難の実施 ・飲料水・飲食物の摂取制限等の措置の実施 ・県外からの避難者の受入活動の実施	実施機関



1 情報の収集・連絡活動

(1) 実施計画

ア【村が実施する計画】

県と連携を密にして情報の把握に努める。

2 モニタリング等

(1) 実施計画

ア【村が実施する計画】

必要に応じて放射性物質濃度の測定を実施するとともに県が実施するモニタリング及び測定が円滑に行われるよう協力する。

3 健康被害防止対策

(1) 実施計画

ア【村が実施する計画】

必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

4 住民等への的確な情報伝達

(1) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるように配慮するとともに、県と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。
- (イ) 必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談等に対応する窓口を設置し、速やかに住民等からの問合せに対応する。

5 屋内退避、避難誘導等の防護活動

(1) 実施計画

ア【村が実施する計画】

- (ア) 村内において原子力緊急事態が宣言され原災法第 15 条第 3 項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難指示があった場合、住民等に次の方法等で情報を提供する。
 - ① 報道機関を通じたラジオ、テレビ、CATV、新聞などによる報道
 - ② 警察署・駐在所等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動
 - ③ 消防本部の広報車等による広報活動
 - ④ 村防災行政無線や広報車等による広報活動
 - ⑤ 村教育委員会等を通じた小・中学校、保育所への連絡
 - ⑥ 電気・通信事業者、各種団体の協力による広報活動
 - ⑦ インターネット、ホームページを活用した情報提供
- (イ) 村長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難指示の措置を講ずる。
 - ① 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。

必要に応じてあらかじめ指定された以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。
 - ② 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊産婦、児童、乳幼児に配慮する。
 - ③ 退避・避難のための立ち退き避難の指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。
 - ④ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。
 - ⑤ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

「原子力災害対策指針（最新改定日令和 5 年 11 月 1 日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。

基準の概要	初期設定値* ¹	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h（地上1 mで計測した場合の空間放射線量率* ² ）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物* ³ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転* ⁴ させるための基準	20 μ Sv/h（地上1 mで計測した場合の空間放射線量率）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施

*¹ 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。

*² 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

*³ 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

*⁴ 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

6 広域避難活動

（１）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）村外へ避難を行う必要が生じた場合、他市町村に対し収容先の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請し、避難者を把握するとともに住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。

（イ）他の市町村からの避難収容、また、要避難市町村からの要請に基づき避難者を受け入れる場合、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。

〔路線バス会社等〕

各交通機関は村及び県と連携し、避難者の輸送を行う。

〔自衛隊〕

自衛隊は、村及び県と協力し、避難者の輸送に関する援助を行う。

（ウ）県及び村は、必要に応じ、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、避難者等が避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、避難者等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。

7 飲料水・飲食物の摂取制限等

（１）実施計画

ア【村が実施する計画】

（ア）国及び県からの指示、要請があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。

（イ）国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置をとる。

飲食物摂取制限に関する指標

対象	放射性ヨウ素
飲料水	300 ベクレル/キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜・芋類を除く。）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム以上

（「原子力災害対策指針」（最新改定日令和5年11月1日）より）

放射性セシウムの新基準

対象	放射性セシウム
飲料水	10 ベクレル/キログラム以上
牛乳	50 ベクレル/キログラム以上
一般食品	100 ベクレル/キログラム以上
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム以上

（厚生労働省省令及び告示より）

8 県外からの避難者の受入活動

（1）避難者の受入

県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）からの避難者の受入について県より避難所として設置するよう要請された場合、避難元都道府県と連携し、必要に応じて以下の対応をする。

- ア 緊急的な一時受入については、村有施設を当分の間提供する。なお、受入に当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。
- イ 短期的な避難者の受入については、まず、緊急的な一時受入と同様に、村有施設で対応する。ただし、この受入が困難な場合、協議の上、村内の旅館等を村が借り上げて、避難所とする。
- ウ 中期的（6か月から2年程度）な避難者の受入については、次の対応を行う。
 - （ア）避難者に対しては、村営住宅への受入を行う。
 - （イ）民間賃貸住宅を村が借り上げ、2年間を限度に応急仮設住宅として提供する。
 - （ウ）長期的に本村に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。

（2）避難者の生活支援及び情報提供

- ア 避難元都道府県等と連携し、村内に避難を希望する避難者に対して、住まい・生活・医療・教育・介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。
- イ 村は、避難者に関する情報を活用し、避難元市町村からの情報を避難者へ提供するとともに、避難者支援に関する情報を提供する。

第4節 災害からの復旧・復興

基本方針	・村、県及び原子力事業者は、相互に連携しながら、必要な復旧・復興対策を講ずる。	実施機関	各班
主な活動	・必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業の実施 ・モニタリングや風評被害等の未然防止及び影響軽減のための広報活動、住民等からの心身の健康に関する相談の実施		

第4節 災害からの復旧・復興	1 放射性物質による汚染の除染等
	2 その他災害後の対応

1 放射性物質による汚染の除染等

(1) 実施計画

ア【県及び村が実施する計画】

国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

2 その他災害後の対応

(1) 実施計画

ア【県及び村が実施する計画】

(ア) 災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。

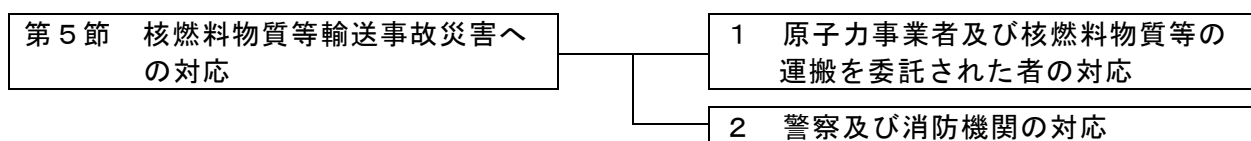
(イ) 村は、県及び関係機関と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。

(ウ) 村は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、県、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の推進・促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。

(エ) 村は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

第5節 核燃料物質等輸送事故災害への対応

基本方針	核燃料物質等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を実施（下記以外の項目については本計画第4編第7章第2節「災害に対する備え」、第3節「災害応急対策」及び第4節「災害からの復旧・復興」を準用する。）	実施機関	総務班
主な活動	- 原子力事業者及び核燃料物質等の運搬を委託された者の事故発生時の対応 - 警察及び消防機関による、必要な体制を整備等		



1 原子力事業者及び核燃料物質等の運搬を委託された者の対応

（1）実施計画

ア 運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。

- （ア）安全規制担当省庁、警察及び消防機関への迅速な報告・通報
- （イ）消火、延焼防止
- （ウ）立入禁止区域の設定
- （エ）避難のための警告
- （オ）汚染の拡大防止及び除去
- （カ）放射線の遮蔽核燃料物質による汚染の拡大の防止及び除去
- （キ）放射線障がいを受けた者の救出、避難等の措置
- （ク）その他放射線障害の防止のために必要な措置

イ 事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成し、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

2 警察及び消防機関の対応

【警察】

- （1）事故の通報を受けた際、状況に応じて警察職員の安全確保を図り、事業者と協力して人命救助・避難誘導・交通規制等の措置を実施するために必要な体制を整備する。
- （2）村、防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。

【消防機関】

- （1）事故の通報を受けた際、状況に応じて消防機関の安全確保を図り、事業者と協力して、消火・救助・救急等の措置を実施するために必要な体制を整備する。
- （2）村、防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。

別紙 各計画担当一覧

別紙 各計画担当一覧

章	節	タイトル	通常業務体制													
			総務課	会計室	住民税務課	保健福祉課	地域包括支援センター	在宅介護支援センター	産業建設課	農業委員会事務局	教育委員会事務局	診療所	社協事務局	保育所	授産所	消防団
第1編 総 則																
	1	計画作成の趣旨														
	2	防災の基本方針														
	3	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱														
	4	防災面からみた大鹿村の概要														
	5	想定地震とその被害														
	6	防災ビジョン														
第2編 風水害対策編																
1		災害予防計画														
	1	風水害に強いむらづくり	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	2	災害発生直前対策	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	3	情報の収集・連絡体制計画	●													
	4	活動体制計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	5	広域相互応援計画	●													
	6	救助・救急・医療計画				●										
	7	消防・水防活動計画	●						●							
	8	要配慮者支援計画				●					●					
	9	緊急輸送計画	●						●							
	10	障害物の処理計画							●							
	11	避難の受入活動計画	●			●					●					
	12	孤立防止対策	●						●							
	13	食料品等の備蓄・調達計画	●						●							
	14	給水計画							●							
	15	生活必需品の備蓄・調達計画				●			●							
	16	危険物施設等災害予防計画	●													
	17	電気施設災害予防計画				●			●							
	18	上水道施設災害予防計画							●							
	19	通信・放送施設災害予防計画	●													
	20	災害広報計画	●													
	21	土砂災害等の災害予防計画							●							
	22	建築物災害予防計画	●						●							
	23	道路及び橋梁災害予防計画							●							
	24	河川施設等災害予防計画							●							
	25	ため池災害予防計画							●							
	26	農林産物災害予防計画							●							
	27	二次災害の予防計画	●						●							
	28	防災知識普及計画	●													
	29	防災訓練計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	30	災害復旧・復興への備え		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	31	自主防災組織等の育成に関する計画	●													
	32	企業防災に関する計画	●													
	33	ボランティア活動の環境整備	●			●										
	34	財政調整基金積立及び運用計画	●	●												
	35	風水害対策に関する調査研究及び観測	●													
	36	観光地の災害予防計画							●							
	37	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	●													
2		災害応急対策計画														
	1	災害直前活動	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	2	災害情報の収集・連絡活動	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	3	非常参集職員の活動	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	4	広域相互応援活動														
	5	ヘリコプターの運用計画														
	6	自衛隊の災害派遣														
	7	救助・救急・医療活動														●
	8	消防・水防活動														●
	9	要配慮者に対する応急活動														
	10	緊急輸送活動														
	11	障害物の処理活動														
	12	避難受入及び情報提供活動														
	13	孤立地域対策活動														

[illegible]

別紙 各計画担当一覧

章	節	タイトル	通常業務体制													
			総務課	会計室	住民税務課	保健福祉課	地域包括支援センター	在宅介護支援センター	産業建設課	農業委員会事務局	教育委員会事務局	診療所	社協事務局	保育所	授産所	消防団
	14	食料品等の調達供給活動														
	15	飲料水の調達供給活動														
	16	生活必需品の調達供給活動														
	17	保健衛生、感染症予防活動														
	18	遺体の捜索及び対策等の活動														
	19	廃棄物の処理活動														
	20	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動														
	21	危険物施設等応急活動														●
	22	電気施設応急活動														
	23	上水道施設応急活動														
	24	通信・放送施設応急活動														
	25	災害広報活動														
	26	土砂災害等応急活動														
	27	建築物災害応急活動														
	28	道路及び橋梁応急活動														
	29	河川施設等応急活動														
	30	災害の拡大防止と二次災害の防止活動														
	31	ため池災害応急活動														
	32	農林産物災害応急活動														
	33	文教活動														
	34	飼養動物の保護対策														
	35	ボランティアの受入体制														
	36	義援物資及び義援金の受入体制														
	37	災害救助法の適用														
	38	観光地の災害応急対策														
3		災害復旧計画														
	1	復旧・復興の基本方針の決定														
	2	迅速な原状復旧の進め方														
	3	計画的な復興														
	4	資金計画														
	5	被災者等の生活再建等の支援														
	6	被災中小企業等の復興														
	7	被災した観光地の復興														
第3編 震災対策編																
1		災害予防計画														
	1	地震に強いむらづくり	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	2	情報の収集・連絡体制計画	●													
	3	活動体制計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	4	広域相互応援計画	●													
	5	救助・救急・医療計画				●										
	6	消防・水防活動計画	●						●							
	7	要配慮者支援計画				●					●					
	8	緊急輸送計画							●							
	9	障害物の処理計画							●							
	10	避難の受入活動計画	●			●					●					
	11	孤立防止対策	●						●							
	12	食料品等の備蓄・調達計画	●						●							
	13	給水計画							●							
	14	生活必需品の備蓄・調達計画				●			●							
	15	危険物施設等災害予防計画	●													
	16	電気施設災害予防計画				●			●							
	17	上水道施設災害予防計画							●							
	18	通信・放送施設災害予防計画	●													
	19	災害広報計画	●													
	20	土砂災害等の災害予防計画							●							
	21	建築物災害予防計画			●				●		●				●	
	22	道路及び橋梁災害予防計画							●							
	23	河川施設等災害予防計画							●							
	24	ため池災害予防計画							●							

その他								(地震) 災害対策本部体制															掲載 ページ
消防本部	飯田警察署	医療機関	放送事業者	電力会社	関係機関	各施設管理者	防災関係機関	本部事務局	総務部消防防災班	総務部調査・通信広報班	総務部輸送用度調達班	環境衛生部環境衛生班	保健福祉部生活救助班	保健福祉部誘導班	土木経済部交通班	土木経済部食料農林対策班	土木経済部商工対策班	教育部教育班	医療部救急医療班	施設部社協班	施設部保育所班	施設部授産所班	
																●							227
															●								230
													●										232
												●							●				234
												●											237
												●											238
	●					●			●														240
		●																					241
				●																			244
					●					●						●							246
									●	●													248
																●							250
																●							255
																●							258
																●							260
																●							262
					●				●							●							263
																●							267
																	●		●				268
												●						●					270
												●											273
													●										274
								●			●												276
																	●						278
									●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	281
									●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	281
									●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	282
									●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	284
									●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	287
									●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	288
					●																		293
																							295
																							297
																							298
																							298
																							302
																							303
																							303
●																							303
																							303
																							303
																							303
																							304
																							312
																							312
																							312
																							312
																							312
																							312
			●																				312
																							312
																							313
																							315
																							316
																							316

別紙 各計画担当一覧

章	節	タイトル	通常業務体制												
			総務課	会計室	住民税務課	保健福祉課	地域包括支援センター	在宅介護支援センター	産業建設課	農業委員会事務局	教育委員会事務局	診療所	社協事務局	保育所	授産所
	25	農林産物災害予防計画							●						
	26	積雪期の地震災害予防計画	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	
	27	二次災害の予防計画						●							
	28	防災知識普及計画	●							●					
	29	防災訓練計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	30	災害復旧・復興への備え		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	31	自主防災組織等の育成に関する計画	●												
	32	企業防災に関する計画	●												
	33	ボランティア活動の環境整備計画	●			●									
	34	財政調整基金積立及び運用計画	●	●											
	35	災害対策に関する調査研究及び観測	●												
	36	観光地の災害予防計画						●							
	37	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	●												
2		災害応急対策計画													
	1	災害情報の収集・連絡活動	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	2	非常参集職員の活動	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	3	広域相互応援活動													
	4	ヘリコプターの運用計画													
	5	自衛隊の災害派遣													
	6	救助・救急・医療活動													●
	7	消防・水防活動													●
	8	要配慮者に対する応急活動													
	9	緊急輸送活動													
	10	障害物の処理活動													
	11	避難受入及び情報提供活動													
	12	孤立地域対策活動													
	13	食料品等の調達供給活動													
	14	飲料水の調達供給活動													
	15	生活必需品の調達供給活動													
	16	保健衛生、感染症予防活動													
	17	遺体の捜索及び対策等の活動													
	18	廃棄物の処理活動													
	19	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動													
	20	危険物施設等応急活動													●
	21	電気施設応急活動													
	22	上水道施設応急活動													
	23	通信・放送施設応急活動													
	24	災害広報活動													
	25	土砂災害等応急活動													
	26	建築物災害応急活動													
	27	道路及び橋梁応急活動													
	28	河川施設等応急活動													
	29	災害の拡大防止と二次災害の防止活動													
	30	ため池災害応急活動													
	31	農林産物災害応急活動													
	32	文教活動													
	33	飼養動物の保護対策													
	34	ボランティアの受入体制													
	35	義援物資及び義援金の受入体制													
	36	災害救助法の適用													
	37	観光地の災害応急対策													
3		災害復旧計画													
	1	復旧・復興の基本方針の決定													
	2	迅速な原状復旧の進め方													
	3	計画的な復興													
	4	資金計画													
	5	被災者等の生活再建等の支援													
	6	被災中小企業等の復興													
	7	被災した観光地の復興													

その他								(地震) 災害対策本部体制															掲載 ページ
消防本部	飯田警察署	医療機関	放送事業者	電力会社	関係機関	各施設管理者	防災関係機関	本部事務局	総務部消防防災班	総務部調査・通信広報班	総務部輸送用度調達班	環境衛生部環境衛生班	保健福祉部生活救助班	保健福祉部誘導班	土木経済部交通班	土木経済部食料農林対策班	土木経済部商工対策班	教育部教育班	医療部救急医療班	施設部社協班	施設部保育所班	施設部授産所班	
																							316
																							317
																							319
●																							320
																							324
																							324
																							324
																							324
																							324
																							324
																							325
																							325
																							325
																							326
																							326
					●																		326-6
●								●															326-7
								●															326-11
								●															326-11
		●																	●				326-11
●																					●	●	326-11
											●												326-11
																●							326-11
															●						●	●	327
									●	●													341
																●							341
																							341
																●							341
																							341
																							341
	●								●														341
●						●																	341
				●																			341
					●																		342
										●						●							342
									●	●													342
																●							342
																●							342
																●							342
																●							342
																							342
																							342
																							342
																							342
																							342
																							342
																							342
																							342
																							342
																							342
																							342
																							342
																							342
																							342
																							342
																							342
																							342
																							342
																							342
																							342
																							342
																							342
																							342
																							342
																							342
																							342
																							342
																							342
																							342
																							342

別紙 各計画担当一覧

章	節	タイトル	通常業務体制													
			総務課	会計室	住民税務課	保健福祉課	地域包括支援センター	在宅介護支援センター	産業建設課	農業委員会事務局	教育委員会事務局	診療所	社協事務局	保育所	授産所	消防団
4		東海地震に関する事前対策活動														
	1	総則														
	2	東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制														
	3	災害情報の収集・連絡活動	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	4	災害広報活動														
	5	避難受入及び情報提供活動														
	6	食料品等、飲料水、生活必需品の調達供給活動														
	7	救助・救急・医療活動及び保健衛生、感染症予防活動													●	
	8	文教活動														
	9	消防・水防活動													●	
	10	防災関係機関の講ずる対策														
	11	自主防災活動														
	12	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動														
	13	道路及び橋梁応急活動														
	14	緊急輸送活動														
	15	他の機関に対する応援の要請														
	16	村が管理する施設等の対策														
	17	事業所等対策計画														
	18	その他の計画														
5		南海トラフ地震臨時の運用（南海トラフ地震防災対策推進計画）														
	1	総則														
	2	南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制														
	3	情報の収集伝達計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	4	広報計画	●													
	5	災害応急対策をとるべき期間														
	6	避難対策等														
	7	住民の防災対応														
	8	企業等対策計画														
	9	防災関係機関のとりべき措置														
	10	関係機関との連携協力の確保														
	11	地震防災上必要な教育及び広報に関する防災知識の普及計画														
	12	円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項														
	13	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画														
	14	防災訓練計画														
第4編 その他災害対策編																
1		雪害対策														
	1	災害予防計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	2	災害応急対策計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
2		航空災害対策														
	1	災害予防計画	●													
	2	災害応急対策計画													●	
3		第3章 道路災害対策														
	1	災害予防計画						●								
	2	災害応急対策計画													●	
4		危険物等災害対策														
	1	災害予防計画	●													
	2	災害応急対策計画														
5		大規模な火事災害対策														
	1	災害予防計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	2	災害応急対策計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	3	災害復旧計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
6		林野火災対策														
	1	災害予防計画	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	2	災害応急対策計画														
	3	災害復旧計画														
7		原子力災害対策														
	1	総則														
	2	災害に対する備え	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	3	災害応急対策	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	4	災害からの復旧・復興	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	5	核燃料物質等輸送事故災害への対応	●													

その他								(地震) 災害対策本部体制														掲載 ページ	
消防本部	飯田警察署	医療機関	放送事業者	電力会社	関係機関	各施設管理者	防災関係機関	本部事務局	総務部消防防災班	総務部調査・通信広報班	総務部輸送用度調達班	環境衛生部環境衛生班	保健福祉部生活救助班	保健福祉部誘導班	土木経済部交通班	土木経済部食料農林対策班	土木経済部商工対策班	教育部教育班	医療部救急医療班	施設部社協班	施設部保育所班		施設部授産所班
																							346
																							346
									●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	347
									●	●													348-2
															●						●	●	348-2
													●		●	●							348-2
			●									●				●			●				348-2
	●						●											●					348-2
									●														349
			●						●														351
									●							●							352
											●					●							352
								●															353
									●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	354
									●														356
									●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	357
																							358
									●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	361
																							364
									●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	365
									●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	367
																							368
																							370
																							371
							●																373
●	●					●	●																375
																							376
																							379
														●	●								382
									●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	383
																							385
																							386
																							386
																							392
																							397
									●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	397
																							399
																							404
																							404
									●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	407
																							413
					●																		413
									●	●													416
																							421
●																							421
●																							426
●																							428
																							430
●																							430
●									●														434
●									●														439
																							441
																							441
●																							443
●																							445
●																							449
																							450

大鹿村地域防災計画

令和 7 年 3 月
大鹿村防災会議

発 行：大鹿村
編 集：大鹿村 総務課
〒399-3502
長野県下伊那郡大鹿村大河原 354
TEL：0265-39-2001

